

2024 年度  
博士論文  
(指導教員：本橋哲也)

論文題名：近代日本における女性の「家庭」意識の変遷

英文題名：Transformation of the Concept of "Family" within  
the Consciousness of Women in Modern Japan

東京経済大学大学院

コミュニケーション学研究科博士後期課程

氏名：張 馨筑

## 目次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 序章.....                                    | 1  |
| 1. 本稿の研究背景と研究目的.....                       | 1  |
| 2. 本稿の構成.....                              | 8  |
| 第1章 理想と現実の乖離——専業主婦から兼業主婦へと.....            | 10 |
| 1.1 国民意識と家庭モデルの変化.....                     | 10 |
| (1) 性別役割分業意識の変化.....                       | 10 |
| (2) 家庭モデルの変化.....                          | 11 |
| 1.2 各種の変化の実態.....                          | 13 |
| (1) 性別役割分業意識変化の実態.....                     | 13 |
| (2) 家庭モデルの変化の実態.....                       | 14 |
| (3) 女性の社会進出の実態.....                        | 17 |
| 1.3 シーセッションによって顕在化された就巢性心理と女性貧困の深刻化.....   | 20 |
| 第2章 国、家から国民に押し付けられる家庭依存症.....              | 23 |
| 2.1 明治維新と明治初期の女子教育.....                    | 23 |
| (1) 明治維新による変化.....                         | 23 |
| (2) 女性教育に関する改革.....                        | 24 |
| (3) 就学率低下とその理由.....                        | 25 |
| (4) 留学政策の推進.....                           | 26 |
| 2.2 人身売買禁止の問題——遊女屋から貸座敷へ.....              | 27 |
| (1) 娼妓解放令の発布.....                          | 27 |
| (2) 娼妓解放に関する問題.....                        | 28 |
| (3) 廃娼論に関する言論.....                         | 30 |
| (4) 廃娼運動の内実となる排斥.....                      | 31 |
| (5) 東京婦人矯風会の結成とその廃娼運動.....                 | 33 |
| (6) 東京婦人矯風会における排娼論.....                    | 35 |
| 2.3 各方面における女性権利の制限.....                    | 36 |
| (1) 制限された各種の女性権利とその背景.....                 | 36 |
| (2) 労働面における女性権利の制限.....                    | 37 |
| (3) 女子の権利制限に対する反抗.....                     | 38 |
| 2.4 女子の国民化と家制度による女子理想像の固定化.....            | 41 |
| (1) 良妻賢母教育の推進.....                         | 41 |
| (2) 家父長制・家制度の推進.....                       | 42 |
| (3) 各方面における女性理想像の構築.....                   | 43 |
| 第3章 吹き立つ自由主義の風と「家出」意識の萌芽.....              | 45 |
| 3.1 大正デモクラシーによる社会的変化と職業婦人による「家出」意識の萌芽..... | 45 |
| (1) 労働面における社会的変化.....                      | 45 |
| (2) 文化面と教育面における社会的変化.....                  | 46 |
| (3) 職業婦人の誕生.....                           | 47 |
| (4) 自立を象徴するノラ.....                         | 48 |
| 3.2 「太陽」を取り戻したい「新しい女」.....                 | 50 |
| (1) 『青鞥』と「新しい女」の誕生.....                    | 50 |
| (2) 青鞥三論争.....                             | 51 |
| (3) 論争からみた階級に関する問題.....                    | 53 |
| 3.3 女性参政権運動の発生.....                        | 54 |
| (1) 女性参政権運動と新婦人協会.....                     | 54 |

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| (2) 婦選獲得同盟会とその活動.....                    | 55  |
| (3) 女性参政権運動の挫折と総力戦の開始.....               | 56  |
| 第4章 家庭依存症の強化に結びつく戦時中の銃後婦人.....           | 58  |
| 4.1 戦争協力のための女性団体の結成.....                 | 58  |
| (1) 愛国婦人会の結成と教育・救済施設の設置.....             | 58  |
| (2) 大日本国防婦人会の設立と主婦たちの変化.....             | 59  |
| (3) 大日本連合婦人会と家庭教育の振興.....                | 60  |
| (4) 日本婦人団体連盟の結成とその活動.....                | 61  |
| (5) 官製女性団体における階級差.....                   | 62  |
| (6) 官製と民間女性団体における階級差.....                | 63  |
| 4.2 生と性における徹底的な戦争協力.....                 | 64  |
| (1) 国民化教育と愛国教育の浸透.....                   | 64  |
| (2) 戦争初期の勤労働員.....                       | 65  |
| (3) 太平洋戦争以降の勤労働員.....                    | 67  |
| (4) 「軍属」として働く女性たち.....                   | 68  |
| (5) 人的資源を確保する人口政策.....                   | 71  |
| (6) 徴兵制の両面性.....                         | 73  |
| 4.3 銃後婦人としての意義とその限界.....                 | 74  |
| 第5章 戦後の改革と家庭依存症の自然化.....                 | 79  |
| 5.1 戦争終結に伴う法的変化.....                     | 79  |
| (1) 女性権利獲得運動の継続と婦選3案の実現.....             | 79  |
| (2) 日本国憲法改正の経緯.....                      | 81  |
| (3) 日本国憲法における平等に関する規定と教育の機会均等に関する規定..... | 81  |
| (4) 労働平等に関する規定と婦人少年局の発足.....             | 83  |
| 5.2 家制度の廃止と女軽男重の労働モデル.....               | 84  |
| (1) 民法改正による家制度の廃止と貞操観念における性差別.....       | 84  |
| (2) 女軽男重という労働モデルの継承と教育及び労働における男女差別.....  | 85  |
| 5.3 経済成長期における変化.....                     | 86  |
| (1) 特需景気と女性雇用者数の増加.....                  | 86  |
| (2) 「幸せ主婦」時代の出現.....                     | 88  |
| (3) 高度経済成長期以降の性別平等に関する国際的文書.....         | 90  |
| (4) 男女平等に関する法律の施行.....                   | 93  |
| (5) コース別雇用管理制度とその制度による変化.....            | 95  |
| 第6章 「家出」意識の復活とフェミニズムの示唆.....             | 97  |
| 6.1 フェミニズムの発展とバッシングと再興.....              | 97  |
| (1) ウーマン・リブの誕生とその背景.....                 | 97  |
| (2) ウーマン・リブと関連する活動.....                  | 99  |
| (3) 女性学の活性化.....                         | 101 |
| (4) フェミニズム離れとフェミニズムの再興.....              | 102 |
| 6.2 フェミニズムの示唆.....                       | 103 |
| 6.3 家庭依存症から脱却するために.....                  | 105 |
| (1) 選択的夫婦別姓制度の導入と戸籍制度の廃止.....            | 106 |
| (2) 教育とメディアによる意識の改革.....                 | 109 |
| (3) 職場文化の見直し.....                        | 117 |
| 終章.....                                  | 120 |
| 参考文献一覧.....                              | 123 |

## 序章

### 1. 本稿の研究背景と研究目的

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業は、日本社会に深く根付いた性規範であり、社会通念として広く受け入れられ、長い間浸透してきた。このため、女性は家庭に位置づけられ、妻や母という社会的役割に限定されやすくなり、個人としてのアイデンティティの多様性が減少していくと同時に、女性が家庭に依存する傾向が強まった。その結果、女性が家庭内で無償労働を担うことが一般化し、社会的にも容認されるようになった。しかし、近年では、性別役割分業に対する反発が強まり、女性の社会進出が進む中、共働き世帯が専業主婦世帯を上回るなど、家庭モデルの変化が見られるようになった。

この変化には経済的な要因や国際的な影響が関与しており、特にフェミニズム運動の進展が影響している。1990年代に批判を受けていたフェミニズム運動は、現在ではより積極的な支持を受け、社会の中で再び重要な役割を果たすようになった。日本のフェミニズムは、明治維新以降に始まり、女性の自己尊重、自己覚醒、自己解放、自己確立、自己表現、そして政治的権利の獲得を目指して発展してきた。特に、家庭に縛られる妻や母という社会的役割、家制度、良妻賢母教育に対する異議申し立てや、貞操、堕胎、廃娼に関する論争は、女性の個人としてのアイデンティティを模索する道を開き、差別や階級に関する問題も浮上してきた。第二次世界大戦後、ウーマン・リブ運動によって、フェミニズム運動はさらに発展し、性道徳や性別階級による問題が行われた。身体的な権利の獲得や法的な権利の改善に加え、女性学が民間の学問として創出し、アカデミズム以外の場で徐々に学問分野で活発化した。女性学が体系化しつつある中では、ジェンダー概念が普及し、その概念に関する問題への関心が高まった。こうした変化の中で、性別役割分業に対する批判は福祉や雇用制度、性暴力、家庭構造の領域にまで広がった。1990年代には、社会の変化や若者世代の移行とともに、一時的に「フェミニズム離れ」が見られ、フェミニズムに対する批判も続いていた。2000年代以降、フェミニズム運動は新たな展開を迎えることとなった。日本国内でのセクハラ告発やアメリカの#MeToo運動の影響を受け、性暴力や性差別に対する意識が高まり、フェミニズムは再び社会的な焦点となっている。

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識が変化しつつ、女性の権利拡大を求めてきたフェミニズムが再興の時代を迎え、性別平等が進む一方では、実際のデータや歴史の整理を通じて、家庭モデルや女性の位置づけは必ずしも大きく変化していないことが明らかになる。高度経済成長期以降、家計は夫の収入だけでは賄えなくなり、妻がその不足分の家計を補うために働く必要性が生じた結果、共働き世帯が増加した。しかし、これまで家庭や夫に依存してきた女性たちにとって、社会進出は容易なことではなかった。長年にわたり、「男性は仕事、女性は家庭」という社会通念が内面化されてきたため、女性が社会に進出したとしても、家事、育児、介護などの家庭内における「無償労働」を担っており、社会的に家庭に位置づける役割が固定化されている。さらに、職場文化においては長時間労働が依然として支配的であり、多くの妻が、法律や政策が完備されていない環境の中で、家庭と仕事を両立させるために非正規雇用に従事する現実が続いている。このため、共働き世帯が増加したとはいえ、実際には家庭に依存する「兼業主婦」世帯が新たな家庭モデルとして増えており、女性が家庭に位置づけられる状況は変わっておらず、フルタイムで働く女性の割合は依然として低水準にとどまっている。戦後以来の家庭モデルが時代の変遷に追いつかず、仕事の場で進出していた女性たちは家庭の重荷に仕事の負担がかけられる状況に置かれ、実質的には家庭に依存して生きなければならない状況も依然として存在している。

また、女性の社会進出については、就業者数が増加しているものの、楽観視できる状況ではない。女性は依然として非正規雇用が多く、管理職の割合も低く、男女間の賃金格差は依然として大きい。M字カーブは改善しつつあり、台形に近づいているものの、右に移行する傾向が見られ、

晩産化や晩婚化といった新たな問題も浮上している<sup>1</sup>。さらに、新型コロナウイルス感染防止のための一斉休校措置は、多くの女性が非正規雇用で働いている現状を考慮せず、保険や手当に関する制度が整備されていないため、収入や蓄積が少ない女性の貧困化を加速させた。同時に、外出制限により、無償労働の負担が増加し、DVや性暴力が頻発するなど、ジェンダーによる社会的不平等はさらに深刻化している。

性別平等への意識や家庭モデルが変化している一方で、新型コロナウイルスのパンデミックは女性の社会的・経済的な地位に深刻な影響を与えた。特に、女性の貧困化が一層顕著となり、性成熟期にある女性が家庭に依存する傾向が浮き彫りになった。このような状況は、「家庭依存症」ともいえる現象として認識されつつあり、これに伴う心理的リスクとして「就巢性」が顕在化している。この現象は、家庭という「安定」した環境に居続けることで安心感を得ようとする一方で、自立への意欲を低下させるという問題を孕んでいる。その背景には、日本社会に長く根付く家制度や母性神話、良妻賢母主義、さらに愛国教育といった社会的・文化的な仕組みがある。これらは、女性にとって家庭内にとどまることを「自然で普通」なライフコースとして認識させる一方で、家庭に従属することを「使命」として押し付ける役割を果たしてきた。

さらに、「家庭依存症」が社会的に認識されにくい一因として、この依存が自主的な選択であるかのように見える点が挙げられる。しかし、実際には、女性が家庭に依存せざるを得ない状況が作り出されており、社会構造や政策の不備による影響が無視できない。例えば、女性の多くが非正規雇用に従事している現実や、育児や介護を支える社会福祉の不足は、女性の自立を妨げる要因として作用している。このような現象に対応するためには、個々の女性が自立を目指す環境を整えるだけでなく、社会全体でジェンダー平等を促進し、女性が家庭外で活躍するための具体的な支援策を拡充する必要がある。同時に、家庭という場における男女平等な役割分担を推進し、無償労働が女性に偏る現状を改善することも重要である。「家庭依存症」や「就巢性」が顕在化する背景には、社会的な課題が複雑に絡み合っており、これらを包括的に解決するための取り組みが求められている。

「家庭依存症」という問題の浮き彫りにより、性成熟期にある女性がなぜ自立せず家庭に依存する傾向が見られるのかという課題も浮上してきた。歴史的な背景を踏まえると、性成熟期の女性にとって「お嫁さん」や「お母さん」になることがあまりにも一般的で、「自然で普通」なライフコースとして受け入れられてきた時期があった<sup>2</sup>。こうした価値観の形成には、「女性は家庭」という考え方が社会的に肯定され、性別役割分業が深く内面化された影響が大きく、近代に確立された家庭モデルや家族制度が密接に関係している。それらの制度や価値観が広く浸透した結果、多くの女性が「家庭」に身を置くことを当たり前の選択肢と見なしてきた。しかし、この問いをさらに深めると、「なぜ女性は家庭に依存せず、自立する必要があるのか」という議論にもつながる。性成熟期という人生の重要な時期に、女性が「家庭」を中心としたライフコースを選ぶこと自体は一つの選択肢であり、それ自体を否定するものではない。ただし、その選択が「自然で普通」とされる背景には、性別役割分業が構造的に内面化され、女性がその他の道を選びにくい状況があることも見逃せない。現代においては、こうした選択肢の狭さが女性の可能性を制限するだけでなく、社会全体の発展や多様性の実現にも影響を及ぼしている。

落合恵美子は近代家族の形成について、「近代家族は『家族は生命再生産の制度だとする家族定義』」と述べ、家族と出産の関係性を強調している<sup>3</sup>。この制度は、国家による人口管理や人的資源の確保を目的として利用された側面がある。ただし、それは国家または家族間における階級性の構築にも寄与していた。それが男性から女性への支配による優越感と、女性から男性への隷属感による劣等感から成り立つ階級性であり、国家制度の中で利用している人口管理する手段の

<sup>1</sup> 「M字カーブ」とは、女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、その曲線がアルファベットの「M」に似た形状を示すことに由来する名称である。

<sup>2</sup> 本稿第4章第4節、第5章第3節を参照。

<sup>3</sup> 落合恵美子『近代家族とフェミニズム【増補新版】』（有斐閣、2022年）、8頁、359頁。

一つともいえる。小山静子の先行研究にも「『男は仕事、女は家庭』という男女の分業はけっして対等な分業ではなく、女性は男性に経済的に依存しており、男女の間には優位——劣位の関係が潜んでいる。しかも家庭の中での子育ては、しばしば女性に閉塞感をもたらし、母親は子どもの教育責任を一人で引き受けねばならなかった。また、女性は夫や子どもたちに気配りしながら、情緒的空間としての家庭、一家団欒を演出することも求められ、それは想像以上に気骨の折れることであった。そしてもちろん、女性が家庭内役割を引き受けることは、社会的には『二流市民』化することを意味していた」と男女間の階級性について言及されており、家庭内における女性の役割が閉塞感をもたらしたと指摘している<sup>4</sup>。

一方で、小山はこうした家庭の成立が持つ歴史的意義にも触れ、「家庭が女性領域となり、女性が家庭内役割の責任主体となったことは、女性と社会や国家との直接的な関係性の構築、国家による女性の可視化を生み出した。そしてこのことは、明らかに、女性にとっての地位の「向上」ととらえられていた。農家や商家におけるような過重な生産労働に携わるわけでもなく、家事・育児に専念できることは、『幸福な』ことであり、専業主婦として、レベルアップした家事・育児をこなすことは『有意義な仕事』でもあっただろう。それゆえにこそ、女性たちは『男は仕事、女は家庭』という性別役割観を受け入れ、家庭に自らの場を見いだしたのであった」と述べ、戦後の女性たちが家庭を「自らの場」として受け入れた背景には、家庭内役割の遂行が女性の地位向上や国家による「女性の可視化」と関連していたことが挙げられる<sup>5</sup>。

しかしながら、「女性の可視化」や「地位向上」という観点に賛成するだけでは不十分である。これらはフェミニズムの進展、国際的な影響、法改正や政策の整備など、さまざまな要素が絡み合った結果として生じたものであり、一方で、性別や階級による支配構造の解消には至っていない。小山はまた、「従来の『家』が家長を中心に構成された、いわば男性の支配するものであったのに対して、家庭においては、男性の姿は後景に退き、女性こそが家庭の中心人物と考えられるようになっていた。それゆえ、家庭が政治的課題として存在していることは、家庭の主たる担い手とされる女性の存在に国家的な関心が払われ、家庭と政治、女性と政治との関連性が顕在化していったことを意味している」と指摘しているが、性別間の階級が解消されていない以上、女性が「家庭の中心人物」となることが本質的な平等を意味するとは言い難い<sup>6</sup>。

「家庭依存症」の背景には、性別役割分業や家庭への依存が女性の経済的自立を妨げ、結果として「女性不況」を招く要因が潜んでいる。女性が参政権や発言権を形式的に与えられても、それが実質的な自由や完全な自立に直結するわけではない。ただし、フェミニズムの進展や、国際的な影響、法律や政策の整備が進む中、旧明治民法のように女性を法的無能力者として扱う露骨な性別階級の構造は、一定程度緩和されてきたともいえる。

18世紀半ばから19世紀初頭にかけてイギリスから始まった産業革命以降、封建制の解体から資本主義への移行過程において、生産労働と再生産労働の分離が進行した。さらに、工場の標準化を促す法整備が進む中で、家庭という私的空間と、生産や労働といった公的空間の分離が加速した。例えば、1841年の炭鉱法（The Mines and Collieries Act）は女性の坑道労働を全面的に禁止し、1844年の工場法（The Factory Act）は、成人女性の労働時間を短縮するなどの規制を導入した<sup>7</sup>。これらの法整備の結果、女性の就労が制限され、家庭にとどまることを余儀なくされた女性たちは、夫の賃金に依存して生活するしかなくなり、経済的自立を失った。家庭に戻された女性たちは、家事、育児、介護といった再生産労働を担う役割を課されるようになり、こうした労働は経済的に評価されることなく、不払い労働として扱われたことで、女性の労働の価値は

<sup>4</sup>小山静子『家庭の生成と女性の国民化』（勁草書房、1999年10月）、266頁。

<sup>5</sup>同上、266～267頁。

<sup>6</sup>同上、264頁。

<sup>7</sup>富田洋三「産業革命と女性労働」『実践女子大学生活科学部紀要』第46号（実践女子大学、2009年3月）、91頁。

著しく切り下げられた<sup>8</sup>。

この生産労働と再生産労働の分離、ならびに家庭という私的空間と生産や労働という公的空間の分断は、マルクスが「本源的蓄積」と呼んだ資本主義形成過程の不可欠な要素の一部でもある<sup>9</sup>。「本源的蓄積」の中で重要な手段とされた「囲い込み」によって、共有地を含む資源が私有化され、農村の自給自足的な労働形態が崩壊し、生産手段を失った農民はプロレタリア化し、資本家階級に支配される労働者階級へと変化し、資本主義的な労働形態へと組み込まれた<sup>10</sup>。この過程で形成された新たな資本主義的労働形態と貨幣経済は、生産と再生産の分離を固定化し、市場という公的空間と家庭という私的空間を二極化させた<sup>11</sup>。その結果、性別による労働分業が確立し、女性の過家庭内労働は不払い労働とされ、男性への従属が強化された<sup>12</sup>。同時に、男性の市場労働の価値も低下し、労働全体の価値が切り下げられる事態が生じた。

このような性別役割分業の強化は、女性嫌悪の助長と女性の就労制限のさらなる拡大をもたらした。例えば、中世後期には、国家が性を政治的手段として利用し、強姦の非犯罪化や売春宿の経営が容認される場面も見られた<sup>13</sup>。こうした状況下では、労働者階級の女性は、経済的自立が困難となり、娼妓になる選択を余儀なくされた場合には身体的な自己管理能力が損なわれ、性的な搾取や性的支配を受ける状況が常態化した。このような環境は、労働者階級の男女間に対立を生み、男性労働者の階級的抑圧が女性への反感や暴力、支配という形で表出する一因となった。

さらに、戦争という極限状況では、男性は戦士として動員される一方で、女性は従軍者としての役割が戦場から排除され、就労の制限が一層強化された<sup>14</sup>。この背景には、初期資本主義の経済思想である重商主義が存在し、国富を人口の多さと結びつけて考える発想が17世紀後半に全盛期を迎えたことで、国家が人口成長を熱望したという事情がある。人口危機に直面した国家は、再生産と人口増加を重要な国家的政策として位置づけ、女性を再生産と人口増加の手段として管理しようとした。この管理は女性の規律化と従属化を一層進展させ、女性を「性的」で「奉仕的」な存在として再構築する結果をもたらした。

こうして、女性は「家庭依存症」の状態に追い込まれ、経済的自立を奪われたまま、再生産労働を中心とする従属的な役割を担うことを強いられたのである。また、国家の黙認を前提として、男性の女性に対する支配感が強化され、女性の家庭や男性への従属が制度的に固定化されていった。これにより、女性の労働価値はさらに切り下げられ、資本主義的な性的ヒエラルキーが完成した。同時に、女性の身体管理や規律化が進み、女性を「性的かつ奉仕的な存在」として社会的に再構築するプロセスが進行したのである。この歴史的な構造は、「家庭依存症」という現象の普遍性を示しており、それとともに性別役割分業が定着し、女性の再生産労働が「無償労働」として扱われることで、女性の従属性や奉仕的な存在としての性的な女性像が構築されていったことを物語っている。

「家庭依存症」という現象は、公的空間と私的空間の分離から生まれた「不払い労働」の概念と深く関連しており、この考え方はマルクス主義フェミニズムの理論的枠組みの一部として位置づけられる。特に「家事労働 (domestic labor)」という理論視点は、家事労働を「無償・不払い free·unpaid 労働」と定義し、これまで労働として正当に認識されてこなかった点を指摘している<sup>15</sup>。この理論は、「家事労働も労働 housework is work」であるという視座を提示し、家事労働の存在とその価値を明確にしたという意味で、社会的および理論的に重要な「発見」をもたら

<sup>8</sup>アン・オークレー/岡島茅花訳『主婦の誕生』（三省堂、1986年5月）、15頁。

<sup>9</sup>「本源的蓄積」について本稿第6章第2節を参照。

<sup>10</sup>シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳『キャリバンと魔女：資本主義に抗する女性の身体』（以文社、2017年1月）、107～122頁。

<sup>11</sup>同上。

<sup>12</sup>同上。

<sup>13</sup>アンドルー・マッコール/鈴木利章、尾崎秀夫訳『中世の裏社会：その虚像と実像』（人文書院、1993年9月）、261頁。

<sup>14</sup>シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳、前掲書（2017年1月）、120頁。

<sup>15</sup>上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波書店、1990年10月）、31～34頁。

らしたといえる<sup>16</sup>。上野千鶴子は、「不払い労働（無償労働）」を「愛という名の労働」として指摘し、「『家事労働』という概念が成立し流布される以前には、『家事』は『労働』とは見なされなかった。『家事と育児に追われる』専業主婦の女性は、たとえ『クタクタの毎日』を送っていても『三食ヒルネつきの身分』と揶揄される。『私だって、朝から晩までコマネズミみたいに働いているよ』と異議申し立てをすれば、『キミのやっているようなことは、仕事のうちに入らないさ』と一蹴されるのがオチだった。『家庭は仕事ではない』と言われれば、『そうなの』と引き下がらざるを得ないのが、これまでの女性だった」と述べ、家事労働を不払い労働として見なされ、専業主婦としての女性たちが無償で家庭内の労働に従事していたことを指摘している<sup>17</sup>。

さらに、図1で示されているように、上野は「婚姻とはセックス契約」とであると批判し、家事や育児だけでなく、「家事と同じくセックスも『愛の労働』しかも『無償労働』だ。こういう議論はほぼ『不払い労働論』で尽くされている」と指摘している。これらの指摘は、婚姻契約を一種の「不払い労働」として捉え、女性がその中で性的・経済的に従属する仕組みを浮き彫りにしている。



図1 上野千鶴子 (@ueno\_wan) の X より

また、シルヴィア・フェデリーチは著書『キャリバンと魔女：資本主義に抗する女性の身体』では、婚姻契約についてのさらなる洞察が示されている。

魔女狩りは、結婚せねばならないという女性の宿命を明らかに预示するものとして、中世・ルネッサンス世界に存在した多数の悪魔たちに代わってたった一人の悪魔という観念を導入した。それも、中世において地中海でもゲルマン地域でも女性の間に広まっていた信仰に現れる女性像とは対照的な、男性の悪魔を。魔女を狩る者たちがいかに男性優位という命題にとらわれていたかは、たとえ反乱が人と神の法に対するものであっても、女性は男性に従属するものとして描かれねばならず、反乱の頂点——かの有名な悪魔との契約——は邪悪な婚姻契約として必ず描かれたことに見てとれる。婚姻契約のアナロジーは極めて広く普及していたので、魔女は「悪魔にあえて逆らうことはできなかった」と告白したり、さらに奇

<sup>16</sup>同上。

<sup>17</sup>同上、38頁。



妙なことに、悪魔との性交では何ら快感を得られなかったと告白したりした——これは、魔女魔術を女性の飽くなき欲望に由来するものとしてきた魔女狩りのイデオロギーと矛盾していた。

魔女狩りは男性の優位性を宗教的に正当化しただけではなく、男性が女性を恐れるように、さらには男性を破壊する存在としてみるようにもそそのかした。（中略）  
魔女は、男性の生殖力を凍結させたり、思うがままにペニスを出したり引っ込めたりさせたりすることで、男性を去勢したり、不能にさせたりすることができると思われていたようだ<sup>18</sup>。

フェデリーチは、魔女狩りを女性が結婚を宿命づけられ、男性に従属させられる仕組みの一端として捉えている。中世からルネッサンス期にかけて、魔女狩りは「男性悪魔」との邪悪な婚姻契約という形で女性の反乱を描き出し、女性を宗教的に、また社会的に男性に従属させる装置として機能したと指摘する。魔女たちは「悪魔との性交では快感を得られなかった」と告白させられる一方で、「男性を去勢する」能力を持つ存在、「男性を性的不能にさせる罪とその性的情熱を過度に引き起こす罪」のある存在としてとされるなど、男性優位の社会秩序を揺るがす脅威として悪魔化された<sup>19</sup>。こうした魔女像の構築は、結婚を拒絶した女性に対する制裁としての側面を持ち、「自立」のイメージを持つと同時に、男性に従属する女性たちの性道徳を統制し、「性的に奉仕的な存在」としての役割を強化する働きを担っていた。

性的に活発な女性は公共の危険であり、社会秩序にとっての脅威であった。女性が男性を道徳的に——あるいはより深刻的には経済的に——破滅させなかったとしても、女性のセクシュアリティは清められねばならなかった<sup>20</sup>。

フェデリーチが指摘しているように、性的に活発な女性は「公共の危険」や「社会秩序の脅威」として位置づけられ、そのセクシュアリティが清められるべきものとされた。これにより、婚姻契約は単なる法的や経済的な枠組みにとどまらず、性的無償労働を提供する「奉仕的な存在」を女性に課す仕組みとなったのである。こうした視点からは、「家庭依存症」の普遍化とともに、「自然で普通」とされる家庭生活が、実際には愛という名の下での無償労働を基盤とする構造であることが明らかにされる。これにより、女性は私的空間に閉じ込められ、経済的な自立を奪われる一方、性的および家庭内での無償労働を当然のものとされる状況に追いやられていることが浮き彫りになる。

フェミニズムの進展は、性別役割分業の問題を浮き彫りにし、家庭がいかに女性を縛り付ける要因となっているかを明らかにした。これらの発見は、女性が社会的・政治的に可視化され、「家出」意識を喚起する契機となったと考えられる。落合は先行研究の中で、「女性が出産・育児に規定されて『家内的存在』であることが女性抑圧の最大の要因だということは、近代のフェミニズム思想の（しばしば暗黙ではあるが）共通の認識となっている」と述べている<sup>21</sup>。また、「現代フェミニズム思想は『女性の抑圧』の原因を女性が『家内的存在』であることに求めて、『家内性』の周辺を彷徨してきた」としつつも、「女性は家庭」という枠組みを女性の抑圧の唯一の範囲として限定するのは不完全であることも示唆している<sup>22</sup>。

本稿の第1章で論じた兼業主婦の転換にも関連するが、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業は、徐々に「男性は仕事、女性は家庭・仕事」へと変化している。この点について、

<sup>18</sup>シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳、前掲書（2017年1月）、302頁。

<sup>19</sup>同上、308頁。

<sup>20</sup>同上、309頁。

<sup>21</sup>落合恵美子、前掲書（2022年）、256～258頁。

<sup>22</sup>同上。

小山は「現代の日本では、既婚女性の半数以上が仕事をもっているにもかかわらず、性別役割規範は今なお規範力を保持し続けている。女たちは、家庭内役割と社会的労働の二重労働に携わり、子どもの教育や老人介護などの責任を一手に引き受けている感がある」と指摘している<sup>23</sup>。近年のデータを整理すると、こうした変化は戦争や災害といった社会的状況の変遷と密接に関連していることがわかる。男性労働力の不足や、男性の収入だけでは家庭を支えきれない現実が、女性が一時的に家庭的役割から脱出する機会を生み出した。しかしその一方で、長年にわたる教育や社会制度が女性を家庭に位置づけ続ける背景が存在していることも無視できない。こうした背景により、女性が家庭に留まることを「自主的に選択する」という現象が起こるが、この「自主性」は本稿で取り上げる「家庭依存症」の内部的な要因ともいえる。さらに、女性が家庭に依存する行動を「自然で普通」として受け入れる背景には、国家の政策や戦争、経済構造といった外部的要因が強く影響している。このように、家庭依存症は単なる個人の選択の問題にとどまらず、歴史的、社会的、制度的な要因が複雑に絡み合って形成された現象であるといえよう。

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業の構造には、女性の身体的な特性に対する差別的な観念が深く組み込まれ、性別間の階級差別が形成される背景があると考えられる<sup>24</sup>。確かに、生物学的な観点から、女性のみが出産という生殖機能を担っているが、この身体的な区別が、社会的な役割や人生の選択を制限する理由とはならない。人間はそれぞれが固有の特性と能力を持っており、一律の役割分業を強制することは、個人の可能性を阻害するだけでなく、社会全体の発展にも制約をもたらす。

このような性別役割分業に基づく社会構造の不合理性は、現代社会におけるいくつかの問題に反映されている。例えば、非正規雇用に従事する女性の貧困化や、男性自殺率の高さといった現象は、性別に基づく固定化された役割が引き起こす矛盾を示している。これらは、性別役割分業に基づく家庭モデルが時代の変遷とともに崩れつつあり、男女の社会的役割が明確に分けられなくなっていることを物語っている。そして、性別役割分業の再考と改革の必要性が、女性の「家出」意識を喚起する重要な要素となっている。

「家出」意識を女性が家庭外での自立や自己実現を目指す行動だとすれば、その背景には、フェミニズム運動や、戦時中の銃後婦人としての役割、職業婦人などの台頭といった歴史の流れが存在する。しかし、本稿で論じる「家出」意識の目的は、単なる「家庭」からの脱却にとどまらない。それは、性別役割分業に基づく「家庭」の概念を相対化し、女性が家庭か仕事か、あるいはその他の道を自由に選択できる社会の実現を目指すものである。この「家出」意識は、家庭依存症を助長する「就巢性」心理を解消する契機となり、女性の経済的自立や、家庭と仕事による過重な身体的・心理的負担の潜在的危機を避けることも可能である。さらに、労働力不足の解消や、少子高齢化への対応、ワークライフバランスの向上、社会的平等の推進といった社会問題の解決にも寄与するものと考えられる。さらに、フェミニズムにとっては、女性の社会的地位の向上や、社会的・経済的・経済的な自己実現にもつながっている。その他にも、女性の視点の導入による職場における多様性、より合理的な家庭モデル、より公平な雇用制度などの意義があると考えられる。また、「家出」という言葉は一般的にネガティブな側面を持つ表現として捉えられることが多い。しかし、本稿では、英語の“Run Away”が持つ「脱出」や「自由を求める行為」といった積極的な意味にも着目し、その両面性を踏まえつつ、「家出」意識をポジティブなイメージで再解釈したいと考える。「家出」に伴う行為や心理的な意識は、現実逃避や反抗ではなく、束縛された状況、あるいは「家庭依存症」から「抜け出す」行為として捉え、新たな自己発見や自立への第一歩とする可能性を論じるものである。

本稿では、まず明治維新以降の歴史を振り返り、欧米から流入した啓蒙思想を契機とする旧制度の改革を起点として、資本主義国家へと進む過程における女性の法的地位の変革や女性教育に

<sup>23</sup> 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2022年6月）、238頁。

<sup>24</sup> 本稿第6章第2節を参照。

関する改革を整理する。特に、実質的には女性の権利が制限される一方で、「良妻賢母」教育、家制度の推進を通じて、女性の理想像が固定化される国民国家の形成について論じ、家庭依存症が形作られる基盤について述べる。次に、戦時中の愛国教育、人口政策、母性神話を背景に、家庭依存症がさらに強化された経緯を考察する。戦時下では、人口資源の確保を目的とする人口政策により、結婚や出産といった個人的な事柄が明治民法のもとで戸主の管理下に置かれたとともに、国家的事業として捉えられ、国家によって管理され、母性が美化・奨励された。この過程で、「銃後婦人」という女性のアイデンティティーが活躍される一方、その役割が持つ限界も明らかとなった。

また、戦後の法的改革や社会の変化に伴い、家庭依存症が「自然」であるかのように定着していく過程を検討する。高度経済成長期には「OL」という新たなアイデンティティーが注目を浴び、国際的な影響を受けた法改正も進んだが、母性保護を規定する法律や家制度の名残、家庭依存症を助長する雇用制度の影響が根強く残った。さらに、日本におけるフェミニズムの歴史を概観し、各時代における女性解放運動の背景とその社会的影響を分析する。その中で、家庭依存症から脱却するための「家出」意識の萌芽、その発展と挫折について考察し、その形成過程を整理する。

本稿では、日本のフェミニズム史と明治維新以降の歴史的背景をもとに、性別役割分業が根強く残っている要因を解明し、それが社会や個人にどのような影響をもたらしてきたのかを考察する。また、性別不平等やアイデンティティーの多様性に関する課題の変遷を追い、法律や政策の改善がどのように進み、どのような限界を抱えてきたのかを検討する。その過程で、フェミニズムが果たしてきた役割と影響を明らかにする。さらに、家庭依存症がどのように形成され、自然化されたのかを掘り下げるとともに、家庭依存症からの脱却が可能かどうかを探る。その際、家庭依存症と密接に関連する「家出」意識についても論じる。具体的には、フェミニズムの発展の歴史を振り返りながら、「家出」意識の変遷を分析し、社会構造や経済環境の変化が女性のアイデンティティーに与えた影響を明らかにする。

本研究の目的は、日本におけるジェンダー分断社会を助長してきた家庭依存症の形成過程を明らかにし、「家出」意識の発展を分析することで、性別や階級に基づく社会的格差の解消や個々の差異の尊重を目指すことである。さらに、フェミニズムの多様性と複雑性を強調しつつ、アイデンティティーの多様性を尊重する視点から、家庭依存症からの脱却を実現するための具体的な方策を検討する。

## 2. 本稿の構成

本稿では、「家庭依存症」という概念がどのように形成、強化され、さらには自然なライフコースとして内面化されてきたかを歴史的に概観する。また、フェミニズム運動の発展史を参照し、その示唆を整理しながら、家庭依存症からの脱却に結びつく「家出」意識の変遷を検討する。特に、アイデンティティーの多様性やその変遷に焦点を当て、家庭、教育、雇用、メディアなどの各領域における影響を分析し、家庭依存症の克服に向けた道筋と「家出」意識の必要性について論じることを目的とする。

本稿は6章で構成される。第1章では、日本社会に根強く存在する「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業を背景に、近年の国民意識や家庭モデルの変化に着目する。理想的なジェンダー平等意識と現実における性別格差との乖離を指摘し、コロナ禍による「シーセッション」現象を事例に、性成熟期の女性が依然として家庭に依存する傾向を分析する。また、就巢性心理と「家庭依存症」という概念の存在を提起する。

第2章では、資本主義国家の発展が進む中で、明治維新以降の女子教育改革、芸娼妓の解放、廃娼運動の経緯、さらには家制度や良妻賢母教育の確立過程を通じて、家庭依存症の基盤となった社会的要因を明らかにする。また、「女軽男重」モデルに代表される労働分野のジェンダー格差や、性別・階級による分断を考察する。これらの背景において展開されたフェミニズム運動とそれに対する社会的制約についても詳述する。

第3章では、大正デモクラシー期における自由主義的風潮の中で、自己尊重運動や女性団体の活動がもたらした新たな女性像の形成過程を検討する。この時期の変化が家庭依存症の克服に向けた意識改革をどのように促したかを分析し、フェミニズム運動が戦争の勃発により一時的に挫折した点についても触れる。

第4章では、戦時中における女性の役割について、母性の美化と愛国教育の進展を背景に、戦争協力を求められた女性のアイデンティティーの変化を考察する。この戦時下でのアイデンティティーは、現代社会における教育や政治、職場などのさまざまな分野に影響を与え、家庭依存症の形成に寄与した要因として位置づけられる。また、この時期に結成された官製および民間の女性団体とその活動、それらの団体間に見られる矛盾や階級差についても分析する。特に、「銃後婦人」としてのアイデンティティーの意義とその限界を明らかにし、こうした女性の家庭内での役割強化が、女性のアイデンティティーにどのような影響を与え、どのように変化をもたらしたか、さらにそれが家庭依存症の形成・自然化にどのように関与したかを論述する。

第5章では、戦後日本における経済環境の変化、国際的な影響、法的改革を概観し、それぞれが持つ意義と限界、さらに戦前の法律との関連性について論じる。戦後、女性に対して家庭復帰が求められる中で、高度経済成長期における女性の権利やアイデンティティー、社会進出への影響について分析し、それらの意義と限界を明らかにする。加えて、国際的な影響を受けた法整備が女性のアイデンティティーにどのような変化をもたらしたか、その意義について考察する。さらに、高度経済成長期以降に形成された主婦としてサラリーマンの夫を支える新しい家庭モデルや雇用制度が、家庭依存症の自然化にどのように寄与したかを研究し、現代まで続く女性の社会的役割の変遷について明らかにする。

第6章では、戦後の日本におけるフェミニズム運動の展開と、その成果や影響、さらにはそれらから得られる示唆について考察する。ウーマン・リブ運動の誕生や活動、女性学の発展、フェミニズム離れやその再興の過程を詳細に述べる。また、資本主義社会における「本源的蓄積」と家庭依存症との関連性を論じ、「家出」意識の必要性和意義を明確にする。さらに、アイデンティティーの多様性や複雑性を強調し、家庭、教育、職場の各分野における家庭依存症から脱却するための改善策を検討する。性別に基づく社会的役割の見直しや、性別や階級における差別の解消、女性の社会的地位向上に向けた具体的なアプローチを提案し、今後の平等社会に向けた新たな視点と対策を提示することで、ジェンダー分断社会を克服するための道筋を示す。

## 第1章 理想と現実の乖離——専業主婦から兼業主婦へと

はじめに

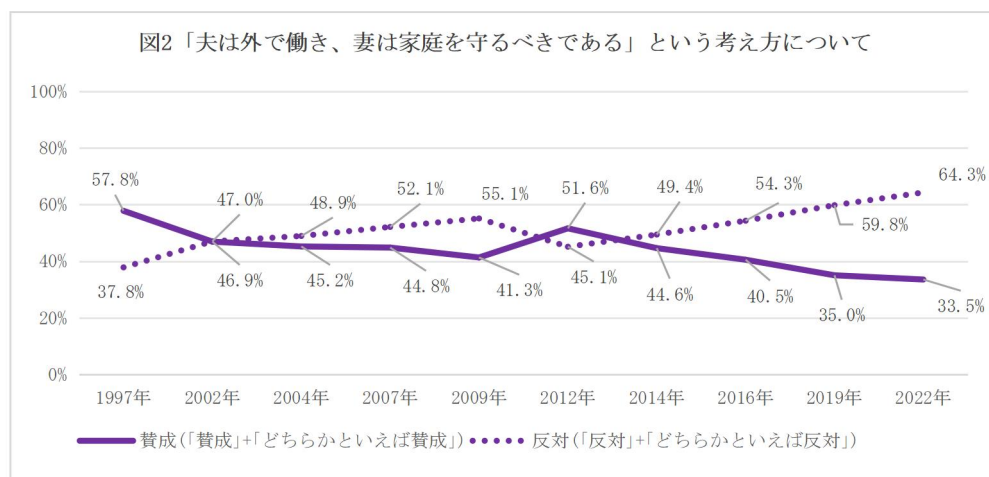
「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業の意識は、日本社会の性的基盤となり、社会的な不平等を生み出し、ジェンダーヒエラルキーを家庭、経済、政治のあらゆる領域に浸透させるメカニズムとして機能してきた。近年、この性別役割意識に対する反対の声が年々高まり、働く女性の増加に伴い、共働き世帯が専業主婦世帯を上回る状況となり、女性の社会進出に対する国民の意識も変化し続けている。一方で、コロナ禍は女性の貧困化と結びつき、その問題をさらに深刻化させた。その過程で、これまで家庭に覆い隠されていた社会通念に潜んでいた「家庭依存症」という、女性に対する時限爆弾的な問題も浮き彫りになっている。

本章では、ジェンダー平等意識の向上が見られる一方で、コロナ禍によって顕在化した女性問題を3節に分けて分析する。第1節では、ステレオタイプに関する意識変化のデータ分析を通じて、女性の家庭や職場における現状を考察する。第2節では、データを基に性別役割分業の社会および家庭における位置づけを確認し、女性の実態を明らかにする。第3節では、コロナ禍によって可視化された女性の貧困化について具体的に論じる。

### 1.1 国民意識と家庭モデルの変化

#### (1) 性別役割分業意識の変化

「男性は仕事、女性は家庭」という分業意識は、家庭内における性別役割分業意識を象徴し、個人の生活、理想、職業、学歴、家庭モデル、結婚観など多くの側面に影響を与えてきた。これは、1960年代の高度経済成長期以降、日本社会の産業化と工業化の進展に伴い強まった昭和的な考え方である。このような性別役割分業意識は、女性を家庭に位置づけ、洗濯、食事、掃除、日常の買い物などの家事、育児、介護を家庭内の責務として定義している。一方、男性は会社、学校、政治といった公的な場で主導的役割を担うとされている。この意識は生活や職場の隅々まで浸透し、ジェンダー間の社会的、経済的、政治的な性差別を生み出し、女性の補助的地位を正当化するメカニズムとして機能してきた。しかし、図1に示されているように、近年では性別役割分業に変化の兆しが見られるようになっている。



(出典:内閣府「世論調査」)

内閣府は1997年から「男女共同参画社会に関する世論調査」や「女性の活躍推進に関する世論調査」などの関連調査を実施しており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する賛否を回答者に尋ね、データを集計している<sup>25</sup>。1997年の調査結果では、「賛成」と

<sup>25</sup>内閣府「世論調査(男女共同参画に関するもの)」、<https://www.gender.go.jp/research/voron/index.html>、最終閲覧日 2024年8月8日。

する回答者の割合が 57.8%、「反対」とする回答者の割合が 37.8%となっている。しかし、図 2 に示されているように、「反対」とする回答者の割合がほぼ毎年上昇しており、2012 年には 51.6% となり、再び過半数を超えた。2022 年の最新データでは、「賛成」とする回答者の割合がわずか 33.5%にまで減少し、「反対」とする回答者の割合が 64.3%に達している。これは 1997 年のデータと逆転した結果であり、「男性は仕事、女性は家庭」という従来の性別役割分業意識が、徐々に「反対」へとシフトしていることを示している。これにより、家族に関する意識が平等を重視する方向に変化していることが明らかである。

また、内閣府の世論調査によると、「女性が職業をもつことに対する意識」についての考え方も大きく変化している。当該設問には「女性は職業をもたない方がよい」「結婚するまでは、職業をもつ方がよい」「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」「子どもができた後職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」「その他」「わからない」の 7 つの選択肢がある。1992 年 11 月の初回調査結果によると、「子どもができた後職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい (42.7%)」が 1 位を占めており、次いで「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい (23.4%)」「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい (12.9%)」「結婚するまでは、職業をもつ方がよい (12.5%)」「女性は職業をもたない方がよい (4.1%)」「わからない (2.9%)」「その他 (1.5%)」となっていた。2022 年 11 月の調査では、「その他」「わからない」の選択肢が「無回答」に変更されたが、他の選択肢は変わらなかった。1992 年の結果と比べて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい (59.5%)」の割合が上回り、1 位に達していた。次いで「子どもができた後職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい (27.1%)」「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい (7.7%)」「結婚するまでは、職業をもつ方がよい (2.6%)」「無回答 (2.4%)」「女性は職業をもたない方がよい (0.7%)」となっている<sup>26</sup>。

上記データから分析すると、「女性は職業をもたない方がよい」と答えた回答者の割合はわずか 0.7%で、1 割にも満たなかった。それに対して、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた回答者の割合は、1992 年の初回調査では約 2 割であったが、2022 年の最新調査では約 6 割に上昇している。これにより、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識が変化するとともに、子どもができた後も女性が職業を続けることが望ましいという考え方が広がっていることが示されている。従来の、子どもができた後女性は家庭に専念するという考え方から、職業をもち続ける方がよいという意識への変化が見て取れる。

## (2) 家庭モデルの変化

1950 年代頃、第二次世界大戦後の日本は経済復興の途上にあり、第一次産業から第二次産業へと移行する高度経済成長期を迎えていた。この時期、年功序列と終身雇用制度の導入により、安定した収入を得るサラリーマンの夫と、好景気に恵まれた家庭環境で夫の仕事を支える専業主婦の妻からなる、いわゆる昭和的な家庭モデルが形成された。この家庭モデルは、サラリーマンが経済的に家庭を支え、専業主婦が家庭を維持するという形で都市化や核家族化と並行して進行し、社会に一般化していった。特に、1970 年頃の第 2 次ベビーブームの結婚適齢期には、年間の結婚件数が 100 万組に達し、皆婚社会と呼ばれるほどの結婚率を記録した<sup>27</sup>。しかし、図 2 に示されているように、近年ではこの家庭モデルが次第に変化し、夫婦共働き世帯数が専業主婦世帯を上回るようになっている。

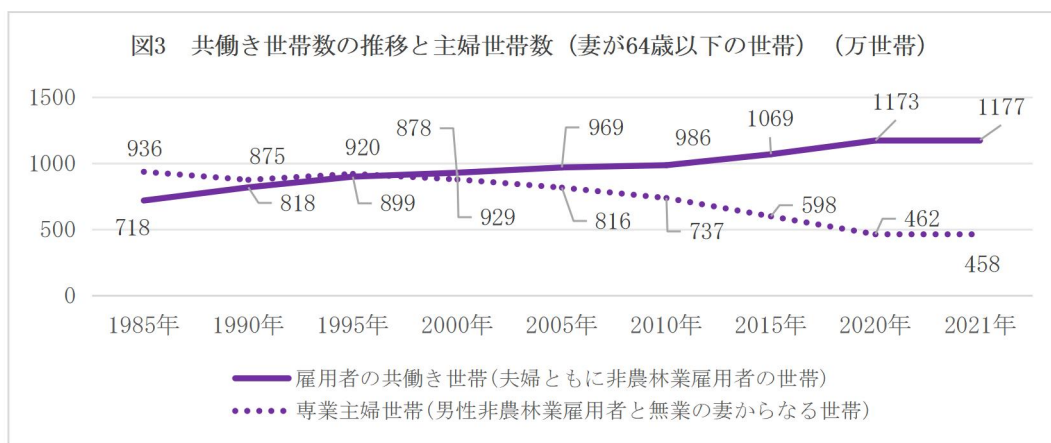
<sup>26</sup>内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査 令和 4 年 11 年調査」、

<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/gairyaku.pdf>、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日、18 頁。

<sup>27</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和 4 年版』、

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/bl\\_s00\\_01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/bl_s00_01.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日。





(出典:1985～2001年のデータ:総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査」<sup>28)</sup>)

図3のデータを基に計算すると、1985年から2021年までに夫婦共働き世帯は約1.6倍に増加し、夫婦のいる世帯全体の約7割を占めるようになった。一方で、主婦世帯は約半分減少し、夫婦のいる世帯全体のわずか2.8割にとどまっている。この背景には、経済成長期を経て、1991年のバブル崩壊や1997年のアジア通貨危機、2008年の金融危機、2011年の東日本大震災、そして2020年のコロナ禍など、さまざまな経済的困難が存在した。全世帯の1世帯当たり平均所得は、1994年の641.1万円から2022年には524.2万円まで減少しており、夫の収入だけで家計を維持することが困難な状況が顕在化している<sup>29)</sup>。このように景気が低迷する中で、従来の性別役割分業意識は変化しつつある。世帯収入に余裕を持ち、怪我や病気などの緊急事態に備えるリスクヘッジを行い、将来や老後に備えるために、女性の社会進出に対する意識が高まり始めたと考えられる。

専業主婦世帯が減少し、夫婦共働き世帯が増加する一方、単独世帯も増加し続けている。1980年には、核家族化の進行に伴い、「夫婦と子ども(42.1%)」「夫婦のみ(12.5%)」「ひとり親世帯(5.7%)」という核家族世帯が全世帯の過半数以上を占めていた。それに対して、拡大家族または複合家族である「3世帯等(19.9%)」が2割、「単独世帯(19.8%)」が2割を占めていた。2020年には、核家族世帯である「夫婦と子ども(25.0%)」「夫婦のみ(20.0%)」「ひとり親世帯(9.0%)」が全世帯の約5割を占めており、核家族化がやや減少する傾向が示されているものの、依然として主要な家庭モデルとなっている。一方、拡大家族または複合家族である「3世帯等(7.7%)」は1割にも満たず、減少し続けている。「単独世帯(38.0%)」は全世帯の約4割に達し、最も多い家庭形態となっている<sup>30)</sup>。

性別役割分業意識と家庭モデルの変化に伴い、従来の社会構造や福祉政策、年金制度、雇用制度は、平成や令和の家庭モデルに対して十分な機能を発揮できなくなっている。また、「結婚して主婦になる」といういわゆる「永久就職」的な考え方も、経済環境や家庭モデルの変化により見直されざるを得なくなっている。時代遅れとなった昭和的家庭モデルは、今後の人生に関する選択やライフリスクへの対応に支障をきたしており、より多様化した令和的家庭モデルへの改善が求められていることが明らかである。しかし、こうした性別役割分業意識や家庭モデルの変化により、家庭における男女の社会的役割が変化せざるを得ない中でも、男女間には依然としてさまざまな課題が残されているのも事実である。

<sup>28)</sup>内閣府、前掲資料、『男女共同参画白書 令和4年版』、特-7図[CSV形式]。

<sup>29)</sup>厚生労働省「令和2年版 厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—」、図表1-8-1 世帯所得(実質)の推移、<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-08-01.html>、最終閲覧日2024年8月12日。厚生労働省「2023(令和5)年 国民生活基礎調査の概況」、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/dl/03.pdf>、最終閲覧日2024年8月12日。

<sup>30)</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和4年版』、特-5図 家族の姿の変化、<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-05.html>、最終閲覧日2024年8月10日。

## 1.2 各種の変化の実態

### (1) 性別役割分業意識変化の実態

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、総括的なデータを見ると、従来の「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識は「賛成」から徐々に「反対」へと変化しているが、その具体的な理由について分析してみよう。

「賛成」とする理由の上位4項目は、「妻が家庭を守った方が、こどもの成長などにとって良いと思うから(59.0%)」「育児・介護・家事と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから(56.0%)」「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから(32.1%)」「日本の伝統的な家族の在り方だと思うから(11.1%)」の4つである。「反対」とする理由の上位5項目は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押し付けるべきではないから(70.8%)」「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから(44.8%)」「妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから(40.0%)」「男女平等に反すると思うから(35.7%)」「育児・介護・家事と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思うから(18.4%)」の5つである<sup>31</sup>。

子どもの成長などに関して「妻は家庭を守るべきである」を選択した回答者の割合は59.0%で、過半数を超えている。これは、女性の母という社会的役割を強調し、女性を家庭に位置づけている実態を示している。育児・介護・家事と両立しながら妻が働き続けることについて、従来の性別役割分業意識を賛成する理由としては、家庭と仕事の両立が大変だからであり、夫が働くだけで十分であるため、妻が仕事を辞めて家庭を守ったほうが良いとしている。一方で、反対する理由としては、家庭と仕事の両立が可能であるため、妻が働き続けても構わないというものである。経済的な面で、賛成する理由は、夫または家庭を依存し、夫の収入で生活するという考え方を示しており、反対する理由は、女性も働くことで収入が増えるという意識の変化が示されている。ただし、「賛成」「反対」のいずれの立場においても、男性が育児・介護・家事を手伝うべきであるという選択肢がなく、女性だけが家庭に置かれている状況が浮き彫りになっている。

実際、2016年に行われた「女性の活躍推進に関する世論調査」には、「男性が家事・育児を行うことについてのイメージ」という設問があり、その選択肢の一つに「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が含まれていた<sup>32</sup>。この選択肢は第1位の「子どもにいい影響を与える(56.5%)」に次いで多く選ばれており、具体的な割合は、全体で52.1%、女性で47.3%、男性で58.0%となっている<sup>33</sup>。このデータからみると、男性が過半数を占めており、女性も過半数に近い割合で選択していることから、男性が家庭に積極的に関与することが意識の変化の方向性を示していると言えるだろう。

また、2023年の男女共同参画白書において、「生活の中の時間増減希望」の設問では、子供のいる男女別の家事・育児時間の増減希望について、全年代の女性が「減らしたい」が「増やしたい」を上回っている。特に、20～30代の女性(33.5%)は「減らしたい」意欲が、40～60代(20.2%)よりも13.3ポイント高くなっている。一方、全年代の男性では、「増やしたい」が「減らしたい」を上回っており、特に20～30代の男性(27.7%)の「増やしたい」意欲が、40～60代(14.3%)よりも13.4ポイント高くなっている。この結果から、若い世代である20～30代が、40～60代と比較して家庭や育児に積極的に参画すると意向が強いことがわかる<sup>34</sup>。

<sup>31</sup>内閣府、前掲資料、「男女共同参画社会に関する世論調査 令和4年11月調査」、21～24頁。

<sup>32</sup>内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」、<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/zh/z13.html>、最終閲覧日2024年8月8日。

<sup>33</sup>内閣府「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～」、10頁、[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kurashikata\\_ishikihenkaku/pdf/0310honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kurashikata_ishikihenkaku/pdf/0310honbun.pdf)、最終閲覧日2024年8月12日。

<sup>34</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和5年版』、特-45表 生活の中の時間増減希望、<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-45.html>、最終閲覧日2024年8月23日。

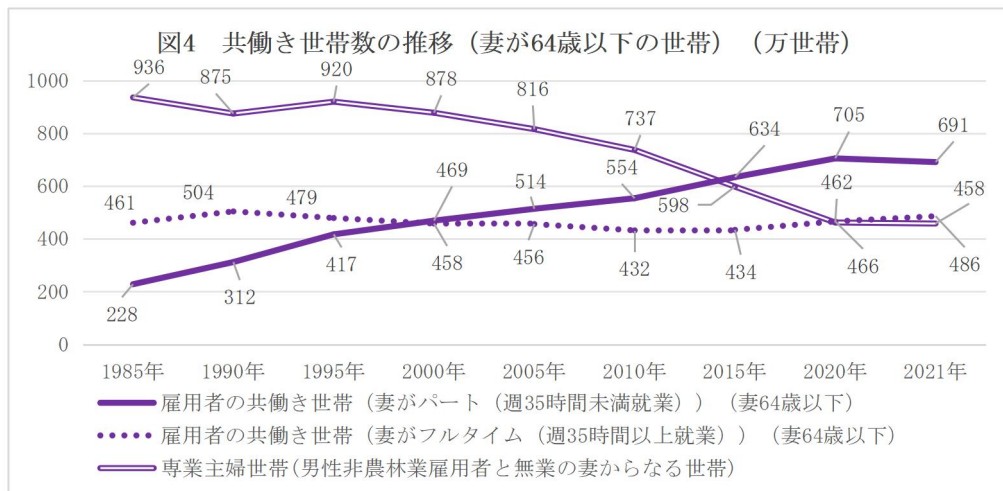


男性が家庭に参加し、夫婦で家庭内の役割を共有することが理想的な変化の方向性だと考えられるが、現実には必ずしもそうではない。2023年の『男女共同参画白書』によると、「生活の中の時間増減希望」に関する設問で、子どものいる男女別の仕事時間の増減希望を調査したところ、20～40代の女性では「（仕事時間を）減らしたい」という回答が「増やしたい」を上回っている。一方で、40～60代の女性では「増やしたい」という回答が「減らしたい」を上回っている。このことから、結婚・出産期にあたる20～40代の女性は、家事や育児に専念するために仕事時間を減らす傾向があることがわかる。一方で、育児が一段落した40～60代の女性は、再び仕事に復帰したいという意向が強いことが示されている<sup>35</sup>。

2021年に総務省が実施した「令和3年社会生活基本調査」によると、夫婦共働き世帯における1日の育児・介護・家事などに費やす時間は、男性が53分、女性は4時間18分となっている。さらに、仕事に費やす時間は、男性が6時間54分、女性が4時間16分となっている。このデータからみると、確かに育児や介護、家事に費やす時間は女性の方が圧倒的に長く、仕事に費やす時間は男性の方が多いことがわかる。具体的には、育児や介護、家事などに費やす時間は女性が男性の約5倍、仕事に費やす時間は男性が女性の約1.6倍である。このことから、理想と現実の間には大きな乖離が存在していることが明らかである<sup>36</sup>。

## (2) 家庭モデルの変化の実態

第二次世界大戦終戦後の日本では、都市化、核家族化、そして産業化の急速な進行を迎えた。その結果として、サラリーマンと専業主婦からなる「昭和的家庭モデル」が広く普及し、一般的な家庭像として定着した。この家庭モデルは、夫が外で働き、妻が家庭を守るという性別役割分業に基づいて構築されていった。近年、経済状況の変化とともに、従来の「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識に対する見方が変わりつつある。特に、子どもができて女性も職業を続けるべきだと考える人が増加し、過半数以上がこの意識に賛成するようになった。



（出典：1985～2001年のデータ：総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査」<sup>37</sup>）

図3のデータは、専業主婦世帯の減少と夫婦共働き世帯の増加を示している。これは、日本における家庭モデルの変化を反映しており、夫婦共働き世帯が次第に一般化していることが明らかである。一方、図4のデータを分析すると、増加した夫婦共働き世帯にも異なる傾向が見られる。これは、単に共働き世帯が増えただけでなく、その中で家庭内の役割分業や労働時間の違いなど、性別役割意識の変化に応じた新たな傾向が浮き彫りになっていることを示している。

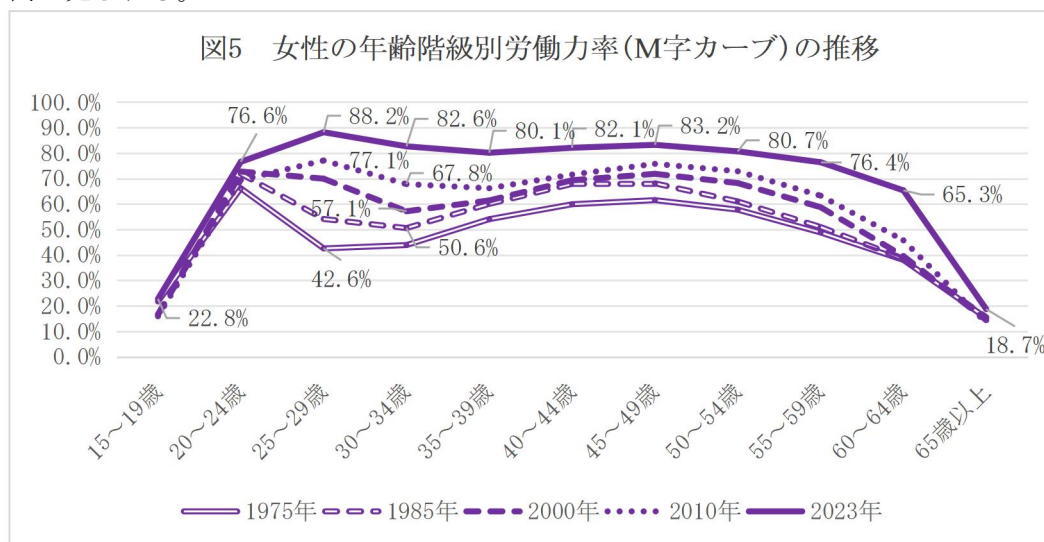
図4のデータを詳しくみると、増加した夫婦共働き世帯の多くは、妻が非正規雇用者である家

<sup>35</sup>同上。

<sup>36</sup>内閣府、前掲資料、「男女共同参画社会に関する世論調査 令和4年11月調査」、34頁。

<sup>37</sup>内閣府、前掲資料、『男女共同参画白書 令和4年版』、特-8図[CSV形式]。

庭モデルに当てはまる。さらに、妻がフルタイムで働く家庭モデルは数十年間横ばいで、比較的  
に低水準にとどまっていることが明確である。また、週 35 時間未満の就業はパートタイムに該当  
するため、週 1 時間から 35 時間の就業がパートタイムとして扱われると言える。言い換えると、  
男性がサラリーマンとして働く一方で、女性は家庭を支えるために非正規雇用者として働く兼業  
主婦世帯が増加したのである。このように、女性非正規雇用者数が増加し、それが夫婦共働き家  
庭の増加に寄与する一方で、家庭や子育てと仕事の両立が困難であるため、結婚・出産期に当た  
るライフステージで退職して、育児が落ち着くまで家庭に復帰する女性たちが多く存在している。  
これが、女性の労働力率が M 字型に変化する「M 字カーブ」と呼ばれる現象を引き起こしている。  
近年、M カーブは解消されつつあり、谷が浅くなっているものの、依然として右方向にずれる傾  
向が見られる。



(出典:総務省<sup>38)</sup>)

1975 年から 2023 年のデータを見ると、M 字カーブの傾向が緩やかに台形に近い形に変化してい  
るものの、完全には解消されていない。また、退職年齢層が 20 代から 30 代に推移している傾向  
が見られる。このような M 字カーブで示される退職年齢の推移は、晩婚化・晩産化と関連してい  
る。1947～1949 年の第一次ベビーブームによる団塊の世代で人口が急増したが、1989 年の「1.57  
ショック」により、少子化問題が深刻化してきた<sup>39</sup>。当時、少子化対策として「エンゼルプラン」  
などが打ち出されたが、2000 年の出生率が 1.36、2023 年には過去最低の 1.20 となっている<sup>40</sup>。  
少子化の原因は、M 字カーブで示される退職年齢が遅くなった理由と同様に、結婚と出産年齢が  
遅くなったことと関係している。晩婚化・晩産化は、男女の初婚年齢や未婚率の上昇、世代数の  
減少と関連しており、影響を与えている。

初婚年齢のデータからは、上昇傾向が見られる。1950 年には男性が 25.9 歳、女性が 23.0 歳だ  
った初婚年齢は、1994 年には男性が 28.5 歳、女性が 26.2 歳へと上昇し、2019 年には男性が 31.2  
歳、女性が 29.6 歳となった<sup>41</sup>。コロナ禍の影響を受けた 2020 年には男性が 31.0 歳、女性が 29.4

<sup>38</sup>総務省「労働力調査」就業状態、年齢階級別 15 歳以上人口（1953 年～）より作成。労働力率=労働力人口/15 歳以上人口\*100。

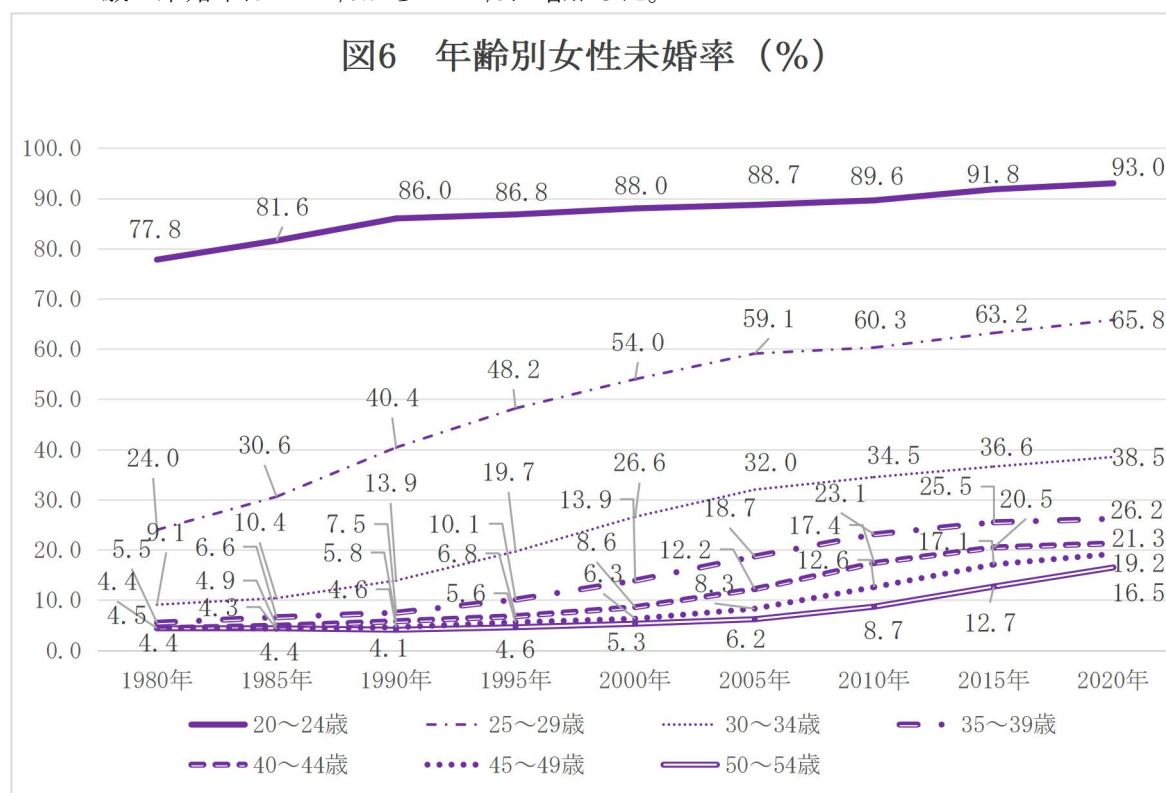
<sup>39</sup>e-Stat 政府統計の総合窓口「人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生（年次別にみた出生数・出生率（人口千対）・出生性比及び合計特殊出生率）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411595>、最終閲覧日 2025 年 1 月 15 日。

<sup>40</sup>厚生労働省「令和 5 年（2023）人口動態統計」、第 5 表、[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/dl/09\\_h5.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/dl/09_h5.pdf)、最終閲覧日 2025 年 1 月 15 日。

<sup>41</sup>厚生労働省『厚生白書平成 8 版』、[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/03.pdf)、第 1 章第 3 節の 1、最終閲覧日 2024 年 5 月 20 日。厚生労働省『人口動態調査』「全婚姻—初婚別にみた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411844>、最終閲覧日 2024 年 11 月 15 日。

歳と微減したものの、2022年にはほぼ同様の水準を維持し、男性が31.1歳、女性が29.7歳となっている<sup>42</sup>。また、1世帯あたりの平均人員も減少傾向が続いている。1920年には4.88人であったのが、1940年には4.99人とわずかに増加した後、1960年代には4.54人、1970年代には3.69人、1980年代には3.33人、1990年代には3.06人、2000年代には2.71人にまで低下した<sup>43</sup>。そして2022年には出産数に大きな変動がない一方で、1世帯あたりの平均人数はさらに2.25人まで減少している<sup>44</sup>。さらに、初産年齢も着実に上昇しており、2015年以降は平均30.7歳となり、初産年齢が30代に移行している<sup>45</sup>。

図6と図7が示すように、各年外において男女とも未婚率が全体的に上昇している傾向が見られる。具体的には、1990年には男性の未婚率が20～24歳で93.6%、25～29歳で65.1%、30～34歳で32.8%であった。一方、女性は20～24歳で86.0%、25～29歳で40.4%、30～34歳で13.9%となっている。2010年には、男性の未婚率が20～24歳で94.0%、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%に上昇している。女性の場合も20～24歳で89.6%、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%と増加が見られる。さらに2020年になると、男性の未婚率は20～24歳で95.7%、25～29歳で76.4%、30～34歳で51.8%と上昇し、女性の未婚率も20～24歳で93.0%、25～29歳で65.8%、30～34歳で38.5%に達した<sup>46</sup>。特に、1980年から2020年にかけての変化を比較すると、女性の未婚率は20～24歳で77.8%から93.0%、25～29歳で24.0%から65.8%へと大幅に上昇している。一方、男性の場合、20～24歳の未婚率はこの期間を通じて90%以上を維持しつつ、25～29歳の未婚率は55.2%から76.4%に増加した。



<sup>42</sup>厚生労働省、前掲資料、『人口動態調査』「全婚姻—初婚別にみた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差」。

<sup>43</sup>総務省『国勢調査 時系列データ 世帯』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員—全国、都道府県（大正9年～令和2年） その2 普通世帯及び準世帯（大正9年，昭和5年～令和2年）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410421>、最終閲覧日 2025 年 1 月 18 日。

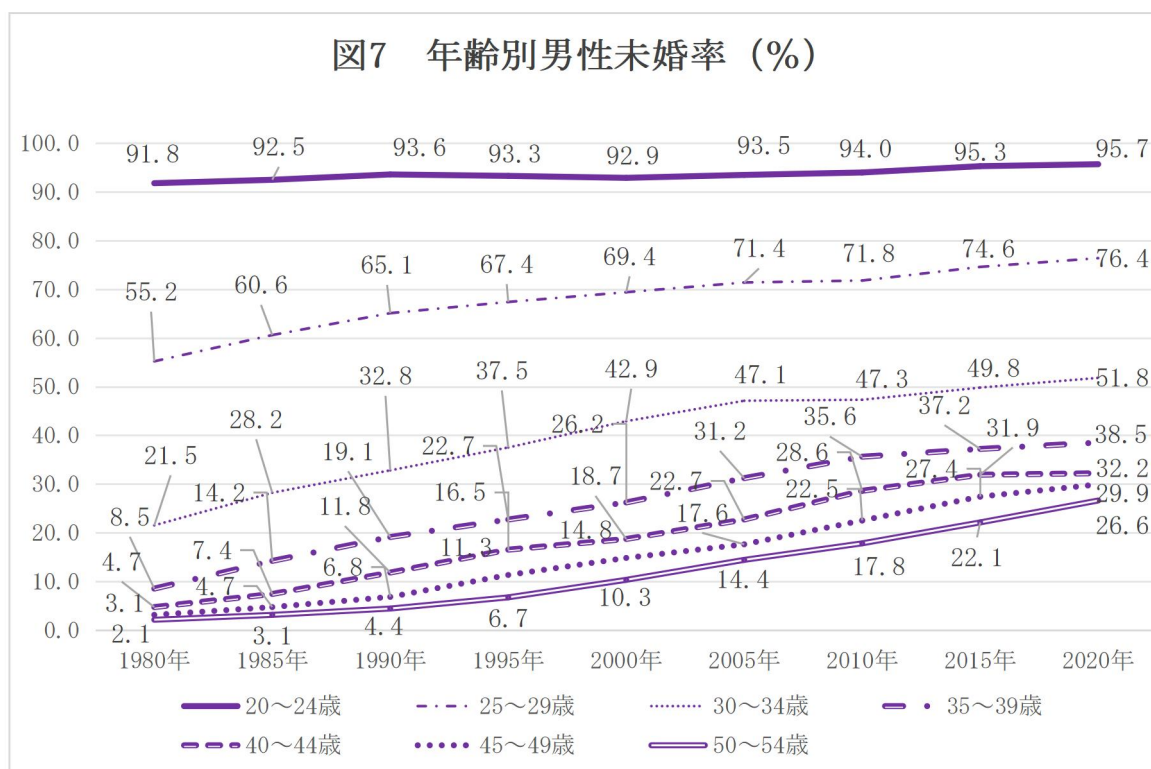
<sup>44</sup>厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022 年）、3 頁、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>、最終閲覧日 2024 年 11 月 25 日。

<sup>45</sup>総務省『国勢調査』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員—全国\*、都道府県 その2 普通世帯及び準世帯（大正9年～平成12年）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003389840>、最終閲覧日 2024 年 11 月 26 日。

<sup>46</sup>同上。





（図6～7 出典：厚生労働省<sup>47）</sup>

図6と図7のデータは、男女ともに晩婚化傾向が顕著であることを示しており、特に女性において若年層の未婚率の上昇が際立っている。この背景には、性別役割分業意識の変化、価値観やライフスタイルの多様化、教育期間の延長など、さまざまな社会的・経済的要因が関与していると考えられる。

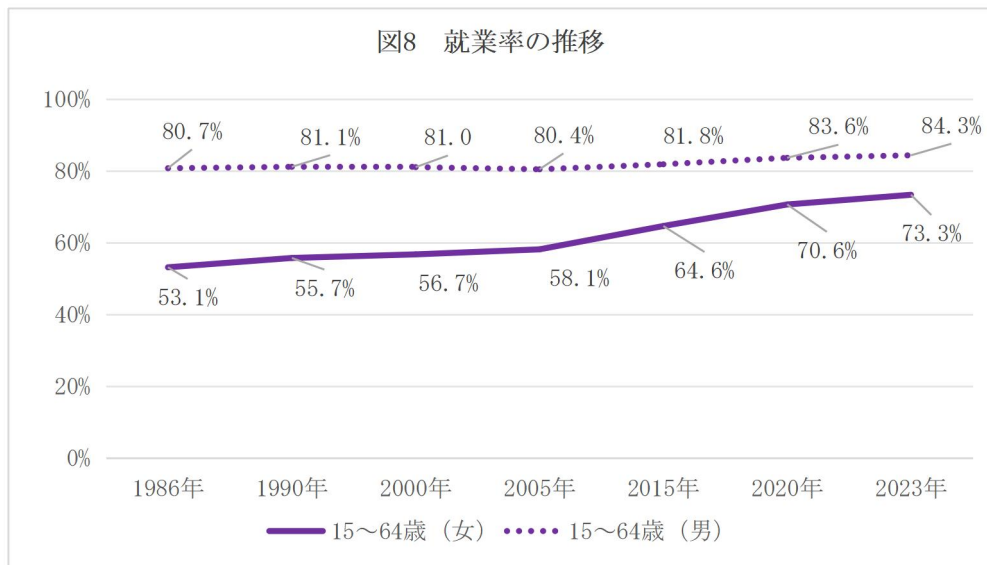
初婚年齢や、初産年齢、未婚率の上昇、1世帯あたりの平均人員の減少などのデータは、女性の結婚や出産が従来よりも後回しになる傾向を示しており、晩婚化・晩産化が日本社会で進行していることを裏付けている。性別役割分業意識は徐々に変化し、従来の「昭和的な家庭モデル」に代わり、夫婦共働き世帯が主流となりつつある。しかし、家庭内での役割分業や時間配分においては、依然として男女間の格差が大きく残されている点が課題として浮かび上がっている。また、経済状況の変化に伴い、専業主婦世帯は減少し、夫婦共働き世帯が増加している。ただし、妻の職業形態に分析すると、増加しているのは夫婦ともにフルタイムで働く「対等な共働き世帯」ではなく、妻がパートタイムで働く「兼業主婦世帯」である点が特徴的である。さらに、女性の労働力率において、長らく問題視されてきた「M字カーブ」の傾向も徐々に改善しつつあるものの、そのピークや谷が右方向にシフトする形で変化している。このことは、女性が仕事やその他の要因により結婚や出産のタイミングを以前よりも遅らせる傾向が強まっていることを示している。

### （3）女性の社会進出の実態

性別役割分業意識と家庭モデルの変化に伴い、経済環境の変化を背景に、専業主婦として経済的に余裕のある家庭を築くことが厳しくなっている。そのため、働く女性が増加している。しかし、時短パートや非正規雇用で働く妻は、フルタイムで働く夫よりも収入が低く、不安定な状況に置かれやすい。このため、非正規雇用で働く妻は夫婦共働き世帯ではなく、兼業主婦世帯と呼ばれるべきだと考えられる。したがって、このような兼業主婦世帯を含めた夫婦共働き世帯から

<sup>47</sup>厚生労働省『令和5年版厚生労働白書一つながり・支え合いのある地域共生社会』、8頁、<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>、最終閲覧日 2025 年 1 月 19 日。

計算すると、女性の就業率が高まっているのも当然の結果であると言える。



（出典：総務省「労働力調査（基本集計）」<sup>48）</sup>

図8に示されているように、女性の就業率は1986年の53.1%から2023年の73.3%へと20.2ポイント上昇している。この上昇は、経済状況の変化、性別役割分業意識の変化、女性の職業に対する意識の変化、さらに1985年に公布された男女雇用機会均等法の影響が寄与していると考えられる。しかし、2022年の雇用形態の割合を見ると、女性の役員・正規雇用労働者は22%、非正規雇用労働者は24%である一方、男性の役員・正規雇用労働者は43%、非正規雇用労働者は11%となっている<sup>49）</sup>。女性の就業率が高まっているが、女性雇用者の過半数が非正規雇用に就いているのが実状である。また、男性の安定した就業率が約80%であるのに対し、女性の就業率は依然として十分に発揮されていないことが明らかである。さらに、男女間の賃金格差も残っており、2023年における男性一般労働者の給与水準を100とした場合、女性一般労働者の給与水準は74.8にとどまっている<sup>50）</sup>。

内閣府が実施した「現在の雇用形態に就いている理由（非正規雇用労働者）」のデータによると、男女ともに「自分の都合のよい時間に働きたいから（男性31.2%女性34.5%）」が最も多い回答となっている。女性の回答では、次いで「家計の補助・学費を得たいから（22.1%）」「家事・育児・介護等と両立しやすいから（15.4%）」「その他（9.5%）」「正規の職員・従業員の仕事がないから（7.7%）」「専門的な技能等をいかせるから（6.0%）」「通勤時間が短いから（4.7%）」が続いている。男性の場合、次いで「その他（21.5%）」「正規の職員・従業員の仕事がないから（16.1%）」「家計の補助・学費を得たいから／専門的な技能等をいかせるから（12.7%／12.7%）」「通勤時間が短いから（4.5%）」「家事・育児・介護等と両立しやすいから（1.3%）」

<sup>48）</sup>内閣府『男女共同参画白書 平成29年版』、I-特-1図 就業率の推移、<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/h29/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-01.html>、最終閲覧日2024年8月13日。2016年以降のデータソース：総務省「労働力調査（基本集計）2023年（令和5年）平均結果」、表I-4年齢階級別就業率の推移、<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/gaiyou.pdf>、最終閲覧日2024年8月13日。

<sup>49）</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和5年版』、特-13図[CSV形式]、<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r05/zentai/index.html>、最終閲覧日2024年8月10日。

<sup>50）</sup>厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/01.pdf>、最終閲覧日2024年8月14日。

が続いている<sup>51</sup>。「家計の補助・学費を得たいから」と答えた女性の割合は男性より 9.4 ポイント高く、約 2 倍の差がある。また、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」と答えた女性の割合は男性より 14.1 ポイント高く、11.8 倍の差がある。さらに、家事・育児・介護と仕事に費やす時間の理想と現実の乖離を示すデータを考慮すると、女性が家庭と仕事を両立し、家計や学費の補助を最大限に得るために、柔軟な雇用形態としてパートタイムや非正規雇用を選択していることが明らかである。

女性管理職の割合は、2003 年 6 月に小泉内閣が発表した「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度にする」という目標以来、依然として低迷している<sup>52</sup>。2014 年には当時の安部晋三元首相が世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で「2020 年までに指導的地位にいる人の 3 割を女性にする」という発言をし、「202030」という同様の目標を掲げた<sup>53</sup>。厚生労働省の 2023 年の調査によると、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、前回調査と同様に 12.7%、係長相当職以上の女性管理職割合は前回調査より 0.4 ポイント上昇し、15.1%となる<sup>54</sup>。それぞれの役職に占める女性管理職割合は、役員は 20.9%（前回 21.1%）、部長相当職は 7.9%（前回 8.0%）、課長相当職は 12.1%（前回 11.6%）、係長相当職は 19.5%（前回 18.7%）となっている<sup>55</sup>。帝国データバンクの調査によると、「女性登用に対する企業の意識調査」の調査結果は前年と比べて 0.5 ポイント増加し、過去最高値を更新した一方、「202030」は平均で 9.4%であり、1 割にも達せず、低水準を維持し続けており、「202030」目標を達成している企業もわずか 9.5%、同様に 1 割にも達せず、企業側の積極的な取り組みが見えない<sup>56</sup>。自社の役員（社長を含む）に占める女性の割合は前年と比べて 0.9 ポイント増加し、平均 12.7%となり、過去最高値となった一方、役員が全員男性とする企業は 53.5%、過半数となっている<sup>57</sup>。

年収が 103 万円以下（企業規模によっては 106 万円以下）になると、税制や社会保険のルール上、被扶養者として認められる「扶養内勤務」となり、配偶者控除や配偶者特別控除が適用される<sup>58</sup>。これにより、職業によって発生する所得税や住民税などの主要な税金が税制上の扶養控除によって軽減され、年金や健康保険などの社会保険の負担も減少される。また、会社員や公務員の配偶者で年収が 130 万円未満の 20 歳から 59 歳までの該当者は、自ら保険料を支払わずに基礎年金が受けられる「第 3 号被保険者制度」を利用することができる。これらの制度は、経済的に自立せずに家庭に依存する人々にとって一つの選択肢となる一方で、家庭への依存を助長する要因とも考えられる。

家庭から離れて自立を目指す女性たちは、十分に整備されていない職場環境の中で自立を実現する機会や手段が限られている。従来の家庭モデルや家族からの支援と理解が得られにくいため、家庭と仕事の両立が難しくなり、不安定で負担が重い状況に置かれやすくなっている。その結果、自立が困難と感じた女性たちは、社会通念やメディアの影響を受けて、扶養内勤務やパートなどの非正規雇用で働く兼業主婦や専業主婦として再び家庭に戻り、夫や親に依存する生活に戻らざるを得ない。

<sup>51</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和 5 年版』、特—15 図、

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-15.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-15.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日。

<sup>52</sup>男女共同参画局『平成 16 年版男女共同参画白書』（男女共同参画局、2004 年）、103 頁。

<sup>53</sup>男女共同参画局「共同参画」2014 年 8 月号（男女共同参画局、2014 年 8 月）、11 頁。

<sup>54</sup>厚生労働省「令和 5 年雇用均等基本調査」、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/07.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 29 日。

<sup>55</sup>同上。

<sup>56</sup>帝国データバンク「女性登用に対する企業の意識調査（2022 年）」、

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220813.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 26 日。

<sup>57</sup>同上。

<sup>58</sup>「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、いずれも所得税の負担を軽減するための制度であるが、適用条件と対象者が異なる。「配偶者控除」は、納税者の配偶者の年間所得が 48 万円以下（給与所得のみの場合は年収 103 万円以下）の場合に適用され、最大 38 万円が所得から控除される。一方、「配偶者特別控除」は、配偶者の所得が 48 万円を超え 133 万円以下（給与所得のみの場合は年収 201 万円以下）の場合に適用され、配偶者の所得額に応じて控除額が段階的に減少される。

るを得ない状況が多いと考えられる。

### 1.3 シーセッションによって顕在化された就巢性心理と女性貧困の深刻化

2019 年末から新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界各国に健康面で大きな被害をもたらすとともに、経済面にも大きなダメージを与えた。その結果、就業者数が 2019 年から 2020 年にかけて、男女ともに 24 万人減少した<sup>59</sup>。さらに詳しくみると、産業別で女性雇用労働者の場合、女性正規雇用労働者数は「医療、福祉」を中心に増加したにもかかわらず、女性非正規雇用労働者が 2020 年 3 月以降、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」を中心に、前年同月比では 13 か月連続で減少し続けた<sup>60</sup>。2020 年の雇用形態別の労働者の年間収入について、正規雇用の場合は、男性は 500～699 万円が 23.2%（前年対 0.1 ポイント減）、300～399 万円が 19.3%（前年対 0.5 ポイント減）、女性は 200～299 万円が 26.8%（前年対 0.8 ポイント減）、300～299 万円が 25.0%（前年対 0.3 ポイント増）となっていた。非正規雇用の場合は、男性が 100 万円未満が 28.9%（前年と同様）、100～199 万円が 27.9%（前年対 0.1 ポイント増）、女性が 100 万円未満が 42.6%（前年対 0.4 ポイント減）、100～199 万円が 38.9%（前年対 0.1 ポイント増）となっていた<sup>61</sup>。非正規雇用労働に就いている理由について、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」の選択肢は、女性が「自分の都合のよい時間に働きたいから（31.5%）」「家計の補助・学費等を得たいから（23.1%）」に次いで、16.9%を占めており、36 万人が減少した。一方、男性は前年と同じデータであった<sup>62</sup>。これらのデータから、男女の賃金格差が依然として存在し、女性の非正規雇用労働者の割合が極めて大きく、収入が低いことが明らかである。また、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という理由で働いていた女性の一部が減少したことから、家庭と仕事の両立が困難になっていることが推測される。

実際、2020 年 1 月の日本政府は、女性国会議員がわずか 9.9%という構成のもと、女性の実状を十分に考慮せずに感染防止のための一斉休校措置を即時に打ち出した<sup>63</sup>。この措置により、サービス業などの接触型産業に多く就いている女性非正規雇用労働者は、製造業に多く従事している男性よりも深刻な貧困状況に陥った。この現象は、女性を意味する「She」と景気後退を表す「Recession」を組み合わせた「シーセッション（She-Cession）」と呼ばれ、2008 年の男性不況と対比して「女性不況」とされている<sup>64</sup>。家庭と仕事の両立を目指して兼業主婦として非正規雇用に従事していた多くの女性たちは、収入や貯蓄が少ないため、雇用保険や休業手当が保障されず、大量雇用の喪失や外出制限によって、家事、育児、介護といった必要不可欠な無償ケア労働の負担が増加した。コロナ禍の影響で不安定な経済状況が深刻化し、貧困が一層悪化している。さらに、「陰のパンデミック」と呼ばれる成人女性と女兒への DV や性暴力が頻発し、ジェンダー間の社会的不平等を一層拡大している。

理想と現実の乖離がコロナ禍で浮き彫りになり、これまで隠されていた女性問題が可視化されるようになった。自立せずに家庭に依存する選択肢は、極めて危険でリスクが高いことが強く認識されるようになったのである。非正規雇用で働く女性を中心に、女性不況の要因の一つとして、家庭依存的な社会環境で育った女性たちが、自立に失敗すると被扶養者として家庭に戻ろうとする心理、すなわち「就巢性」の存在がある<sup>65</sup>。この心理は、経済的な自立が難しい状況で家庭に依

<sup>59</sup>内閣府『男女共同参画白書 令和 3 年版』「特集 コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」、[https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/bl\\_s00\\_00.html](https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/bl_s00_00.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。

<sup>60</sup>内閣府「男女共同参画に関するデータ集」、[https://www.gender.go.jp/research/weekly\\_data/04.html](https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/04.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。

<sup>61</sup>総務省「労働力調査 令和 2 年」、<https://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2020/pdf/summary2.pdf>、4 頁、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。

<sup>62</sup>同上。

<sup>63</sup>竹信三恵子『女性不況サバイバル』（岩波書店、2023 年 7 月）、10 頁。

<sup>64</sup>内閣府、前掲資料、「特集 コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」。

<sup>65</sup>1900 年代のスイス生物学者アドルフ・ポルトマンは、人間が本来、離巢性を持つ生物であるが、生理的早産によ



存する選択を促進し、結果として女性の職業的成長やキャリアの発展を阻害する要因となっている。経済的に自立しなくても、法律や制度により家庭に依存して生活を維持できるため、収入を自力で得なくてもよいという甘えの心理が生まれがちである。しかし、収入源である夫や家族が突然解雇されたり、不幸にも亡くなったりした場合、経済的に自立せずに家庭に依存する生き方を選択した人々は、非常に不安定で危険な状況に陥る可能性がある。このリスクは男性にも当てはまり、緊急事態が発生した場合、家庭の負担が増大し、危険な家庭モデルとなると考えられる。

また、国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施している「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の2021年第16回調査結果によると、女性の理想ライフコースについて、「両立コース」は前回調査（2015年）の32.3%から34.0%に増加し、「再就職コース」は前回の34.6%から26.1に減少し、「専業主婦コース」は18.2%から13.8%減少し、「非婚就業コース」は5.8%から12.2%に増加し、「DINKsコース」は4.1%から7.7%に増加した。一方、男性がパートナーに望むライフコースでは、「両立コース」は前回の33.9%から39.4%に増加し、最も高い割合を占めており、「再就職コース」は前回の37.4%から29.0%に減少し、「専業主婦コース」が10.1%から6.8%に減少し、「非婚就業コース」は3.6%から6.5%に増加し、「DINKsコース」は3.3%から5.5%に増加した。男女ともに両立ライフコースを理想とする割合が増加したものの、専業主婦ライフコースを希望する女性の割合は依然として1割以上を占めている<sup>66</sup>。

女性が自立を目指す過程で、専業主婦としての家庭モデルを維持し、社会制度の一端を担うという社会的役割から脱却し、兼業主婦や晩婚・不婚といった新たなライフスタイルやアイデンティティを自主的に選択することもある。しかし、十分に整備されていない社会環境の中では、やむを得ず家庭に戻らざるを得ない場合や、自然災害やコロナ禍のような不可抗力によって不本意ながら家庭に依存せざるを得ないこともある。実際には、専業主婦を希望して、家庭に依存して生活する女性も依然として存在している。このように、外部的または内部的な要因によって家庭に依存せざるを得ない状況を「家庭依存症」と呼ぶべきだろう。では、この「家庭依存症」はどのように形成され、どのように社会に自然化していったのか。次章でその背景を詳しく分析してみたい。

## おわりに

近年、日本社会に根付く「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識については、賛成から反対へと考え方の移行が示されている。女性が職業を持ち続けるかどうかについても、子どもの有無にかかわらず、女性が職業を持つ方が良いと答えた割合が過半数を超えている。女性の社会進出意識が向上する中で、男性も家事・育児に関与する意欲を示しており、仕事と家庭の両立を理想のライフコースと考える人の割合も高まっている。このように、性別役割分業意識に対する考え方が変化する中で、女性が家庭から出て社会進出するようになり、家庭モデルも理想的な方向へと変化している。経済高度成長期から一般化された専業主婦世帯が徐々に減少し、夫婦共働き世帯が増加し、単独世帯も増え続けている。

一方で、実際には女性が家庭に費やす時間の割合が男性の数倍に及んでおり、結婚・出産期に家庭に復帰する女性の意欲や専業主婦の希望も無視できない。専業主婦世帯の減少は、女性の非正規雇用労働者の増加につながっているが、これは女性が家庭から完全に離れたというよりも、家庭に専念しつつ家計を補助するために兼業主婦として働くという、理想と乖離した現実を示している。また、家庭に依存して生きるという「家庭依存症」の危険な存在も浮き彫りになっている。この家庭依存症による問題はコロナ禍によって拡大し、就巢性の心理が働き始めた結果、「女

---

り二次的就巢性を持つようになると指摘したことがある。ポルトマンのコンセプトとは異なり、本稿で用いたコンセプトは、社会環境とによって自立せずに家庭に依存して生きる人々の心理状態を「就巢性」と呼び、自立して生きる人々の心理状態を「離巢性」と呼ぶ。

<sup>66</sup>国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（2021年6月）、[https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16\\_Report03.pdf](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_Report03.pdf)、最終閲覧日 2024年8月17日、33～34頁。

性不況」という現象が生じ、女性の貧困化が深刻化した。次章では、歴史を遡りながら「家庭依存症」がどのように形成されたかを詳しく分析し、女性が不況に陥る理由についてさらに考察する。

## 第2章 国、家から国民に押し付けられる家庭依存症

はじめに

明治維新以後、近代化と資本主義国家へと進む日本は、欧米の啓蒙思想や文化の流入に伴い、天賦人權や男女同権、一夫一婦などの思想が現れた。しかし、長年鎖国を経た結果、明治維新は女性の解放に向けて努力を尽くす一方で、新たな国民化の進展に伴い、理想的な女性像である「良妻賢母」が浸透していった。その過程で、旧時代から残されていた制度によって、女性は性的商品として人身売買され、また「自己意思」に基づいて性的サービスを提供する状況が続き、女性の権利に対する制限が強化され、身体的並びに心理的なアイデンティティーも一層規範化されるようになった。

本章では、明治維新以後の日本女性をめぐる変化を、教育、性的風俗、女性権利、国民化・性役割の固定化、そして家庭依存症の形成に分けて述べる。第1節では、明治維新の背景と明治前期の女子教育に関する改革を説明し、近代化社会へと進む中での政府と民衆の矛盾について考察する。第2節では、明治維新直後の「芸娼妓解放令」を幕開けとして廃娼運動の経緯を紹介し、その運動の発生する真の理由と内部に隠された排斥、男女・女性同士の分断化について論じる。第3節では、各方面における女性権利への制限とその抵抗を考察する。第4節では、良妻賢母主義教育や家制度の推進が、女性の理想像の固定化にどのように寄与したかを論述するとともに、それが家庭依存症と深く関連していることを論じる。

### 2.1 明治維新と明治初期の女子教育

#### (1) 明治維新による変化

1853年、鎖国を続けていた日本に、マシュー・ペリーが黒船を率いて浦賀沖来航し、欧米資本主義列強による開国、貿易、外交を要求した。翌年、ペリーが再び来日し、「日米和親条約」が結ばれ、日本は開港を迎えた。開国以後の混沌とした政治状況への対応として、安政の改革や文久の改革、慶応の改革、大政奉還が進行し、1868年1月には徳川幕府の幕藩体制が崩壊した。「五箇条の誓文」を基本方針とし、天皇をトップとする新たな政治体制が始まり、日本は長年の鎖国を終え、諸外国との交流がスタートした。同時に、欧米の技術や制度、文明の導入及び強国形成を焦眉の課題となり、「富国強兵」「殖産興業」をスローガンとして掲げる中で、「明治維新」という近代化および西洋化の変革が進行した。この変革は、政治、経済、社会、文化のあらゆる面から大きな影響を与え、封建社会から資本主義的近代社会への急激な転換を促した。

開国以後、江戸は東京と改称され、年号は慶応から明治に変わり、1869年には東京へ遷都された。1871年、明治政府は中央集権化を図り、富国強国を樹立するために廃藩置県を断行した後、学制の公布（1872年）、新橋・横浜間鉄道の開通（1872年）、官営富岡製糸所の設置（1872年）、徴兵令（1873年）、地租改正条例（1873年）などの文明開化政策を実施した<sup>67</sup>。一方で、文明開化政策を円滑に進めるには国民の協力が不可欠であった。明治政府は、欧米諸国を範とし、野蛮で不開化とみなされる風俗や習慣を規制するようになった。このため、文明開化政策やさまざまな風紀是正禁令が一般民衆に押し付けられるようになった。具体的には、1872年に「東京府違式誹違条例」が布告され、翌年には「地方違式誹違条例」が制定された<sup>68</sup>。これにより、近代国家における国民への文明開化の意図は各府県まで拡大された。国民は「開化ノ良民」として位置づけられ、酒酔いや故意による馬車通行の妨害、贗造や常燈台の破壊、腐敗飲食物の故意販売、死禽獣や汚泥の路上投棄、神社仏堂等への落書き、山林原野での焚火、他人への汚物投げつけ、遊園や路傍の花木毀損などが禁止された<sup>69</sup>。これにより、交通安全、保健衛生、生活行事等の行為規範が

<sup>67</sup> 歴史学研究会編『日本史年表』第5版（岩波書店、2017年10月）、236～238頁。

<sup>68</sup> 石井良助編『体系日本史叢書 第4』（山川出版社、1964年）、32頁。

<sup>69</sup> 史官編纂『明治九年 法例彙纂 懲罰則之部 第一巻～第二巻 自明治元年至明治九年六月』（博聞本社、1876年）。条例原文は以下の通りである。東京府違式罪目第七條 贗造ノ飲食物並に腐敗ノ食物ヲ知テ販賣スル者（35頁）、

さまざまな方面にわたって合理的に取り締まられるようになった。しかし同時に、春画の販売禁止や男女化粧の混同禁止、男女混浴禁止、刺青行為禁止、無断での婦人断髪禁止、男女相撲・蛇遣い等の見世物禁止といった性や風俗に関しての強引な規制、新たなジェンダー規範も開始された<sup>70</sup>。さらに、違反行為に対する明確な罰則規定の代わりに、罰金や拘留、答罪などの刑事処分が導入されるようになった<sup>71</sup>。明治初期の文明開化政策が深く浸透し、その規制の内面化が進んだ証拠として、牟田和恵は二つの例を挙げている。一つは、明治20年代初頭に盛んに民間で興った民間の風俗改良運動、もう一つは、明治20年代から30年代にかけて内務省と文部省が主導した地方青年団育成政策による青年会・青年団の活動である<sup>72</sup>。これにより、性を含む村落生活の規範が厳格化された。

## (2) 女性教育に関する改革

同時期には、教育対象や学校制度の改革も実行された。江戸時代にも存在した女学校という名称が、明治維新以後は女性に中高等教育を施す役割を果たすようになった<sup>73</sup>。1871年には文部省が設置され、翌年には日本における近代的教育の発足として学制が公布され、小学校、中学校、大学の三段階の学校制度が新設された。その一部の条文に「自今以後一般の人民華士族農工商及女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と規定され、性別にかかわらずすべての子どもの通学が義務化された<sup>74</sup>。これにより、女子教育の整備は国家政策の一環として大きく前進した。ここでは、東京女学校、東京女子師範学校、東京女子師範学校附属幼稚園の設立経緯を例として紹介する。

文部省は1872年12月に官立の女学校を東京に設置することを布達し、最初の官立女子中等教育機関として誕生したのが東京女学校の前身である東京の官立女学校である<sup>75</sup>。1874年、当時の文部少輔であり、岩倉使節団の海外視察に文部理事官として随行した田中不二麿が女子師範学校の設立に関する伺文を三条実美太政大臣に提出した結果、同年3月13日に文部省が布達を発し<sup>76</sup>、1875年11月には日本最初の官立女子師範学校である東京女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）が開校された<sup>77</sup>。また、1872年に制定された学制の中で挙げられた幼稚小学という小学校の

第二十一條 戲ニ往来ノ常燈臺ヲ破毀スル者（39頁）、東京府註違罪目第三十二條 斟酌ナク馬車ヲ疾驅セシメテ行人ヘ迷惑ヲ掛ケシ者（51頁）、第三十六條 禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往来等ヘ投棄スル者（51頁）、東京府下註違追加罪目第五十八條 遊園及ヒ路傍ノ花木ヲ折り或ハ植物ヲ害スル者（59頁）、各地方註違罪目第八十四條 山林原野ニテ徒ラニ火ヲ焚者（63頁）、第八十七條 神祠佛堂又ハ他人ノ垣壁等ニ樂書ヲナス者（64頁）。

<sup>70</sup>同上。条例原文は以下の通りである。東京府違式罪目第九條 春畫及ヒ其類ノ諸器物ヲ販賣スル者（36頁）、第十一條 身體ヘ刺繍ヲ爲セシ者（37頁）、第十二條 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者（37頁）、第二十五條 男女相撲並蛇遣ヒ其他ノ醜體ヲ見世物ニ出ル者（40頁）、東京府下違式罪目追加第六十二條 男ニシテ女粧シ女ニシテ男粧シ或ハ奇怪ノ粉飾ヲ爲シテ醜體ヲ露ス者（41頁）、東京府註違罪目第三十九條 婦人ニテ謂レナク断髪スル者（52頁）。

<sup>71</sup>同上。条例原文は以下の通りである。違式註違條例第一條 違式ノ罪ヲ犯スル者ハ七拾五錢ヨリ少ナカラス百五十拾錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス（19頁）、第二條 註違ノ罪ヲ犯スル者ハ六錢貳厘五毛ヨリ少ナカラス拾貳錢五厘ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス（19頁）、第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スル：一 違式 答罪一十ヨリ少ナカラス 二十ヨリ多カラス 一 註違 拘留 一日ヨリ少ナカラス 二日ヨリ多カラス（20頁）。

<sup>72</sup>牟田和恵「戦略としての女—明治・大正の「女の言説」を巡って—」『新編日本のフェミニズム3性役割』（岩波書店、2009年7月）、37～38頁。

<sup>73</sup>文部科学省『学制百年史』「三 明治初期の女子教育」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317595.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317595.htm)、最終閲覧日2022年9月7日。

<sup>74</sup>文部科学省『学制百年史』「学制」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm)、最終閲覧日2022年9月7日。

<sup>75</sup>文部科学省『学制百年史』「三 明治初期の女子教育」、前掲資料。

<sup>76</sup>文部科学省『学制百年史』「女子師範学校の設立」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317603.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317603.htm)、最終閲覧日2022年9月6日。

<sup>77</sup>「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』（「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会、

種類を実現するため、文部省は幼稚園の開設を太政官に伺い、1875年7月7日の初回提出、同年8月25日に二回目の提出を行い、9月13日に開設が許可された<sup>78</sup>。9月15日に開設許可を布達し、1876年11月に東京女子師範学校附属幼稚園が開設された<sup>79</sup>。1877年の西南戦争に伴う経費節減の影響で<sup>80</sup>、東京女学校は廃校され、東京女子師範学校に統合された<sup>81</sup>。それ以外にも、1872年には京都で新英学校および女紅場が設立され<sup>82</sup>、1872年9月には東京で開拓使女学校が設立され<sup>83</sup>、1875年の栃木女学校（1951年に栃木県立宇都宮女子高等学校と改称）など、さまざまな学校が相次いで設立された<sup>84</sup>。

### （3）就学率低下とその理由

明治初期、学制の頒布にあたり女子教育の整備が大きく推進されたものの、女子の就学率は依然として低迷していた。1873年の全国学齢児童就学率は、男性が39.9%に達した一方で、女性がわずか15.1%にとどまった。1875年には、男性が50%を超え、50.8%に達したのに対して、女性は18.7%にすぎなかった。1879年に学制が廃止され、自由教育令が頒布された後、1880年には男性が58.7%、女性は21.9%に達した。1882年に男性が67.0%、女性は初めて30%を超えて33.0%に達し、1883年に男性は69.3%、女性は35.5%に達した。これらのデータから、1880年の改正教育令の成果が推定される一方で、当時の男女間における就学格差の深刻さも浮き彫りになっている<sup>85</sup>。

そのような就学率低下の理由について、文部省は以下の点を指摘している。まず、①学制の教育観と民衆の教育観との距離が大きかったこと、②当時の女子にとって近代学校教育は無用であり、有害であるとの一般的な女性観や女子教育観との関係、③経済的不況の影響が顕著であり、全般的には停滞の状況がみられたことだ<sup>86</sup>。さらに、斉藤泰雄は以下の要因を挙げている。①明治政府による廃藩置県や秩禄処分、西南戦争による財政難、「松方デフレ不況」の継続が経済不況を招き、農村部を襲った自然災害による授業料の負担感を増大させたこと、②児童が家事や家業を手伝うことが求められ、特に女性が母親代わりに恒常的な家事労働を担うことが不利であったこと、③外国を模倣して作成された教育内容への不満や学校教育への反発があったこと、④女子教育不要論の背景があったことだ<sup>87</sup>。このような女子の就学低迷状況は、明治27・28年戦役以後の近代産業と資本主義の発展に伴う国民生活の向上や1907年の義務教育年限の延長を経て改善された。具体的には、1897年の全国学齢児童就学率は男性が80.7%に達し、女性はようやく50%を超えて50.9%に達した<sup>88</sup>。

しかし、実際には戦後の1945年12月に「女子教育刷新要綱」が公布されるまで、教育における男女差別が明らかに継続されていた。女性は高等女学校や女子専門学校でのみ教育を受け、高等学校への入学は認められず、大学への進学も不可能で、女子が入学できる最高の高等教育機関

1984年5月）、3～4頁。

<sup>78</sup>文部科学省『学制百年史』「五 幼稚園の創設」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm)、最終閲覧日 2022年9月6日。

<sup>79</sup>同上。

<sup>80</sup>「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会、前掲書（1984年5月）、7頁。

<sup>81</sup>文部科学省『学制百年史』「三 明治初期の女子教育」、前掲資料。

<sup>82</sup>衣笠安喜編著『京都府の教育史（都道府県教育史）』（岩思文閣出版、1983年7月）、270頁。

<sup>83</sup>東京都都政史料館『東京の英学（東京都史紀要；第16）』（東京都都政史料館、1959年3月）、121頁。

<sup>84</sup>文部科学省『学制百年史』「三 明治初期の女子教育」、前掲資料。

<sup>85</sup>文部科学省『学制百年史』「四 小学校の普及と就学状況」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317590.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317590.htm)、最終閲覧日 2022年9月7日。

<sup>86</sup>文部科学省『学制百年史』「四 小学校の普及と就学状況」、前掲資料。

<sup>87</sup>斉藤泰雄「初等義務教育制度の確立と女子の就学奨励—日本の経験」『国際教育協力論集』第13巻第1号（広島大学教育開発国際協力研究センター、2010年4月）、45～46頁。

<sup>88</sup>文部科学省『学制百年史』「三 義務教育年限の延長」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm)、最終閲覧日 2022年9月8日。



は、中等教員養成のために設置された国立の女子高等師範学校であった<sup>89</sup>。当時の高等女学校では「修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操」といった科目が設置されたが、特に「家事」「裁縫」「手芸」といった科目は男子教育とは異なった<sup>90</sup>。このように、女性を家庭に位置づける「女性は家庭」という性別役割分業の意図が明らかであり、それに応じた固有の特性を構築しようとする科目の設置は、家庭依存症を形成する一因となっている。

#### (4) 留学政策の推進

学制に関する女子教育改革のほか、明治維新以後、文明開化政策の一環として、欧米諸国の視察と知識の獲得を目的とした留学政策が積極的に推進された。1873年に公表された文部省第一年報によると、この時期の官費留学生は250人、私費留学生は123人で、総計373人が存在した<sup>91</sup>。この中で、最初の女子留学生としての派遣も行われた。1869年、明治政府は「蝦夷地」と呼ばれていた土地を「北海道」と改称し、函館市に開拓使を設立した。翌年、黒田清隆が開拓使次官に任命され、黒田は1871年4月に開拓事業視察のため渡米した経歴から女子教育の重要性を認識した、岩倉使節団の派遣が決定された1871年10月5日、黒田は開拓長官東久世通禧と連名で女子留学生派遣に関する建議書を太政官に提出した<sup>92</sup>。その結果、1871年11月に津田梅子、山川捨松、永井繁子、吉益亮子、上田悌子の5名の7～14歳<sup>93</sup>の少女は、岩倉使節団に随伴して渡航し、日本における最初の女子留学生となった<sup>94</sup>。

一方では、これら5名の女子が留学生に選ばれた経緯が不明であるが、彼女らが選ばれた理由や共通点として、旧幕府とのつながりや、必要な知識が備えた家族背景が指摘されている。寺沢龍は「五人の父や兄たちはかつて幕臣又は佐幕藩の武士」であり、「五人の父（または父親代わりの兄）たちのうち吉益正雄を除く四人についてはいずれも、幕末の時期に西洋に出かけるという当時としては希有の経験をもった人たちであった」と述べている<sup>95</sup>。また、田中彰はその5人が「旧幕臣または維新の敗者に近い立場にあった藩の出身者が多い」と指摘した<sup>96</sup>。井上高聡は「外国への具体的な知識を有し、海外へ現実的に目を向ける経験を有していた人材が、開国以来の繁多な外国事務に奔走してきた旧幕府側にむしろ多かった可能性も考慮する必要があると考える」と述べた<sup>97</sup>。さらに、津田梅子は「選ばれた理由に特別なものがあつたわけではなく、親族にも特段の影響力や地位、権力が備わっていたわけではなかった。ただ、私たちの家族が当時の外国文化や要素と接触する機会を得ており、その機会が将来的に私たちにとってどのような意義をもたらすかを見通す洞察力を持っていたに過ぎない」との解釈もある<sup>98</sup>。これらの指摘や解釈から、当

<sup>89</sup>文部科学省『学制百年史』「一 終戦直後の高等教育」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317750.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317750.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 6 日。

<sup>90</sup>文部科学省『学制百年史』「高等女学校令施行規則」 第一条、第十六条

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318041.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318041.htm)、最終閲覧日 2023 年 4 月 25 日。

<sup>91</sup>文部科学省『学制百年史』「四 海外留学生と雇外国人教師」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317601.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317601.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 4 日。

<sup>92</sup>簿書 10697「稟裁録 自明治四年至同五年」件名番号 9 女子ヲ撰ヒ欧米之内江留学差遣シノ件（北海道立文書館、1871 年 10 月）。

<sup>93</sup>東京大学男女共同参画室「資料 1：日本の女子高等教育の歴史」、

[https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/model-program/library/UTW\\_History/Page05.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/model-program/library/UTW_History/Page05.html)、

最終閲覧日 2022 年 4 月 1 日。

<sup>94</sup>博文館編輯局編『明治節用大全：伝家宝典』（博文館、1894 年 4 月）、678 頁。

<sup>95</sup>寺沢龍『明治の女子留学生——最初に海を渡った五人の少女——』（2009 年 1 月、平凡社）、56 頁。

<sup>96</sup>田中彰『北海道と明治維新』（北海道大学図書刊行会、2000 年 12 月）、63 頁。

<sup>97</sup>井上高聡「開拓使による海外留学生派遣意図の変遷」『北海道大学大学文書館年報』第 14 号（北海道大学大学文書館、2019 年 3 月）、10 頁。

<sup>98</sup>津田塾大学編『津田梅子文書』（津田塾大学、1980 年 10 月）、78 頁。出典より“Japanese Women Emancipated”

時の日本はカルチャーショックを受け、急激な社会変革が発生していることがわかる。同時に、女性教育に関する革新が見られる一方で、政府の近代化・西洋化への切迫感や、民衆に対する強制的な開化政策、民衆の不適応、さらに政府と民衆の間に存在する矛盾や、階級的な社会構造、時代の混沌が感じられる。

## 2.2 人身売買禁止の問題——遊女屋から貸座敷へ

### (1) 娼妓解放令の発布

明治維新以後、女子教育の変革が求めただけでなく、世界的な奴隷制反対運動や人権運動の盛り上がりを見せ、近代国家への脱皮を図る日本において、遊女の人身売買を容認するのが外交上の問題と認識し始め、明治政府は娼妓を解放する一連の法令を発し、旧時代からの容認された芸娼妓の解放や人身売買の禁止に関する社会運動が活発になり、女子の人権訴求も開始された。

1872年10月、「(芸)娼妓解放令」の発布によって近世から継続していた遊女や芸者に対する人身売買が禁止され、彼女らの即時解放が命じられた。その法令の発布について、マリア・ルス号事件<sup>99</sup>の発生はその事件によるマリア・ルス号内の苦力と同様に奴隷と見なす遊女たちの人身売買行為の解放と頻繁に繋がっているが、法令発布経緯の研究を見れば、明治政府側の動きもあったことは明瞭である。1869年3月、当時刑法官権判事である津田真道(津田真一郎)が提出した「人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議」の中で、「和漢西洋共古來人ヲ賣テ奴婢トスル惡風アリ奴婢ハ人ヲ牛馬ニ同シウスルモノニテ人道開明ニ趣クニ從テ此惡風追々消失シタリ 皇國今尚娼妓アリ娼妓ハ年季ヲ限リテ賣ラレタル者ニテ年季中ハ牛馬同様ナルモノナリ此娼妓アル故ニ女子ヲ賣買スル惡風アリ」と述べ、奴婢に関する人身売買の禁止を言及し、娼妓を「地獄賣女」と称し、それが女性売買の原因と指摘している<sup>100</sup>。他方、1871年に発行された『新聞雑誌』には、以下のような内容が掲載されている。

近頃海外ヲ遊歴シテ歸リタル人ノ話ニ世界萬國遊女アラサル所ナシ然レトモ其體裁ノ宜シカラサルハ我國ヨリ甚シキハナシ外國遊女ハ淫婦若クハ貧婦自ラ求メテ之ヲナスコトニテ他人ヨリ強ユルニ非ス又男子ノ之ヲ養ヒ家業トナス者ナシ官府ヨリ其ノ竟ニ禁ス可カラサルヲ察シテ姑ラク默許シ置ケル姿ナリ其外大小異同アリト雖モ大略皆カクノ如シ然ルニ我邦ノ遊女ハ之ニ異ナリ第一父兄又ハ夫ノ爲ニ賣ラレテ妓ト爲ル者アリ當人ハ貞操アルモ竟ニ其志ヲ保ツコト能ハス表面ハ年季奉公ナトト稱スレトモ畢竟賣奴ニ異ラス又男子ニシテ之ヲ業トスル者遊女屋ハ無論船宿幫間ノ類枚舉ニ遑アラス世人モ又公然之ヲ許シ正理ノ本業ト同視スルコト舊來ノ風習トハ云ナカラ最モ不體裁ノ甚シキ者ナリ方今百事日新ノ際ナレハ次第に是等ノ惡習ヲモ御釐正アリタキモノナリ云々<sup>101</sup>。

津田真道は、日本と外国における遊女の在り方を比較し、外国の遊女は「淫婦若クハ貧婦」が自己選択によってその道を選んでいるのに対し、日本では多くの場合、家族や周囲の強制によって遊女とされていると指摘した。これを奴隷売買と同様の悪習と批判し、たとえ従来の習慣として

---

から引用し、筆者訳。原文は以下の通りである。"At any rate, there was no special reason for our selection, as there was no particular influence, rank or power possessed by our relatives. It had merely happened that we came from families who had come in contact with the now foreign element, and who were farsighted enough to understand what this opportunity might mean to us in the future."

<sup>99</sup>マリア・ルス号事件とは、1872年7月、難破で横浜港に停泊中のペルー国籍のマリア・ルス号内で、奴隷として買われた231名の清国人のうち1人が逃げた後、停泊中のイギリス軍艦に救助を求め、苦力を解放した事件である。

<sup>100</sup>伊藤秀吉『日本娼妓運動史』（廓清会婦人矯風会娼妓聯盟、1931年）、88～89頁。

<sup>101</sup>尾佐竹猛『明治文化叢説』（学芸社、1934年）、48～49頁。

認められているものであっても、時代の進歩に伴い、廃止・改善すべきであると論じている。

1872年6月からの当時の司法卿である江藤新平による「奉公人年定期御布告案」及び同年7月30日に当時の大蔵大輔である井上馨が提出した人身売買禁止に関する意見書、加えてマリア・ルース号事件の影響を受け、10月2日に「人身売買ヲ禁シ諸奉公人年限ヲ定メ芸娼妓ヲ解放シ之ニ付テノ貸借訴訟ハ取上ケスノ件」という太政官達第295号の「（芸）娼妓解放令」が布告され、年定期奉公の期限付きと芸娼妓の解放を命じた。同月9日に、司法省達第22号の「牛馬切りほども令」が布告され、布告文の中で「人身ヲ賣買スルハ古來ノ制禁」や「同上娼妓芸妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ、牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ムルノ理ナシ、故ニ從來同上ノ娼妓藝妓ヘ借ス所ノ金銀並ニ賣掛滞金等ハ一切債ルヘカラサル事」をもって人身売買や奴隷売買が厳禁され、人身を拘束する娼妓契約や前借金の返済請求で多重束縛される年季奉公人である遊女や芸者などの人身売買禁止が命じた<sup>102</sup>。

## （2）娼妓解放に関する問題

しかしながら、法令発布の翌年である1873年11月以降、限定地域内で再び遊女の活動が確認されていた。これを受けて、同年12月10日に東京府は「娼妓解放實施後、市中ノ私娼等激增ニ付、取締ノ爲貸座敷渡世規則、及ビ娼妓藝妓規則ヲ制定布達ス」という第145号府令を発布した。この府令には別紙付として「娼妓規則」が添付されており、以下のような規定が掲載されている。

- 第一條 娼妓渡世本人眞意ヨリ出願之者ハ實情取糺シ候上差許シ鑑札可相渡。尤十五歳以下之者ヘハ免許不相成候事。
- 第二條 自宅ヨリ出稼スルモ貸座敷ニ同居スルモ各其自由ニ任スト雖モ渡世ハ免許貸座敷ニ限り可申候事。
- 第三條 自宅ニ客ヲ誘ヒ或ハ客ノ誘引ニヨリ他所宿泊等一切不相成候事。
- 第五條 月々鑑札料二圓可相納事。
- 第六條 毎月兩度ツ、醫者之検査ヲ受ケ、其差圖ニ從フヘシ。病ヲ隠シテ客ノ招ニ應シ候儀、決テ不相成候事<sup>103</sup>。

これらの規定により、遊女として営業するためには本人の意思による申請と鑑札の取得が必要となり、営業は許可された貸座敷内に限定された。また、遊女には定期的な性病検査（検梅、検黴とも呼ばれる）が義務付けられ、健康管理が徹底される仕組みが導入された。これにより、遊女は表向きには「本人の意思」に基づく職業選択者として再定義されたが、実際には府や県の厳しい管理下で営業を許可された存在であり、性を売ることが公然と制度化された。この結果、外国のような「淫婦若クハ貧婦」の自己選択という差別的な偏見が強まるとともに、遊女は性的搾取の構造に組み込まれた「性的階級」における奴隷的な存在としての性質を一層深めることとなった。さらに、この制度化は名目上「娼妓解放」を掲げていたにもかかわらず、芸娼妓たちの実態には何ら変化をもたらすものではなかった。解放という言葉とは裏腹に、娼妓は法的・社会的に制約された立場のまま置かれ、経済的・身体的な自由をほとんど享受できない状況にあった。

国や府県の経済的支援として、遊女屋や抱え主は娼妓が営業するための座敷を貸し出し、江戸時代からの遊廓・遊郭と呼ばれる遊女屋は、「貸座敷」と改称された<sup>104</sup>。遊女たちは親の借金や家の貧困、また前の抱え主・女衞（芸娼妓紹介業者や周旋業者など）による身売りを強いられ、建前上は自己の意思で売春を続けることになった<sup>105</sup>。身売りされた女性たちは、揚代金で前借金

<sup>102</sup>『新定公布条例規則大全 明治26年』（東雲堂、1893年）、392～394頁。

<sup>103</sup>東京都編『東京市史稿 市街編55』（東京都、1964年）、758～760頁。

<sup>104</sup>「性差の日本史」展示プロジェクト/国立歴史民俗博物館監修『新書版 性差の日本史』（集英社インターナショナル、2021年10月）、153～154頁。

<sup>105</sup>同上、161頁。

を返済することが自由を戻す条件であったが、実際には働いて返された取り分が借金や利子、必要経費の支払いに充てられるため、返済が困難となった。

その意味で、明治政府は国際的体面を維持するために解放令を頒布したことは明らかである。その後、遊女や芸者を解放する一連の政策は、江戸時代からの売春による巨額の収益を近代社会において合法的に継続させる道を探るものであり、遊女屋を廃止するのではなく、新たな公娼制度への模索や改革であった。この目的に基づき、娼妓稼業はまず、国家から地方へと管理権を譲渡され、国際的な批判を避けるために、警察による鑑札や検梅の管理下で政府の財政源として黙認され続けた。限定地域での性売買は利益独占体制を実施し、自売りなどの私娼が弾圧された。さらに、遊女や芸者は娼妓や芸妓と改称され、本人の意思を持って業者として性を売る存在となったため、彼女たちは人身売買的な強制労働者ではなく、自由業者としてのアイデンティティーを持つことになった。

しかし、彼女たちのセクシュアリティは再び男によって買われる性商品として商品化され、近代化された国家や資本主義体制の経済的基盤を保证する仕組みとして徹底的に奴隷化された。売買春も国によって公認された商売として合法化され、新たな公娼制として人身売買を法的に近代化・合理化された。このような公娼制度は、1898 年以降「貸座敷制度」の廃止や、1946 年 GHQ（連合国軍総司令部）による「『日本ニ於ケル公娼廃止』ニ関スル件」の公布によって廃止されるに至った。特に、この布告には以下のような内容を記されており、公娼制度が個人の自由や民主主義の理念に反するものと明確に批判されている。

- 一、日本ニ於ケル公娼ノ存続ハデモクラシーノ理想ニ違背シ、且全国民間ニ於ケル個人ノ自由発達ニ相反スルモノナリ。
- 二、日本政府ハ直チニ国内ニ於ケル公娼ノ存在ヲ直接乃至間接ニ認め、若ハ許容セル一切ノ法律法令及ビ其他ノ法規ヲ廃棄シ、且無効ナラシメ、且該諸法令ノ趣旨ノ下ニ如何ナル婦人ヲモ直接乃至間接ニ売淫業務ニ契約シ、若ハ拘束セル一切ノ契約並ニ合意無効ナラシムベシ<sup>106</sup>。

この布告は、売春を公的に制度化し、女性の自由を制約してきた公娼制度そのものを否定するものであった。GHQ の指導により公娼制度は法的に廃止されたものの、それが直ちに売春そのものの根絶や女性の社会的地位向上につながったわけではなかった。制度廃止後も、売春を取り巻く構造的な問題は解消されず、赤線や青線と呼ばれる地域内に特殊飲食店が営業を続けるなど、実態として売春が黙認される状況が残されていた。さらに、戦後の日本を占領した連合国軍の兵士に娯楽と性的慰安を提供する目的で、政府主導のもとに RAA（Recreation and Amusement Association）と呼ばれる特殊慰安施設が設立された<sup>107</sup>。これらの施設は占領軍の需要に応えるために急速に整備され、一例として銀座には進駐軍向けの衛生施設「オアミス・オブ・キンザ」が設置されていた<sup>108</sup>。しかし、1946 年 3 月、RAA は性病の蔓延を防止する目的で廃止された<sup>109</sup>。その廃止は、同年 1 月に GHQ が発布した「公娼制度廃止に関する覚書」や、警察庁による公娼制度の廃止方針とも関連していた<sup>110</sup>。ただし、RAA および公娼制度が廃止された後も、「自己意思」に基づく売春行為自体は法的に禁止されなかったため、街娼が急増する事態となった<sup>111</sup>。この背景には、戦後の経済的混乱や深刻な貧困の中、多くの女性が生計を立てる手段として売春に従事せざるを得ない状況があった。こうした現実、制度の廃止が直ちに女性の人権や社会的地位の向

<sup>106</sup>最高裁判所『最高裁判所裁判集 刑事第一〇二号(昭和三〇年一月一二月)』（最高裁判所、1955 年）、14 頁。

<sup>107</sup>豊島区史編纂委員会編纂『豊島区史 通史編 3』（東京都豊島区、1992 年 3 月）、37 頁。

<sup>108</sup>資生堂『資生堂社史:資生堂と銀座のあゆみ八十五年』（資生堂、1957 年）、386 頁。

<sup>109</sup>豊島区史編纂委員会編纂、前掲書（1992 年 3 月）、37 頁。

<sup>110</sup>同上。

<sup>111</sup>同上。

上に直結するわけではないことを示しており、売春を支える社会的・経済的構造そのものが依然として課題として残されていることを象徴している。そして、女性はい依然として「性的な存在」として位置づけられていた<sup>112</sup>。

大正時代には「娼妓と遊び」「女を商品として買う」ことが、男性の日常や社交の一部として正常視されていた。その実態を反映するように、「今日は会社の勘定日 お金もしこたま貰ったし 芸妓買うか 女郎買うか 嬢に相談してどやされた スットン トン スットン」と歌う「スットン節」が流行していた<sup>113</sup>。さらに、1956年に売春防止法が制定され、前借金契約の無効や女性売春に対する処罰、婦人保護政策が施行された結果、「性風俗関連特殊営業」としての形態が続いた<sup>114</sup>。このように、佐藤優が指摘するように「公娼制度は一回制度化されると、自然なことになっちゃう（中略）自然なことを破壊しようとするれば、秩序の破壊者になってしまう」という状況が生じる<sup>115</sup>。その結果、日常生活の一部として慣れ親しまれた公娼制度を維持するためには、「男の子が女の子を商品としてみるシステムが、罪悪感なく蔓延してる」という北原みのりの指摘にもつながる<sup>116</sup>。

この公娼制度は、単に男性の性欲のはけ口として存在するわけではなく、社会財政の一部として国の政策の支持を受けていた。そのため、娼妓になる女性が自然に減少し、売買春そのものも長期的に維持できなくなる可能性が高まった。国の体面を保つための解放の真実を認識しつつあった国民は、公娼制度が公然と存在する現状に対して、廃娼に関する運動や論争は盛んに展開するようになった。

### （3）廃娼論に関する言論

1873年、森有礼、福沢諭吉、中村正直らが欧米の見識を踏まえて明六社を結成し、啓蒙思想を紹介するための『明六雑誌』が創刊された。この雑誌では、社会、経済、政治、教育、宗教といった広範な問題に対して論陣を張り、画期的な思想が提案された。特に男女平等に基づく性的アイデンティティの再構築や女子の権利、女子教育に関する建言が多く発表され、廃娼論についても初めて言及された。その中で、森有礼は「妻妾論」を連載し、「夫婦の交は人論の大本なり。（中略）今我邦婚交の風俗を視るに、夫恣に妻を役使して其意に充たざるが如き、任意に之を去るも国法嘗て之を律さず。是を以て権利義務其の間に行はるを得ず。名は夫婦たりとも雖も其の実を距る甚だ遠し。（中略）国法妻妾を同視し、又其生子の権利を平等にす。故に余今茲に我邦人倫の大本未だ立たざるを弁じ、其風俗を害ひ開明を妨ぐる」と男尊女卑や一夫多妻を批判し、男女平等を強く主張した<sup>117</sup>。

1875年に中村正直は「善良なる母を造る説」（第33号）を発表し、夫と対等な良き妻と子どもに賢明な教育を施す善き母という「良妻賢母」の思想を打ち出した<sup>118</sup>。この思想は近代化の過程の中においても女子理想像として規範化されていった。中村はその文章の中で「善き母を造らんには女子を教るに如かず」と指摘し、母と妻の視点から女子教育の必要性を主張した。同年、福沢諭吉は「男女同数論」（第31号）を発表し、一夫一婦制を主張した<sup>119</sup>。さらに、1885年には『時事新報』で「日本婦人論」という文章を発表し、男女が結婚後に各自の苗字から一文字を選

<sup>112</sup> 占領軍の進駐に伴い、戦後には在日米国軍人と結婚したり、渡米したりした女性も実際に存在しており、彼女たちは「ウォー・ブライド」あるいは「戦争花嫁」と呼ばれている。（出典：外務省『在米加総領事館・領事館管内概況（欧米一資料；第110号）』（外務省欧米局第一課、1956年）、168頁。）

<sup>113</sup> 東京都教育庁生涯学習部文化課編『東京の民謡：東京都民謡緊急調査報告 区部・多摩地区編』（東京都教育庁生涯学習部文化課、1999年3月）、21頁。

<sup>114</sup> 「性差の日本史」展示プロジェクト、前掲書、169～170頁

<sup>115</sup> 北原みのり、佐藤優『性と国家』（河出書房新社、2016年11月）、166頁。

<sup>116</sup> 同上、192頁。

<sup>117</sup> 原田実『森有礼（世界思想家全書）』（牧書店、1966年）、120～122頁。

<sup>118</sup> 開国百年記念文化事業会編『明治文化史 第4巻』（原書房、1980年6月）、73頁。

<sup>119</sup> 福沢諭吉著作編纂会編『福沢諭吉選集 第5巻』（岩波書店、1952年）、325頁。



んで新しい苗字を造る提案をし、当時の婚姻制度における男女不平等に異議を唱えた<sup>120</sup>。その後、1899年の『新女大学』では、良妻賢母主義のニュアンスを持ちながらも、「日本婦人の爲めにするものにして（中略）彼等をして自尊自重以て社會の平等線に立たしめんとする」と男女平等を主張し、「貴賤貧富に論なく女子教育の通則として、扱學問の教育に至りては女子も男子も相違あることなし」と女子の教育の必要性を論じた<sup>121</sup>。また、「婚姻法の實際に就き女子に大なる不平はなかる可し」と訴えることも重要であった<sup>122</sup>。さらに、廃娼運動に先鞭をつけたのは、1875年に津田真道が発表した「廢娼論」（第42号）であった。この文章は文明開化政策の影響も受けており、「娼妓ノ世ノ風俗ヲ頽荒シ、人ノ徳義品行ニ大害ヲ爲ス」と述べ、娼妓自体を害として認識し、公娼制度や国家政策への批判がなく、女性への人権や実情も言及されていなかった<sup>123</sup>。

1875年6月、自由民権運動に警戒した明治政府は、その弾圧を旗印として言論の自由を制限する「新聞紙条例」として「讒謗律」を制定した。このため、自由民権運動を支持する政治家、新聞社や雑誌の創刊者は批判され弾圧された。その結果、『明六雑誌』は短命に終わり、廃刊に至った。しかし、1872年に「（芸）娼妓解放令」が發布されて以降、貸座敷制度によって新たに整備された公娼制度を廃止する声が高まった。文明開化政策が内面化しつつある中、廃娼運動と廢娼論は活発化した。当時、女性たちは政治参加の権利がなかったため、廃娼運動は主に男性たちによって推進された。公娼制度の廃止運動は群馬県で始まったと広く認識されている。1880年、群馬県で新島襄が創立した安中教会を中心に、遊郭公許反対運動が起こり、論理的な風俗や衛生の視点から有害な娼妓を廃止すべきだと訴え、県会に廢娼の建議を提出した。

#### （4）廢娼運動の内実となる排斥

最初に群馬県で起こった廢娼運動は、娼妓の基本的な人権への尊重を求める運動や女性解放運動ではなく、主に論理的な風俗と衛生の視点からの廢娼建議に基づいていた。この建議書では、娼妓稼業を「一時閨房ノ便ヲ得テ欲火ノ發動ヲ薄」と曲解した上で、売買春そのものを問題化して、「貸座敷ノ業ヲ更ムル」理由として「父子ノ親ミヲ疎ジ」、「夫婦ノ間ニ葛藤ヲ生ジ」、「朋友ノ交リニ信義ヲ失ヒ」、「家産ヲ蕩尽シ」、「放蕩懶惰ニ流レ」、「國律ヲ犯ス」といった点を挙げていた<sup>124</sup>。そのため、最初の廢娼運動は女性解放のため行っただけではなく、娼妓の存在を排斥し、実質的には「排娼」運動になったともいえる。

廢娼運動に加え、学術分野でも廢娼と存娼に関する議論が展開された。これら議論の中には、娼妓の解放を訴えるものもあれば、保健衛生や性病（特に梅毒）の危険性の視点から娼妓を国害・国辱とし、娼妓を輕蔑して排娼論を展開するものもあった。1875年に津田真道が発表した「廢娼論」では、「今夫レ無智ノ小民娼妓ノ爲ニ惑溺シ、家産ヲ蕩尽シテ以テ其家を喪ボシ、因テ以テ黴毒ヲ買ヒ、身體衰弱、精神昏憊ト爲ル者枚擧スベカラズ。嗚呼其レ今ノ形勢斯ノ如シ、國何ヲ以テ貧シカラズ兵何ヲ以テ弱カラザルヲ得ンヤ。今ニシテ娼妓ヲ廢」と述べ、梅毒が国力にとって害となるため、媒介としての娼妓は排除すべきであるという主旨が述べられた<sup>125</sup>。実際、1869年に国家の体面を守るために人身売買を禁止すべきと認識した津田は、「人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議」の中で、娼妓を「地獄賣女」とされ、「女郎トナルモノハ身持アシク懶惰淫奔ノ女自好ンデ地獄ニ墮ルナリ。其地獄ノ苦ヲ受ルハ即所謂自業自得」と述べ、国家制度上の問題を考慮せず、娼妓を「懶惰淫奔ノ女」として批判した<sup>126</sup>。公娼制度の廃止を訴えたものの、実質的には娼妓の人権に配慮せず、梅毒の媒介者として娼妓を「毒」と見なし、排斥すべきとの意見を述べ

<sup>120</sup>同上、29頁。

<sup>121</sup>同上、311頁、291頁。

<sup>122</sup>同上、296頁。

<sup>123</sup>中山泰昌編『新聞集成明治編年史 第2巻』（本邦書籍、1982年11月）、423～424頁。

<sup>124</sup>群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編 21（近代現代 5 政治・社会 政治・社会運動・社会生活・統計）』（群馬県、1987年12月）、666頁。

<sup>125</sup>中山泰昌編、前掲書（1982年11月）、424頁。

<sup>126</sup>伊藤秀吉、前掲書（1931年）、88頁。

て、「排娼論」を展開したのである。また、1885年に福沢諭吉が『時事新報』で「品行論」を発表し、その中では「娼妓に依頼して社會の安寧を保つの外あるべからざるなり」とし、存娼論・娼妓必要論を主張した<sup>127</sup>。その一方で、娼妓を「売淫婦人（Prostitute）」と輕蔑的に呼び、働く娼妓を「錢を以て情を売るの藝娼妓たるが如きは、人類の最下等にして人間社會以外の業」と主張した<sup>128</sup>。1877年2月、『郵便報知新聞紙』で娼妓稼業をめぐる論争が起こった。一木山人は「売淫新論」において「其業タル物を以テスルモ品ヲ以テスルモ智ヲ以テスルモ力ヲ以テスルモ手ヲ以テスルモ足ヲ以テスルモ亦直チニ股間ヲ以テスルモ毫モ異ナルアルコトナシ故ニ売淫ノ業は『御料理』ノ看板ト並ヒ懸ケテ可ナラン」と、娼妓稼業を蔑視する言論を述べた<sup>129</sup>。これに対し、杉山野夫は「答売淫新論」で反論し、「貴トナリ賤トナリ賢トナリ愚トナルニ至ツテハ則チ人ノ務ムルト務メザルトニアルナリ」と、職業には貴賤がないと主張し、「此レヲモ醜ト云ハズンバ何レヲカ醜トイフベキカ」と問いかけた<sup>130</sup>。

この時期に、『土陽新聞』で「娼妓公許廃止の高知県会建議」を発表し、「娼妓公許廃止」を建議し、『女学雑誌』第190号に群馬県会議員によって「貸座敷営業廃止」「廃娼建議」を提出した<sup>131</sup>。『女学雑誌』第198号および第199号には、「寄日本政府諸公書」という数年前万国廃娼会議委員により政府にも提出した売淫公許廃止の提案が掲載された<sup>132</sup>。その廃止理由として、「賣淫營業の地界を限りて之を地方に開店せしむるとなくんば以て其跡を絶つべし」「黴毒検査の設ある地方の實況を察するに其貪淫に原するの惡病の憂延を防禦するにあらずして反て之を培養する」と述べ、地域限定の売淫公許が密売淫を増加させ、梅毒検査の実効性がないことが挙げた<sup>133</sup>。植木枝盛は同時期に廢娼に関する演説も行い、1889年12月に『女学雑誌』第191号付録に「廢娼の急務」を発表した<sup>134</sup>。しかし、植木の廢娼観は、国家の体面や社会風紀の乱れを問題視する一方で、人権や論理的な視点からの問題意識はほとんど見られなかった。例えば、1888年に発表された「賣淫公許の事を論ず」において、植木は「売淫は無類の醜業」とし、「此の絶対的の醜業たる売淫の一事を容認することは有らざるべし」と述べている<sup>135</sup>。また、「公許が果して社会の体面を辱しむること」とし、「国家の体面を美ならしめ社会の品位を上昇せしむる」ために、公娼制度の廃止を提唱している<sup>136</sup>。しかし一方で、「白々の売淫を抑へ成るべく之を秘密にせしめ、秘密より一変して遂に良民に帰せしむ」と述べ、密売の存在を事実上容認していることも明らかである<sup>137</sup>。さらに、植木は娼妓となった女性について「凡そ娼妓と為り居る者は家の不仕合せより金につまりて已むを得ず其身を売りたるものあるべし、(固より表面に於て人身売買は無けれども)親の病氣、兄の失策、始末を如奈んともすること能はざるより陥て泥水社会に渡世をするも有るべし、是等の輩に於ては実に氣の毒なり、実に愍然なり、然れども人間と生れて売淫を營業にすることは本と是れ有るべき筈の事にあらず」と述べている<sup>138</sup>。また、梅毒検査に対しても「売淫者に黴毒検査を受けしむるときは今其公許に由りて成立ちたる遊廊が黴毒を醸成する竈と為り」と指摘している<sup>139</sup>。要するに、植木が公娼制度の廃止を主張する理由は、制度そのものの検討や娼妓の人権擁護、または男性側の倫理問題に基づくものではなかった。植木の主張は、

<sup>127</sup> 福沢諭吉著、中上川彦次郎記『品行論』（時事新報社、1885年）、36頁。

<sup>128</sup> 同上、35頁、29頁。

<sup>129</sup> 外崎光広『明治前期婦人解放論史（市民叢書；19）』（高知市民図書館、1963年）、180頁。

<sup>130</sup> 同上、181頁。

<sup>131</sup> 市川房枝編集・解説『日本婦人問題資料集成』第1巻（ドメス、1978年8月）、213～214頁、822頁。

<sup>132</sup> 『女学雑誌（198）』（女学雑誌社、1890年2月）、655頁。『女学雑誌（199）』（女学雑誌社、1890年2月）、682頁。

<sup>133</sup> 『女学雑誌（198）』（女学雑誌社、1890年2月）、655頁。

<sup>134</sup> 『女学雑誌（191）』（女学雑誌社、1889年12月）、付録9頁。

<sup>135</sup> 植木枝盛著、外崎光広編『維新後道德の頽廢せしことを論ず：教育論・道德論・廢娼論』（法政大学出版局、1982年3月）、281頁、293頁。

<sup>136</sup> 同上、291頁、296頁。

<sup>137</sup> 同上、293頁。

<sup>138</sup> 同上、286頁。

<sup>139</sup> 同上、284頁。

公娼制度を国際的な屈辱および国内的な害悪とみなし、「醜悪だから隠し、秘密裏に行うべきだ」という視点に基づくものであった。

明治女学校の創立者であり『女学雑誌』の創刊者である巖本善治も、植木枝盛と類似した廃娼観は持っていた。1885年に同誌第9号で発表した「吾等の姉妹は娼妓なり」では、天賦人権と男女同権の視点から廃娼論を提唱し、娼妓を姉妹と呼びつつも、彼女たちを「すでに人間たるの境界より離れて将に畜類の中に墜落せんとする」存在として男性に玩弄される婢・器械・玩具として扱った<sup>140</sup>。巖本は婦女改革と娼妓排除を公娼制度廃止の出発点としたが、女性全体を一括りにするのではなく、娼妓を下等な存在として区別した。巖本のこのような婦人二分化の思想は、1896年に総合雑誌『太陽』で発表された「男子の貞操」という文章の221頁にも見られる<sup>141</sup>。

女子が貞操を守るには、一生一人の至愛の情君に対して相済まずと感覚するが最も力ある所ならんが、男子は亦た「我輩の一身など価値なき婦人の一指をすら触れしむ可けんや」との気概ありて、其堂々たる六尺、すべて是れ吾が抱負の充満する宝蔵を軽々しく人に許しがたいとの自重心より発し、自然に貞操の見識を生ずべき筈なり。

巖本善治は男女同権を主張し、女子教育の必要性を力説した先駆者であるが、巖本の観点には男女の貞操に対する異なる視点が見られる。上記の文章では、女子が貞操を守ることは当たり前の義務とされる一方で、男子は「価値なき女性」や「軽々しく人に」汚されることのないように、自重して貞操を守るべきだと強調されている。巖本はまず女性を上下に分け、「価値なき婦人」として「氏素性も知れぬ下等婦人」や「売春婦」、「尻軽女」を挙げている<sup>142</sup>。さらに、「不潔の嘔吐せざるやと、不審に堪へざるなり」「金銭の欲を満たす」「淫猥のもの」「商売もの」といった表現で、巖本の貞操観には厳しい評価が含まれている<sup>143</sup>。男性の貞操については、巖本はそれを「貴重な宝蔵」に例え、その重要性を強調する一方で、男性が貞操を守ることは義務ではなく、あくまで「やってもいい」という感覚で強調されている。このような男女の貞操観の異質化について、澁谷知美は「貞操のジェンダー化」と名づけ、その観念が「男女平等社会は矛盾をきたしている」と指摘している<sup>144</sup>。澁谷は男女の貞操を要求することが「男は外、女は内」という主張と相似しており、男女の差異を強固にしつつあると論じている。

娼妓や売春婦、醜業婦などと呼ばれる人々は、しばしば人間離れした存在として扱われがちだが、その評価は恣意的な判断に基づくことが多い。彼女たちをどのように考えるが、自分の勝手な憶測で排斥するのは本末転倒である。仮に、彼女たちは本心からその道を選んだとしても、社会がそのような「職業」を容認し、継続させていること自体が問題であるべきである。公娼制度が「国辱」や「国害」とされながらも、自然な秩序として定着した背景には、単なる娼妓の自己意志では成立しない複雑な社会構造がある。また、娼妓になっていない女性も一生その道に進まない保証も当時はなかった。家庭が貧しくなったり、夫が亡くなったり、仕事を失った場合、明日娼妓になる可能性が高まる。このように、娼妓と非娼妓の区別は必ずしも明確ではなく、社会全体がこの問題に対して深く考える必要がある。

#### (5) 東京婦人矯風会の結成とその廃娼運動

明治維新以後、男女の差別化と二重基準が一層明確になる中、廃娼運動は解放令によって「娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ、牛馬ニ異ナラス人」とされ、徹底的に娼妓と理想的な女性像

<sup>140</sup>『女性学年報(19)』(日本女性学研究会『女性学年報』編集委員会、1998年11月)、35頁。

<sup>141</sup>澁谷知美『日本の童貞』(文春新書、2003年5月20日)、55頁。

<sup>142</sup>同上。

<sup>143</sup>同上、55～56頁。

<sup>144</sup>同上、57頁、63頁。

を分断した<sup>145</sup>。その結果、女性はさらに二分化され、娼妓と「純潔な婦人」との間で分極化が進み、男女間の亀裂も深まった。このような分断化は、主に男性による廃娼論や廃娼運動が目立つように見えるが、1886年に「東京婦人矯風会」が結成されて以降、女性による廃娼論と廃娼運動が活発になり、女性同士の分断化も顕著になった。

1886年6月、WCTU (the World Women's Christian Temperance Union, 婦人基督教禁酒会、婦人キリスト教禁酒同盟、万国矯風同盟とも呼ばれる) のメアリ・レビット (Mary Leavitt) が来日し、横浜から上陸後、日本各地を遊説し始めた。同年7月、メアリは明治女学校でWCTU日本支部の設立を呼びかける演説を行った。この演説に触発されて、明治女学校の取締役であった木村鑑子が婦人会の結成を提案したが、残念ながら8月にコレラで急死してしまった。その後、夫の飲酒問題に長く苦しんでいた矢島楯子がその活動を引き継ぎ、1886年12月6日に、「東京婦人矯風会 (日本基督教婦人矯風会)」の発会式が行われ、会員は五十数名で、矢島楯子が初代会長、佐々木豊寿が書記に就任した<sup>146</sup>。

1887年5月発行の『女学雑誌』(65号)では、社説「姦淫の空氣」、佐々木豊寿による論説「婦人文明の働」、中島俊子による「婦人歎」、さらに新報欄には「東京婦人矯風会の演説」などが掲載された<sup>147</sup>。これらの記事には「娼妾を全廢し藝妓を遠ざけ一夫一婦の制を主張し晝夜女權伸張の方途を圖る」「紳士貴婦人即ち舞蹈に西洋の開化を倣ひ宴會に文明の摸様を寫さるゝ交際社會の人々に一言すべきものあり公等の目と耳とよく此姦淫の空氣を見聞し」「無禮の男子を優待するあり是を以て男子の中にも女子を交るには極めて猥褻の談話を爲さるゝれば女子が歡心を得る能はずと想像する者あるに至る今や此の弊習を一變する」といった主張が展開されていた<sup>148</sup>。これらの主張は、男尊女卑の悪習への批判、一夫一婦制の推奨、娼妾制度の完全廃止、そして社会における悪習の是正など、当時としては画期的な内容を提示しており、女性の権利向上を目指す思想の一端を明確に示していた。1888年4月、当時新聞紙条例により、女性が「持主・社主・編輯人・印刷人」となることが制限されていたため、巖本善治が形式的な編輯・印刷・発行人として名を連ね、浅井柞と佐々木豊寿が実質的な編集人として機関誌『東京婦人矯風會雑誌』を創刊し、1921年に『婦人新報』と改称された<sup>149</sup>。1889年6月、佐々木豊寿によって「婦人白標俱樂部」が設立され、同年9月26日に「酒問時事を談じ酌妓杯盤を周旋する」悪習の撤廃を訴えた<sup>150</sup>。1892年7月に記載された「東京婦人矯風会規則」では、矯風会の部会が風俗部、衛生部、政權部、慈善部、禁酒部、教育部の六つに分かれ、その中で廃娼を中心とする風俗部は日本最初の女医、荻野吟子を初代部長に迎えて取り組んだ<sup>151</sup>。なお、WCTUのメアリ・レビットによる禁酒に関する演説を契機に設立された矯風会だが、初期の活動は禁酒よりも廃娼活動や一夫一婦制などの社会制度や風俗上の悪習の矯正に注目が集まった。一方で、廃娼運動を行う中でも、時には排斥や輕蔑の内核となる考えが現れることもあった。

明治初期、森有礼や福沢諭吉をはじめとする多くの有識人は、一夫一婦制を純粹で忠実な家庭關係の啓蒙思想として提唱した。しかし、法に従って実行される男尊女卑を示す家庭關係も確實に続いていた。例えば、当時の明治刑法には「有夫ノ婦姦通シタルモノハ六箇月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其相姦スルモノ亦同シ」という第353条があった<sup>152</sup>。1880年に姦通罪及び重婚罪の規定を含む形で改正され、「妻妾姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其相姦スル者

<sup>145</sup>『新定公布条例規則大全 明治26年』、前掲書(1893年)、392~394頁。

<sup>146</sup>守屋東編『日本基督教婦人矯風會五十年史』(日本基督教婦人矯風會、1936年)、3~4頁。

<sup>147</sup>『女学雑誌(65)』(女学雑誌社、1887年5月)、81~88頁、98頁。

<sup>148</sup>同上、83頁、89頁。

<sup>149</sup>守屋東編『日本基督教婦人矯風會五十年史』(日本基督教婦人矯風會、1936年)、5頁。

<sup>150</sup>『女学雑誌(183)』(女学雑誌社、1889年10月)、219頁。

<sup>151</sup>林葉子「女たち／男たちの廃娼運動：日本における性の近代化とジェンダー」2007年度博士論文(大阪大学、2008年)、37頁、53頁。

<sup>152</sup>国立国会図書館デジタルコレクション『衆議院議事速記録』第14回明23-45、

<https://dl.ndl.go.jp/pid/784120>、最終閲覧日2024年12月21日。

モ亦同シ」とされていた<sup>153</sup>。この条例から明らかなように、女性の姦通罪や重婚罪のみが罰せられることで、男女間の法的・家庭的地位の不均衡や不平等、家庭関係の不正常さ、さらには男性の性欲に対する誤認とその結果に対する放縦が表れている。

そこで、さまざまな法的な不正に対抗するため、東京婦人矯風会が1889年7月に、700名の署名を集めて一夫一婦制の確立を主旨とする「刑法及民法改正」建白書を元老院に提出した。これにより、性における不平等への訴求や貞操問題の反省、家庭のあり方の検討などを目指す姿勢が示されていた。さらに1984年には自由廃業運動が発生し、廃業された芸娼妓のために、東京に「慈愛館」が設立された。これは、からゆきさんを含む身売りの可能性がある貧しい女性を対象に、救済・生活保障・職業指導や教育、生活スキルなどの自立支援を行うもので、現在まで続けられている<sup>154</sup>。

東京婦人矯風会の他にも、廃娼運動が盛り上がっていた。例えば、1890年4月には「東京廃娼会」が結成され、同年5月には「全国廃娼同盟会」が立ち上がった。また、1900年10月の「娼妓取締規則」の内務省発令に伴い、「自由廃業運動」も発生した。わずか2年後の1902年には大審院によって失敗に至ったものの、確実に娼妓の廃業や廃業後の支援に努力を尽くしたことが明らかである。

#### (6) 東京婦人矯風会における排娼論

東京婦人矯風会による建白書の提出前、からゆきさんを含む芸娼妓に対する嫌悪や排斥を時折見られた。例えば、1888年9月15日に発表された『東京婦人矯風會雑誌』第6号には、「社會より姦淫の空氣を取拂はんとには、先づ藝娼妓其他不潔物に關するの文辭を公けの昏面より退去する」という文章があり、芸娼妓を不潔物と称している<sup>155</sup>。

また、1894年7月の『女学雑誌』には芸娼妓を「同じ國民と呼ばれ同じ一つの地を踏む同じ一つの太陽を戴きて生活する同胞婦人」としつつ、「實に聞くも耳の汚がれ見るも目の汚がれとなるへき業」と表現されている<sup>156</sup>。さらに、からゆきさんを含むその業について「恥を海外にまで晒らし大にしては一國の名を汚し我が國婦人全軀の品格を下げ」る恥辱とされ、からゆきさんを含む芸娼妓の取り締まりの意図が明らかである<sup>157</sup>。同時期に、日本国内の「公娼」「私娼」を除外し、海外へ進出した異国人を売春の対象とするからゆきさんの取り締まりを目的とした「在外売淫婦取締法制定に関する請願」が帝国議会上に提出された<sup>158</sup>。請願書では、からゆきさんを「日本の汚辱なる密航売淫婦」「日本帝國にとりて永く国旗の汚」と表現し、同じ女性としての不認可と酷評を示している<sup>159</sup>。

ただし、廃娼に関するニュアンスには少し異なる点もあった。前節で述べたように、巖本善治や植木枝盛らは主に排斥や国辱の視点から廃娼運動を展開しようとしていた。それに対して、芸娼妓への嫌悪感も表現されていたが、例えば、『東京婦人矯風會雑誌』の実質的な編集人である浅井柞は、高知県会の公娼廃止案に対して「可憐の同胞を施政上の犠牲とし器械視する」という主張をした<sup>160</sup>。この文章からは、単なる芸娼妓への嫌悪ではなく、娼妓たちが「器械」ではなく「人」であり「姉妹同胞」であるという認識があり、政治・制度上または階級的な問題への再認識も見受けられる。この異なるニュアンスが形成される原因としては、明治維新以後の欧米から

<sup>153</sup> 国立国会図書館デジタルコレクション『元老院會議筆記』自第百六十七号至第百九十五号明治10-22年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1367159>、最終閲覧日2024年12月21日。

<sup>154</sup> 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「運営福祉施設・関連施設」、<https://kyofukai.jp/aboutus/inst>、最終閲覧日2023年2月22日。

<sup>155</sup> 『女学雑誌 (124)』（女学雑誌社、1888年8月）、97頁。

<sup>156</sup> 『女学雑誌 (389)』（女学雑誌社、1894年7月）、752頁。

<sup>157</sup> 同上。

<sup>158</sup> 『社会主義 (1) (333)』（社会主義協会、1992年1月）、110～111頁。

<sup>159</sup> 同上。

<sup>160</sup> 林葉子、前掲論文（2008年）、36頁。



の一夫一婦制と従来の家庭観念・貞操観念との違いによる衝撃が考えられる。また、従来のジェンダー分化による立場の違いも影響している。

このような流れから見ると、東京婦人矯風会をはじめとする廃娼運動は、新たな視点を持ち始め、単に牛馬のように扱われる娼妓の解放や国辱を中心とした排斥ではなく、より深刻な側面から、芸娼妓による女性の社会的地位や家庭のあり方、ジェンダー問題、階級問題を再考し始めたと言える。慣習による言動から歴史を遡ると、そこに見えるのは認知による慣性やジェンダーの深化である。とはいえ、東京婦人矯風会は女性の現状の改善に努力し、性に関する階級的な葛藤にも積極的に取り組んだ。全体的に見れば、いかなる理由で娼妓となってしまった女性に対しても他人としての排斥が行われた一方、男性の性的行為は自由に放任されるという矛盾が存在した。言い換えれば、国の政策支持のもとで女性にのみ貞操を強要し、その結果として女性の権利制限も強化し続けたのである。

## 2.3 各方面における女性権利の制限

### (1) 制限された各種の女性権利とその背景

明治初期において、開国以後、欧米から流入してきた啓蒙思想が社会の各所に浸透し、日本は近代化・西洋化に向けて推し進められた。同時に、富国強兵を目指す明治政府は徴兵令や地租改正、違式違違条例などの文明開化政策を実施したが、これに対する反発も強く、1874年の佐賀の乱、1876年の神風連の乱、秋月の乱、萩の乱といった士族による反乱や、1876年の茨城県地租改正反対農民一揆や伊勢暴動など、農民による一揆・暴動が続発した。1877年には日本国内における内戦である西南戦争が発生した。

このような政治背景の中で、1874年に政府要職から離脱した板垣退助は「民撰議院設立建白書」を政府に提出し、国民が選出した議院（国会または議会）の設置を求めた。これが自由民権運動の端緒となり、福島事件（1882）や秩父事件（1884）など、自由民権運動による激化事件が発生した。同時期には、堕胎法の制定や集会禁止命令など、女子に対する権利制限が行われており、それに対して雑誌『青鞥』の発刊や女性参政権運動、廃娼運動の高まり、さらには貞操・堕胎・廃娼をめぐる論争が展開された。これらは、女子権利制限への反抗や男女平等を求める声として現れ、女性たちが性的アイデンティティの模索する時代でもあった。

当時、女子に対する権利制限は身体的自由、政治、言論、労働など多方面に及んだ。1869年には明治政府によって「堕胎禁止令」が規定され、1880年には刑法に基づいて「堕胎禁止法」が正式に法令化された。この法では、堕胎を行った者だけでなく、堕胎に協力した者も同罪とされ、「堕胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス」（第330条）や「医師穩婆又ハ薬商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ」（第332条）といった厳しい処罰が科せられた<sup>161</sup>。1907年の改正刑法では、堕胎に関する規定がさらに細分化され、堕胎の罪として、堕胎（第212条）、同意堕胎及び同致死傷（第213条）、業務上堕胎及び同致死傷（第214条）、不同意堕胎（第215条）、不同意堕胎致死傷（第216条）といった条項が設けられた。1948年には「優生保護法」第14条が制定され、身体的・経済的・暴行的理由による妊娠の中絶が認められるようになったが、堕胎罪自体が現在も存続している。

1880年4月5日、明治政府は自由民権運動の弾圧を目的として、「國安ニ妨害アリルと認ムルトキ」（法令第4条）に基づく政治的な集会や結社を取り締まるための集会条例を公布した<sup>162</sup>。この条例はその後、数回の改正を経て、1890年7月に「集会及政社法」に改正された。この法の第4条と第25条により、「女子の政談集会」および「女子による政社への加入」が禁止された<sup>163</sup>。

<sup>161</sup>市村久八郎編『衛生法令類纂』（岡島真七、1881年2月）、126頁。

<sup>162</sup>阿部又郎編『集会条例釈明：和仏対照』（報告社、1882年1月）、15頁。

<sup>163</sup>「集会及政社法」第4条は「現役及召集中ニ係ル予備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立学校ノ教員学生生徒未成年者及女子ハ政談集会ニ会同スルコトヲ得ス法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選挙準備ノ為ニ開ク所ノ集会ハ投票ノ日より前三十日間ハ選挙権ヲ行フヘキ者及被選挙権ヲ有スル者ニ限り本条ノ制限ニ依ルヲ要セス」となり、第25条は「現役及召集中ニ係ル予備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立学校ノ教員学生生徒未成年者及

これらの女性に対する制限は、1900年に「治安警察法」によってさらに強化された。治安警察法では、「集会・結社の届け出を義務とし、軍人・警察官・宗教家・教員・学生・女子・未成年者の政治結社加入と女子・未成年者の政談集会参加を禁止」と定められた<sup>164</sup>。さらに、この法律は、集会に対する警察官の禁止・解散権や結社に対する内務大臣の禁止権を規定しており、政治活動に対する厳しい制限を設けた。一方、1921年12月に開かれた第45回会議では、治安法第5条の一部改正が可決された。これにより女性の選挙権や政治結社への参加が見送られたものの、政談集会への参加は認められた<sup>165</sup>。

## (2) 労働面における女性権利の制限

労働面から見ると、戦争が勃発する前、男性が重工業の主力となることに対して、製糸業や紡績業等の軽工業は、過酷な労働条件のもと、主に女性が従事していた。この結果、「女軽男重」という近代化労働構造が形成され、女性もまた、近代化における輸出産業で決定的な役割を果たしていたのである。

『職工事情』第二章冒頭では「紡績工場ニ於テハ晝夜交代ノ執業方法ニ依リ其労働時間ハ十一時間又ハ十一時間半（休憩時間ヲ除ク）ナルヲ通例トス而シテ職工ノ男女ヲ問ハス年齢ノ長幼ニ関ハラス悉ク同一ニ労働セシムルハ言ヲ俟タス」と記されている<sup>166</sup>。さらに、「始業及ヒ終業ノ時刻ニ就テハ晝業部ハ午前六時ニ始メテ午後六時ニ終リ夜業部ハ午後六時ニ始メテ翌日午前六時ニ終ルを通例トス」と記述されている<sup>167</sup>。第三章冒頭では「夜業部ニ於ケル執業ハ所謂徹夜業ナリ即チ紡績職工ハ幼少者ト云ハス婦女云ハス悉ク徹夜業ヲナスハ一般ノ事實ナリトス」と指摘され、昼夜交代制のもとで、年齢や性別を問わず、11時間を超えている長時間労働や、夜勤時には徹夜することが常態化していたことが強調されている<sup>168</sup>。

『女工哀史』では、工場法の制定前後の長時間労働時間について、「第一期は工場法發布以前であつて此の頃は全国の工場殆ど、紡績十二時間、織布十四時間であつた。而して第二期に當る工法後から今日へかけては紡績十一時間、織布十二時間というのが最も多数を占める」と記述されている<sup>169</sup>。長時間労働が事実となる中、同書ではまず、昔の昼間から夜遅くまで働く仕事を「夜業」と書いて『よなび』を讀み、手内職などして夜も働くことを「夜業までして」と言ふ」と説明している<sup>170</sup>。さらに、当時の女工たちの夜業については、「よなびでなく、晝間はたらく代りに夜通しはたらく、即ち深夜業のことを意味する」と記されている<sup>171</sup>。

長時間労働時間に加えて、女工たちの健康状況についても詳細に記述されている。例えば、『職工事情』第七章で、「徹夜業ノ如キ生理ニ反スル仕事ヲ為シ而モ休日休憩時間少ク食後直ニ就業スルヲ以テ消化器病ヲ起シ栄養不良ノモノ多シ加フルニ工場ニハ屑綿塵埃ノ飛散スルコト」や「操業上通風ヲ忌ムカ故ニ窓戸ハ常ニ之ヲ密閉シテ他ニ換氣ノ装置ヲ設ケサルヲ以テ空氣ノ不潔ナルコト甚シク其他温度湿度ノ関係ニヨリ身體ヲ害スルコト」と記されている<sup>172</sup>。その結果、紡績職工は「呼吸器病消化器病ニシテ眼病關節病生殖病」「感冒呼吸器病」「肺病肋膜炎」などにかかりやすいと、過酷な労働条件や劣悪な労働環境による身体的危険について述べられている。『女

---

女子及公権ヲ有セサル男子ハ政社ニ加入スルコトヲ得ス」となる。（『袖珍集会及政社法』（早速社、1890年7月）、2頁。）

<sup>164</sup> 国立公文書館「治安警察法ヲ定ム」（1900年3月）、[https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m33\\_1900\\_01.html](https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m33_1900_01.html)、最終閲覧日2023年4月30日。

<sup>165</sup> 齊藤涼子「国立公文書館アジア歴史資料センター コラム 参政権をめぐる女性と政治」、<https://www.jacar.go.jp/universalsuffrage/column/detail/?key=4>、最終閲覧日2024年12月5日。

<sup>166</sup> 農商務省商工局工務課『綿糸紡績職工事情』（農商務省商工局、1903年）、第二章。

<sup>167</sup> 同上。

<sup>168</sup> 同上、第三章。

<sup>169</sup> 細井和喜蔵『女工哀史』（改造社、1925年）、107頁。

<sup>170</sup> 同上、107～108頁。

<sup>171</sup> 同上、108頁。

<sup>172</sup> 農商務省商工局工務課、前掲書（1903年）、第七章。

工哀史』では、これらの病症に加え、消化器病と感冒と並ぶ「紡績工の三種病」として脚気が挙げられる。さらに、過酷な労働による空腹や、時間がなく咀嚼不足な食事から胃拡張を患う者、感冒からの気管支炎や肺炎といった呼吸器疾患も多く見られた。また、過労や寄宿舎生活の暖気不足、不衛生な管理、生理衛生の不注意、手淫や適切な医療が受けられないことによる月経異常、婦人病、不妊症なども問題として記録されている。当時、寄宿舎における肺結核による女工の死亡率は千人につき十三人に達し、発病後に解雇・退職し帰郷した女工たちの死亡率は千人につき十人とされている。全体では、女工の死亡率は千人につき二十三に達し、実数では、当時約 72 万人の紡績工に従事していた女工のうち、約 16,500 人が死亡していたという記録も残っている。さらに、高い乳児死亡率、多くの流産、発育不良、奇形児や知的障害児、盲啞児の問題も記されていた<sup>173</sup>。

職場環境による健康的危害以外にも、身体的な虐待が存在した。「女工小唄」には、「木管を一本床の上へおとしたとってバケツに水を入れたのを持って立たせられ、なまけたと言っては庭箒を差しのべてこれまた一時間以上も直させられた。さうして漸次彼の女の手が下って行くのを見て、はたと主任は鞭打ったのであった」という記述がある<sup>174</sup>。このように、女工たちは「鬼」と呼ばれる主任からの身体的虐待を受けることが実際に会ったのである。さらに、寄宿舎制度によって女工たちの人身の自由が制限され、その制限が家庭との関係に破壊的な影響を与えることがあった。加えて、教育を受ける機会が与えられず、道徳が失われがちな工場環境は、誘拐や蹂躪といった問題の温床となり、結果として娼妓の前職が紡績女工だったという割合が高いことも問題視されていた<sup>175</sup>。

『職工事情』や『女工哀史』以外にも、1968 年に山本茂実によって発表され、1979 年に映画化されたノンフィクション文学作品『あゝ野麦峠』がある。この作品は「ある製糸女工哀史」を副題に、政井みねをはじめとする女工たちの過酷な労働環境とその人生を描いている。13 歳の政井みねは、貧しい農家の負担を減すために年季奉公人となり、飛騨と信濃を結ぶ野麦峠と呼ばれる古い峠道を越えて、信州岡谷にある製糸工場へ働きに行った。政井の日常は、朝 4 時から夕方までの長時間労働、立ち食いの昼食、40 度を超える高温で密閉され、光のない職場環境での過酷な作業であった。さらに、女工たちの逃亡を防ぐため、工場はほとんど監獄のような状態となった。このような過酷な環境の中で、政井は遂に結核にかかり、わずか 20 歳で命を落とした。映画の公開後、野麦峠にある死去した女工たちのための慰霊碑や、飛騨市専勝寺にある墓も注目されるようになった。

### (3) 女子の権利制限に対する反抗

女子に対する権利制限は、身体的自由、政治、言論、労働など、さまざまな分野に及んだが、同時期にこうした制限に対する反抗者や反抗運動も活発化していった。まずは、政治的権利に対する反抗の例として楠瀬喜多が挙げられる。楠瀬喜多は 1872 年に夫と死別した後、立志社の演説会を傍聴し、戸主として相続した家の納税を続けた。1878 年の高知県区会議員選挙では、女性であることを理由に選挙権が否定されたが、楠瀬は戸主として納税する義務があるのに、選挙権がないことに矛盾を感じた。楠瀬はまず県に対して訴えたが、失敗に終わり、その後内務省まで抗議を行った。この問題は、当時の東京や大阪の新聞でも報道された。その結果、1880 年には上町議会で女性の選挙権を認められ、さらに小高坂村議会もその規則が引き継がれた。これを記念して、高知県には「婦人参政権発祥之地」と刻まれた碑が建てられ、楠瀬喜多は日本初の女性参政権を求めた人物として「民権ばあさん」と称された<sup>176</sup>。

<sup>173</sup>細井和喜蔵、前掲書（1925 年）、383～394 頁。

<sup>174</sup>同上、144 頁。

<sup>175</sup>同上、158 頁、349 頁、336～338 頁。

<sup>176</sup>清野貴幸「「民権ばあさん」没後 100 年 高知の記念館で企画展」（朝日新聞デジタル記事、2020 年 10 月 10 日 10 時 00 分）、<https://www.asahi.com/articles/ASNB97DWGNB8PTLC020.html>、最終閲覧日 2023 年 3 月 14 日。

1876年に土居光華は『文明論女大学』において「我が日本帝国の婦人女子は男子と同じく日本帝国の人民の権利を有するものにして日本帝国に報ずる義務を存するものなり婦人女子を以てみずから軽んじ国民の務を外にすべからざるなり」と主張した<sup>177</sup>。土居は、このようにして、男女ともに平等な権利を持つべきであり、女性の権利の必要性を強く訴えた。この一文は、女性が単なる従属的存在ではなく、国民としての責任と権利を平等に享受すべきであるという土居光華の思想を示しており、当時の女性権利運動における重要な提言の一つとも言える。

1882年に岸田俊子は自由民権を主張し、男女同権を訴えて各地で演説を行い、大きな人気を博した<sup>178</sup>。1884年には自由党副総裁だった中島信行と結婚し、中島湘煙と名乗った後、『自由塔』において男女平等を訴える連載「同胞姉妹に告ぐ」を10回にわたって掲載した<sup>179</sup>。この中で、岸田俊子は政治的・言論的権利の制限だけでなく、従来の「男尊女卑」という性差別や階級的分断社会を批判した。当時の社会における男女の不平等、特に社会地位、政治、家庭、職業、教育の面での格差が描かれ、男性優位のジェンダー社会の実態が明らかにされた。さらに、性別だけでなく、貧富や資本の大小によって形成されるヒエラルキー的な階級分断社会の構造についても新たな視点を提供し、従来の価値観に挑戦する重要な主張となった。

岸田俊子の演説に影響を受け、岡山県出身の景山英子は1882年に自由民権運動に参加し「女子古来陋習を破」ることを志して（岡山）女子懇親会を組織した<sup>180</sup>。翌年には女子の智徳の開発を目指す学校「蒸紅学舎」を設立したが、間もなく県令によって閉鎖された<sup>181</sup>。1883年に発表した「人間平等論」では「人間なればこそ天賦の自由あり権利あり（中略）今にして男女同権の地位を獲得し同胞姉妹相競ひて國政に参し、男子と共に立憲政體に盡すの要あり」と主張し、女性の参政権の受容性も強調した<sup>182</sup>。その後、女権拡張運動や自由民権運動に参加するため上京し、板

<sup>177</sup> 丸岡秀子編集・解説『日本婦人問題資料集成』第8巻（ドメス、1976年6月）、87頁。

<sup>178</sup> 中島湘煙『湘煙日記』（育成会、1903年）、23頁。

<sup>179</sup> 「同胞姉妹に告ぐ」10回の内容は以下の通りまとめられる。その一では「わが国には昔からいろいろな悪い教育、習慣、風俗があつて、文明と自由の国の人に対しては、ひどく恥じ入ることがある。その悪い風俗の最大のものは、男を尊び、女を卑しむ風俗である。思うに、この風俗は東洋、アジアの悪弊で、はなはだ理由がなく、道理がないものである。考えてごらん下さい。人間の世界は男女からなるもので、男だけで世の中を作ることはできない。社会に終日女がいなければ、人の道は滅び、国は絶えてしまうだろう。そのうえ、その精神から四肢五官に至るまで、男女は等しく自然が与えたものを持ち、備わらないところはなく、あの『古事記』の「なりなりてなり余れると、なりなりてなり足らぬところ」のようなものも、あいまって人類社会を作ることから、いわゆる同等同権のものといえる」と述べ、男尊女卑の風俗を批判し、男女同権を提唱した。その二では、日本の天照大神、天鈿女命、息長足姫（神功皇后とも呼ぶ）、衣通姫、紫式部、和泉式部、清少納言、中国魏の甄后、唐の徐惠、三国時代の蔡文姬・蔡琰、晋の韋逞母宋氏、西洋の女王エカテリーナ二世、女王マリア・テレジア、メアリー・ソマービル、ハリエット・マルチノー、マダム・ド・スタエル、マダム・ローランド、詩人のメアリー・タイ、フェリシア・ヘマンズ、ランドン、エリザベス・ブラウニングらの名を挙げられた。男性に劣らなく、学識を持ち、各国各分野に活躍し、優れた女性の様々な存在を例証として、力・知識・貧富によって男女の強弱に分類する観念への酷評をした。その三では、教育の側面から男女における不平等を訴え、昔の女性の学問の道が知識発達の妨害であるという疑問を出し、男性間のヒエラルキー及び、例えば女性も顧客対象とする人力車夫、乞う者等の女性より劣る男性の存在もいと強調し、社会構造における階級分断化も強調した。その四では財産権の男女不平等分配について封建時代の悪習や女性も戸主や富の蓄積となり得る等の反論を出した。その五では愛と権の不両立を述べ、本当の愛を楽しむと呼びかけた。その六では従来の男尊女卑の家庭モデルを検討し、夫婦喧嘩であれば女の罪、そのような不公平な裁定悪習を批判した。その七で男女同権の見地は権利均衡による不仲な家庭・政治的紛争・階級的矛盾等の改善乃至解消の視点から提唱し、狭義から見ると愛情に有利であり、広義から見ると社会の改良にも有利であると主張した。その八ではお互いに尊重し、仁恕の心を持つべきだと提唱しながら、古来の慣習により女性は権利の喪失に麻痺されて、男性は権利の中で見失ってしまうと指摘する。さらに「己の欲せざることは人に施すことなかれ」を論証として、仁恕のない男性は女性の仁恕と婦徳を要求する不合理性を指摘し、権利のない女性の立場で同権の重要性を考えるべきだと提唱した。その九では、優しく温順な女子理想像の視点からしきたりで蔽われて、馴染んできた男女がお互いに尊重すべきであり、改新・改革が旧弊・旧習への改めだと指摘した。その十、西洋も男女同権を行わずに、貧富等を基準としての支配的なヒエラルキー社会であると論じ、参政権を含める男女同権を提唱した。

<sup>180</sup> 福田英子『妾の半生涯』（東京堂、1904年10月25日）、6頁。

<sup>181</sup> 藤田浪人、水谷憲風『社会問題大観』（共有出版協会、1922年）、307頁。

<sup>182</sup> 岡山市『岡山市史第5』（岡山市、1975年）、3878頁。

垣退助や大井憲太郎と知り合った。1885年には大井憲太郎らとともに朝鮮内政変革を図った大阪事件に関与し、投獄された。1889年に憲法により発布された大赦令で出獄後、大井憲太郎（著書で重井と名づける）と内縁関係を結んだが、大井が親友の清水紫琴とも親密であることを知り、未婚の母となった。離別後、東京神田に女子実業学校を設立し、1892年には万朝報の記者・社会運動家の福田友作と結婚し、福田英子となったが、36歳で未亡人となった<sup>183</sup>。夫の死後、キリスト教に入信し、経済的自立を目指して角筈女子工芸学校を設立した。1907年には、当時同棲していた石川三四郎らの支援を受けて雑誌『世界婦人』を創刊したが、2年半後に東京地裁によって発行禁止となった。女性解放に尽力する一方、足尾鉍毒事件では田中正造らとともに農民への救援を展開し、「東洋のジャンヌ・ダルク」とも呼ばれている。

女性権利の獲得運動は、この時期から活発になっていた。堺利彦や幸徳秋水らが率いる社会主義的な「平民社」による1900年の治安警察法改正請願運動や、1905年の女性の政治参加を求める改正運動をその嚆矢となった。その後、平塚らいてうによって青鞥社が結成された。さらに、1919年には平塚らいてう、市川房枝、奥むめおらによって新婦人協会が設立され、1921年にはガントレット恒子や久布白落実によって日本婦人参政権協会が設立された。このように、女性参政権を求める声が高まり、女性の権利制限に対する反抗が始まった。

次に、女性の言論的制限に対する反抗も発生した。日本初の女性医師である荻野吟子は1890年に「婦人の議会傍聴禁止に対する陳情書」を提出し、婦人の議会傍聴禁止撤回運動にも参加した。同年8月に、清水紫琴（清水豊子）は『女学雑誌』で「何故に女子は、政談集會に参聴することを許されざる乎」と題した記事を掲載し、「凡そ女子は概ね人の母妻となるが故に其政治上の觀念は妻となりて夫を扶くる上に於ても是非とも必要なり。然れども猶且つ大切なる母として子を育つるの上に於て特に要用なり」と訴え、女性の政治的権利を、自立した個人としてではなく「母」「妻」の視点から主張した<sup>184</sup>。ここで注意すべきなのは、女性を母や妻として権利を訴える動きは1890年から始まったわけではなく、「良妻賢母」思想は1875年に中村正直によって提唱されたのだ。女性権利を訴えることは画期的な動きとみなされるかもしれないが、同時に個体としてのアイデンティティーを確立することなく、新たなアイデンティティーの固定化に進む危険性もあると言えるだろう。

さらに、製糸工場では長時間労働時間、苛酷な労働条件、劣悪な労働環境、健康被害、人身自由の制限などの問題が存在し、多くの労働争議が発生していた。例えば、1886年に山梨県甲府にあった雨宮製糸工場の女工による争議は、日本初のストライキとして知られている。1889年にも天満紡績工場でストライキが発生した。こうした現状に加え、当時のアメリカの労働運動の影響を受け、労働組合の結成も促進された。1897年には高野房太郎と片山潜を中心に労働組合期成会が形成され、1912年には鈴木文治によって友愛会（のち大日本労働総同盟）が創立され、多くの労働者組織が現れた。これにより、労働組合運動が活発化し、工場への異議申し立てが始まった。労働者の労働環境や労働時間の改善、労働者保護を目指す工場法の制定、労働者と資本家の関係の改善に尽力したが、「治安警察法」などの施行により労働運動や農民運動の取締りが強化された<sup>185</sup>。工場法は1911年に成立し、実施は1916年に至った。

最後に、これは身体的自由への反抗であるが、残念ながら前述の通り、現在もなおその状況は続いている。母性保護法によって一部の中絶が可能となっているものの、堕胎罪は依然として存在しており、中絶が認められる理由も女性自身の意思ではなく、あくまで母としての保護を目的としている。この点については、次節で論じる良妻賢母主義の推進と関連があると考えられる。しかし、身体的自由が法的に制約されている一方で、1901年に与謝野晶子が発表した『みだれ髪』は、自由奔放な思想が存在していたことを示す代表例である。このような自由への憧れがあったため、女子の権利を求めて立ち上がる草分け的な人物が次々と現れるのだろう。

<sup>183</sup> 福田英子（1904年）、前掲書、94～96頁、131頁、151～152頁。

<sup>184</sup> 『女学雑誌（228）』（女学雑誌社、1890年8月）、61頁。

<sup>185</sup> 国立公文書館（1900年3月）、前掲資料。



## 2.4 女子の国民化と家制度による女子理想像の固定化

### (1) 良妻賢母教育の推進

身体的自由、政治、言論、労働などの分野において女性の権利制限が強化されていく一方で、各方面において異なる形で反抗の動きも見られた。しかし、同時に近代化資本主義国家の形成に伴い、良妻賢母思想を基づく女性の理想像が国民全体に浸透し、社会通念として固定化されていた。これが、女性が家庭に依存する傾向を助長する一因となったのである。

1882年、文部省は日本全国の学校に『幼学綱要』を配布し、修身の教科書として使用した。この教科書は、西洋文化と中国儒学を基礎にしたもので、20の徳目に分けられている。その20項目は「孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤學・立志・誠實・仁慈・禮讓・儉素・忍耐・貞操・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・識斷・勉職」の20項目である<sup>186</sup>。特に「貞操」という篇目では、詩経や易経から引用され、夫に対する貞潔や家庭への忠誠を重んじる「婦徳」が強調されている<sup>187</sup>。これは当時の男性中心の女性理想像を反映したものである。ここで言う「忠誠」は、国家や団体に対するものではなく、家族や夫を含めた家庭への服従、自己犠牲、献身、そして尊敬を意味している。また「忠節」の篇目では、「以孝事君則忠」(=孝をもって君に仕えることが忠義である)とあり、家庭内の忠誠を裏切ることなく、君主や国家にも忠誠を尽くすべきだという愛国心が強調されている<sup>188</sup>。このように、幼少時からの教育を通じて、政府が推進する愛国教育や服従、貞操を基準とする「婦徳」が女性理想像として浸透し、家庭中心の価値観が強化された。これにより、女性が家庭に依存する傾向が強まり、すなわち「家庭依存症」の形成を助長する土台が作られたのである。

その後、1887年6月に西村茂樹が編集した『婦女鑑』が刊行され、皇后から下賜されて全国の女学校に配布された<sup>189</sup>。この本でも、『幼学綱要』と同様に、女性の貞節、孝行、忠誠が「婦徳」として重視され、これらの徳を備えた女性の理想像が引き続き提唱された<sup>190</sup>。特に、武士道に通じた貞女や烈女の例を通じて、貞烈が強調された一方で、母として子どもを育てる教導例も集められた。しかし、同書には異なる視点を持つ篇目も存在した。日本国内の女性の模範例に加えて、中国の賢明で教養や学識を備え、状況判断力に優れた女性の例や、欧米における学問・科学分野で活躍する女性学者の例が収録され、彼女たちが模範的な女性像として評価されている。また、内戦時において夫に対して的確な判断を下す欧米の女性も取り上げられている。さらに、愛国心の育成や多妻制の廃止など、欧米の社会例も紹介され、当時の日本の社会通念と異なる自立した女性像や社会的地位向上の提唱が見られ、女性の学識や賢明さの発展が期待されるような内容となっている。

国民化教育は幼年期からの教育を通じて浸透し、良妻賢母思想が社会全体に深く根付いていた一方で、『婦女鑑』のように自立した女性を描いた例も存在し、社会通念の一部を突破する試みが見られた。しかし、伝統的なジェンダー規範や、女性の商品化という構造的な差別が依然として根強く、中世以来の慣習的制度と結びついていった。また、欧米文化からの影響を受けた理想的な女性像が導入される一方で、近代化と産業化の進展に伴い、家庭は国家統制の戦略的単位として重要視されるようになった。この変化は、1890年の明治民法や1890年の「高等女学校令」の公布によって一層強化され、家庭内の役割分担や女性のアイデンティティーが法的・社会的にさらに固定化される結果となった。これにより、女性は再び家庭中心の価値観に縛られ、国家の近代化プロジェクトにおける一翼を担う存在として位置づけられたのである。

<sup>186</sup> 元田永孚編『幼学綱要』（文教会、1912年）、1～2頁。

<sup>187</sup> 同上、170頁。

<sup>188</sup> 同上、21頁。

<sup>189</sup> 『明治大正史談1』（明治大正史談会、1937年2月）、4頁。

<sup>190</sup> 西村茂樹編『婦女鑑宮内省蔵版』（吉川弘文館、1906年5月）、序1頁。

## (2) 家父長制・家制度の推進

実際、江戸時代にはすでに武士階級において家父長制が発達していた。1871年の戸籍法の公布により、天皇を絶対的存在として主権に従う国家制度へと移行する中で、明治政府は国民の把握と統制を容易にするため、家を単位とする戸籍制度を整えた<sup>191</sup>。この制度により、1つの家に対して1つの戸籍が設けられ、戸主には家族の住所や婚姻などを決定する権利が与えられた。こうした家を単位とする規定は、国家が複数の家庭を統合して成り立つという概念に基づいており、家庭は国家の縮図とみなされた。家長である戸主には、家庭に対する統制と支配の権利が与えられ、家族は戸主に従う義務を負った。

1898年に公布された「明治民法」によって、この家父長制は法的にさらに強化された。「民法施行法」第62条では「家族ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ戸主権ニ服ス」と規定され、戸主には家族を支配する絶対的権利が認められた<sup>192</sup>。これにより、家制度が法制化され、家督相続も戸主権に基づいて行われるようになった。第970条では「男ヲ先ニス」と規定され、相続において男性が優先されることが明確にされた<sup>193</sup>。また、第14条では「妻カ左ニ掲ゲタル行爲ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」とされ、女性の法的行為に対して夫の同意が不可欠となった<sup>194</sup>。これにより、女性は借財や不動産に関する権利の取得・放棄、訴訟行為、贈与などの重要な法律行為に関して制限を受け、法的無能力者とみなされるようになった。さらに、第750条では「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」と定められ、結婚や出産といった本来は個人的な事柄は、戸主の管理下に置かれた<sup>195</sup>。第788条では「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」とされ、妻は夫の氏に改姓し、戸主および夫に従うことが求められた<sup>196</sup>。第801条では「夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス」とされ、女性には財産権が認められていなかった<sup>197</sup>。また、第813条では、離婚の条件として「妻カ姦通ヲ爲シタルトキ」と規定されており、男性に対しては「姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルト」と規定され、姦淫罪により刑罰を受けた場合に限り責任が問われた<sup>198</sup>。このように、貞操義務は主に女性に課されていた。これらの規定によって、女性は法的無能力者として扱われ、相続権が制限され、財産権を持たず、夫や戸主に従うことを義務付けられるという家父長制的な社会制度が成立したのである。

家制度が1947年に廃止されたものの、1898年に公布された明治民法のもとでは、夫が妾を持つことが法的に問題とされない一方で、妻が姦通すると姦通罪が適用されるという男女間の明らかな法的差別が存在していた。また、男性には貞操義務が求められていないことも、当時の法制度の特徴として明確である。このような法律の差別的な側面は、家父長制を支える要素となり、

<sup>191</sup>筆者の母国である中国にも戸籍制度が存在するが、日本の戸籍制度とはいくつか異なる点がある。例えば、中国では「居民戸口簿」が使用されており、家庭関係が記録されるだけでなく、都市戸籍と農村戸籍に分けられている。この区別により、医療や社会保障などの面で異なる制度で運用されている。また、同じくアジア圏では韓国にもかつて戸籍制度が存在していたが、2007年まで使用されていた。法務省による2016年7月26日の戸籍制度に関する研究会第17回会議で使用された「補足資料9（諸外国における身分関係登録制度等に関する調査報告書（大韓民国編）」）によると、「韓国では2007年（平成19年）まで身分関係登録制度として戸籍制度を運用してきた。しかし、戸籍制度の柱である戸主制度の改善や廃止等をめぐる議論が進められ、その結果、旧来の戸籍制度を廃止することとなり、2008年1月1日、『家族関係の登録等に関する法律』の施行に伴い、新たな身分関係登録制度である家族関係登録制度の運用が開始された」とされている。（法務省「諸外国における身分関係登録制度等に関する調査報告書（大韓民国編）」、<https://www.moj.go.jp/content/001203264.pdf>、最終閲覧日2025年1月25日。）

<sup>192</sup>『民法 訂15版』（有斐閣、1908年9月）、299頁。

<sup>193</sup>970条の全文は以下の通りである。「被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ従ヒ法定家督相屬人ト爲ル。一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス。二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス。三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス。四 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ女ト雖モ嫡出子及ヒ庶子ヲ先ニス。五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス」（出典：国立書院編輯部編、中川善之助監修『新旧民法正文・対照』（国立書院、1948年）、89頁。）。

<sup>194</sup>同上、3頁。

<sup>195</sup>同上、23頁。

<sup>196</sup>同上、35頁。

<sup>197</sup>同上、38頁。

<sup>198</sup>同上、42頁。

女性の法的地位や権利を著しく制限した。さらに、2021年の厚生労働省による人口動態統計のデータによれば、結婚後に夫の姓を選択する夫婦は95%にものぼり、妻の姓を選択する夫婦はわずか5%に過ぎない<sup>199</sup>。このデータからも、主権的思想や家父長制の影響が現代においても依然として根強く残っていることが窺える。夫の姓を選択するという慣習は、家父長制の名残であり、家制度によって長年形成された男女間の不平等な構造が続いていることを示唆している。

このような状況は、家庭における依存関係を強化し、女性が家庭中心の価値観に縛られ、「家庭依存症」を形成する一因となっていると考えられる。家制度が法的には廃止されても、その影響は依然として社会に浸透しており、男女の役割や権利に対する不均衡な認識が続いていることが、現代における課題となっている。

### (3) 各方面における女性理想像の構築

1899年に明治政府が公布した「高等女学校」は、「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス」を目的とし、男子の旧制中学校や実業学校に対応する女子高等教育機関として設置された<sup>200</sup>。しかし、これは男子と同等の教育を提供することを目的としたものではなく、むしろ理想的な女性像を固定化する目的が強かったと言える。この点は、同年7月の地方視学官会議での文部大臣だった樺山資紀の発言から明確である。樺山資紀はこの法令について、「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故ニ優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必須ナル學術技芸ヲ知得セシメンコトヲ要ス」と述べ、「良妻賢母主義教育」を強く推進する姿勢を示した<sup>201</sup>。さらに、この時代には家庭科といった女性向けの科目が設定され、女性には母や妻としての社会的役割が期待されていた。教育の中で、女性には温良貞淑な資質や、家庭における役割が女性にとって最も重要な社会的義務とされ、教育によってその価値観がさらに強固にされた。このように、明治時代における高等女学校は、単なる教育機関ではなく、女性を「良妻賢母」という理想的な家族像に従わせるための国家の道具として機能していたと言える。女性の社会的役割が母や妻としての役割に固定化され、社会進出や自立の機会が制限されていた背景には、このような教育制度が大きな影響を与えていたのである。

当時の文化面においても、良妻賢母主義の思想が強く反映されており、女性を家庭に位置づける言論が支配的であった。例えば、福沢諭吉は『新女大學』の中で、女性は育児に専任すべきであり、これは女性の「天職」であると主張している。福沢は「小兒養育は婦人の専任なれば、假令ひ富貴の身分にても天然の約束に従て自から乳を授く可し」と述べ、母親による哺乳が自然な役割であると論じている<sup>202</sup>。また、「既に哺乳の時を過ぎて後も、子供の飲食衣服に心を用ひて些細の事までも見遁しにせざるは、即ち婦人の天職を奉ずる所にして、其代理人はなき筈なり。飲食衣服は有形の物にして誰れの手を以て與ふるも同様なるに似たれども、其これを與ふるの間に母徳無形の感化力は有形物に優ること百千倍なるを忘る可らず」と述べ、子どもの「飲食衣服」にも女性が注意を払うべきであるとし、母としての徳や母性のもつ無形の感化力が重要であると強調している。こうした言説が女性を育児や家事に縛り付け、家庭依存症を固定化の一因となっている<sup>203</sup>。

また、日本初の女優である川上貞奴も、女性理想像に影響を与えたと考えられる。川上は欧米で「マダム貞奴」として芸者の舞踊『芸者と武士』を披露し人気を博したが、帰国後には『オセ

<sup>199</sup>男女共同参画局「夫の姓・妻の姓別にみた婚姻件数」、

<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/pdf/01.pdf>、最終閲覧日 2023 年 4 月 23 日。

<sup>200</sup>文部科学省『学制百年史』「二 高等女学校令の制定」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm)、最終閲覧日 2023 年 4 月 23 日。

<sup>201</sup>同上。

<sup>202</sup>福沢諭吉著作編纂会編、前掲書（1952 年）、302 頁。

<sup>203</sup>同上。

ロ』の日本版で帝国軍人を支える従順な妻の役を演じた<sup>204</sup>。この役柄は、当時の良妻賢母像を体现するものであり、彼女自身の存在がこのイメージの強化に貢献したと言えるだろう。川上の役柄は、欧米におけるマリリン・モンローとの共通点があった。どちらも当時の女性理想像を象徴する存在として社会に影響を与え、ジェンダー役割の固定に寄与した。しかし、両者に共通しているもう一つの点は、生まれながらにしてその理想像に適合していたわけではなく、資本主義社会の中で象徴的な存在として作り上げられたという点である。実際の川上貞奴の生涯を振り返ると、芸能の世界に生きた一方で、妾という立場を強く拒否し、愛情に対して一途であったことが知られている。川上は、単なる理想的な女性像として社会に位置づけられることを拒み、むしろ勇敢で自己主張の強い人物であったと言えるだろう。このような川上の姿勢は、良妻賢母主義や家父長制が支配する社会における女性の役割に対して、静かな抵抗の一端を示していたのかもしれない。

おわりに

開国以後、明治維新に伴い、欧米から啓蒙思想が伝来し、従来の慣習が再考される中で、女性の権利に関する議論が高まった。教育、労働、文化、政治などさまざまな分野で女性の権利が訴えられたが、依然として女性に対する権利制限は強化された。身体的自由や政治参加、言論の自由、労働における制約は依然として厳しく、女性のアイデンティティーや性役割の固定化は、近代資本主義国家の発展とともに進行した。

明治時代初期、学制の公布によって女子教育の整備が始まり、女子学校の設立や女性留学生の派遣が徐々に進められたが、女性の就学率は依然として低いままだった。また、明治維新直後には、娼妓業が依然として容認されていたことから、性に関する慣習が批判され、廃娼運動が盛んになった。東京婦人矯風会などの組織が廃娼運動を展開したが、その運動の多くは、娼妓業を「国辱」や「国害」として排斥するものが中心であった。このような背景の中で、性別役割分業社会が形成され、特に女工たちは過酷な条件下で働かされた。女工たちは主に軽工業工場で働き、苛酷な労働環境の中で健康を害し、人権侵害を受けることもあった。これにより、ストライキや労働争議が頻繁に起こり、労働組合の創立や工場法の成立が促進された。一方で、女性の政治参加は厳しく制限されており、政治結社への加入や政談集会への参加が禁じられていた。それにもかかわらず、楠瀬喜多や岸田俊子、景山英子、平塚らいてう、市川房枝といった女性活動家たちは、女性の政治的権利を獲得するために尽力した。

墮胎の禁止により、女性は自らの身体を制御する権利を失い、良妻賢母という理想的な女性像が構築された。この理想像は国民教育を通じて浸透し、幼少期男女間の役割分業が明確に規定された。家制度と良妻賢母主義の推進により、女性のアイデンティティーは固定化され、ジェンダーによる矛盾や女性同士の対立、さらに階級的分断が生じた。また、家制度と良妻賢母主義が推進される中で、男性も父や夫としての役割を社会的に期待された。男性は女性よりも高位に位置づけられる性別役割を担われ、ジェンダー分断社会の一翼を担う存在として機能した。男女間の不平等は、階級的な意味での平等を維持する装置として働き、社会のバランスを保つために利用されてきたのである。本稿では主に女性を主語として論じてきたが、最終的には性別問わず、個人のアイデンティティーとその多様性を尊重し、再構築を図る必要があると考える。

次章では、民主主義運動・自由主義運動の展開、そして家制度、良妻賢母主義教育の推進を背景として、強調された母性や、女性の参政権獲得の過程について論じる。また、それと関連して、社会的枠組みや規範に縛られた女性たちの間で芽生え始めた「家出」意識の萌芽について検討する。

<sup>204</sup>池内靖子「近代日本における『オセロ』の翻案劇」（立命館大学アート・リサーチセンター、2003年3月）、142～143頁。

### 第3章 吹き立つ自由主義の風と「家出」意識の萌芽

はじめに

家制度と良妻賢母主義教育の推進、そして明治27・28戦役、日露戦争、第一次世界大戦の影響を受け、日本は資本主義が急成長し、国民生活水準が急上昇した。この時期には大逆事件（1910年）による「冬の時代」を経て、社会主義者が文学へと移行する動きも見られた。戦争による食料不足や物価の上昇は、戦後恐慌を引き起こし、米騒動の原因ともなった。このような背景の中、政治学者の吉野作造は「民主主義」を提唱し、「大正デモクラシー」と呼ばれる運動が政治、社会、労働、文化の各方面に広がった。同時に、女性たちは参政権獲得を目指し、『婦人之友』や『青鞥』、『婦人公論』などの雑誌が創刊され、「新婦人協会」や「赤瀾会」といった団体が設立された。これにより、女性運動も自由を求める自己尊重の風潮が生まれ、文学的・思想的な論争が盛んになった。さらに、「モダンガール」やサービス業で活躍する「職業婦人」も登場し、社会での女性の役割が拡大した。しかし、戦争の勃発により、この芽生えた熱意は一時的に冷やされた。母性の重視は続き、母性神話の構築が進行した。母性や産児に関する論争も活発化し、女性のアイデンティティーや役割について再考されることとなった。このような状況の中で、女性たちは、新たな自己を模索しながらも、依然として社会的期待や制約に直面していった。

本章では、3つの節に分けて、自由主義風潮を背景にした女性の進歩とアイデンティティーの変化について考察する。まず第1節では、家制度と良妻賢母主義教育の推進が自己尊重運動を促進し、女性の新たなアイデンティティーにどのような影響を与えたかを論じる。女性たちがどのように自らの価値を再認識し、社会での役割を再定義していったのかを掘り下げる。第2節では、「家出」意識の萌芽とともに、新たなアイデンティティーを模索する「新しい女」の誕生について考察する。この節では、伝統的な女性像を打破し、個としての自己を確立しようとする女性たちの姿勢や活動に焦点を当てる。第3節では、女性参政権の獲得の必要性を明確にし、その獲得運動の経緯を詳細に考察する。この節では、女性の政治参加がどのように広がり、社会的変革に寄与したのか、またその過程で直面した課題や矛盾についても触れ、女性運動の歴史的な重要性を強調する。これらの考察を通じて、戦争や社会的変化が女性のアイデンティティーや理想像にどのような影響を与え、家庭依存症からの脱却へとつながる「家出」意識がどのように芽生えたのかを明らかにする。

#### 3.1 大正デモクラシーによる社会的変化と職業婦人による「家出」意識の萌芽

明治から大正へと移行するこの時期は、信夫清三郎の『大正デモクラシー史』に象徴されるように、「大正デモクラシー」という民主主義的・自由主義的運動が盛り上がった。この運動は、藩閥政権に対する反抗として、さまざまな自由を求める大衆運動が展開され、政治、文化、労働の各方面に影響を与えた。家制度と良妻賢母主義教育が推進される中、大逆事件や米騒動などの社会的背景が影響し、政治面では、護憲運動や（男子）普通選挙運動、集会・結社の自由が求められるようになった。労働面では、戦後恐慌を受けて、労使協調主義から階級闘争へとシフトした友愛会（1912年）は日本労働総同盟へ改称され、労働争議が活発化した。具体的には、大日本鉱山労働同盟会による足尾銅山ストライキや、官営八幡製鉄所の大ストライキ、川崎・三菱神戸造船所争議、野田醤油労働争議などが各地で発生した。また、小作料減免や耕作権の確立を求める小作争議や農民運動も盛んになり、自己解放や自己尊重を求める自然主義の風潮も生まれた。雑誌『白樺』の創刊や、女性運動、モダンガールの登場など、新しい文化的動きも影響を与えた。本節では、女性に関連する出来事を労働面・文化面・教育面に分けて紹介し、それぞれがどのようにこの時代の変革に寄与したかを考察する。

##### （1）労働面における社会的変化

労働面における女性の動きは、1912年に結成された日本初の労働組合「友愛会」によって大きく進展した。この団体は、労働者が互いに助け合うことを目的とし、当初は資本階層との協力を



通じて労働者の権利を守る労使協調主義を掲げていた。友愛会は共済や修養を目的とし、地域の労働運動に対する支援や指導も行ったが、初期の段階では、男性のみが会員として認められていた。女性は1913年以後、準会員として参加が許可されるようになり、その後も徐々に状況が改善されていった。会長の鈴木文治は1915～1916年にアメリカで労働運動や労働組合について学び、帰国後の1916年には友愛会婦人部を設立して、機関誌『友愛婦人』も創刊した。この婦人部では、女工の教育や修養向上を目的とした茶話会や講演会が行われ、読みやすい作品も掲載されたため、女性会員の数は急増した。1917年には、女性も正式な会員として認められるようになった<sup>205</sup>。

特筆すべきは、この婦人部は多くの社会運動家が参加したことである。1919年に「大日本労働総同盟友愛会」と改称された後、鈴木会長の独裁体制から近代的労働組合へと移行した。この際、友愛会婦人部には山内みな子や野村つちのが理事として参加した<sup>206</sup>。市川房枝も常任委員に選ばれ、婦人労働者大会でも積極的に活動し、平塚らいてうや伊藤野枝などの著名な活動家もこの大会に出席していた<sup>207</sup>。このような集まりは、女性の社会的地位向上や自己実現を求める運動において、重要なステップとなった。こうして、友愛会とその婦人部は、日本における女性の労働者としての地位向上と権利獲得に寄与し、社会運動においても重要な役割を果たした。

## (2) 文化面と教育面における社会的変化

文化面と教育面の進展については、明治以降の西洋思想の影響を受け、女子教育への関心が高まり、多くの雑誌や組織が女性の権利を訴えるようになった。例えば、羽仁もと子が創立した婦人之友社とその雑誌の『家庭之友』（のち『婦人之友』）は、家庭や教育に関する多様なテーマを扱い、女性に関する話題に焦点を当てた。また、1921年に夫の羽仁吉一とともに女学校の自由学園を創立し、女性の教育にも貢献があった。

大正時代の教育制度における性差は顕著で、特に大学教育において女性が排除されていた点は重要である。帝国大学の入学資格が男子のみの高等学校卒業生に限定され、女性の入学が拒否された事例があった<sup>208</sup>。21世紀になっても、東京大学医科部での不正入試による女子差別問題が指摘されるなど、根深い性差別の構造が残っている<sup>209</sup>。このような矛盾は時代を超えて続いているが、改善に向けた努力も存在する。1913年には東北帝国大学が黒田チカ（化学科）、牧田らく（数学科）、丹下ウメ（化学科）という日本初の女子大学生を入学させるなど、少しずつではあるが変化がみられるようになった<sup>210</sup>。これらの動きは、女性の教育における権利拡大に向けた重要な一歩と言える。

大正時代の教育改革について、1917年に設立された臨時教育会議は、教育制度や学制改革、師範教育、実業教育、特に女子教育問題について議論を展開した。1918年10月24日の「女子教育ニ関スル件」の審議では、「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アルトセハ其ノ要点及方法如何」と、女子教育の改善に関する答申がなされ、国体思想や淑徳節操の重要性が強調

<sup>205</sup> 井上輝子『日本のフェミニズム——150年の人と思想』（有斐閣、2021年12月）、74頁。

<sup>206</sup> 松尾尊兌「〈論説〉友愛会の発展過程：第一次大戦下における内的転換と成長（特集：文化交流）」『史林』40巻6号（京都大学、1957年11月）、146頁。

<sup>207</sup> 井上輝子、前掲書（2021年12月）、75頁。

<sup>208</sup> 理科学研究所『理科学研究所百年史』「女性科学者の100年」、

<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/pr/publications/anniv/riken100/digest/riken100-digest-1-2.pdf>、45頁、最終閲覧日2022年4月1日。

<sup>209</sup> 吉崎洋夫「医学部入試の女子差別問題 東京医大以外でも男女の合格率に格差」（朝日新聞デジタル、2018年9月7日19時03分）、

<https://dot.asahi.com/wa/2018090700082.html?page=1>、最終閲覧日2023年5月27日。

<sup>210</sup> 志賀祐紀「黒田チカと牧田らくー日本初の女子大学生誕生と東京女子高等師範学校・東北帝国大学」『東北大学史料館だより=Tohoku University archives newsletter』巻19（東北大学学術資源研究公開センター史料館、2013年9月）、4頁。

された<sup>211</sup>。特に高等女学校においては、実生活に役立つ知識や能力の養成が求められ、家事教育が重視されるなど、良妻賢母主義が色濃く反映されていた。また、与謝野晶子はこの審議に関心を持ち、新聞『横浜貿易新報』や雑誌『太陽』『中央公論』『早稲田文学』で女子教育について寄稿し、教育における改善の必要性を訴えた<sup>212</sup>。こうした活動は、当時の社会における女性の地位向上や教育の改革を促進する重要な要素となったが、同時に伝統的な価値観との間での葛藤も見られた。

1911年、平塚らいてうや与謝野晶子が創刊した『青鞥』の創刊は、女性の権利を訴える先駆的な雑誌として知られ、自由恋愛や自由結婚、自己尊重を求める「新しい女」の概念を世間に広めた。この動きは、貞操、堕胎、母性、廃娼などの話題を通じて、従来の封建的な家庭制度や道徳観、男尊女卑というステレオタイプ、女性理想像に異議を唱えるものであった。1912年7月には、中嶋雄作が『中央公論』の婦人問題特集号を企画し、その反響を受けて1916年に『婦人公論』が創刊され、初代編集長となった。この雑誌では、与謝野晶子の「女子の徹底した独立」が掲載され、母性論争の火蓋が切られた<sup>213</sup>。1916年2月、与謝野晶子は雑誌『太陽』において「母性偏重を排す」を発表し、これが母性論争の発端となった<sup>214</sup>。この論争には、平塚らいてうや山川菊栄などの活動家も参加し、母性の役割や女性の自立について激しい議論を交わされた。また、1914年には、羽仁吉一と小橋三四子が読売新聞社に入社し、婦人欄を担当することで、「婦人付録」の創設に寄与した<sup>215</sup>。これにより、女性の視点からの情報発信が促進され、女性の社会的地位向上に向けた動きが一層強化された。

### (3) 職業婦人の誕生

このように、自由主義の風潮が女性問題の討論を活発化させていた一方で、第一次世界大戦の影響により社会や政治の変化も顕著に現れた。戦後の好景気に伴い産業が発展し、欧米からの女性解放運動の影響を受けて、近代化、都市化、工業化が進行した。これにより労働力の需要が高まり、職業婦人の誕生が促されるとともに、「家出」意識の萌芽とも結びつくようになったのである。1920年から1940年の間に、職業婦人の数は35万人から175万人に増加した<sup>216</sup>。掃除婦、炊事婦、雑役婦、家政婦、看護婦、女中、産婆、女優、エアガール（客室乗務員）、ガールエスカレーター、ガールエレベーター、女工見習、女工、女工監督といった女性専門職に加え、医師、タイピスト、電話交換手、記者、守衛、裁縫手、仕立物検査員、写真技術員、図案手、製図手、外交員、事務員見習、事務員、ステージダンサー、食堂給仕、食堂給仕監督、車掌、車掌監督、ゲーム取り、案内係、接待係、給仕、出札係、下足番、受付係、小使、店員（デパート店員）、店員監督、美容師などの新しい職種が現れ、女性の社会進出が一層進んだ<sup>217</sup>。このような女性の職業の出現は、明治以降の良妻賢母思想とは対照的であり、女性の役割に対する認識の変化を示している。新たな職業の登場は、女性の自立や社会参加の道を切り開くものであり、女性の権利

<sup>211</sup> 「女子教育ニ関スル件」の審議の第1項では「女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ」と、第2項「高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト」という内容がある。（文部科学省『学制百年史 資料編』「（一）臨時教育会議（抄）」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm)、最終閲覧日 2023年6月5日。）

<sup>212</sup> 影山昇「大正期・臨時教育会議「女子教育」審議・答申と与謝野晶子の女子教育論—人間平等主義と男女共学制」『成城文藝』172号（成城大学文芸学部、2000年10月）、108頁。

<sup>213</sup> 中央公論社『中央公論社の八十年』（中央公論社、1965年）、387頁。

<sup>214</sup> 与謝野晶子『定本与謝野晶子全集 第8巻』（講談社、1981年12月）、416頁。

<sup>215</sup> 読売新聞社社史編纂室編『読売新聞八十年史』（読売新聞社、1955年）、691頁。

<sup>216</sup> 山崎貴子「戦前期日本の大衆婦人雑誌にみる職業婦人イメージの変容」『教育社会学研究第85集』巻19（日本教育社会学会、2009年）、93頁。

<sup>217</sup> 東京市役所編『婦人職業戦線の展望』（白鳳社、1932年）、付録1～4頁。山崎貴子（2009年）、前掲論文、93頁。

と地位向上に寄与したと考えられる。この時期は、女性の社会進出の黎明期として重要な意味を持っている。

戦争がもたらす好景気により、若者たちは西洋文化の影響を受け、服装や外見の変革期に突入した。開国以後の断髪禁止令を無視し、断髪や耳隠しの束髪スタイルが現れ、平安時代からの直毛美意識も変化してきた。特に、毛断（モダン）スタイルでおしゃれな洋装を着るモダンガール（モガ）や、ロイドメガネに山高帽子、ステッキを持つモダンボーイ（モボ）は東京の銀座や大阪で流行した。しかし、このようなモダンガールは従来の女性理想像から逸脱するイメージを持ち、批判の対象となることもあった<sup>218</sup>。当時の芸能界では、女性の活躍が目立ち始めた。「日本初の歌う女優」として知られる松井須磨子や、世界中でオペラ『蝶々夫人』を演じた最初の日本人オペラ歌手として名を馳せた三浦環、そして宝塚歌劇団で初公演を行った少女たちなど、多くの女性が舞台で才能を発揮していた。中でも松井須磨子は1911年に『ハムレット』のオフィリア役でデビューし、同年に『人形の家』でノラ役を演じ、1913年に島村抱月とともに「芸術座」を結成し、『サロメ』『復活』といった作品でもその才能を発揮した。

#### （4）自立を象徴するノラ

当時、松井須磨子が演じた『人形の家』は帝国劇場で上演され、歓呼を浴びるなど大好評を博した<sup>219</sup>。この作品は、歌舞伎の女形が女性役を演じるのが一般的だった背景の中で、女優が男優と共演するという新しい形態の「新しい芝居」として、日本全国で広まった。松井の演技は「女性問題を解決した記念として、舞台の上ではじめて女性を解放した記念として、永く忘るべからざるもの」と評価され、ジャーナリズムでも話題となった<sup>220</sup>。さらに、松井が演じたノラ役は、当時の社会や家庭制度への異論を象徴する存在となった<sup>221</sup>。

その劇の中では、「結婚して八年以来、似たりが眞面目な事を語るのは、今夜といふ今夜が初めてです。自分は、最初は父、次はに貴方から大きな害を受けた（中略）貴方は決して自分を愛してはくれなかつた、自分で愛するといふのを楽しんでゐられたのです……父は、人形のやうな子だといひ、良人は人形の妻にしました、私等の家は遊戯室で、我が人形を持つて遊んだやうに、貴方は、私を弄んでゐた、私等の結婚といふのは、こんな事でした」と、自分が「人形」として扱われてきた事実を痛感していたノラは、自由を奪われ、操られるように生きてきた自身の生活をこのように語った<sup>222</sup>。

その後、ノラは子供を夫に任せ、家庭内の労働を使用人に委ね、自ら家を出る決意を固めた。これに対し、夫のハルマーは「狂気だ」と何度も繰り返し、「汝は、神聖なる義務を捨てるか？」と問いかけた<sup>223</sup>。このセリフから、「家事労働」という無償の労働が愛を前提に神聖化され、単なる「自然で普通」の行為としてだけではなく「神聖な義務」として押し付けられていることがわかる。そして、それを捨てる行為は「狂気」と見なされた。ノラは毅然と「自分は他に神聖な義務がある、自分の義務は、自己自分に對する義務だ」と答え、自らの意思に目覚めたことを強く訴えた<sup>224</sup>。そしてノラは「自分は八年間、知らぬ他人と此家で暮らして、三人の子供を産んだと思ふと、切々に裂かれるやうだ（中略）グッドバイー！もう子供の顔も見まい」と言った。家庭と呼ばれながらも、実際には「知らぬ他人」と暮らしてきた現実に対する不満を述べ、育児も

<sup>218</sup> 荒木詳二「1920年代の「新しい女たち」について：「モダンガール」の日独比較」『群馬大学社会情報学部研究論集』14号（群馬大学社会情報学部、2007年3月）、248～253頁。

<sup>219</sup> 『図説日本歴史 第8巻』（中央公論社、1961年）、50頁。福地重孝『近代日本女性史』（雪華社、1963年）、104頁。

<sup>220</sup> 福地重孝、前掲書（1963年）、104～105頁。

<sup>221</sup> 木村敦夫「女優・松井須磨子と女性の地位向上」『コミュニケーション文化= Communication in culture』14巻（跡見学園女子大学文学部コミュニケーション文化学科、2020年3月）、32～34頁。

<sup>222</sup> 中村吉蔵『最近欧米劇壇』（博文館、1911年6月）、48～49頁。

<sup>223</sup> 同上、50頁。

<sup>224</sup> 同上。

将来的には自分にとって必要ないものと位置付けた<sup>225</sup>。物語の最後、ノラは再び家庭に戻る可能性を「ミラクル」と表現し、その「ミラクル」を信じていないと告げた。そしてもう一度「グッドバイ」と言い残し、家を出ていった<sup>226</sup>。

ノラという人物は、象徴的に「家出」を通じて自立を追求した存在である。ノラの「家出」は単なる物理的な行為にとどまらず、精神的にも家庭の枠組みを越え、自己の自由と意思を尊重する道を選択した。このような「家出」意識は、1911年に平塚らいてうが創刊した『青鞥』の理念と深く共鳴している。平塚が『青鞥』の創刊号では「元始、女性には實に太陽であつた。眞正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である」<sup>227</sup>と記したように、女性を家庭という枠に縛られた存在ではなく、太陽のような自ら輝く自立した存在である。この思想は、『人形の家』のノラのセリフ「自分の義務は、自己自分に對する義務だ」という言葉とも重なる。こうした作品や思想は、当時の男性中心の社会に対する強い異議申し立てとして広く議論され、女性解放の先駆けとなった。

本稿で論じる「家出」意識には、ノラや『青鞥』の思想と響き合う部分が多く見られる。それが単に空間的な行為としての「家出」ではなく、心理的な意識の変革を伴うものである。「家出」意識は、「家庭依存症」から脱出するために必要不可欠な要素であり、個人がアイデンティティーを確立するための身体的及び心理的な自立が不可欠である。特に心理的な「家出」意識が果たす役割は大きく、家を出るという行為の前提条件として、ノラのように「心理的な束縛」に対する認識と、それを克服する意志が深く関わっている。この「家出」意識は、家庭や社会から課された伝統的な役割に依存するのではなく、自らの意思で自己を定義し、主体的に生きようとする試みとも言えよう。家庭という空間は、女性にとって安住の場である一方で、自由と自己実現を阻む枷にもなりうる。そうした枷が生む「家庭依存症」に対して、「家出」は、自己発見のプロセスであると同時に、自らの人生を主体的に選択し生きる権利を象徴的な行為と言える。さらに、「家出」意識は現代社会においても大きな意義を持っている。多くの女性が心理的及び社会的な自立を完全に達成していない現状を踏まえれば、この意識は家庭や社会的束縛を超えた自己実現の可能性を示唆している。この「家出」意識は、個々の女性が自身の人生に責任を持ち、主体的に選択を行う力を象徴しているだけでなく、家庭という枠組みに依存しない新たな生き方への指針ともなりうるだろう。

本節の結びとして、他のさまざまな分野で活躍した女性たちの新たな姿を略述する。まず、女性解放を前提に、社会的地位向上や政治的権利の獲得を目指す組織として「新婦人協会」（1920年）や「赤瀾会」（1921年）、そして「日本婦人参政権協会」（1921年）が結成され、多くの演説や活動が展開された。さらに、1922年には山川菊栄らによって「八日会」が結成され、与謝野晶子、山川菊栄らが「露国飢饉救済婦人有志会」を設立し、ロシアの大飢饉に対して救済運動を行った。翌年1923年、日本初の「国際婦人デー」がジェンダー平等を求めて各地開催され、社会的な影響を強めた。また、1922年に山野千枝子が東京駅前に設立した「丸ノ内美容院」は、パーマネント・ウェーブやコールド・パーマといった技術の普及に貢献し、美容業界のパイオニアとして知られている。さらに、日本初の女性パイロットである兵頭精、1926年のスウェーデンの国際女子競技大会で個人総合優勝を果たし、1928年のアムステルダム五輪で800メートルで銀メダルを獲得した人見絹枝も、その先駆的な活躍があった。1927年には、保井コノが日本初の女性博士号（理学）を取得し、植物学者としての業績を残した。このように、さまざまな分野で活躍した女性たちは、日本社会における女性の新たな地位と役割を切り開いたのである。

<sup>225</sup>同上、51頁。

<sup>226</sup>同上、51～52頁。

<sup>227</sup>「元始女性には太陽であつた——青鞥發刊に際して（らいてう）」『青鞥 1(1)』（青鞥社、1911年9月1日）、37頁。

### 3.2 「太陽」を取り戻したい「新しい女」

#### (1) 『青鞥』と「新しい女」の誕生

1911年に、平塚明（平塚らいてう）、保持研、中野初、木内錠子、物集和子は、女性の権利と自己表現を訴える雑誌『青鞥』の創刊を発起した。表紙は、女流洋画家の高村智恵子が描き、平塚明は「平塚らいてう（雷鳥）」のペンネームで発刊号において「元始、女性は實に太陽であつた。眞正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である（中略）私共は隠されて仕舞つた我が太陽を今や取戻さねばならぬ」と書き、女性がかつて自立した存在であつたこと、そして再びその輝きを取り戻すべきだと強調した<sup>228</sup>。さらに、与謝野晶子は『青鞥』誌上で、「山の動く日来る」という詩を発表した<sup>229</sup>。この詩は、後に社会党党首の土井たか子が選挙勝利後に発した「山が動く日」というフレーズに触発されており、時代の変化を象徴する表現であつた。このように、『青鞥』は当時の男性中心の社会に対する女性の抵抗と自立を象徴する場となり、女性解放運動の中で重要な役割を果たした。

青鞥の名前の由来は、18世紀半ばにイギリスのエリザベス・モンタギュー夫人（Mrs. Elizabeth Montagu）が創立した「ブルーストッキング協会（Bluestocking Society）」に関係している。平塚らいてうの自伝によると、この名前は、文学者の生田長江が提案したもので、「青鞥社」と名付けられた<sup>230</sup>。この協会は知的な女性たちが学問や文化的活動に従事する場であり、『青鞥』も同様に女性の自己表現と知的活動を目的としていた。

また、雑誌『青鞥』の創刊と同じ1911年に、松井須磨子がノラ役を演じた『人形の家』の上演が行われ、その内容が『青鞥』の特集号として1912年1月に発表された。この特集号では、女性の自己尊重、自己覚醒、自己解放、自己確立が女性問題として強調され、当時の家制度や良妻賢母教育に対する異議が唱えられた。『人形の家』のノラが家を出るシーンは、封建的な家制度からの解放を象徴しており、『青鞥』の思想とも共鳴していた。青鞥社の女性たちも新しい女性像と結びつけるようになった。

翌年、1913年に平塚らいてうは『中央公論』に「私は新しい女である」という文章を寄稿し、大きな話題を呼んだ。「新しい女」という言葉は、封建的な因習を打破し、男性に依存せずに自立して社会的地位向上を目指す女性像の象徴として定着し、青鞥社の活動とも重なり、大きな影響を与えた。

1912年、尾竹紅吉は青鞥社に社員として参加し、積極的に活動を行っていた。しかし、平塚らいてうとの同性愛関係や、五色酒事件（バーで五色のカクテルを飲んだ出来事）、吉原遊廓見学事件、さらには吉原登楼事件など、いくつかのスクandalが世間の注目を集め、批判を招いた<sup>231</sup>。これらの出来事は当時の「新しい女」像に対する否定的な見解を助長し、ジャーナリズムからも厳しい非難を浴びる結果となった。最終的に尾竹は青鞥社を退社し、富本一枝として新たな道を切り開いていった。

「新しい女」としての自己尊重や自由を求める運動は、当時の伝統的な価値観や社会規範との衝突を引き起こした。特に同性愛は、社会の常識に反するものと見なされ、女性が酒を飲むことさえタブー視される時代であつた。吉原遊廓見学事件は、尾竹が叔父の尾竹竹坡氏の誘いで遊廓を訪れたことが批判の的となり、尾竹自身も厳しく注意を受けることとなった。このような社会的偏見や抑圧に対して、尾竹は1956年の座談会「『青鞥社』のころ」で、「おまえたち偉そうに婦人の解放とか何とかいつているが、吉原というところには非常に氣の毒な——解放しなければ

<sup>228</sup>前掲資料、「元始女性は太陽であつた——青鞥發刊に際して（らいてう）」『青鞥 1(1)』（青鞥社、1911年9月1日）、37頁。

<sup>229</sup>同上、「そぞろごと（與謝野晶子）」、1頁。

<sup>230</sup>Tomida Hiroko, "The legacy of the Japanese bluestocking society: its influence upon literature, culture and women's status", Language, culture and communication, No. 48 (The Hiyoshi review of natural science Keio University, 2016), pp133.

<sup>231</sup>井上輝子、前掲書（2021年12月）、40頁。



ならない女がたくさんいる、そこを知りもしないで偉そうなことをいつているのはおかしい」と述べ、実情を知らずに「解放」を語ることの空虚さを鋭く批判した<sup>232</sup>。この一連の出来事は、当時の女性解放運動が抱える矛盾や、社会的な偏見の根深さを浮き彫りにしており、「新しい女」というイメージが必ずしも肯定的に受け入れられなかったことを示している。

尾竹紅吉と平塚らいてうの関係が当時批判を受けた背景には、セクシュアリティに対する理解が未成熟であった社会状況がある。当時の日本では、異性愛が唯一の「正しい」愛の形として認識されており、同性愛や両性愛といった性的多様性は否定的な見解を持たれていた。しかし、現代ではLGBTQ+（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィアなど）の存在が広く知られるようになり、セクシュアリティは単純に異性愛か同性愛かで定義できるものではなく、個々の複雑なアイデンティティや社会的背景によって形成され、多様であることとして認識されている。愛の対象は性別に縛られるものではなく、むしろ個人の性格や人柄が重要であると考えられる。性別や性的指向に基づく固定観念を超え、個人のアイデンティティを尊重する視点が求められるのではないだろうか。

本稿では主に「女性」というカテゴリーを中心に論じているが、それは日本社会において歴史的に「家庭」という概念が男女の役割を重視してきた背景があるためである。したがって、愛情やパートナーシップの具体的な形が異性愛に限定されているわけではなく、多様な形の愛が存在することを前提としている。

「新しい女」として批判を受けながらも、青鞥社のメンバーたちは挫けずに活動を続けた。1913年1月の青鞥誌では「新しい女、其他婦人問題に就いて」の特集が組まれ、アイデンティティを模索する記事を発表した<sup>233</sup>。伊藤野枝「新らしき女の道」、岩野清「人類としての男性と女性」は平等である、加藤緑「新らしい女に就いて」、福田英子「婦人問題の解決」といった文章が寄稿され、女性の権利や平等についての議論が深まった<sup>234</sup>。これらの発表は、青鞥社のメンバーたちの新しい価値観やアイデンティティを明確にし、社会に対して女性の立場を主張する重要な一歩となった。また、青鞥社は第1回公開演説を行い、女性解放の思想を広めた活動を続けた。こうした努力は、女性の社会的地位向上を目指す運動として画期的な一歩を踏み出すことができた。これらの取り組みは、社会における女性の役割や権利についての意識を変える重要な契機となり、「家出」意識の向上に大きな影響を与えた。

## (2) 青鞥三論争

第一次世界大戦の期間中、家制度の推進とともに女性をめぐる論争も続いた。特に1914年に生田花世と安田皐月の間で行われた貞操論争が注目される。この論争は、女性の貞操が経済的状況にどう影響されるかという点に焦点が当てられ、「処女＝貞操」を捨てるかどうかという観点からも議論され、処女論争とも呼ばれている。

生田花世は、生田長江と森田草平によって創刊された雑誌『反響』1914年9月号において「食べることと貞操」という文章の発表した<sup>235</sup>。その中で生田は、自身の経済的困窮の経験を踏まえ、「食べると云ふことが第一義的な要求であつて、自分一箇の操のことは第二義的な要求であつた」と述べた<sup>236</sup>。この発言は、生存のための切実な現実が、当時の社会において女性に求めら

<sup>232</sup> 尾竹親『尾竹竹坡伝：その反骨と挫折』（東京出版センター、1968年）、217～218頁。

<sup>233</sup> 和歌森太郎、山本藤枝『日本の女性史 第6巻』（集英社、1975年）、223頁。

<sup>234</sup> 『青鞥 第3年(1)』（青鞥社、1913年1月）、20～32頁。『青鞥 第3年(2)』（青鞥社、1913年2月）、付録1～7頁。

<sup>235</sup> その文章はのちに「自活と童貞と」と改称された。（生田花世『恋愛巡礼』（紫鳳閣、1915年）、235頁。）

<sup>236</sup> その経験について、以下の内容が挙げられる。「私の家は破産しました。さうして父は貧窮の中に病死しました。私の母は三人の男と二人の女とを抱へて後にのこりました。私は小學校の女教師をしてみました。私の直ぐ下の弟は家督を相續しました。澤山な借金がありましたので私の愛する年若い弟の一身はその借金のためにその生々せねばならぬ青春を蝕ばまれて憂鬱病にかかりました。（中略）當然一家の生計の犠牲とならうとする自分の前途を感じ多少自分に自信のある『東京で發展の出来る事情』を感じ、かれこれ考へ合した時、努力をよろこぶ私の決心は同じく犠牲となるならば、消極的な犠牲になるより寧ろ全然積極的な犠牲にならうと云ふ事であり

れた「貞操」という概念を後回しにせざるを得なかった状況を反映している。

生田の議論に対して、当時「新しい女」と呼ばれていた『青鞥』の女性たちから多くの批判が寄せられた。例えば、安田皐月は『青鞥』1914年12月号に「生きる事と貞操と」と題した反論を発表し、「何物を以つても何事に合つても碎く事の出来ないものが操である筈だ。（中略）私は私を生かす爲に生きて居る。只其爲に生きて居る」と述べた上で「醒めた女の叫び聲とは思はれない程自分を侮蔑した言葉だ『自分一箇の操の事』を考へないで何處に生活があるのだらう」と批判した<sup>237</sup>。

その後、生田花世は1915年1月に『反響』で「周囲を愛することと童貞の価値と」を発表し、「その事がその当事者自身の生きる事——即ち食べる事——戀愛する事に不利益だから」と論じた<sup>238</sup>。そして「それを棄てるその當人は意識して責任を以て覺悟を定めて棄てるのですからその人の権利ではありませんか、處女をすてると云ふ事は決して決して悲しい事であっても（中略）決して惡徳ではありません」と反論した<sup>239</sup>。さらに、生田は「あの時私が處女を棄てなかつたとすれば？私はどんなに世間的に習俗的に結婚するのに有利であつたでありませう私はそれを知つて居りました」と述べ、当時の結婚において貞操が女性の価値や条件として重視されていた習俗を指摘した<sup>240</sup>。そして生田は、「處女をすてたと云ふ事は自己を賣る、夫を賣ると云ふやうな事とどうして同一に話す事が出来ませう。何故と云ふに童貞には所有者がありません、處女はたどへば野に咲く堇の花のただ咲いてゐるがままの花です。この花には所有する人間がありません、そうしてそれは一人の女が一人の男と愛してそこにその人との相互の所有の關係から成立するその意味の貞操とは全然違つたものであると云ふ事を御注意下さいませ。愛あればこそ貞操は生じて來ます」と主張し、貞操という概念を愛に基づくものとして再定義した<sup>241</sup>。また、「生活のために、又愛するために即ち食べる爲にこそ貞操がありますが、貞操のために私達は生きて來てゐるのではありません。今私が生きられない時、今私が愛せられない時、今私が食べられない時、私を生きられなくしてゐるのは社會ではありませんか。また私が食べられない時、生活のために處女を捨てると云ふ事をさせるのも社會ではありませんか。すべての責は社會にあるではありませんか」と述べ、女性たちが経済的困窮から貞操を犠牲にせざるを得なかった状況を、女性自身の責任として糾弾するのではなく、むしろそれを生み出した社会環境や制度にこそ問題があると強く批判した<sup>242</sup>。生田のこれらの議論は、女性の経済的自立と社会的地位に対する深い問題意識を示すとともに、貞操という概念が女性の権利や自由な選択を制約する仕組みとして機能していたことを浮き彫りにしている。これらの文章は、貧困層における女性の現実を直視し、社会的な責任と変革の必要性を問ひかける重要なテーマを提示している。

2人の論争は貞操の話題が提起され、大きな反響を呼び、『青鞥』だけでなく、『婦人公論』『新公論』『婦女新聞』『第三帝国』『読売新聞』『よみうり婦人付録』など、さまざまな雑誌や新聞に取り上げられた。その中で、伊藤野枝は『青鞥』1915年2月号に「貞操についての雑感」を発表し、「男子に貞操が無用ならば女子にも同じく無用でなくてはならない。女子に貞操が必要ならば同じく男子にも必要でなくてはならない」と主張し、「習俗打破」を呼びかけ、生田花

---

ました。（中略）私はその實際あの時位食べる仕事に疲れ、苦しみ其の上心が荒み、身體の狂つてゐた事はない。殊に私の「食べる事」は私一人の口ではなくて、私はその時弟を故郷から招いたばかりで、それと二人が食べると云ふ事が第一義的な要求であつて、自分一個の操のことは第二義的な要求であつた。（出典：生田花世、前掲書（1915年）、242～244頁。）また、その経験は、不安定な職業を転じながら社長に貞操を奪われ、セクハラがされたことという。（出典：菊地利奈「生田花世の作品と人生にみるフェミニズム思想—理念と現実の狭間で—」Shiga University Working Paper Series 264（滋賀大学、2017年）、9頁。）

<sup>237</sup>『青鞥(12月号)』（青鞥社、1914年12月）、2～3頁、9頁。

<sup>238</sup>生田花世、前掲書（1915年）、258頁。

<sup>239</sup>同上、257頁。

<sup>240</sup>同上、255頁。

<sup>241</sup>同上、255～256頁。

<sup>242</sup>同上、258～259頁。

世に反論した<sup>243</sup>。また、平塚らいてうも『婦人公論』1916年第1年10号で「差別的な性道德」という文章を發表し、「在來の女子の性的道德と男子の性的道德との間に甚しい懸隔のあること（中略）實はその甚しさは不公平といふ」と述べ、男女間における貞操や童貞をめぐる二重規範を指摘し、旧來の道德の破壊と新たな道德の確立なども提起した<sup>244</sup>。このように、性別によるダブルスタンダードを問題視することで、貞操をめぐる論争は一旦終息を迎えたかに見えた。しかし、女性の貞操にこだわる言説は依然として存在しており、それが自然なものであるかのように扱われ、貞操を持つことが清潔さの象徴であるという思想は、当時も広く認められていた。

『青鞥』による論争は、貞操論争以外にも2つの重要な論争があった。一つは、1915年に安田皐月が発表した小説「獄中の女より男に」をきっかけに始まった、墮胎の是非をめぐる伊藤野枝との墮胎論争である。安田は墮胎罪の不条理を訴えたが、伊藤は墮胎を不自然に生命を殺す方法として批判し、反論を展開した。この論争は激化し、『青鞥』は風俗壊乱とみなされ、最終的に廃刊に至った。もう一つは、山川菊栄と伊藤野枝の間で行われた、公娼制度の存廃と、生活のためにやむを得ずに娼妓となった女性が「賤業婦」として軽蔑されたことに対する女性職業差別問題をめぐる廢娼論争である。山川は公娼制度の廃止を主張し、伊藤もまた生活のために犠牲を強いられる女性たちの現状に対し問題提起を行った。これらの論争を通じて、当時の社会や法律における女性の権利をめぐる議論が活発化し、女性の社会的地位の改善を求める動きが明確になった。

### （3）論争からみた階級に関する問題

ここで強調すべき点の一つがある。最初に「食べることと貞操と」を書いた生田花田は、『青鞥』で表現された裕福な環境で育った女性たちとは異なり、貧困層に属していた。この文章は、生田の個人的な苦悩の叫びであると同時に、女性の社会進出とセクハラに関連性について問題提起をしている。また、廢娼論争における女性間の矛盾や、女性に対する職業差別の問題も提起された。

当時社会環境においては、性別を問わず貧富の差による階級差別が顕著であり、異なる階層間の矛盾が女性同士の間でも対立を深めた。男女の違いも、資産階級によって強調されており、社会の厳格なルールや規範のもと、食べる・生きるために貞操を捨てるか否かという問題は、選択の自由ではなく、むしろ資本によって支配された階級社会の中で生き残るための無力感を象徴している。問題の核心は、選択肢の欠如や訴える場がないという現状であり、この矛盾をいかに解消するかが希望への道筋であると考えられる。階級が存在しなければ支配も従属もないが、現実には多様な力関係が存在し、それが現状を形作っている。

国家（政府）と国民の政治的な階級、富裕層と貧困層の経済的な階級、有権者と無権利者の権利階級、男女間のジェンダー階級、肌の色による人種階級、さらに女性同士間にも階級が存在し、これらが差別を生む要因となっている。しかし、どの階級にも共通点や平等な関係が見出せる。例えば、国家は国民を支配する権利を持つが、国民なしでは国家が成り立たない。そのため、両者には互いに相手は無効化し得る力があり、ある種の平等性がある。また、「金は天下の回り物」ということわざのように、個人の経済力や権力の有無は社会の変動によって一瞬で変わることもある。性別や人種は、階級を形成するための手段であり、個々の違いを無視し、階層や対立を都合よく作り出すために使われるツールともいえる。女性同士の間で生じる階級も、こうした他の階級から派生したものだろう。例えば、生き延びるために貞操を捨てるかどうかという問題は、貧富の階級に基づいて派生したものであり、そこには強者と弱者の間の不平等や、弱者への保護が不十分であることが示されている。このように、共通点が存在する限り、支配関係が永遠に続くことは不可能である。

しかし、階級そのものの崩壊は現実的ではない。階級は簡単に形成されたものではなく、容易に変わるものでもない。上位に位置する階層は、優位な立場を簡単に手放そうとしないし、下位

<sup>243</sup>『伊藤野枝全集下』（学芸書林、1970年）、116～118頁。

<sup>244</sup>平塚らいてう『女性の言葉』（教文社、1926年）、65頁。

にある階層が上位に移行しても、新たな階級が生まれるリスクが存在する。したがって、誰かに依存して助けを求めるよりも、現行の政策を基に固定観念から脱却し、格差を縮小し、不平等を最小化し、社会的なマイノリティを支援する方法を見つけることが最善ではないだろうか。ただし、身体的な違いを考慮すると、男女平等の課題は、女性が男性より強くなることや、誰にも依存せずに自立することだけで解決する問題ではない。誰かが他者より強いという考え方は、新たな階級を生む原因となりかねないからである。そのため、階級における強者は、弱者への配慮や保護を提供する責任があり、これは性別や階級を超えて、個々のアイデンティティを尊重し、平等に考えるべきだと考える。

### 3.3 女性参政権運動の発生

#### (1) 女性参政権運動と新婦人協会

女性参政権は、かつて認められていなかった女性の政治的権利であり、フェミニズム運動の核心の一つであった。女性が政治に参画することで、女性を含むマイノリティに関する課題の政策提言が多様化し、異なる視点や価値観が相互に補完される。これにより、少子高齢化や人口減少、労働力不足、非正規雇用といった社会問題に対して、より包括的で効果的な制度整備が期待される。特に経済的困難に直面する生活困窮者などへの支援策にもポジティブな影響を与えるだろう。女性参政権が行使されるようになって以降、例えば、2001年施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、2015年成立の「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」、2017年の「刑法の性犯罪に関する規定の大幅な改正」、2018年成立の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」、2019年の「税制改正」、2024年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、女性議員が主導して成立した法律が挙げられる。しかし、こうした法整備に至るまでには、女性参政権の実現に数十年もの時間がかかったのである。

その後、すぐに始められたのは、女性参政権に直接関わる運動ではなく参政権要求運動の前段階として位置づけられた、治安警察法第5条および花柳病男子との結婚制限に対する請願運動であった。これらは「取りかゝらうと考へてゐる参政権〔選挙権〕要求の積極的運動の一つの予備」であり<sup>245</sup>、「五条の修正は婦人参政権（選挙権）にいたる第一歩である準備」として<sup>246</sup>、また「婦人自身の啓蒙のために、又現在の政治家の自覚を促す一手段」<sup>247</sup>として進められたものである。市川房枝は、治安警察法第5条を「人間並みではない低能児扱ひ」と批判し、「（女性が選挙権を要求すること）さへ公衆の前で述べる事が出来ない」「不合理な矛盾した非立憲的な法律」であるとして、その修正が最優先であると訴えた<sup>248</sup>。さらに「婦人に関する事柄は、婦人でなければ判らないし、婦人自身で考へなければなら」ないとし、「婦人と云ふ立場から又母といふ立場から、婦人も亦政治に携はる必要が、否権利があると信じて居ります」と主張した<sup>249</sup>。平塚らいてうもまた、この2つの請願を「社会的自覚を促し、根本的改造への道を開く手段」と位置づけ、世論を喚起し、女性を中心に社会全体の注意を引き、女性の自覚を促すことを期待した<sup>250</sup>。

治安警察法第5条の改正請願運動は、第42帝国議会で複数回にわたり衆議院に提出されたが、女性権利の問題ではなく、労働問題として扱われ、結社加入は時期尚早と判断され、男性政治家からの賛同を得られず、改正請願は反対とされた<sup>251</sup>。1920年6月29日に開会された第43議会で

<sup>245</sup>平塚らいてう「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議会へ請願せんとする二件（1）」『大阪朝日新聞』（1920年1月7日）朝刊。

<sup>246</sup>市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（上）」『女性同盟』第1号（1920年11月6日）、25頁。

<sup>247</sup>奥むめお「婦人界の新運動—新婦人協会の創立」『労働世界』5（2）、1920年2月1日、47頁。

<sup>248</sup>山中仁吉「新婦人協会の成立：第一次世界大戦後における女性参政権要求の論理と運動戦略」『北大法学論集』74巻3号（北海道大学大学院法学研究科、2023年9月30日）、301頁。

<sup>249</sup>市川房枝、前掲資料、「治安警察法第五條修正の運動（上）」、24～25頁。

<sup>250</sup>平塚らいてう、前掲資料（1920年1月7日）。

<sup>251</sup>政府委員の内務省警保局長川村竹治は、「政治結社と云ふやうなものは、継続的に其運動をするのであって今日我が国の政治上に於て又女子の今日の状態に於てまだ是等を許すまでの程度に達して居らぬと政府は考へて居

は、平塚らいてうと市川房枝が出席し、改正請願書の提出について相談した。7月10日には、第5条改正法律案の理由書が提出され、女性を「未来の立憲国民たるべき子供の良き教育者」とし、政治上の知識を立憲国民の必要条件であり、良妻賢母に欠かせない資格であるとした<sup>252</sup>。この法律案は中野正剛、田淵豊吉、押川方義、松本君平の4名により衆議院に提出された<sup>253</sup>。7月18日に、新婦人協会は世論喚起と議会への示威を目的に、明治会館で「婦人団体有志連合講演会」を主催した。講演者には新婦人協会の塚本なか、市川房枝、田中孝子、婦人はたらき会の山田美都、赤思社の戸塚松子、友愛会婦人部の山内みな、婦人社会問題研究会の西川文子、タイピスト組合の衆樹安子、歌人・詩人の与謝野晶子、衆議院議員の松本君平、永井柳太郎が名を連ねた<sup>254</sup>。翌日の『東京朝日新聞』によると、講演会には約500名が参加し、女性が7割を占めたと報じられた一方で、『読売新聞』は半分以上が男性だったと伝えている<sup>255</sup>。7月20日、政府側として川村警保局長は、政談集会への参加については改正に異存がないとしながらも、政治結社については「政治上の知識なり訓練なりを経た後にすべきものでないか」と述べた<sup>256</sup>。当時の警保局の文書には「現下一般ヲ支配スル女子ノ職分ニ対スル思想ヲ乱シ女子教育上社会上意外ノ弊害ヲ生スルノ虞アリと思料ス」と記され、最終的に改正は反対され廃案となった<sup>257</sup>。

もう一つの請願運動である花柳病男子結婚制限については、第44議会に向けた法案の制定が期待され、1920年7月に「花柳病男子結婚制限に関する請願書」が提出された<sup>258</sup>。さらに、1921年1月に「花柳病者に対する結婚制限並びに離婚請求に関する請願書」が提出されたが、いずれも法案は制定されず、1922年には新婦人協会も解散となった。

## (2) 婦選獲得同盟会とその活動

1923年9月の関東大震災の救援活動を機に、市川房枝と久布白落実を中心に「東京連合婦人会」が結成された。続いて1924年12月には「婦人参政権獲得期成同盟会」（1925年に「婦選獲得同盟会」と改称）が正式に結成され、新婦人協会以来の女性参政権運動を引き継いだ。1925に開催された第50議会では、女性結社権、女性公民権、女性参政権のいわゆる「婦選3案」を提出したが、衆議院では賛成が得られたものの、貴族院で否決され、通過には至らなかった<sup>259</sup>。その後も第51議会、第52議会と提案が続き、1928年の第55議会から1931年の第59議会までに至るまで、再度「婦選3案」を提出したが、公民権案への反対や貴族院による反対意見により、いずれも否決され続けた。さらに、1931年に柳条湖事件が勃発した後は、法案の上程すら困難となり、1932年および1933年の議会も審議未了で終わった。

その後、市川房枝はガス料金の値下げやゴミ処理問題などの生活問題に関する東京市制浄化運動や、母性保護法制定運動、選挙粛清運動に積極的に関わり、女性が国政や地方政治に不可欠な存在であることを側面から示すため、さまざまな戦術を取った。1937年9月には、市川房枝と東京婦人矯風会のガントレット恒子为中心となり、日本婦人団体連盟を結成した。戦時中は女性支

---

る」と女性の結社自由は尚早と主張した。（山中仁吉、前掲論文（2023年9月30日）、309～310頁。）

<sup>252</sup>市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（下）」『女性同盟』第3号、1920年12月1日、29頁。

<sup>253</sup>市川房枝『私の婦人運動』（秋元書房、1972年）、37頁。

<sup>254</sup>同上、40～41頁。

<sup>255</sup>東京朝日新聞「実行の前の烽火 新婦人連の熱弁 婦人参政獲得の運動 昨夜講演会に氣勢を揚げ永井氏の長広告に悦喜す」1920年7月19日朝刊。読売新聞「治警第五の撤廃を絶叫せんとして注意され普通の婦人演説会に終る 昨夜明治会館の嬌舌熱舌」1920年7月19日朝刊。

<sup>256</sup>山中仁吉、前掲論文（2023年9月30日）、327頁。

<sup>257</sup>国立国会図書館憲政資料室所蔵「女子ノ政社並政談集会参加ニ関スル制限撤廃ニ付テ」（小橋一太文書228号、「政治運動団体調綴」所収）。

<sup>258</sup>市川房枝、前掲書（1972年）、19頁。

<sup>259</sup>婦選3案は「女性の結社権、公民権（市町村会および道府県会議員の選挙権・被選挙権）、参政権（衆議院議員の選挙権・被選挙権）を要求する法律改正案の通称」である。橋本富記子「婦人参政権獲得運動から戦後初の女性議員誕生まで：女性の政治活動について」『千葉大学人文公共学研究論集 = Journal of Studies on Humanities and Public Affairs of Chiba University』第43巻（千葉大学大学院人文公共学府、2021年9月）、4頁。



援や、女性の坑内労働禁止問題、白米食廃止運動、買いだめ禁止運動、性病（花柳病）予防運動などに取り組み、1939年には婦人問題研究所を再建した<sup>260</sup>。しかし、女性権利に関する運動がなかなか進まず、さらに1936年の2.26事件が発生した翌日には戒厳令が施行され、集会が禁止されたため、婦選大会の開催ができなくなった。その結果、婦選獲得同盟会も1940年に解散を余儀なくされた。

新婦人協会の設立から婦選獲得同盟会の解散までの20年間、女性参政権は認められることはなく、柳条湖事件や盧溝橋事件の発生を経て中国との全面的な戦争が勃発した。この影響で、女性参政権獲得を目指す先駆者たちも次第に戦争協力へと傾くことになった。実際に婦選3案が認められたのは、戦後になってからであった。1945年10月23日、幣原内閣の内務大臣である堀切善次郎が「衆議院議員選挙法中改正法律（昭和20年法律第42号）」を帝国議会に提出し、「年齢二十年以上ノ者ハ選挙権ヲ有ス」として改正され、同年12月15日に可決・成立した<sup>261</sup>。これにより、日本で初めて女性参政権が承認された。さらに、1946年4月10日に行われた選挙では、初めて39名の女性が国会議員として誕生し、当時の衆議院議席の8.4%を占める結果となった。女性の結社権が実現したのは、1945年11月に治安警察法が廃止されたことにより、また女性の公民権は、1946年の地方制度が改正され、地方会議における女性の選挙権と被選挙権が認められたことで実現した。これらの成果は、先駆者たちの長年にわたる努力があつてこそ達成されたものであった。

### （3）女性参政権運動の挫折と総力戦の開始

1931年9月18日、中国との戦争の発端となった柳条湖事件が発生した。その後、1937年7月7日に、盧溝橋事件が発生し、中国との十五年戦争に突入していった。日本政府は国民の自発的な戦争協力を促し、「挙国一致、尽忠報国、堅忍持久」をスローガンに掲げ、戦争やその影響を正当化することを図った。これにより、性別を問わず国民全員が生活や経済、精神面で戦争遂行に協力することとなり、総力戦体制が確立された。このような総力戦によって「大衆の国民化」の達成を実現したと佐藤卓己が指摘しており、システム社会において雑誌メディアは「読者の『階級』『世代』『性差』による利害対立を『国民』という抽象的の高い次元で解消し、個人の主体的や自主性をシステム資源として動員することを可能にした」と述べている<sup>262</sup>。総力戦体制のもと、「国民化」は「大衆化」へと進展し、国民全体が「国民」という共通のアイデンティティーのもとで動員され、総力戦を支えるシステム資源として機能するよう求められた。この過程で、階級や性別、年齢といった違いや格差が一時的に解消される可能性が示唆されたが、実際にはそれらの不平等が完全に解消されることはなかった。

1938年には戦争の長期化が明らかになり、これに伴い戦時体制のもとで女性に求められる理想像が、家制度における妻や母の役割、さらには婦徳と結びつくようになった。この結果、女性は家庭依存の傾向が強まり、伝統的な役割に固定されることとなった。このような状況を反映した作品として、亘理章三郎の『婦女鑑——学ぐさ』に収録されている、西村茂樹の『婦女鑑』に関する解説が挙げられる。

我が國の女性としては、自分の生まれた家に於てはよく其の身修めて孝友であり、嫁しては夫に貞節を盡し、舅姑に奉養を致し、厚く先祖を祀り、よく子女を教育していくことを、常の道としていたということに就ては、少しも變りがありません。これが我が國本来の婦徳であり、又今日も将来も變わらない所のものであります。これに依て家も立ち國も隆えて行くのであります

<sup>260</sup> 井上輝子、前掲書（2021年12月）、70～71頁。

<sup>261</sup> 国立公文書館「衆議院議員選挙法中改正法律・御署名原本・昭和二十年・法律第四二号（御28670）」（国立公文書館、1945年11月）、3頁。

<sup>262</sup> 佐藤卓己『「キング」の時代：国民大衆雑誌の公共性』（岩波書店、2020年1月）、487頁。

て、婦人が家に於てこの道を立派に盡すということが、やがて其のま々國に盡すということになるのであります<sup>263</sup>。

この作品から見えるように、当時の女性たちは、妻や母としての役割が重視されていた。この役割は「本来の婦徳」として認識され、妻としては夫のために貞操を守り、舅と姑に仕え、母としては子供を教育することが国に尽くす義務とされていた。また、女性参政権、結社権、公民権を含む婦選3案は戦後に実現したものの、戦争の勃発に伴い、女性を含む国民全員に戦争協力を求められたため、女性権利獲得運動は挫折を余儀なくされた。

おわりに

明治から大正にかけて、自由主義運動が盛んになり、女性が自己を尊重する意識が高まった。この時期には「家出」意識が芽生え、女性の労働環境を改善するための組織も設立された。深刻な性別格差が存在していた女性教育問題においても、臨時教育会議が設立され、女性教育の改善が議題の一つとして取り上げられた。その内容は、当時の新聞や雑誌でも分析され、社会的な関心を集めた。雑誌『青鞥』の創刊もこの時期であり、自由恋愛や自由結婚、自己尊重を求める「新しい女」たちが、貞操や堕胎、廃娼といったテーマについて激しく議論を交わした。『青鞥』のほかにも、『婦人公論』『太陽』『読売新聞』の婦人付録など、多くの出版物が婦人問題について議論を始めていた。このような前向きな婦人問題の議論が展開される中、第一次世界大戦後の好景気に伴い近代化が進み、労働力の需要が高まった。その結果、社会に進出する「職業婦人」が現れたが、明治時代から推奨されていた良妻賢母という女性理想像とは対極にあるイメージとなった。

実際には改善できなかった問題も多く残されていた。政府は女性教育の改善を掲げたものの、国体思想や国民化教育の影響から、女性には淑徳や節操が求められ、良妻賢母教育が変わらなかった。また、女性権利に関する問題のほか、女性同士の階級差や職場における職業差別、セクハラなどの問題も存在していた。先駆者たちは婦選実現のための組織を設立し、女性参政権獲得運動を積極的に展開していたが、女性の政治参加は、労働問題や思想の乱れを引き起こすものと見なされており、なかなか進展しなかった。

次章では、戦時中に国家と戦争を協力するために結成された女性団体を紹介し、母としての社会的役割や労働力として期待された女性から新たなアイデンティティーと女性理想像が誕生する様子を述べる。これらの新たなアイデンティティーと理想像は、家庭依存の傾向を強化するのにつながることを考察する。また、現代社会に根付く「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業が戦争によって強化されていく過程を説明する。このようなアイデンティティーは、現代日本社会の日常生活だけでなく、教育や政治、職場など、さまざまな分野に深い影響を与え、家庭依存症を形成するための重要な要素となったことを論じる。

---

<sup>263</sup> 亘理章三郎『婦女鑑——学ぐさ』（蜚雪書院、1941年）、58頁。

## 第4章 家庭依存症の強化に結びつく戦時中の銃後婦人

はじめに

1937年7月7日の盧溝橋事件を契機に、同年8月に閣議は「国民精神総動員指導方針・実施要綱」を決定し、1938年4月には「国家総動員法」を公布した。これにより、国民全員が戦争遂行を推進することとなり、経済的な統制のみならず、思想的、生活上の消費物資に至るまで、あらゆる人的・物的資源の統制が図られる総力戦が開始された。この結果、戦前に女性参政権などの権利獲得を目指していた女性団体は、自己の意思を尊重よりも戦争協力が優先され、婦選運動は一時的に挫折された。

愛国心に駆り立てられ、国家の政策のもとで戦争に協力する女性のアイデンティティーも変化した。本章では、まず、戦争協力や銃後事業で活躍したいくつかの女性団体を例に挙げ、女性のアイデンティティーがどのように変化したのかを具体的に説明し、各団体内における階級差を明らかにする。次に、人的資源と労働力を確保するために公布された人口政策を分析し、銃後の女性たちに関する研究を通じて、女性のアイデンティティーの変化を考察する。最後に、戦時中の「銃後婦人」のアイデンティティーの変化の意義と限界を論じ、家庭依存症の強化との関連性についても触れてみたいと思われる。

### 4.1 戦争協力のための女性団体の結成

#### (1) 愛国婦人会の結成と教育・救済施設の設置

まずは、1901年に発足した「愛国婦人会」について述べる。これは、第二次世界大戦前から存在していた上流階層の女性を中心とした内務省系女性団体であり、軍事援護や銃後事業を目的とする組織の一つである。当時、社会運動家の奥村五百子は、1900年に戦地で現役兵士や戦死者遺族の支援、傷痍軍人の救護などが急務であると認識した。奥村は公爵近衛篤磨をはじめとする貴族院議員からの後援を受け、翌年の1901年に「愛国婦人会」を創立した。この団体は、婦人報国、国家の興隆、社会福祉の増進を目的としていたが、結成後はほとんど皇族や名家しか参加できず、会費の支払いも入会の要件となっていた<sup>264</sup>。

結成当初から軍人救援事業に尽力していた愛国婦人会は、時代の変遷に伴い、1917年に定款を改正し、軍人救援に加えて弱者救済運動にも積極的に取り組むようになった。特に1920年に第5代会長として就任した下田歌子は、「何れも母性保護、児童愛護、又は一般婦人擁護の爲」の施設および「國家社會に貢獻せんとする婦人愛國團體に適切な事業施設」の設置を掲げ、社会事業に注力した<sup>265</sup>。この方針に基づき、隣保事業（セツルメント）を推進する「隣保館」を設立した<sup>266</sup>。館内には、婦人宿泊所、託児所、婦人職業紹介所、児童図書館、児童健康相談所など、さまざまな社会的支援機能を併設した<sup>267</sup>。さらに、妊産婦と産児を保護する「健康相談所」や、巡回産婆の養成を行う「産婆養成所」なども設立し、女性や児童の健康と福祉を支えるための活動を展開した。また、女性の義務教育に加え、女徳・婦徳の道德的指導を施す「愛国夜間女学校」や、家事使用人としての技能を身につけさせる「女中養成所」なども開設され、女性の社会的役割を強化する、社会福祉活動を幅広く展開していた<sup>268</sup>。

愛国婦人会は、軍事支援活動を目的として創設され、その活動は戦争の影響で大きく拡大していった。会の発展は愛国心に支えられ、会員数も急速に増加した。1904年には36万人、1912年には82万人、1926年には140万人に達した<sup>269</sup>。盧溝橋事件を契機に、会員数はわずか2年で急激

<sup>264</sup>愛国婦人会『愛国婦人会四十年史』（愛国婦人会、1941年）、33～34頁。

<sup>265</sup>同上、370頁。

<sup>266</sup>愛国婦人会隣保館編『愛国婦人会隣保館概要 第2輯』（愛国婦人会隣保館、1926年）、1頁。

<sup>267</sup>愛国婦人会、前掲書（1941年）、370頁。

<sup>268</sup>中路ちか子『三人の姉妹』（愛国婦人会、1936年）、付録13頁。井上恵子「愛国婦人会の施設に於ける教育活動：大正中期から昭和初期を中心として」『教育學雑誌』17（1983年）、237～241頁。

<sup>269</sup>愛国婦人会（1941年）、前掲書、166頁、426～427頁。

に増加し、1937 年 6 月末には 282 万人、1938 年には 422 万人、そして 1939 年には 516 万人に達した<sup>270</sup>。また、分会の設立とその活動の充実も会員数の増加に大きく寄与した。全国各地の支部では新規会員の加入が活発であり、月あたり約 1 万から 2 万人が新たに加わる勢いであった<sup>271</sup>。1931 年の柳条湖事件以降、社会事業施設が続々と閉鎖され、代わって軍事支援施設が増設された。これに伴い、戦病死軍人やその遺族への弔慰救護、戦死者の遺骨出迎えや、葬儀参列、現役軍人やその家族への慰問救護など、軍事援護や銃後支援活動に重点が置かれるようになった<sup>272</sup>。

## (2) 大日本国防婦人会の設立と主婦たちの変化

1932 年に軍部の後援を得て、総力戦体制および国防国家体制の構築に全面的に協力するために設立された最初の婦人団体が、大日本国防婦人会である。国防婦人会を立ち上げたのが大阪在住の安田せいと三谷英子という女性たちであり、最初の名前は「大阪国防婦人会」であった<sup>273</sup>。大日本国防婦人会の会員は、白い割烹着（エプロン）にたすき掛けという姿で国防活動に取り組み、台所から街頭にまで進出して活動を展開していた<sup>274</sup>。最初は大阪港町で見送りのない出征した兵士にお茶を振舞い、見送りをしてあげることが主旨としてボランティア活動を行い、近所の婦人を集めただけである。大阪新聞にもその活躍の姿を「台所から街頭へ——高射砲型の募金筒を据え、家庭婦人が活躍」と題した記事で報道された<sup>275</sup>。その後、国防・銃後事業を支えるために、さらに戦争を経済的に支えるために、国債を購入し、戦士兵士遺族の慰問などの事業も行い、戦争遂行に協力した。

当時、大日本国防婦人会は軍部の管理下に置かれていた。1933 年 9 月に、当時陸軍省恩賞課長であった陸軍大佐の中井良太郎が「皇國婦人の自覺より生まれた大日本国防婦人会に就て」と題する文書を発表し、国防上の事業を 6 項目に分け、女性が展開した銃後事業の重要性を示し、「婦人の務めが如何に重大」を強調している<sup>276</sup>。その務めとしては、子供の養育、夫や子供、兄弟の生活支援、出征兵士の見送り、慰問袋や慰問状の作成、遺族や出征軍人の家族への慰問、労働力不足の際には男性に代わって働くことなどが挙げられている<sup>277</sup>。戦争の長期化に伴い、銃後事業の強化と戦時節約が求められるようになり、1938 年 12 月 15 日から 12 月 21 日にかけて実施された「経済戦強調週間」では、「生活ノ刷新」「物資ノ節約」「貯蓄ノ實行」といった要求を含む「経済戦強調週間実施要綱」が発表された<sup>278</sup>。

家制度や良妻賢母教育のもとで、妻や母として家庭に依存せざるを得なかった当時の女性にとって、大日本国防婦人会は家庭内の役割を超えて国に貢献する新たな機会を提供する場となった。このため、多くの一般女性が強く惹きつけられ、会員数は急速に増加した。1934 年には約 120 万

<sup>270</sup>同上、841 頁。

<sup>271</sup>中路ちか子（1936 年）、前掲書、付録 15 頁。

<sup>272</sup>高根沢町史編さん委員会『高根沢町史 通史編Ⅱ 近現代』（高根沢町、1999 年 03 月）、574～577 頁。

<sup>273</sup>藤井忠俊『国防婦人会』（岩波新書、1985 年）、40 頁。

<sup>274</sup>渡辺友美「戦う少女のユニフォーム -戦時中におけるセーラー服表象-」『表象・メディア研究』13 卷（早稲田表象・メディア論学会、2023 年 3 月）、91 頁。

<sup>275</sup>創価学会婦人平和委員会（編集）『かつぼう着の銃後』（第三文明社、1987 年）、28 頁。

<sup>276</sup>大日本国防婦人会『大日本婦人会十年史』（大日本国防婦人会、1943 年）、26～27 頁。

<sup>277</sup>その務めの原文は以下の通りである。「一、心身共に健全に子供を養育して皇國の御用に立てること。此のことは母たり姉たる婦人の力に依らねば出来ぬことで日本婦人の最も尊く重い務め。二、夫や子供や兄弟が安心して國防の第一線に立ち少しも後顧の憂のないやうにすること。三、常に臺所を整へて假令どんな苦しいことになりましても之を切り抜けて臺所から悲鳴の擧らない様に。四、國防の第一線に立つ方々を心から慰めねばなりませぬ。誠心を込めた婦人の慰問袋や慰問状、熱誠溢れた出征途上婦人の歡呼。五、戦に傷ついた將士を労はり其家族を慰め又は戦死をした將士の遺族や出征軍人の家族の淋しい生活を慰めたり扶けたりすることは婦人國防の最も意義ある重大な務め。六、一旦緩急國家總動員となりますれば國防上婦人が男子に代はる務めを爲さねばなりませぬ。（中略）敵の空襲に際しても慌でず騒がず、反戦運動や非國家的な思想の宣傳等に對してもこれに迷はされない様に婦人が確固たる信念を持つて居ることが大切でありまして大戰時に於る婦人の務めは一層重大になる。」（同上、28～29 頁。）。

<sup>278</sup>同上、476 頁。

人、1938年には800万人、1940年には1000万人に達するまでに拡大した<sup>279</sup>。NHK（日本放送協会）は2021年8月14日に大日本国防婦人会について取材し、「NHKスペシャル 銃後の女性たち～戦争にのめり込んだ“普通の人々”～」という名の特別報道を放送し、当時の事情を詳しく報道した。当時の女性の現状について、当事者である久保三也子は以下のように証言している。

一生懸命になると思うよ。それまで母親なんて出番がなかったもん。投票権も何もないし、黙々と台所で働くのが女やと思って。生まれては親に従え、嫁しては夫に従え、老いては子に従えでしょ。男性のほうが優位だった。そんな時代<sup>280</sup>。

このような現状の中で、大日本国防婦人会は「堂々と」家の外に出て社会参加の機会を提供し、女性は家庭主婦から「銃後婦人」というアイデンティティを持つことができるようになった。「銃後婦人」という言葉は、当時、大日本国防婦人会や愛国婦人会の出版物にしばしば見られる。例えば、大日本国防婦人会が出版した『国婦銃後の花』には、戦争の勃発により「銃後婦人の運動が漸く大衆化するに至り」という記述があり、この文脈で「銃後婦人」という言葉が使用されている<sup>281</sup>。同書には「銃後婦人の責務」という節も存在し、その内容については「此の運動の動機は前に述べた様に出征軍人並其の遺族家族に對して銃後婦人の母とし姉妹としての奉仕の精神に外ならなかつたのである然るに軍部に於ては靜かに世界の情勢を眺め（中略）男女一体となり所謂一億一心で總力戦に備へねばならぬ、のみならず自から銃後婦人としての責務を果たす外更に子女を健全に養育して次代の國民を造る大責務のあること」と述べている<sup>282</sup>。愛国婦人会の機関誌『愛国婦人』にも「銃後婦人」という言葉が用いられている。例えば、第85号には「衣服に對する銃後婦人の自覺」という文章があり、第92号には「スパイと銃後婦人」という記事が掲載されている<sup>283</sup>。これらの資料から読み取れるように、「銃後婦人」というアイデンティティは戦時中の女性の役割を強調し、社会進出の機会を増加させたシンボルとなった一方で、家庭内外の奉仕や出産、育児を国家から求められる責務として位置づけられた。さらに、大日本国防婦人会の創立の必要性には「よき子を生んで之を忠良なる臣民に仕立て、喜んで國防上の御用に立て（中略）家族制度の本義に基く、女子に與へられました護國の基礎的務めです」と述べられ、母としての理想的な女性像が求められると同時に、家制度の重要性が強調され、愛国心を植え付ける意図が見られる<sup>284</sup>。その結果、女性は妻として夫を支え、母として子供を育てるだけでなく、国のために忠良なる臣民としての新たなアイデンティティを付与され、台所から社会へと参加する機会を得ることができた。たとえ夫や子供が戦争で犠牲となったとしても、社会参加の機会を得た忠良なる臣民としての女性は、戦争への不満を抑え、反戦感情を抱かずに、総力戦体制や国防国家体制の構築に全面的に協力し続けることが期待された。

### （3）大日本連合婦人会と家庭教育の振興

大日本国防婦人会と愛国婦人会の他、銃後事業の支援を主旨とする官製女性団体がもう一つ存在した。それは、1930年に文部省が「家庭教育の振興」を目的として、大日本女子青年団、母の会、主婦会、地区婦人会を統合して設立した「大日本連合婦人会」である<sup>285</sup>。大日本連合婦人会が創立する際、文部大臣は「家庭教育振興ノ件」という訓令を宣言し、「家庭ハ心身育成人格涵

<sup>279</sup>同上、138頁。

<sup>280</sup>NHK「NHKスペシャル 銃後の女性たち～戦争にのめり込んだ“普通の人々”～」(NHK、2021年8月14日)、7:55-8:15。

<sup>281</sup>徳島地方本部編『国防銃後の花』（大日本国防婦人会徳島地方本部、1942年）、6頁。

<sup>282</sup>同上、17頁、73頁。

<sup>283</sup>愛国婦人会『愛国婦人（85）』（1938年5月、愛国婦人会）、30頁。愛国婦人会『愛国婦人（92）』（1938年11月、愛国婦人会）、12頁。

<sup>284</sup>大日本国防婦人会、前掲書（1943年）、36～37頁。

<sup>285</sup>長柄町史編纂委員会『続長柄町史』（長柄町史編纂委員会、1981年10月）、452～453頁。



養ノ苗圃」、「家庭ハ實ニ修養ノ道場」と述べ、家庭の存在意義を強調した<sup>286</sup>。さらに、「家庭教育ハ固ヨリ父母共ニ責ニ任ズベキモノナリト雖特ニ婦人ノ責任重且大ナルモノアリ従ツテ斯教育ノ振興ハ先ズ婦人團體ノ奮勵ヲ促シ之ヲ通ジテ一般婦人ノ自覺ヲ喚起スルヲ主眼トス」とし、家庭における親の役割とその使命について述べている<sup>287</sup>。家庭と教育の関係についても詳述されており、「幼少の時は尚更のこと、長じて学校教育を受くるに至りましても、其の真理に變りはありません。家庭の風尚如何が子女の将来に重大な関係を有する」と指摘されており、家庭教育が子供の教育と深く関わっているを明らかにした<sup>288</sup>。これにより、女性と家庭教育の密接な関係が強調され、家庭において女性が男性より大きな役割をになっていることが示唆されている。創設以来、家庭教育を振興するために、「優良なる日本家庭婦人たちしめんが為」の「地方家庭寮」、女子修養を育成するための「女子会館」、家庭教育の振興を図るための「家庭科学研究所」、家庭経済を改善するための「需品部」と「家庭用品審査紹介部」が設置された<sup>289</sup>。また、若い女性を対象とする夜間の夏季講習会、家庭処理、家庭更生、育児、看護、家庭料理、整容、娯方などの実習科目を備えて定期的な家庭寮拡張講座も開催された<sup>290</sup>。これらの活動は、家庭教育の振興を図るための重要な施策として機能し、女性たちに社会参加の道を開く一助となった一方で、女性を依然として家庭に位置づける側面もあった。

戦争の勃発により、「銃後婦人としての使命」といった軍人への感謝、援助や遺族への支援に焦点に置いて銃後事業を頻繁に行われる状況に変わり、銃後事業を展開した善行者などに表彰を行うことで、感謝と励ましは銃後事業を推進する方法の一つとされた<sup>291</sup>。さらに、戦局の切迫に伴い、人的資源の確保や資源節約も銃後事業として拡充された<sup>292</sup>。具体的には、家庭教育や育児に関する教育プログラムが中心となっているため、女性の役割が家庭内に限られているという印象を与える。また、家庭の教育が女性の主要な責務とされることにより、社会全体での女性の地位向上や職業的な選択肢の拡大には限界があった。このような状況は、女性が家庭の枠を超えた多様な役割を果たすことを難しくし、愛国婦人会や大日本国防婦人会が促進した「銃後婦人」としての新たなアイデンティティの形成にも矛盾を孕んでいると言える。したがって、家庭内での役割の強調が、女性の社会的な地位向上の妨げになり得るという点も考慮する必要がある。

戦時体制の進展に伴い、三つの官製婦人団体の活動内容が重複し、各団体における競争が激化していった。このような状況を受け、1942年には政府による団体統合命令が下され、文部省系の愛国婦人会、軍部が監督管理していた大日本国防婦人会、文部省系の大日本連合婦人会が「大日本婦人会」として統合された。同年5月には大政翼賛会に加盟し、新たな一体化を図った<sup>293</sup>。大日本婦人会は、婦徳の修練、国防思想の普及、家庭教育の振興、軍人援護などを事業として掲げ、「戦場精神の昂揚」「必勝生活の確立」「生産増強」「軍事援護」という四大指導運営方針を策定した<sup>294</sup>。これにより、1900万の全会員が一丸となって、婦人総蹶起申合を決議し、全国規模での計画実施が行われた<sup>295</sup>。このように、戦時中の官製婦人団体は、国のための活動を組織的に推進し、女性たちの社会的な役割を強化する一方で、戦争の総力戦大戦の一翼を担う存在となった。

#### (4) 日本婦人団体連盟の結成とその活動

愛国婦人会や大日本国防婦人会、大日本連合婦人会といった官製女性団体とは異なり、民間の

<sup>286</sup> 法人財団大日本聯合婦人會『沿革史』（法人財団大日本聯合婦人會、1942年）、5～8頁。

<sup>287</sup> 同上、5頁。

<sup>288</sup> 同上、7～8頁。

<sup>289</sup> 同上、84～87頁。

<sup>290</sup> 同上。

<sup>291</sup> 同上、65頁。

<sup>292</sup> 同上、66頁。

<sup>293</sup> 大日本婦人會『大日本婦人會概況』（大日本婦人會、1943年7月）、1頁。

<sup>294</sup> 同上、15～17頁。

<sup>295</sup> 同上、18～20頁。

運動家たちが自主的に結成した女性団体も存在した。その結成を主導したのは、女性の権利獲得に生涯を捧げた市川房枝である。1937 年、戦線の拡大によって婦選に関する法律改正が困難であると認識した市川は、戦争への協力が女性の力を発揮する機会であり、それが「法律上に於ける婦選を確保する為の段階」であると考えた<sup>296</sup>。市川は他の女性団体に対して戦争協力を呼びかけ、同年 9 月 28 日には、キリスト教女子青年会日本同盟、全国友の会、日本キリスト教婦人矯風会、日本女医会、日本消費組合婦人協会、婦人同志会、婦人平和協会、婦人選択獲得同盟は、日本婦人団体連盟という 8 つの団体が統合して、「日本婦人団体連盟」を結成した。この連盟は、女性の権利向上や社会参加を目的とし、戦時体制の中で女性たちが声を上げる場を提供することを目指した。市川房枝のリーダーシップのもと、この団体は戦争の影響を受けながらも女性たちの団結を促し、権利獲得に向けた活動を継続する重要な役割を果たすこととなった。

戦争協力の一環として、出征兵士の見送り、慰問袋の作成、戦死者遺族のための募金といった銃後事業が行われていた。しかし、戦時中においての婦人と子供を保護し支援するためには、精神作興、保健衛生、生活改善、消費節約、児童問題、婦人労働、国産品愛用、子供及び労働婦人の保護、社会事業といった多岐にわたる方針が定められた<sup>297</sup>。これらの方針を実行するため、また戦前の女性権利獲得の趣旨を継続するために、白米廃止運動、買い溜め運動、女性の坑内労働禁止問題、性病（花柳病）予防運動、働く母親を支援するための託児所の設立など、女性と子供の権利を擁護する運動にも積極的に取り組んだ<sup>298</sup>。このような団体の活動から、市川房枝をはじめとする先駆者たちは、戦争を遂行せざるを得ない状況にあっても、女性と子供の生活や労働、社会的福祉の支援に努めていたことが明確である。

1942 年 12 月、戦争遂行のための言論制限を目的とし、戦時下の翼賛体制下で「大日本言論報国社」が設立された<sup>299</sup>。この団体では、市川房枝が唯一の女性理事として、女性政策の立案や実行に関与し、女子の権利や福祉を推進する活動を行っていた。しかし、戦後の 1947 年には、この経歴を理由に公職追放となり、3 年 7 ヶ月にわたり直接政治に関わるができなくなった<sup>300</sup>。市川の活動は、戦争と社会的な制約の中で女性の地位向上を図る重要なものであり、その後の女性運動に影響を与えることとなった。

#### (5) 官製女性団体における階級差

愛国婦人会、大日本国防婦人会、大日本連合婦人会は、官製女性団体としての共通点がある一方で、いくつかの重要な違いも存在していた。まず、所属の違いが挙げられる。愛国婦人会は、公爵近衛篤磨をはじめとする貴族院議員の支援を受けて結成された団体で、主に軍事援護事業を展開することを目的としていた。一方で、大日本連合婦人会は、文部省の管轄下にあり、家庭教育の振興を目的として設立された官製女性団体である。しかし、戦争の勃発に伴い、次第に銃後事業を移行し始めた。このように、文部省系の団体であったにもかかわらず、戦争に対応する形で活動の内容が変化したことが特徴である。一方で、大日本国防婦人会は、地元の主婦たちが自発的に結成した団体であり、銃後事業を展開することを目的としていた。陸軍から後援を得ることで、上流階級に限らず、一般大衆の女性たちも参加できる団体としての側面を持っていた。このように、各団体はその設立背景や目的、活動内容において異なる特徴を持っており、それぞれの社会的役割を果たしていた。

事業内容とその展開方法の違いについても、愛国婦人会、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会の各団体には明確な特徴が見られた。愛国婦人会は、他の 2 つの官製女性団体よりも早く結成され、最初から銃後事業を目的としていた。しかし、戦争のない時期には婦人や子供を対象にし

<sup>296</sup> 婦選獲得同盟『女性展望』1937 年 9 月号（婦選獲得同盟、1937 年）、22 頁。

<sup>297</sup> 尾崎（井内）智子「日中戦時下の女性運動：日本婦人団体連盟による「白米食廃止運動」」『社会科学』第 45 巻第 3 号（同志社大学人文科学研究所、2015 年 11 月）、110～111 頁。

<sup>298</sup> 井上輝子、前掲書（2021 年 12 月）、71 頁。

<sup>299</sup> 林茂『日本の歴史 25 太平洋戦争』中央公論社、1967 年）、352～353 頁。

<sup>300</sup> 橋本富記子（2021 年 9 月）、前掲論文、5 頁。

た救済活動や社会事業も展開していた。その活動のために、会則には「本會へ収入したる金圓は、總裁の允許を経て、被救護者へ贈與するものとす」と明記されており、会費は戦争協力のために用いられることが規定されていた<sup>301</sup>。大日本連合婦人会は、家庭教育の振興を目的として設立された団体であったが、戦争の到来に伴い銃後事業に移行した。その際、教育振興のための施設を積極的に設置し、機関誌『家庭科学』や『家庭科学月報』の発行、さらには家庭科学に関する一般向け図書の出版なども行っていた<sup>302</sup>。家庭教育に重きを置いた活動が展開される一方で、戦時体制下においても教育を通じた支援を模索していた。大日本国防婦人会は、出征兵士の見送りや帰還兵士の出迎えなど、奉仕活動を中心に銃後事業を展開した団体であった。主婦たちが自発的に結成した団体であり、軍部からの後援を受けてはいたものの、戦時体制下においては軍部からの経済的な支援を得る機会は限られていた。このため、大日本国防婦人会のメンバーたちは自力で活動を展開しなければならなかった。具体的には、出征兵士の見送りや慰問袋の作成、国債の購入などを通じて、戦争に協力する手段を模索していた。つまり、大日本国防婦人会の活動は、自発的な取り組みと困難な状況に対する工夫が求められるものであった。

三つの官製女性団体は、銃後事業に努めている点は共通しているものの、本質的な違いがいくつか存在する。それは、単に所属の違いや事業内容、展開方法の違いにとどまらず、上流階級と労働者階級における階級差にも起因している。愛国婦人会は貴族院議員とつながりのある上流階級の皇族や名家しか参加できない官製女性団体であり、入会条件には会費の支払いが求められるため、経済力が強く求められていた。また、戦時中に積極的に救済事業を展開していたことも特徴的である。これに対して、文部省が支える大日本連合婦人会は、家庭振興事業や女子の修養に尽力する団体であり、戦後も教育の振興を継続する可能性が考えられる。

大日本国防婦人会は、主婦たちによって構成されているため、戦争が終結した時点で、銃後婦人から家庭主婦に戻る可能性が高い。各団体の経済的な背景や貢献度の違いは、戦後の経済的な損失にも影響を及ぼす。自力で日常生活に使っていた資源を国家のために捧げた主婦たちは、失ったお金は簡単には取り戻せない。一方で、皇族や名家に属する上流階級の女性たちや、文部省に支えられた団体のメンバーは、戦後の選択肢や状況が大いに異なる。このように、各官製女性団体の構成や経済的ルーツは、戦後の女性たちの状況に大きな影響を与える要因となっている。

#### (6) 官製と民間女性団体における階級差

まず、官製女性団体と民間女性団体の違い、および経済力や社会的影響力の違いである。官製に属する女性団体は、政府と密接な関係を持ち、政府の社会的影響力を強く受けている。一方、民間女性団体は女性権利獲得運動を推進するために、政府と頻繁にやり取りを行っているが、その関係は必ずしも良好とは言えず、政府の支援を得ることが困難である。また、民間女性団体は、一定の範囲内で社会的影響力を持っているものの、その影響力は全社会に及ぶものではない。長年にわたり女性権利獲得運動に尽力してきた民間女性団体は、さまざまな運動を展開するために一定の経済力が必要とされるが、官製女性団体である愛国婦人会や大日本連合婦人会のような豊富な経済力を持つわけではない。このように、官製と民間の女性団体は、それぞれの社会的影響力と経済的な背景において明確な違いを示している。

次に、官製女性団体と民間女性団体における認識上の違い、特に階級差について論じる必要がある。市川房枝は、「全体からいえば、婦人は武力を用いる事に反対です。愛国の美名に酔わされて慰問袋だ等と動いているのは極めて少数です。それは婦人は天性そうしたことを好まない外、戦争は自分の可愛い子供を殺すのですから、反対なのは無理ありません」<sup>303</sup>と主張し、戦争に対して強い嫌悪感を抱いていた。市川は、大日本国防婦人会の設立に対して批判的であり、これを「日本国防婦人会なる黒シャツ婦人団体が近く大々的発会式をあげるそうだ。右へ右へ草木は

<sup>301</sup>愛国婦人会、『愛国婦人会四十年史』（愛国婦人会、1941年）、33～34頁。

<sup>302</sup>法人財団大日本聯合婦人會、前掲書（1942年）、87頁。

<sup>303</sup>婦選獲得同盟『婦選』1931年10月号（婦選獲得同盟、1931年）、7頁。

ナビク……か」と表現した<sup>304</sup>。このように、官製と民間団体の属性が異なる中でも、同じ労働者階級に属する団体間においても明確な差異が存在していたことが浮き彫りになる。

最後に、事業内容の違いについて述べると、大日本国防婦人会は主に銃後事業に尽力したことに対して、日本婦人団体は銃後事業に加えて、戦時中の女性や子供の保護と支援、戦争以後の女性権利の獲得、さらに生活上の福祉改善を目指すさまざまな活動に取り組んでいた。具体的には、白米廃止運動、買い溜め運動、女性労働問題、性病予防運動、働く女性をサポートするための託児所の設立などが含まれていた。このように、官製団体である愛国婦人会や大日本連合婦人会が主に銃後事業に集中しているのに対し、日本婦人団体は多岐にわたる事業を展開しており、両者の事業内容や目的には大きな差異があることが明らかである。

#### 4.2 生と性における徹底的な戦争協力

##### (1) 国民化教育と愛国教育の浸透

1931年9月18日の柳条湖事件を契機に戦争が勃発し、続いて1939年7月7日の盧溝橋事件が発端となり、中国との十五年にわたる全面的な戦争に巻き込まれていった。この戦争を遂行するために、国民化教育が開始され、1937年3月に『国体の本義』が配布された。この文書では、社会主義、無政府主義、共産主義、自由主義などが「詭激なる思想」として位置づけられ、これらの思想が「個人主義に基づくもの」と批判されている<sup>305</sup>。また、「個人主義・自由主義乃至その発展たる種々の思想の根本的な過誤がある」とされ、当時は個人主義を捨てるべきであり、ファッショ・ナチスの台頭が見られた時期だと主張されていた<sup>306</sup>。この見解は、国家の統一と国民の忠誠心を強調し、個人の権利や自由よりも国家や天皇に対する奉仕を重視する傾向を反映している。こうした思想は、特に戦争遂行のための国民動員を促進するために利用され、国民に対して「個人よりも国家」が重要であるというメッセージを伝えようとしていた。ファッショやナチスが台頭する背景には、国家主義や全体主義的な思想があり、これが日本における国民教育や政治理念にも影響を与えていた。さらに、「天皇に奉仕すること（中略）が我等国民の唯一の生きる道」と強調され、「天皇と臣民との関係を、単に支配服従・権利義務の如き相対的關係と解する思想は、個人主義的思考に立脚して、すべてのものを対等な人格関係と見る合理主義的考へ方である」として、個人主義的な見解を批判した<sup>307</sup>。家父長制については、「国民の生活の基本は（中略）家である。家の生活（中略）の根幹となるものは、親子の立体的関係である。この親子の関係を本として（中略）国体に則とつて家長のもとに渾然融合したものが、即ち我が国の家である」と述べており、家族と国家の関係を強調することで、国家に対する忠誠心を育成しようとした<sup>308</sup>。

その内容から示されたように、当時の国民化教育の中心は、家長によって成立する家族であり、家が国家の基本単位とされていた。個人主義的な自由に関わる思想は一切否定され、国民は天皇または国家のために奉仕することこそが唯一の生きる道とされた。この背景のもと、教科書とし

<sup>304</sup>婦選獲得同盟『婦選』1932年10月号（婦選獲得同盟、1932年）、15頁。

<sup>305</sup>文部省『国体の本義』（文部省、1937年3月30日）。原本が以下の通りである。「即ち西洋個人本位の思想は、さらに新しい旗幟の下に実証主義及び自然主義として入り来り、それと前後して理想主義的思想・学説も迎へられ、又続いて民主主義・社会主義・無政府主義・共産主義等の侵入となり、最近に至つてはファシズム等の輸入を見、遂に今日我等の当面する如き思想上・社会上の混乱を惹起し、国体に関する根本的自覚を喚起するに至つた。抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根柢をなす個人主義に基づくものであつて、その発現の種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする欧米に於ても、共産主義に対しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本来の個人主義を棄てんとして、全体主義・国民主義の勃興を見、ファッショ・ナチスの擡頭ともなつた」。

<sup>306</sup>同上。

<sup>307</sup>同上。三、臣節。

<sup>308</sup>同上、原文は以下の通りである。「我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である。この親子の関係を本として近親相寄り相扶けて一団となり、我が国体に則とつて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が国の家である」。

て『国体の本義』が学校教育に導入され、国体のイデオロギーが国民に教え込まれた。国民化教育を強化し、愛国心を植え付けるため、1941年に文部省が『臣民の道』を刊行し、国家奉仕の重要性を強調した。その中で「皇國臣民は國體の本義に徹することが第一の要件である」と謳われ、国家への忠誠が求められた<sup>309</sup>。

また、1937年の盧溝橋事件の発生から2ヶ月後、政府は東京日比谷公開堂で国民精神総動員大演説会を行い、「挙国一致、尽忠報国、堅忍持久」というスローガンが掲げられた<sup>310</sup>。続いて、1938年には「国家総動員法」が近衛内閣によって制定され、同年4月1日に公布し、5月5日に施行された。戦争の長期化に伴い、総力戦を遂行するために定められた「国家総動員法」は、「國家總動員トハ戰時ニ際シ國防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」と決められ、総力戦を遂行するために人的および物的資源を統制することが規定された<sup>311</sup>。この法律は、物資や労働、産業、言論に関して詳細に規定し、政府が国家のためにすべての資源を統制運用することを求めた<sup>312</sup>。その後、具体的な法令が続々と公布・施行され、勤労働員も強制されるようになった。

## (2) 戦争初期の勤労働員

当時、戦争の影響で大量に徴兵される男性が増加しており、銃後事業だけでなく、産業などの後方における労働力の不足が深刻化していた<sup>313</sup>。このため、政府は労働力の充足を求め、一連の強制的な勤労働員政策を公布した。国民化教育が浸透する中、「国家総動員法」に基づき、1939年には「國ニ於テ行フ總動員業務に必要ナル人員ノ充足ヲ適正迅速ナラシムル為」、「国民徴用令」が公布された<sup>314</sup>。この令により、国民を軍事産業の生産に従事させ、軍事関連の工場などでの労働を強制された<sup>315</sup>。また、同年1月6日には「國民職業能力申告令」が公布され、「年齢

<sup>309</sup>文部省『臣民の道』（文部省、1941年）。

<sup>310</sup>文部科学省『学制百年史』「一 社会教化活動の強化」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm)、最終閲覧日 2024年9月6日。

<sup>311</sup>「国家総動員法ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A02030075800、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第七十一巻・軍事・陸軍・海軍・国家総動員・雑載（国立公文書館）、1頁、

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1729181>、最終閲覧日 2024年10月9日。

<sup>312</sup>同上。物資について、例えば第二條に①兵器、艦艇、弾薬その他の軍用物資②被服、食糧、飲料及び飼料③医薬品、医療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資④船舶、航空機、車両、馬その他の輸送用物資⑤通信用物資⑥土木建築用物資及び照明用物資⑦燃料及び電力⑧上記物資の生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他の物資を含まれる物資リストがある。労働について、例えば「第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、従業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」「第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得」などの要項が含まれている。産業について、「第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得」「第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得（中略）政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得」「第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得」「第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産の給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」などの要項が含まれている。言論について、「第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得」という要項が含まれている。

<sup>313</sup>東京都品川区 編者『品川区史 通史編 下巻』（東京都品川区、1974年8月）、733～742頁。

<sup>314</sup>平沼騏一郎「國民ノ徴用ニ關スル勅令制定ノ件」（内閣府、1939年6月23日）。

<sup>315</sup>同上。1939年6月に公布された国民徴用令の第二十条には、「厚生大臣又ハ地方長官徴用ニ關シ必要アリト認ルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ当該管理ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシム」と記されている。



十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子」に申告する義務が課せられた<sup>316</sup>。このように、政府は戦争遂行のために必要な労働力を確保するため、制度的に国民を動員し、戦争体制の一翼を担わせる方策を進めていった。

しかし最初に明文化され、勤労に動員されたのは、すでに社会に入っている成人男女ではなく、各種学校に通う学生や生徒であった。1938年5月初めから、政府は積極的に地方長官会議（5月2日～7日）、道府県学務部長会議（5月16日～18日）、高等師範学校長・高等学校長・実業専門学校長会議（5月24日）などの各種会議を開催した。これらの会議では、銃後国民の自覚運動及び戦争協力を求める一方、教育振興と改善の事項、さらには集団的勤労作業を議題として提出し、集団的勤労働員の活動を推進した。具体的な指示も示され、別紙要項の「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ關スル要項」では、実施期間について「実施期間ハ夏季休暇ノ始期終期其ノ他適當ノ時期ニ於テ概ネ低學年ハ三日高學年ハ五日（師範學校並ニ高等小學校ヲ以テ入學資格トスレ學校ニ在リテハ學年ヲ問ハズ概ネ五日）ノ程度ヲ目標トシ學校ニ實際ノ事情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト」と詳しく定められ、具体的な作業内容を以下のように定められた<sup>317</sup>。

- 一、校庭、農場、農園、演習林等學校設備ニ關スル手入其ノ他ノ作業
- 二、應召軍人遺家族ニ對スル農事家事等ノ手傳
- 三、神社寺院等ノ境内地ノ清掃、設備ノ修理
- 四、都市防空設備、公園、運動場其ノ他公共設備ニ關スル簡易ナル作業
- 五、軍用品ニ關スル簡易ナル作業
- 六、開墾其ノ他ノ農業作業
- 七、道路改修、埋立其ノ他土木ニ關スル簡易ナル作業
- 八、其ノ他<sup>318</sup>

これらの要項から見られるように、学校の設備だけでなく、公共設備や神社、寺院に関する社会的な作業も含まれ、軍人遺族への援護や軍用品に関する作業といった軍事援護の銃後事業が規定されていた。このように、具体的な作業内容や実施に向けた方針が明確にされたことで、学生たちの勤労働員が制度的に進められることとなり、国民全体が戦争に対する協力を求められる状況が形成されていった。学生たちが勤労働員の対象となることで、教育の場が戦争遂行のための重要な基盤として位置づけられ、戦争への参加が国民の義務とされる意識が根付いていった。これにより、個々の学生は単なる教育を受ける存在から、国家に奉仕する責任を担う存在へと変貌を遂げていったのである。このような動きは、戦時体制における国民化教育の一環として、戦争の長期化に伴う社会全体の変革を促進する要因となった。1938年6月、前月の各会議の成果を踏まえて、国内の労働力不足を緩和するために、文部省によって「集団的勤労作業運動ノ実施ニ關スル件」が通達された。これにより、「学校ハ即チ道場」との指摘がなされ、学生と生徒の勤労働員が教育理念として指導されるようになった<sup>319</sup>。その後、「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ關スル要項」に基づき、実践的な勤労教育は夏休みや他の適当な時期に限定され、中等学校低学年は三日、その他の学年は五日とされた。教育内容には、農事や家事の作業、清掃、修理、

<sup>316</sup>国立公文書館「國民職業能力申告令・御署名原本・昭和十四年・勅令第五号」（1939年1月6日）、第二條、<https://www.digital.archives.go.jp/img/139484>、最終閲覧日 2025年1月19日。

<sup>317</sup>文部省教育調査部編『[文部省教育調査部]調査資料 第3輯（集団勤労作業の概況 昭和16年3月）』（文部省教育調査部、1941年）、252頁。

<sup>318</sup>同上、252～253頁。

<sup>319</sup>長野県編『長野県史 近代史料編 第9巻（教育）』（長野県史刊行会、1985年10月）、118頁。「集団的勤労作業運動実施ニ關スル件」全文は以下の通りである。「近時実践的精神教育重シ教育ハ行ヲ大切トシ學校ハ即チ道場ナリトノ見解ニ基キ実行、勤勞ニ關スル各種ノ研究及施設ヲ見ツアルハ國民教育上洵ニ喜ブベキ現象ニ有之、殊ニ最近著シク勃興ノ氣運ニ向ヒツ、アル所謂集団的勤勞作業運動ハ、実践的精神教育実施ノ一方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スル」。



防空施設や軍用品に関する簡易な作業、土木に関する簡易な作業が含まれ、学生と生徒たちの勤労働員が教育の一環として位置づけられ、戦争協力の正当化が図られた<sup>320</sup>。さらに、1939年3月31日に文部省に公布された「集團勤勞作業實施ニ關スル件」により、集團勤勞作業は「漸次恒久化ヲ圖リ」、実施時期が「夏季又ハ冬季ノ休業ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ出缺点檢ヲ爲ス等正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコト」と指示された<sup>321</sup>。1939年5月22日、「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語ニ關スル件」が公布された<sup>322</sup>。それ以降、学生と生徒は「学徒」という合成語で表現され、戦時体制下において新たな位置づけがなされた<sup>323</sup>。その後、1941年2月8日には農林両省によって「青少年學徒食糧飼料等増産運動實施要項」が発表され、「一學年ヲ通ジ三十日以内ノ日數ハ授業ヲ廢シ勤勞作業ニ振り替フルモ差支ヘナキコト」と規定され、木炭増産や飼料資源の開発、食糧増産等が勤勞内容とされ、同年全国各地の学校において学校報国隊が結成され始めた<sup>324</sup>。さらに1943年6月の「学徒戦時動員体制確立要綱」によって「勤労働員ヲ強化」する目的が掲げられ、勤勞内容は国土防衛や生産、輸送の各方面に拡大され、戦技や特技、防空の訓練が行われ、女性たちが戦時救護の訓練も実施し、国民全体が戦争に対して協力する体制が強化されていった<sup>325</sup>。

### (3) 太平洋戦争以降の勤労働員

太平洋戦争に突入後、戦況が不利の局面の拡大に応じて、政府は1943年10月に「教育ニ關スル戦時非常措置方策」を決定した。この方策では、勤勞作業の基準が30日から延長され、「教育実践ノ一環」として、「在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間」と延長された<sup>326</sup>。翌年1944年1月8日には「緊急学徒動員方策要綱」が閣議決定され、「学徒戦時動員体制確立要綱」と「教育ニ關スル戦時非常措置方策」の趣旨が徹底され、「教育ノ一環」から「勤勞即教育」と方針が変更され、この方針は同年8月23日に公布された「学徒勤勞令」によっても再度強調された<sup>327</sup>。1945年3月18日、政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定し、「国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止」することを決定した<sup>328</sup>。

学生生徒に対する勤勞令が公布された後、学校は教育を停止し、実質的には軍需工場などの軍需産業のために配置された施設と化した。学徒の勤労働員は長期的に進められ、その目的は、太平洋戦争の激化に伴って軍事援護の要員を確保することにあった。この結果、教育の場が戦争の必要に応じて変容し、修業年限の短縮が実施されるなど、教育制度は戦時体制に大きく影響された。1941年11月1日に、修業年限を短縮する法的臨時措置及び「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ關スル件」が文部省によって公布された<sup>329</sup>。これにより、「大學學部ノ在學年限又ハ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十

<sup>320</sup> 文部科学省『学制百年史』「三 戦時教育体制の進行」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm)、最終閲覧日 2023 年 11 月 15 日。

<sup>321</sup> 文部省教育調査部編、前掲書（1941 年）、254～255 頁。

<sup>322</sup> 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第 1 巻（大日本雄弁会講談社、1956 年）、62 頁。

<sup>323</sup> 神辺靖光「学徒勤労働員の行政措置：中等学校を中心に」『明星大学教育学研究紀要』第 11 巻（明星大学教育学研究室、1996 年 3 月）、16 頁。

<sup>324</sup> 文部省教育調査部編、前掲書（1941 年）、276 頁。文部科学省、前掲資料、「戦時教育体制の進行」。

<sup>325</sup> 文部科学省『学制百年史』「二 高等教育の戦時体制化」、

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317703.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317703.htm)、最終閲覧日 2024 年 9 月 29 日。

<sup>326</sup> 文部科学省、前掲資料、「戦時教育体制の進行」。

<sup>327</sup> 近代日本教育制度史料編纂会「緊急学徒動員方策要綱」『近代日本教育制度史料』第 7 巻（大日本雄弁会講談社、1956 年）、29～30 頁。文部科学省「学徒勤勞令（抄）（昭和十九年八月二十三日勅令第五百十八号）」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317983.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317983.htm)、最終閲覧日 2024 年 9 月 29 日。

<sup>328</sup> 宮原誠一ほか編『資料日本現代教育史』（三省堂、1974 年 3 月）、338～339 頁。

<sup>329</sup> 文部省教育調査部編『[文部省教育調査部]調査資料 第 6 輯（実業教育関係法令の沿革）』（文部省教育調査部、1942 年）、506 頁。

七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス」され、実質的に大学、専門学校、実業専門学校の修業年限が三ヶ月短縮されることとなった<sup>330</sup>。このように、戦争の影響を受けた教育制度は戦後まで続き、動員学徒数は 340 万人に超え、動員による死亡者は 10,966 人に上ったとされている<sup>331</sup>。学徒は教育の一環として勤労に従事し、その活動は単なる学びではなく、国家に対する義務として強調されるようになった。このような動きは、戦時下における教育の役割の変化を示しており、学生たちの生活や教育内容にも深刻な影響を与えた。これは、戦時体制下での教育と勤労の融合がもたらした影響を示しており、戦争の厳しい現実が教育制度に深く浸透していたことを物語っている。

このように、戦争の勃発により、戦場に送られた壮年男性や上流階級、主婦たち、知識人といった各階級の女性たちは自主的に戦争に協力し、官製および民間の女性団体が結成された。さらに、勤労に強制的に動員された学徒たちも国家のために戦争に協力するようになった。総務省のデータによると、1940 年の女性人口は 36,548,298 人であった<sup>332</sup>。この数字からも大多数の女性が戦争協力の団体に参加したことが明らかであるが、戦況が不利になるにつれて、団体に参加していない女性を含む広範な勤労働員が強制された。1944 年 2 月 12 日には「国民職業能力申告令中ヲ改正ス」の勅令が公布され、「年齢十二年以上六十年未満ノ男子及年齢十二年以上四十年未満ノ女子」が「国民登録者」として申告される範囲が拡大された<sup>333</sup>。同年 8 月に「女子挺身勤労令」が配布され、「国民職業能力申告令ニ依ル国民登録者タル女子」が挺身労働の対象と定められた<sup>334</sup>。この令により、女子挺身隊員は兵器生産などの労働に従事することとなり、長期間にわたる労働義務が課せられ、各地の軍需工場へ動員された<sup>335</sup>。

#### (4) 「軍属」として働く女性たち

この時期の女性動員の中には、男性兵士と同様に軍隊で任務に就いていた「女子通信隊員」という存在も含まれていた。1942 年 4 月 18 に発生したドーリットル空襲を契機に、空襲警報の発令や防空態勢の強化を目的として、防空部隊の増員が急務となった。その結果、男性労働力の不足を補うため、女性が女子通信隊員や防空監視員、通信技術者として募集された<sup>336</sup>。これに伴い、女性には揃いの制服が支給され、軍隊で働く新しい姿として進出したのである<sup>337</sup>。さらに、男性と同様に厳しい訓練を受け、過酷な勤務に従事することを求められた<sup>338</sup>。女子通信隊員の募集に関しては、新聞に「女子軍属（電話通信手及班長）募集」との記事が掲載されるなど、広報活動が行われていた<sup>339</sup>。このような取り組みは、戦時中に女性が従来の役割を超えて新たな領域で活

<sup>330</sup>同上、507～508 頁。

<sup>331</sup>文部科学省「戦時教育体制の進行」、前掲資料。

<sup>332</sup>総務省統計局統計調査部国勢統計課「男女別人口及び人口性比 ― 全国、都道府県（大正 9 年～令和 2 年）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410379>、最終閲覧日 2024 年 6 月 16 日。

<sup>333</sup>国立公文書館「『国民職業能力申告令中ヲ改正ス』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03010199900、公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第六十九巻・軍事三・国家総動員一」（1944 年 2 月 12 日）、<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/A03010199900>、最終閲覧日 2024 年 12 月 22 日。

<sup>334</sup>国立公文書館「『御署名原本・昭和十九年・勅令第五一九号・女子挺身勤労令』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03022306600、御署名原本・昭和十九年・勅令第五一九号・女子挺身勤労令」、<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/A03022306600>、最終閲覧日 2024 年 12 月 22 日。

<sup>335</sup>NHK 放送史「女子挺身隊 兵器生産へ」（NHK、1944 年）、[https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062\\_00000](https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062_00000)、最終閲覧日 2024 年 12 月 2 日。藤倉修一『マイク人生うらおもて』（エイジ出版、1982 年 5 月）、67 頁。

<sup>336</sup>市川房枝『婦人界の動向（婦人年報；第 1 輯）』（文松堂、1944 年）、12 頁。

<sup>337</sup>林茂等編『日本終戦史 上巻』（読売新聞社、1962 年）、225 頁。

<sup>338</sup>厳しい訓練や過酷な勤務について、拙稿「働きと産み」の第 4 節にて詳述しております。（張馨筑「働きと産み」『コミュニケーション科学』第 61 号、東京経済大学、2025 年）。

<sup>339</sup>NHK「女性と戦争 知られざる陸軍・女子通信隊」（2022 年 8 月 26 日）、<https://www.nhk.or.jp/minplus/0029/topic083.html>、最終閲覧日 2024 年 12 月 1 日。

躍する契機となり、社会における女性の可能性を広げる一方で、彼女たちは男性と同様の厳しい任務を担いながらも、「軍人」ではなく、「軍属」として位置づけられていた。この区分は、女性が軍隊内で重要な役割を果たしつつも、制度的には正式な軍人としての権利や地位が与えられていなかったことを示している。その理由について、当時の国务大臣であった東條英機は以下のように述べている。

將來ハ兎モ角トシテ、今ハ女子ヲ徴用スル意思ハアリマセヌ、何處マデモ  
現在ノ國民ノ赤誠ニ懇ヘテサウシテ之ヲ挺身的ニ使フト云フ風ナ方法ヲ以  
テ解決シテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、  
私ハ女子ノ徴用ト云フコトハ重大ナリト考ヘテ居リマス、是ガ「ヨーロッ  
パ」ノ今御話ノヤウニ、英國ガ斯ウシタカラ、米國ガ斯ウシタカラ、コン  
ナコトニ調子ニ乗ツテヤツテ居ツタラ是ハ日本ノ家族制度ノ破壊ニナツテ  
シマヒマス<sup>340</sup>。

この発言からは、当時の日本政府が戦況の拡大に伴い女性の動員が必要であると認識したものの、家庭制度を維持するため、女性を正式な「軍人」として徴用することに慎重であった様子がうかがえる。とくに、欧米諸国の例に倣う形で女性を動員することが、家庭や社会の伝統的秩序に与える影響について懸念が示されている。こうした政策の背景のもと、女子通信隊で従事した女性たちの経験がどのような意義や影響を持っていたのかを、いくつかの証言を通じて分析したい。まず、元女子通信隊員であった沼津晴子は、入隊時の経験について以下のように回想している。

東北宮城県の石巻市で生まれ育ち、花嫁学校の如き女学校で面白くおかしく  
楽しい学生生活を過して平凡な主婦となるべくけいこ事に励んでいた一人の  
娘が十八年十二月八日の日米開戦と共に「祖国」を意識し運命を共にする覚  
悟を固めて行ったのは、あの当時の国民ならばごく当たり前の事であった<sup>341</sup>。

沼津氏の回想から、2つのポイントが読み取れる。1つは、家庭依存症の自然化である。「平凡な主婦となるべく」という表現からは、戦争が勃発しなければ、彼女が花嫁学校を卒業後に主婦として生きることを「自然で普通」なライフコースとして受け入れていたことがうかがえる。このような「自然で普通」なライフコースは、当時の家制度や良妻賢母教育の影響を受けて内面化されたものであり、性成熟期の女性が「嫁」や「主婦」というアイデンティティを自主的に選択することが、社会的にも個人的にも当然視されていた状況を示している。さらに、女性が家庭内役割を自主的に選択する際、その背景には家制度や良妻賢母教育による影響があるものの、家庭に依存する行動は「自発的」であり、その選択はすでに内部的な側面として備わっていたと考えられ、家庭依存症を構成する内部的な理由として捉えることができると考えられる。2つは、愛国心と戦争協力の「当たり前」化である。「祖国を意識し運命を共にする覚悟を固めて行った」と述べるように、沼津氏にとって女子通信隊員として戦争協力に参加することは、「当たり前の事」として受け止められていた。ここには、当時の国民が共有していた戦時下の愛国心が反映されており、女性であっても国家のために労働力を提供することが求められる社会的な空気があった。特に「祖国」のためという価値観が、戦争協力の動機として強く作用していたことがうかがえる。上記の2つのポイントについて、元女子通信隊員であった岩城とも子も以下のように証言

<sup>340</sup>衆議院会議録「第83回帝国議会 衆議院 予算委員会 第2号 昭和18年10月27日」（衆議院、1943年10月27日）、037、<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/detail?minId=008313242X00219431027&spkNum=7#s7>、最終閲覧日2025年1月20日。

<sup>341</sup>沼津晴子「女子通信隊に入隊の頃」『若き日の防人たち』（八丈三原会、1981年7月）、172頁。注：沼津氏の回想における「日米開戦」という表現は、1941年から1945年までの太平洋戦争を指しており、日本と中国との戦いを含む十五年戦争の一部として言及されている。

している。

乙女たちは寒さもねむけもみんな「お国のため」の情熱で唇をかみしめてが  
んばっていた。（中略）終戦と共に郷里へ散って行った乙女たちも今は人の  
妻となり、母となって「戦争を知らないわが子」にどのように戦争の体験を  
話しきかせているのだろうか<sup>342</sup>。

岩城氏の証言からも、戦後、妻や母として生きる道が「自然で普通」という選択として受け入れていたことがわかる。これが、家庭依存症が自然化していたことを示している。また、「お国のため」という愛国心が支えとなり、過酷な環境や戦時下で協力していた背景が浮かび上がる。この愛国心は、戦争の体験を次世代に伝えるべき重要なものとして認識されるようになったことも推測できる。さらに、元女子通信隊員であった森田粧子は、愛国教育に関して次のように証言している。

（父が）女の兵隊さんがいるんだよっていうのを食事のときに申しましてね、そんな方々がいるんだったら、私そっちのほうが絶対やりたいって。間接的な仕事をするよりも、直接お役に立ちたいと。あのころはみんな軍国少女で教育されていまして、もう徹底的に愛国心を植え付けられましてね。ですから自然とそういう雰囲気になりましたね<sup>343</sup>。

森田氏の証言から、軍国主義の愛国教育が浸透し、愛国心が支えとなることで、戦争協力が自然なものとして認識されるようになったことが明らかである。森田氏の「間接的ではなく、直接に仕事をする」という希望は、家制度や良妻賢母主義の影響を受けて、女性が家庭内役割を果たすことが期待されていた時代背景を反映している。これは、たとえ女性が軍隊で働く機会を得ても、「軍属」としての役割に限られていた理由の一つであると考えられる。また、森田氏の直接的な勤務希望には「家出」意識の萌芽が見られる。この「家出」意識は、当時の家庭教育に起因しており、それに関連する証言は以下の通りである。

何かにつけて『女のくせに』って言われていたんです。『女のくせにお兄さんに逆らうんじゃない』とか言われていたから。お嬢さんらしくしていただけないんですね。反感をもっちゃうんです。  
わたしが女性に産んでくれって言ったんじゃないって母にくっつかかっていた。 （学校でも）女は家庭に入って、子どもを育ててと、そういう教育だったんですけど、それにかえって反発するような性格だったんですよ<sup>344</sup>。

森田氏の証言には、当時の家庭教育には厳格な性別役割分業が存在していたことがわかる。女性に対しては家庭での役割を強調し、従順であることが求められた。このため、「女のくせに」という表現は、単に年齢や立場に対する反発だけでなく、性別による階級的な圧力も反映したものであることが示唆されている。

これまでの証言からみると、森田氏のように反発する性格を持った女性もいれば、沼津氏や岩城氏のように、家庭内での役割を「自然で普通」として受け入れた女性もいることが明確になる。「自然で普通」の道筋を自主的に選択したように見える女性たちも、実際には、家制度や良妻賢母主義の内面化、さらには愛国心を植え付けられた教育や性別役割分業に基づく家庭教育によっ

<sup>342</sup>岩城とも子「女子通信隊員の思い出」『若き日の防人たち』（八丈三原会、1981年7月）、191頁。

<sup>343</sup>NHK（2022年8月26日）、前掲資料。

<sup>344</sup>同上。



て、その選択を促されたと考えられる。この点から、「家庭依存症」は、内部的には個々の選択として見えるが、実際には外部的な要因、特に社会的・政治的な圧力によって自然化された現象であるともいえる。この矛盾は、戦前の家制度や良妻賢母主義の内面化が進む中で、フェミニズムの進行と相まって生じたものである。戦争という特殊な時代背景の中で、家制度や良妻賢母主義が強化され、「家庭依存症」が自然化した一方で、女性たちの中には「家出」意識が目覚め、フェミニズムの影響を受けるようになったのである。

このように、女性たちが戦時体制下、勤労働員や挺身労働だけでなく、戦時中の人手不足や社会的な役割の強調により、母親としての社会的責任をも求められることとなった。国家は女性に対して、家族の支えとしてだけでなく、戦争の目的達成に向けて積極的に協力することが期待していた。

#### (5) 人的資源を確保する人口政策

戦局の拡大に伴い、女性たちはますます戦争への協力を強いられると同時に、政府は人的資源を確保するために、女性に対して、さらに義務を課す動きを進めた。1939年9月に、ナチス・ドイツの「配偶者選択10か条」に倣い、厚生省によって「結婚十訓」が以下のように掲げられた<sup>345</sup>。

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ。
- 二、心身共に健全な人を選べ。
- 三、悪い遺傳のない人を選べ。
- 四、お互いに健康証明書を交換せよ。
- 五、近親結婚はなるべく避けよ。
- 六、晩婚を避けよ。
- 七、迷信や因習に捉はれるな。
- 八、父母長上の指導を受けて熟慮断行。
- 九、式は質素に届は當日。
- 十、生めよ育てよ國の為<sup>346</sup>。

「結婚十訓」は、戦時体制における国民の結婚に関する価値観や役割を示し、家庭の支えを通じて国家への貢献を促す内容であった。この法律の設立により、厚生省内予防局優生課が設置され、遺伝性疾患の防止が国家的な政策の一環として位置づけられた。「国民優生法」では「本法ハ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコト」を目的とし、「遺傳性精神病」「遺傳性精神薄弱」「強度且惡質ナル遺傳性病的性格」「強度且惡質ナル遺傳性身體疾患」「強度ナル遺傳性畸形」が惡質の遺伝性疾患と定められた<sup>347</sup>。これらの目的は、結婚十訓の第三訓である「悪い遺傳の無い人を選べ」との主旨と一致していると考えられる。また、第十条の「生めよ育てよ國の為」は、女性に対して国家のために出産し、自分の力を貢献することを呼びかけた。この考え方は、戦時中に

---

<sup>345</sup>TIMES, " NAZIS ISSUE RULES ON CHOICE OF WIFE; ' Ten Commandments' Enjoin Men to Wed Eugenically for Children and Nation. NORDIC PURITY STRESSED Germans Told to Seek Mates, Not Playmates, and to Shun Non-Europeans. ", *The New York Times*, August 25, 1934, <https://www.nytimes.com/1934/08/25/archives/nazis-issue-rules-on-choice-of-wife-ten-commandments-enjoin-men-to.html>, accessed on December 22, 2024.

<sup>346</sup>厚生省予防局編『国民優生図解』（国民優生聯盟、1941年）、63頁。

<sup>347</sup>「国民優生法ノ一部施行期日ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100958200、公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第二百二十九卷・衛生・人類衛生（国立公文書館）、第一條、第三條 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1700048>、最終閲覧日 2024年10月9日。

「産めよ殖やせよ」というスローガンに転じられ、さらには「産児報国」や「結婚報国」といった他のスローガンも生まれた<sup>348</sup>。これにより、女性たちは国家に対する貢献を求められるだけでなく、結婚や出産に関しても国家の期待に応えるような役割を果たすことが強調されるようになった。戦時体制の中で、女性は家庭の役割だけでなく、国家の存続に寄与する重要な存在として位置づけられた。

1941年1月18日に、近衛文麿内閣は「人口政策確立要綱ニ關スル件」を閣議決定し、「人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト」「増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト」「高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力必要ヲ確保スルコト」「東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル為其ノ適正ナル配置ヲナルコト」という目標を掲げた<sup>349</sup>。これらの目標を実現するため、「出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生数平均五児ニ達スコトヲ目標トシテ計画ス」とされ、出生数の増加を図る計画が立てられ、今後十年間で婚姻年齢を現在よりおおそ三年早め、一夫婦あたりの出生数を平均五児とすることが法的に定められた<sup>350</sup>。「団体又ハ公営ノ機関等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指導ヲナサシムルコト」「結婚費用ノ徹底的輕減ヲ図ルト共ニ、婚資貸付制度ヲ創設スルコト」といった方策も取り入れられ、結婚が推奨された<sup>351</sup>。さらに、「高等女学校及女子青年学校等ニ於テハ母性ノ国家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト」が求められ、学校の教育においては、母性の育成と強化が重視され、母性が国家の使命として位置づけられた<sup>352</sup>。「優生思想ノ普及ヲ図リ、国民優生法ノ強化徹底ヲ期スル」ため、また人的資源を徹底的に確保するためには、「避妊、墮胎等ノ人為的産児制限ヲ禁止防遏スルコト共ニ、花柳病ノ絶滅ヲ期スルコト」が定められた<sup>353</sup>。以上の要項から、政府は「結婚報国」と「産児報国」を徹底的に推進していたことが明確である。

さらに、このような「結婚報国」や「産児報国」を実現するために、1942年に文部省は「戦時家庭教育指導要項」を公布した。この要項では「家庭教育ハ固ヨリ父母共ニソノ責ニ任ズベキモノナリト雖モ子女ノ薫陶養護ニ關シテハ特ニ母ノ責務ノ重大」と示され、大日本連合婦人会が創立された訓令においても、同様の内容が強調された<sup>354</sup>。「女性」を「母」に置き換えることで、母性が重視され、母性を育成するための「母性ノ教養訓練」が定められた<sup>355</sup>。さらに具体的には「國家觀念、社會觀念ノ涵養」、「日本婦道ノ修練」、「母性ノ自覺」、「時局認識」、「科學的教養ノ向上」、母性の「健全ナル趣味ノ向上」に分けられ、女性が母親としての役割を法的に構築することが求められた<sup>356</sup>。

また、戦時中には多くの女性が「慰安婦」として集められた。これらの女性および慰安所を設置することについて、井上輝子は「軍隊自体が慰安所を設置し、女性たちを集めて性奴隷化するという、世界に類をみない蛮行が行われた」と指摘している<sup>357</sup>。このように、戦争を協力するために、女性から性的協力が強制された事実が存在し、兵士を慰安するという理由で女性の性奴隷化が正当化されようとしていたことが明らかである。

<sup>348</sup>河合雅司『日本の少子化 百年の迷走』（新潮社、2015年12月22日）、85～86頁。

<sup>349</sup>「人口政策確立要綱ニ關スル件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03023595500、公文別録・内閣（企画院上申書類）・昭和十五年～昭和十八年・第二巻・昭和十六年（国立公文書館）、第四人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策の（ホ）、

<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/632364>、最終閲覧日 2024年10月9日。

<sup>350</sup>同上、第四項の人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策より。

<sup>351</sup>同上、第四項の人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策の（ロ）（ハ）より。

<sup>352</sup>同上、第四項の人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策の（ホ）より。

<sup>353</sup>同上、第四項の人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策の（ル）、第五項の資質増強ノ方策の（ト）より。

<sup>354</sup>文部省『戦時家庭教育指導要項』（文部省、1942年）、三、母性ノ教養訓練。

<sup>355</sup>同上。

<sup>356</sup>同上。

<sup>357</sup>井上輝子、前掲書（2021年12月）、93頁。



#### (6) 徴兵制の両面性

戦争の勃発により、戦争遂行のために性別にかかわらず、国民が戦争協力を義務づけられることとなったが、実質的にはジェンダーによる階級分断が強化された。資本主義的な国民国家の形成過程においては、資本家階級と労働者階級が対立し、その間に性的なヒエラルキーが構築された結果、戦時中には男性が戦士として、女性が従軍者として戦場から排除されることとなった<sup>358</sup>。日本でも、家制度や愛国教育の影響を受け、男性は前線で国を守る戦士として戦い、その犠牲が社会的役割として正当化された。女性は、男性の徴兵による労働力不足を補うため、軍需工場で兵器生産などに従事するため動員されたり、また自主的に団体を結成し銃後という非戦闘的な後方で、支援と奉仕の役割を果たす存在として活躍した。さらには「軍属」として、男性兵士と異なる補助的な存在として位置づけられたり、「従軍慰安婦」という「性的な存在」として扱われたこともある。また、人口増加と身体の自己管理権に関しては、資本主義国家の形成過程においても類似点が見られる<sup>359</sup>。母性神話に基づく兵士を育てる「愛国的な母」という女性像が強調され、直接戦闘に関与しない場合でも、プロパガンダの一環として家庭内の役割が強化された。

こうした歴史的な背景を踏まえると、徴兵制は両面性を持った制度であった。男性は「国を守るために命を捧げる兵力」として徴兵され、公的な意味を持つ「戦闘的な空間」である戦場で、国を守る「戦士」であるべきとされ、愛国教育で戦場における犠牲が正当化され、神聖化された。家制度が求める「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業がさらに強化される中で、男性は「強く、優れた存在であり、暴力や支配とも結びつく『男らしさ』」というイメージを持つ役割としても一層強調されるようになった。戦士となった男性は、労働者階級に属する労働力の一部として新たな公的空間である戦場で労働を強いられた。「愛国」の名のもと、多くの若い男性が労働市場という公的空間から引き抜かれ、国家の必要とする「戦争経済」が優先された。これにより、男性は自身の労働の成果を享受する余地が狭まり、資本主義経済の枠組みの中で国家と軍需産業の利益のために労働力を搾取される構図が作られた。

男性が戦場に送られることにより、女性は新たな社会進出の機会を得ることとなり、「銃後婦人」としての役割が強調された。女性団体の結成や新たなアイデンティティの形成が進み、例えば「戦争協力する女性団体のメンバー」「女子挺身隊員」「女子通信隊員」「従軍慰安婦」などが登場した。これらのアイデンティティは、自発的な奉仕活動や政府主導の動員を通じて社会的役割を果たす一方で、性別役割分業を強化する要因となった。また、徴兵制の影響下で一時的に女性の社会的地位が向上する場面もあったが、多くの場合その変化は持続せず、戦後には再び女性が元の家庭内での役割へと押し戻される傾向が見られた。

戦争協力を目的に結成された女性団体の一つである、専業主婦を中心とした「大日本国防婦人会」は、「愛国」という正当化された理由のもと、「家庭」という私的空間から一時的に離れる機会を得て、戦士への支援活動を行った。具体的には、出征兵士にお茶を振る舞い、出征兵士を見送り、慰問袋を作成するなどの自発的な奉仕活動を行った。しかし、これらの活動もまた、女性が最終的に家庭という私的区間での「奉仕的な存在」として再配置されるものであった。さらに、女性の社会的役割の強化は、当時のメディアを通じてプロパガンダとして広められ、女性が奉仕労働に従事する姿勢を正当化することに繋がった。

「女子挺身隊」の女性たちは、長期間にわたり労働義務が課せられ、各地の軍需工場での労働を強いられた。このことで、「工場」といった公的空間は、戦士の男性が存在する戦場が新たな公的空間となったため、公的空間から私的空間への転換が生まれた。そのため、女性は公的空間で男性の役割を果たしながらも、依然として支援的な「銃後婦人」としての役割を担うこととなった。

徴兵制は、軍隊内でのジェンダーバランスを改善し、男女双方を徴兵制の対象にすることで、軍隊が男性優位の空間から多様性を持つ組織へと変化する可能性がもたらし、女性が意思決定の

<sup>358</sup> 本稿序章を参照。

<sup>359</sup> 本稿序章を参照。

場に関わるチャンスも広がる可能性をもたらした。しかし、軍属として従事した「女子通信隊員」は、男性と同様に軍隊で重要な役割を果たし、厳しい任務をこなしつつも、家庭制度を維持する目的で「軍属」として位置づけられていた。徴兵制によって女性が軍隊に参加する機会が増えても、性別役割分業の枠組みの中で、女性は依然として従属性の強化も感じる事となり、軍内部でも不平等な扱いを受ける可能性が存在した。

家制度と良妻賢母主義によって形成された国民意識に加え、母性神話と愛国教育の影響のもとで、戦時中には「愛国的な母」という女性像が構築された。この女性像は、戦争遂行のために女性の身体を国家の管理下に置き、女性が戦場に出るのではなく、兵士を育てる役割を担わせるものであった。このような母性神話は、女性の身体的自由の喪失を象徴するとともに、戦争という目的のために身体の自己決定権が国家によって支配される状況を示している。結果として、女性の身体は国家の管理下で規律化され、従属的な状態に置かれることとなった。

また、戦時中に「従軍慰安婦」として働かされた女性たちは、兵士と娼妓のヒエラルキーの中で「性的奴隷」として扱われ、その存在が男女間の階級を強化することとなった戦後も、この「性的な存在」としての女性像は継続され、占領軍への性的慰安を提供するために RAA と呼ばれる特殊慰安施設が設立された。公娼制度もその後「性風俗関連特殊営業」として存続し、女性は再び「性的な存在」として扱われることとなった。

戦争協力する女性団体のメンバー、女子挺身隊員、女子通信隊員、従軍慰安婦といったアイデンティティーは、戦時中に戦時生産を支える「労働力」として位置づけられ、銃後での奉仕労働を担いながらも、家庭労働を負う役割は依然として義務づけられていた。このため、徴兵制は国家がジェンダー規範を戦略的に利用した例といえる。男性には「国を守るために命を捧げる」ことが期待され、女性には「家庭を守り、未来の兵士を育てる」ことが役割として求められた。このようなジェンダー規範の強調は、戦争遂行のためのイデオロギー装置として機能し、同時に資本主義的には国民全体が「労働力」として動員可能な資源とみなされ、その生産性を最大限に引き出すように構造化されていた。

戦争協力と家事労働という二重の負担は、女性が家族や社会に奉仕する存在としてさらに強調された。資本主義的な視点から見ると、女性は低賃金で長時間働かされ、その労働力は戦争経済を支えるための「補完的資源」として活用された。加えて、戦後、男性が復員すると、女性は再び家庭へ戻ることが奨励され、「主婦」としての役割が強調された。これにより、女性の労働力参加は戦時中に拡大したものの、戦後には家庭内に押し戻される動きが見られた。資本主義的には、戦争で形成された労働力動員の仕組みが戦後の経済復興期において効率的に再編成され、企業中心の社会構造が確立された。

戦時中の徴兵制は、ジェンダー規範を利用して国家と資本の利益を最大化する仕組みとして機能した。男性には「戦士」としての役割を、女性には「奉仕的労働力」としての役割を割り当てることで、戦争遂行と資本主義的生産体制の両方を支える社会構造が作られた。この両面性は、戦後もジェンダーの固定観念や労働市場の男女格差という形で影響を残し続けており、家庭依存症を形成する基盤を構築していた。

#### 4.3 銃後婦人としての意義とその限界

戦争勃発直後、女性たちが自発的に戦争に協力する団体を結成し、銃後事業を展開し始めた。台所から街頭へと女性の社会的役割が変わり、「銃後婦人」というアイデンティティーとして戦時中に活躍していった。そのような活躍は、当時の男性優位社会に生きている女性たちにとって、妻や母から新たなアイデンティティーを発見する機会となり、男性と同様に社会参加の機会、または国家のために貢献し、戦争に協力する機会となった。しかしながら、男性と同様に社会参加の機会が与えられたとはいえ、違いもあった。「銃後婦人」としての展開された事業には、婦人や子供のために運動を取り組んだ婦人選択獲得同盟や、家庭教育の振興を目的とする大日本連合婦人会が存在していたが、どの団体にも兵士、言い換えれば男性を中心として展開された形跡が

あり、それが出征兵士への見送りや慰問袋の作成、軍人への感謝・援助、遺族への慰問・支援などを含めた事業である。また、新聞では台所から街頭へ大活躍していた女性が報道されていたが、その後の国家政策と女性たちが展開していた事業内容からみると、当時の報道は奉仕精神を宣伝する意図があったと考えられる。

以上の2点から、女性が「銃後婦人」のアイデンティティを通して新たな社会的役割を得て、男性と平等の位置に付き、社会に進出したこととは言えない。そして「銃後婦人」として戦時中に銃後事業を展開した女性たち、とくに大日本国防婦人会の女性たちが戦争の終結に伴い、自然消滅してしまうことが明らかである。戦時中において、女性の社会的地位が一時的に改善し向上したとしても、それは自分自身としてのためではなく、国家と兵士のため、戦争遂行のために、「銃後婦人」として戦争中に限られた一時的なアイデンティティであった。戦争の終結により、戦場から帰還する男性に元の役割を譲らざるを得ず、「銃後婦人」は一時的な幻のアイデンティティに過ぎなかったことが明らかになる。さらに、1000万人の主婦をメンバーとする国防婦人会は、他の事業を展開することが困難であるため、大部分の女性が家庭婦人への復帰と関連している。ところが、戦争の終結により、戦時中、銃後に活躍していた婦人の姿が自然に消滅したとはいえ、銃後婦人から派生したアイデンティティが消滅できなく、戦争や銃後婦人としての影響も消滅できない。1955年6月9日に、「平和を愛し、こどもの幸を祈る日本の母親の意志を集結した『日本母親大会』」が東京で開かれた<sup>360</sup>。この大会は、同年7月に開催される「世界母親大会」を先立ち、三日間も続き、日本全国から2000名の母親が集まり、「何よりも大事な『子供』という宝を惨虐に奪いとる戦争に反対しなければならない」と、戦争責任を問うていた<sup>361</sup>。1997年11月に、戦争や軍事紛争のたびに伴う女性への性暴力を食い止めるために、「戦争と女性への暴力」国際会議が東京横浜で開かれた<sup>362</sup>。この会議をきっかけに、バウネット（Violence against Women in War-Network）が誕生し、翌年6月に日本ではVAWW-NET Japanも結成した<sup>363</sup>。一方では、終戦後、戦争責任が問われた対象には「銃後婦人」も存在していた。それが戦争に協力し、戦争支援を目的としての銃後事業を展開した「銃後婦人」への問いであり、「あの戦争のなかで失われた三万余の日本人の生命、二〇〇〇万に及ぶという中国人等のいのちに、女たちの責任もある」という問いである<sup>364</sup>。また、戦後、未亡人の生活難が深刻な社会問題となり、その背景や状況について、未亡人であった鈴木安蔵は以下のように記している。

戦争、戦災、引揚げ、それに加えてとどめなく深むインフレのために、未亡人の生活難がきびしくなり、生活戦の第一線に現われないわけにゆかなくなつたためである。そして未亡人が、とにかく問題となるのもこのためである。（中略）そのときと今は、男女平等の新憲法ができ民法の改正の實現しようとしている今日とで、女性の社会的獨立、労働の機會において、どれだけの改善がみられるであろうか。（中略）この世において、未亡人ほど組織力、團結や團體交渉の力をもたない層はないであろう。それに今日までの日本の封建的家族制度のたつたりのために、ほとんどすべての未亡人には、協同して仕事をするという訓練も機會もないことはもちろん、一人立ちして働く能力をうばわれてきた。教師、タイピスト、事務員など、ともかくまともな職業につく能力、資格さえ、何人の未亡人がもっているであろう。しみじみと、過去のゆがめられた家族制度のあやまりを感じな

<sup>360</sup>『社会科年鑑：学生図説 昭和31年版』（和光書房、1955年）、93～94頁。

<sup>361</sup>労働経済研究会編『日本労働年報 第8集（1955年）』（労働経済社、1955年）、169頁。

<sup>362</sup>山崎ひろみ「二〇〇〇年一二月、女性国際戦犯法廷の成功に向けて」『月刊状況と主体（271）』（谷沢書房、1998年7月）、90～91頁。

<sup>363</sup>高橋喜久江「『慰安婦』問題うごき——二〇〇〇年女性国際戦犯法廷『婦人新報 11月（1190）』（日本キリスト教婦人矯風会、1999年11月）、26頁。

<sup>364</sup>加納実紀代『わたしの銃後』（インパクト出版会、新装版：2020年）、82頁。

いわけにはゆかぬ。未亡人こそは、今日の極度にゆがんだ敗戦日本の、不合理な社会のもつとも大きな犠牲者であるところに、第一の「未亡人の問題」があると言わねばならない<sup>365</sup>。

鈴木氏の証言は、戦後の混乱と急速に進行したインフレが未亡人の生活を一層困難にしたことを強調している。特に、日本の封建的家族制度が女性の自立を妨げてきた歴史的背景を指摘し、これが未亡人たちの組織力や団体交渉能力の欠如、一人で生計を立てる力の喪失につながったと述べている。また、職業スキルや資格を持つ未亡人が極めて少ない現状を嘆き、その原因を過去の制度の歪みに求めている。さらに、新憲法制定や民法改正が進む中で、女性の社会的独立や労働機会がどれだけ改善されるのかについて疑問を投げかけ、未亡人が当時の社会構造における最も大きな犠牲者であることを訴えている。鈴木氏の指摘は、戦後日本における女性の地位向上や社会改革の必要性を考える上で、貴重な証言といえる。「未亡人の問題」を引き起こす原因について、鈴木氏は「社会制度自體の缺陷」を挙げ、その改善策として次のように提言を行っている。

各都村に廣く託児所が設けられるとか、不幸な未亡人のための共同作業場が設けられるとかだけでもせめて實行された場合を考えてみれば、十分うなづけることである。まして、社会制度が根本的に合理化されたなら、それぞれの能力に應じて、むしろ新しい生活の設計がなされうことは明らかである。おそらく今日までの極端な男性専制・女性隷属の時代におけるそして経済的窮迫に夜も日もくるしめられ、設備のない原始的な生活様式のための過重な家庭労働に身心をすりへらしてきた夫婦生活よりも、ある点では、はるかに明るく生きがいのある生活のいとなみがなされるであろう<sup>366</sup>。

鈴木氏の指摘は、男性専制・女性隷属の社会構造が女性の能力発揮や独立を阻害し、とくに未亡人が働く能力や機会を奪われてきたことを問題視している。また、託児所や共同作業場の設置を提案し、生活難に苦しむ未亡人の救済策として社会的支援の重要性を訴えている。加えて鈴木氏は、未亡人の再婚問題についても次のように述べている。

再婚は、もはや今日の常識として、それがその人の自覺した愛情に發することであれば、もはや問題はない。どうか新しい生活に入つて、より良く自己を生かしていただきたい。ただ今日の日本では、未亡人に對する社会一般の態度は恐ろしく冷たくだけでなく嫉妬ぶかい。のみならず男性一般が、いたずらに好奇的であり、あるいは不純であることも、否定できない。法的にも新しい理念からも何らかさしつかえのあるはずのないこの問題も、容易ならぬいばらの路である<sup>367</sup>。

鈴木氏は、社会の未亡人への偏見や不寛容な態度を批判し、再婚の意義を「新しい生活への希望」として肯定している。同時に、社会制度が個人の自由や幸福を阻害している点を強調し、女性の独立や多様な生き方の必要性を訴えている。また、鈴木氏は結婚そのものの在り方についても次のように論じている。

夫婦生活が、かならずしもすべての人間の最善の生活だとは言えない。た

<sup>365</sup> 鈴木安蔵「未亡人のすくい—幸福をどこに求めるか—」『婦人生活 1(8)』（婦人生活社、1947年12月）、4～5頁。

<sup>366</sup> 同上。

<sup>367</sup> 同上。

だ、それが自然な生活であり、男女おのおの一人での生活は不自然である  
とは言う。世には夫婦生活に入つたために、かえつてその人々の能力  
の發揮がさまたげられ、また眞の幸福を失つた場合もけつして少なくない。  
あるいは學者として、藝術家として、あるいはまた遠く外國に宣教師として、  
ひとりの生活を神に、人類にささげた多くの女性をわれわれは知つて  
いる。それは貴い生活であり、幸福の生き方である。女性の獨立、自覺、  
教養の向上が社會的に完成した社會においては、當然ますます多く、こ  
うした生活の仕方が生じてくるとおもふ。苦悶なく、むしろみちたりて、一  
人の生涯をすごす道も、今後はひろくひらかれるとおもふ。これは、その  
女性自身の資質、性格の問題であるとともに、やはり今後の社會制度の問  
題である<sup>368</sup>。

ここでは、結婚や家庭生活を絶対視する価値観に疑問を呈し、女性の自己実現や獨立の可能性を  
社會が支援する必要性を訴えている。鈴木氏の見解は、終戦後の生活難による価値観の転換が女  
性たちに「家出」の意識、すなわち家庭からの獨立や新しい生き方の探求を促したことを示唆し  
ている。このような「家出」意識は、従来の性別役割分業や社会的規範が一時的に崩壊した経験  
と、それがもたらした自由や選択肢の可能性に起因していると考えている。

一方で、鈴木氏の記述での「家出」意識は、現代における新型コロナウイルス感染拡大による  
「女性不況」とも共通点が見られる。特に、非正規雇用に従事する性成熟期の女性たちは、生活  
基盤を失った際に直面する「家庭依存症」のリスクに直結している。この現象は、經濟的に自立  
できない状況が、女性を再び家庭に縛り付ける構造的問題を浮き彫りにしているといえる。戦争  
終結後、日本では法制度や社会政策が一定の進展が遂げたものの、その恩恵を実感できた女性は  
限られていた。特に、主婦として家庭復帰を余儀なくされた女性や、戦争未亡人として社会的孤  
立や經濟的困窮に苦しんだ女性にとって、法律の変化や社会制度の整備は必ずしも十分ではなかつた。

戦時中、女性たちが果たした役割は重要であり、国家や兵士のために尽力したことは否定でき  
ない。より重要なのは、戦争が女性に新たな可能性をもたらしたという点である。戦時中、女性  
たちは従来の妻や母としての役割を超えた新たな自分を模索し、「家出」意識が覚醒する契機と  
なった。この過程で、女性たちは単なる家庭の一員ではなく、自立した自己意識を持つ存在であ  
ることを、日本社会及び国際社会に示したと考えられる。女性の戦時中の貢献は、単に家事労働  
や家庭内の役割にとどまらず、男性と同じように社会の一員として自由に人生を選択する権利が  
あることを示す一歩となった。

しかしながら、戦後の女性たちの状況は決して樂觀的ではなかつた。主婦として家庭に戻るこ  
とを余儀なくされた女性や、社会的孤立に苦しむ未亡人が存在し、女性の役割が再び家庭に限定  
される傾向が強まった。現代日本社会でも、結婚や出産を女性の主要な社会貢献とみなす発言が  
散見される。例えば、元首相の菅義偉氏が2015年に「この結婚を機にママさんたちが『一緒に子  
どもを産みたい』という形で国家に貢献してくれればいい」と発言したことが物議を醸した<sup>369</sup>。  
このような見解は、明治時代の家制度や良妻賢母教育、さらには戦時中の愛国教育の名残として、  
女性を妻や母としての役割に限定しがちな社会的背景を映し出している。さらに、戦時中に活躍  
した女性たちの姿は、社会進出の可能性を示す一方で、女性を母親や奉仕者として固定化する新  
たなアイデンティティーをも構築した。これにより、戦争がフェミニズムにとっての転機となる

<sup>368</sup>同上。

<sup>369</sup>日本經濟新聞『菅官房長官「出産で国に貢献」 福山雅治さん結婚で』『Yahoo!ニュース』、2015年9月30日  
00時39分、

[https://www.nikkei.com/article/DGXLASF529H6D\\_Z20C15A9PP8000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASF529H6D_Z20C15A9PP8000/)、最終閲覧日2024年6月20日。



一方で、戦後における性別役割分業の基盤が強化される結果ともなった。

女性の社会的役割や選択肢を拡大するためには、法律や制度だけでなく、それを実効性あるものにするための文化的・社会的な支援や意識改革も不可欠である。結婚や家庭生活が全ての女性にとって最適な選択肢とは限らないという視点を踏まえ、社会全体で多様な生き方を可能にする環境を整えることが急務である。そのためには、女性が自己実現や経済的自立を追求できる社会的インフラや支援制度のさらなる充実が求められる。家庭にとどまることを望む女性も、そうでない女性も、いずれの選択も尊重される社会を目指すべきである。このような社会こそが、「家出」意識を真に実現可能な形で活かす道筋となるだろう。

おわりに

戦争勃発を発端として、愛国婦人会、大日本国防婦人会、大日本連合婦人会といった官製女性団体と、婦人団体連盟といった民間女性団体が結成された。これらの団体は「銃後婦人」というアイデンティティを持ち、銃後事業、救済事業、家庭教育振興事業で活躍していった。女性たちが自己意思で「家出」して戦時中に活躍していった姿は、これまでにない女性としての可能性を示し、フェミニズムにとっても大きな意義があった。とはいえ、戦争の遂行を実現するために、『国民の本義』や『臣民の道』といった教科書を発行し、国民化教育と愛国教育を行った。加えて「国家総動員法」の公布により、学徒と女性を含む国民全員を対象となる勤労働員が始まった。さらに、戦時中、人的資源を確保するために、「結婚報国」「産児報国」「産めよ殖やせよ」というスローガンが掲げられ、「国民優生法」「人口政策確立要綱」「戦時家庭教育指導要項」などの政策が実施された。これらの施策により、母性が強調され、女性が妻や母としての役割を重視する価値観を強化しようとする政府の姿勢が見受けられる。また、慰安所の設置により、戦争における女性の性奴隷化の正当化を図る事実も存在した。

このように国民全員を動員し戦況の緊急性が迫る中で、女性の妻や母としての社会的役割が強化され、家庭依存症が強化されていった経緯が示されている。女性の生的と性的協力を戦争で正当化する意図も示された。戦争の勃発により、家庭主婦ではなく「銃後婦人」として社会参加の機会を得た女性たちは、戦争終結後、このアイデンティティが自然消滅し、男性たちが元の社会的役割に復帰する一方で、多くの女性たちも家庭主婦に復帰せざるを得ず、戦争未亡人として社会に孤立し、経済的に困窮に苦しんだ女性も存在している。このことは、実質的に女性の社会的地位が変わらなかったことを示し、「銃後婦人」というアイデンティティの限界と、嫁や母として女性のアイデンティティが構築され、家庭依存症が次第に自然化していったことを明らかにしている。

さらに、戦時中に形成された「銃後婦人」のイメージが、戦後から現代の日本社会における性別役割分業の基盤を作り上げてしまった。次章では、戦後に浮き彫りになった性別役割分業を説明すると、国際的影響を受け、男女平等を意識して出されつつある政策を挙げながら、女性のアイデンティティの変化と家庭依存症の自然化をさらに考察する。

## 第5章 戦後の改革と家庭依存症の自然化

はじめに

1945年、戦争の終結に伴い、日本経済は壊滅的な打撃を受けた。翌年、政府が食糧緊急措置令を出さざるを得ないほど、戦争による過剰消費がもたらした極度の食糧難と物資不足が深刻であった<sup>370</sup>。一方、戦争終結による解放感を味わいながら、希望に満ちた民主主義国家として、日本政府は各種の改革が行われた。長年にわたって獲得しようとしてきた女性参政権をはじめ、女性の権利獲得も実現した。さらに、GHQ草案に基づいて新たな日本国憲法が公布され、人権や思想、表現、婚姻財産、政治、勤労の平等が法的に保障された。その上、民法が改正されたことにより、家制度が法的に廃止され解体された。続いて、朝鮮戦争によって特需景気及び、「電気洗濯機、電気冷蔵庫、白黒テレビ」という「三種の神器」が現れ、景気が好転し、「もはや戦後ではない」という言説が広まり、全体的に高度経済成長期に入ってしまった。

これらの施策により、女性向けの新たな職種や勤務機会が大量に生まれ、戦後に家庭に復帰してしまった女性たちにとって、新たな社会進出の機会となった。このように、女性の権利が法的に改善し、好景気によって社会参加の機会を獲得したが、明治時代に推進された良妻賢母教育と家制度によって根付いていた家長に対する絶対服従の意識、劣悪な工場環境下に形成された女軽男重の労働モデル、戦時中に正当化され強化された嫁と母としての婦徳による奉仕精神は、性別役割分業の基盤を構築した。加えて、戦争終結後には、経済的な需要により新たな雇用制度が形成される一方で、主婦として夫を支えるという社会的役割が強く求められるようになった。また、米軍占領下においては特殊慰安施設である RAA などの施設が設置され、「性風俗関連特殊営業」に関する法律の存在によって、女性は引き続き「性的かつ奉仕的な存在」として位置づけられる状況が続いた。

本章では、3節に分けて、戦後の法的改革を整理し、高度経済成長期が女性にもたらした影響について考察し、女性アイデンティティーの変化と男女役割分業に基づく雇用制度を説明する。第1節では、まず女性参政権を実現する経緯を説明し、その実現による結果と影響を論述する。次に、日本国憲法の公布により、女性に変化をもたらされた条項を説明し、それがどのような変化をもたらしたか、またどのような意義を持つかを説明する。最後に、民法改正による家制度の解体を述べ、その意義と限界を論じたい。第2節では、好景気を背景に、ライフスタイルが大きく変貌する中、日本社会が急速に高度経済成長期に移行していったことを考察する。そして、新しく登場した女性職種を考察し、その意義と限界を説明する。第3節では、まず日本国憲法改正と国際的な政策の影響を受けて、日本社会において行われた改革を整理する。次に、高度経済成長期以降、女性たちが主婦として夫を支える新たな雇用モデルの形成を考察する。最後に、その雇用モデルが女性にもたらした影響を論じ、家庭依存症の自然化について論じてみたい。

### 5.1 戦争終結に伴う法的変化

#### (1) 女性権利獲得運動の継続と婦選3案の実現

1945年8月15日正午、ラジオによる玉音放送で「大東亜戦争終結ノ詔書」が放送された。この放送を通じて、日本国民全員に「ポツダム宣言 (Potsdam Declaration)」、別名「日本降伏ノ条件ヲ定メタル宣言 (Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender)」の受諾が告げられた<sup>371</sup>。同年8月30日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが日本の厚木に到着した。9月2日には戦艦ミズーリ号で降伏文書の調印式が行われ、戦争の終結が告げられた。同時に、日本はGHQ (連合国軍最高司令官総司令部) による間接統治下に置かれ、軍事的、政治的、経済的、社会的な占領政策が開始された。同年10月10日、マッカーサーから当時の幣原喜重郎内閣

<sup>370</sup>多摩市史編集委員会編『多摩市史 通史編2』(多摩市、1999年3月)、665～667頁。

<sup>371</sup>外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集 第1巻 基本篇』(外務省政務局特別資料課、1950年9月)、7頁。

に対し、民主化と軍国主義の排除を目指す5大改革指令が出された。この指令には、女性参政権の付与による女性の解放、労働組合の結成奨励、教育の自由主義化、秘密警察の廃止などによる圧制諸制度の撤廃、経済機構の民主主義化が含まれていた<sup>372</sup>。

一方、第二次世界大戦前から、市川房枝らが婦選獲得同盟会を結成し、女性の結社権、公民権、参政権を要求する婦選3案の通過を目指して女性権利獲得運動を継続的に行っていた。戦後も、1945年8月25日に市川房枝、赤松常子、山高しげり、河崎なつ、山室民子、久布白落実らによって「戦後対策婦人委員会」が設立され、衆議院議員選挙法の改正や治安警察法の廃止などをGHQに申し入れた<sup>373</sup>。当時、1945年9月28日の「ポツダム」宣言の改正要点には「現在ノ段階ニ於ケル女子参政権ニハ反対ナリ」という内容が含まれ、女性参政権を実現する要望が強まり、改正への意思が社会的に強く示された<sup>374</sup>。5大改革指令にも女性解放が最初の条項として挙げられていた<sup>375</sup>。これらの行動や改革から、日本社会の安定のために女性の力を含めたさまざまな変革を期待したことが明らかであり、女性解放が民主主義化国家の設立にとって不可欠な一環であることも示されている。

戦争終結直後に最初に実現したのが女性結社権であった。10月15日の治安維持法の廃止、11月21日の治安警察法の廃止により、結社権が実現し、政治参加の制限が解除された。次に、日本国憲法の改正により実現したのが女性公民権であったが、これについては次節で詳しく説明する。婦選3案で最後に実現したのが女性参政権であった。1945年10月23日に「衆議院議員選挙制度改正要綱」が閣議に提出され、「女子ニモ男子ト同一ノ条件ヲ以テ選挙権及被選挙権ヲ認ムルコト」という条項が含まれていた<sup>376</sup>。同年12月17日、「改正衆議院議員選挙法」が公布されたことにより、男女平等に選挙権が20歳以上と定められた<sup>377</sup>。一般的に、参政権は選挙権や被選挙権などを意味するものとされ、文脈によっては政治に参加する権利、国民投票権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利なども指している<sup>378</sup>。この権利の獲得により、女性が正式に投票権と選挙権を行使することが可能となり、政治活動に参加することが可能となった。これを受けて、翌年1946年4月10日、戦後初の衆議院議員総選挙が行われ、約1,380万人の女性が初めて投票権を行使した<sup>379</sup>。その結果、39人の女性議員が誕生し、全体の8.4%を占めていた<sup>380</sup>。当時、男性が支配するGHQ上層部は女性の解放に対して消極的な態度を持ち、無関心であった<sup>381</sup>。そのような背景にもかかわらず、女性参政権の獲得と初めての女性議員の誕生は実現した。これは女性権利運動の成果を示すものであり、日本のフェミニズムにとって画期的な進歩となった。

<sup>372</sup>『新修石部町史』編さん委員会編『新修石部町史史料篇』（石部町、1990年3月）、668頁。

<sup>373</sup>日外アソシエーツ編集部編『日本女性史事典』（紀伊國屋書店、2016年4月）、97頁。

<sup>374</sup>宮沢俊義教授講「「ポツダム」宣言ニ基ク憲法、同附属法令改正要点」の（6）（外務省、1945年9月28日）、17頁。

<sup>375</sup>上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）、24頁。

<sup>376</sup>国立公文書館「衆議院議員選挙制度改正要綱」（1945年10月23日）、「一、選挙権及被選挙権ニ関する事項」の2より、<https://www.digital.archives.go.jp/img/1756401>、最終閲覧日2025年1月19日。

<sup>377</sup>男女共同参画局「男女共同参画社会基本法制定のあゆみ 執務提要」、<https://www.gender.go.jp/about/danjo/law/kihon/situmul-1.html>、最終閲覧日2024年6月28日。

<sup>378</sup>衆議院「法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書」、[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a192136.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a192136.htm)、最終閲覧日2024年6月28日。衆議院「衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する再質問に対する答弁書」、[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b192136.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b192136.htm)、最終閲覧日2024年6月28日。

<sup>379</sup>男女共同参画局「加藤大臣からのメッセージ「女性参政権行使70年」に寄せて」、<https://www.gender.go.jp/policy/sanseiken70/index.html>、最終閲覧日2024年6月28日。

<sup>380</sup>男女共同参画局「女性議員数の推移」、<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankaku/jokyo/2001/1-1-2.html>、最終閲覧日2024年6月28日。

<sup>381</sup>井上輝子、前掲書（2021年12月）、102頁。

## (2) 日本国憲法改正の経緯

戦争終結後、日本国憲法の改正は日本政府及び国民全員の新たな課題として迫っていた。1945年10月25日、「憲法改正ノ要否及必要アリトセバ其ノ諸点ヲ闡明スルニ在ルカラ、先ツ憲法全般ニ互リテ内外ノ立法例、学説等ニ関スル研究ヲ為シ十分ノ資料ヲ備ヘ以テ極メテ慎重ニ調査ヲ遂ゲントスルモノデアル」という目的のもと、憲法問題調査委員会を発足した<sup>382</sup>。その目的に応じて調査研究を行うために、幣原内閣の国务大臣であった松本烝治が委員長を務め、大学教授の宮沢俊義、河村又介、清宮四郎、枢密院書記官長の石黒武重、法制局関係長官の榎橋渡、入江俊郎、佐藤達夫ら憲法関係の学者が委員として構成され、顧問として憲法学の権威である清水澄、美濃部達吉、野村淳治に依頼した<sup>383</sup>。当時、東大教授であった宮沢俊義は、試案として甲乙丙案をとりまとめ、憲法問題調査委員会の審議対象としたが、1946年2月1日に甲案が『毎日新聞』によってスクープされた<sup>384</sup>。

権威で著名な学者数名を集めた一方で、憲法改正に関して日本政府は消極的な姿勢を持ち、1946年2月8日に一度憲法改正要綱をGHQに提出したが、拒否された。松本案が拒否された理由は、前述した1946年2月1日に『毎日新聞』によってスクープされた記事「憲法問題調査委員会試案」と、その記事での「あまりに保守的、現状維持的」という批判に関わっていると考えられる<sup>385</sup>。スクープされた後、その保守的な内容に驚いたGHQは、独自の憲法改正案の作成を決意した<sup>386</sup>。GHQ民生局は「天皇制の存続」「戦争の放棄」「封建制の廃止」というマッカーサー3原則を基に、憲法起草委員会を設置し、憲法草案の作成に取り組み始め、同年2月13日に日本政府にGHQ草案を手渡した<sup>387</sup>。日本政府はGHQ草案を基に、日本語に翻訳する作業を含め、内容を整理し、全条項がGHQと合意に達した上で、3月6日に「憲法改正草案要綱」が新聞などで公表された<sup>388</sup>。

1946年4月10日に戦後初の衆議院議員総選挙が行われ、女性議員が誕生したことを経て、内閣草案を衆議院に提出し、5月22日に第一次吉田内閣が成立し、6月20日に「帝国憲法改正案」を衆議院に提出した<sup>389</sup>。6月25日から開始された審議には、総選挙にて誕生した39名の女性議員も参加し、自分なりの意見や質問を提出した<sup>390</sup>。衆議院は、8月24日に、圧倒的多数で可決した修正済みの「帝国憲法改正案」を貴族院に送付した。8月26日から貴族院で審議が開始され、10月6日にさらに修正した改正案が多数可決され、翌日に衆議院が貴族院回付案に同意し、帝国議会の審議が終了した<sup>391</sup>。そして、11月3日に日本国憲法が公布され、翌年1947年5月3日に施行され、日本社会の法的基盤となる新たな憲法が誕生し、5月3日が憲法記念日となった。

## (3) 日本国憲法における平等に関する規定と教育の機会均等に関する規定

改正後の日本国憲法には、男女間の平等を含め、人権の平等、性差別の禁止、自己意思への尊重を示した条項が含まれている。第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられ

<sup>382</sup> 国立国会図書館「憲法問題調査委員会設置の趣旨」（1945年10月27日）、第一条、<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/039a/039atx.html>、最終閲覧日 2025年1月19日。

<sup>383</sup> 同上、第三条、第四条。

<sup>384</sup> 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第2巻』（有斐閣、1964年）、647～659頁。

<sup>385</sup> 古関彰一『日本国憲法の誕生』（岩波書店、2015年）、91頁。

<sup>386</sup> 衆院憲法審査会事務局『「日本国憲法の制定過程」に関する資料』（衆院憲法審査会事務局、2016年11月）、2頁。

<sup>387</sup> マッカーサー3原則の英語原文は以下の通りである。"I Emperor is at the head of the state. II War as a sovereign right of the nation is abolished. III The feudal system of Japan will cease." Three basic points stated by Supreme Commander to be "musts" in constitutional revision, 4 Feb 1946." (出典：国立国会図書館「資料名[Three basic points stated by Supreme Commander to be "musts" in constitutional revision]」（1946年2月4日）、

<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/072/072tx.html>、最終閲覧日 2025年1月19日。)

<sup>388</sup> 衆院憲法審査会事務局（2016年11月）、前掲資料、5頁。

<sup>389</sup> 同上、6頁。

<sup>390</sup> 井上輝子、前掲書（2021年12月）、103頁。

<sup>391</sup> 衆院憲法審査会事務局（2016年11月）、前掲資料、6～8頁。

ない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定され、性別を問わず、人権の平等を要求した<sup>392</sup>。第13条には、貴族制度による階級差の解消などを含めて、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されたことで、女性が嫁や妻、母ではなく自己意思に従って生きられる機会が得られ、自由を追求する権利が法的に保障された<sup>393</sup>。第14条には「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定され、性差別の禁止が明記された<sup>394</sup>。さらに、第13条には「②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」という追加条項があり、貧富や階級と関係なく、皇族としても、階級差の解消に関しては、例外を認めないことが明らかである<sup>395</sup>。

人権や階級の平等、性差別の禁止以外、自由意思に基づく婚姻関係の成立が法的に規定される条項が含まれている。それが「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定された第24条である<sup>396</sup>。第29条には、「財産権は、これを侵してはならない。②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。③私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用ひることができる」と規定され、財産権の平等を主張し、女性を含め、誰でも個人として経済的に支配する権利を獲得した<sup>397</sup>。

戦前、女性結社権利を制限していた治安警察法第5条が存在した。その法律の廃止を実現するために、女性選挙権、結社権、投票権という婦選3案を獲得する女性運動が盛んに発生していた。憲法第21条には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定されることで、集会と結社の権利を獲得しただけでなく、表現の自由も実現した<sup>398</sup>。さらに第19条には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定され、思想の平等を要求した。第23条にも、「学問の自由は、これを保障する」と規定され、学問、出版、言論の自由を実現するとともに、意識上の自由が実現でき、自己意思への尊重が感じられる<sup>399</sup>。

第27条には「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と勤労権利の平等が規定された<sup>400</sup>。さらに「②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」という追加条項では、賃金や勤務時間、休憩時間を含める勤務条件が法的に基準が定められることを示し、他の法律で、職場における平等が期待できるようになったのである<sup>401</sup>。また「③児童は、これを酷使してはならない」という追加条項では、戦前及び戦時中、子供が再び勤労に動員されないことが保障され、次世代への愛護を示した<sup>402</sup>。

政治上、選挙の平等については「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。

<sup>392</sup>e-GOV 法令検索「日本国憲法（昭和二十一年憲法）」、  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>、最終閲覧日 2025 年 1 月 19 日。

<sup>393</sup>同上。

<sup>394</sup>同上。

<sup>395</sup>同上。

<sup>396</sup>同上。

<sup>397</sup>同上。

<sup>398</sup>同上。

<sup>399</sup>同上。

<sup>400</sup>同上。

<sup>401</sup>同上。

<sup>402</sup>同上。



但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と第 44 条が規定された<sup>403</sup>。1945 年 12 月 17 日に公布された「改正衆議院議員選挙法」と同様に、選挙平等の趣旨を示したと同時に、さらに詳しく人種や性別、社会的地位、経済力、学歴などの差別の禁止を強調した。

また、日本国憲法には、教育機会の平等について明示した条項が含まれていないが、「女子教育刷新要綱」や「教育基本法」で実現した。1945 年 12 月に「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコト」を方針とする「女子教育刷新要綱」が閣議了解され、その措置には、女性の入学阻止に関する規定の改廃、女子大学の創設、男性青年学校と同等の教育内容及び修業年限などが詳しく定められた<sup>404</sup>。1947 年に、教育の目的と目標、学習の理念、教育の機会均等、義務教育、家庭教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政などを含める「教育基本法」が公布された。その中で、第 4 条の「教育の機会均等」では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と規定されたことで、男女間における教育の機会均等と男女共学の可能性を示した。さらに、同条の追加条項では「2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と記されており、福祉の強化が規定された。これらの法律の実施によって、男女間における教育機会が均等になり、教育内容の標準化が規定され、女性の教育機会が獲得したことで、女性の社会進出機会が増えた。

#### (4) 労働平等に関する規定と婦人少年局の発足

日本国憲法の第 27 条には、勤労権の平等を規定された。その②「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と③「児童は、これを酷使してはならない」という追加条項は、「労働基準法」の成立に伴い、さらに完備させた<sup>405</sup>。

労働基準法は 1945 年の「労働組合法」と 1946 年の「労働関係調整法」と労働 3 法と呼ばれ、1947 年 4 月 7 日、第一次吉田内閣によって公布された。これらの法律は、賃金などの労働条件について、均等待遇や賃金、深夜業などに詳しく分けられ、母性保護の視点から女性労働条件を改善し、さらに男女同一賃金を強調し、性差別の禁止に関する規定も含まれている。均等待遇について、「労働基準法」の第三条では「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」と規定された<sup>406</sup>。男女同一賃金について、第四条では「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」と規定された<sup>407</sup>。坑内業務の就業制限について、第六十四条の二では「使用者は、次の各号に掲げる女性を当該各号に定める業務に就かせてはならない。一 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性坑内で行われるすべての業務。二 前号に掲げる女性以外の満十八歳以上の女性 坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの」と規定された<sup>408</sup>。深夜業について、第六十一条では「使用者は、満

<sup>403</sup>同上。

<sup>404</sup>関連措置の原文は以下の通りである。「(イ) 差当り女子ノ入学ヲ阻止スル規定ヲ改廃シ女子大学ノ創設並ニ大学ニ於ケル共学制ヲ実施ス」「(ニ) 女子青年学校ノ教育内容及修業年限ヲ男子青年学校ト同等タラシム」(宮原誠一ほか編『資料日本現代教育史 1』(三省堂、1974 年 3 月)、23~24 頁。)

<sup>405</sup>e-GOV 法令検索、前掲資料、「日本国憲法(昭和二十一年憲法)」。

<sup>406</sup>厚生労働省「労働基準法」(1947 年 4 月 7 日)、

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=73022000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=73022000&dataType=0&pageNo=1)、最終閲覧日 2024 年 12 月 22 日。

<sup>407</sup>同上。

<sup>408</sup>同上。



十八才に満たない者を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満十六才以上の男性については、この限りでない」と規定された<sup>409</sup>。それらの条項では、労働者の差別禁止や妊娠中や産後一年の女性の坑内労働の禁止、満18歳に満たない女性に対する午後10時～午前5時までの深夜労働の禁止が規定され、母性保護を強化するとともに、労働における性差別の禁止が規定された。

就業時間と休息について、第三十二条では「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。②使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない」と規定され、第三十五条では「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。②前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない」と規定された<sup>410</sup>。それらの条項により、1日11時間以上超えて働くとされていた戦前の労働時間が1日8時間と変更し、休日労働を禁止したことで、男女とも労働条件が改善された。一方、第三十二条の追加条項や第三十六条、第四十条により、労働時間の超過や延長、休日の労働を認める条件を定めたが、第六十条では「第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条、第四十条及び第四十一条の二の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない」と規定されたため、18歳以下の年少労働者や児童への保護を示した<sup>411</sup>。それらの規定から見られるように、女性を含め、労働者の修行時間が短縮され、休日労働が禁止されたため、長時間労働と過重労働が避けられ、勤労権が法的に保障された。

1946年5月28日、GHQの民間情報局で女性問題を担当したウィードは、年少労働者を含めず女性のみを対象として、女性労働問題だけでなく、女性の健康と福祉、家政学、消費者問題、成人教育などの幅広い分野に取り組む婦人局を設立することを提案したが、同年8月17日、GHQ上層部によって「女性ブロックの結成」と「フェミニズムの運動」の奨励を避けるべきだと警戒し、不必要な混乱や反発を起こす恐れもあり、女性だけでなく、社会的にも、民主主義に影響があると述べたため、婦人局設置の構想が却下された<sup>412</sup>。そして、労働基準法が公布された1947年に、労働省の発足と同時に、8月5日の衆議院労働委員会の熱弁や8月7日の衆議院本会議を背景に、家庭において母や主婦という社会的役割を持つ弱い存在とみなされる女性とその同じ弱い立場における年少者を行政的に保護すべきで、女性解放なしに日本の民主化はない視点から、女性と年少者を労働問題や女性問題に関わる機関として、9月1日に婦人少年局が発足した<sup>413</sup>。発足後、山川菊栄が初代局長となり、日本中央官庁での初の女性局長となり、売春における実態調査や、政府関係機関における男女別統計の要請、男女同一賃金や封建制の廃止などに関する啓発運動に取り組んだ<sup>414</sup>。このように、女性の社会進出に促進するために、法律や政策が整備されたが、実際には家庭制度が崩壊されずに、女性の社会的役割も変わらなかった。

## 5.2 家制度の廃止と女軽男重の労働モデル

### (1) 民法改正による家制度の廃止と貞操観念における性差別

第2章に言及したように、1871年に戸籍法が制定され、家が戸籍の単位となり、戸主が家という単位において主権を持つようになった。このような主権は、1898年に公布された明治民法により、さらに強化され、家族は戸主に絶対服従しなければならず、戸主が家族全員を統制して支配する絶対的な権利を持つようになった。さらに、明治民法が公布される前の当時の刑法においては、姦通罪が女性のみ対象としており、男性の貞操に対する制限は法的に長い間存在していなか

<sup>409</sup>同上。

<sup>410</sup>同上。

<sup>411</sup>同上。

<sup>412</sup>豊田真穂「女性労働行政の原点アメリカ占領下日本における労働省婦人少年局の設立」『アメリカ研究/2004 巻(2004) 38号』(アメリカ学会、2004年)、160頁。井上輝子、前掲書(2021年12月)、108～109頁。

<sup>413</sup>豊田真穂(2004年)、171～174頁。

<sup>414</sup>井上輝子、前掲書(2021年12月)、109～110頁。

った。1947 年、新憲法第 24 条では「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と男女両方の権利が平等であり、婚姻に関しては女性も自己意思に従う権利を持っていると規定されたため、一つの単位とする家において、家長となる戸主が絶対的な主権を持つと規定されている民法は、憲法に反しており、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」を実現するため、民法の改正が必要となった<sup>415</sup>。

1947 年 12 月 22 日、民法の大改正が行われ、戸主および戸主権が廃止され、「男ヲ先ニス」という家督相続順位が廃止され、均分相続が確立され、姦通罪が「配偶者に不貞な行爲があつた」（770 条）と改正されたことで、家制度が解体された<sup>416</sup>。そのような状況は、労働省によって「すでに 21 年 4 月の総選挙では、婦人の参政が実現しており、さらに 22 年 5 月の新憲法施行によって男女平等も保障されていた。この時期に婦人少年局が誕生し、婦人の地位は日に追って向上していった。そして 23 年 1 月には、改正民法が施行され、「婦人の解放は、法制の上では完全に実現した観があつた」と評価されていたように、女性に関する権利は、日本国憲法と民法の改正によって画期的に改善されたとも言えるだろう<sup>417</sup>。

一方で、法整備が進む中においても、男女間で貞操に対する異なる姿勢が示されてきた。例えば、戦後の日本を占領した連合国軍の兵士に対する奉仕を目的として、国家主導で設置された特殊慰安施設である RAA が存在していたことが象徴的である<sup>418</sup>。また、現在に至るまで公娼制度は「性風俗関連特殊営業」という形で存続しており、女性は依然として「性的つか奉仕的な存在」として位置づけられ続けている<sup>419</sup>。これらの歴史的背景は、女性が社会の中で「家庭依存症」を内面化し、それが自然なものとしてみなされる過程において、外部的な要因として積み重ねられてきたものともいえる。

## （2）女軽男重という労働モデルの継承と教育及び労働における男女差別

終戦直後の従業者数について、商工省調査統計局が刊行された「工業統計表」によると、1945 年の従業者数は 2,234,667 人、1945 年末の職員数は 425,348 人、男性は 328,249 人（77.2%）、女性は 97,009 人（22.8%）、1945 年末の職工数は、1942 年の 2,193,870 人と比べて、1,730,587 人まで減少し、男工は 1,324,247 人（65.6%）、女工は 595,340 人（34.4%）であった<sup>420</sup>。産業別からみると、女工の割合が最も高いのが紡績工業で、男工なのが金属工業であり、紡績工業において職工数 282,280 人中、女工は 232,525 人（82.4%）、男工は 49,755 人（17.6%）であり、金属工業において、職工数人中、女工は 32,454 人（16.5%）、男工は 164,621 人（83.5%）であった<sup>421</sup>。このデータから、女性従業者数が男性と比べて、職員は 3.38 倍、職工は 1.9 倍の差があったことがわかる。そして、女工割合が最も多いのが軽工業の紡績工業と、男工割合が最も多いのが重工業の金属工業からみると、明治から形成されてきた女軽男重という労働モデルが戦後に継承したことが明らかである。

1958 年に公布された「中学校学習指導要綱」には、必修科目を「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」という 8 科目に分けられた<sup>422</sup>。「技術・家庭」という必修科目を説明する第 8 節には、「各学年の目標および内容」について、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、『各学年の目標および内容』は

<sup>415</sup> e-GOV 法令検索、前掲資料、「日本国憲法（昭和二十一年憲法）」。

<sup>416</sup> 国立書院編輯部編、中川善之助監修、前掲書（1948 年）、42 頁、89 頁。

<sup>417</sup> 労働行政調査研究会編『労働省二十五年史』（労働行政調査研究会、1973 年 6 月 19 日）、157 頁。

<sup>418</sup> 本稿第 2 章第 2 節を参照。

<sup>419</sup> 同上。

<sup>420</sup> 商工省調査統計局『昭和二十年 工業統計調査 上巻』（商工省調査統計局、1947 年 9 月）、2～3 頁、図表工場数及従業者数。

<sup>421</sup> 同上、6～7 頁。

<sup>422</sup> 「中学校学習指導要綱」（1958 年）、<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s33j/chap2-8.htm>、最終閲覧日 2024 年 9 月 30 日。

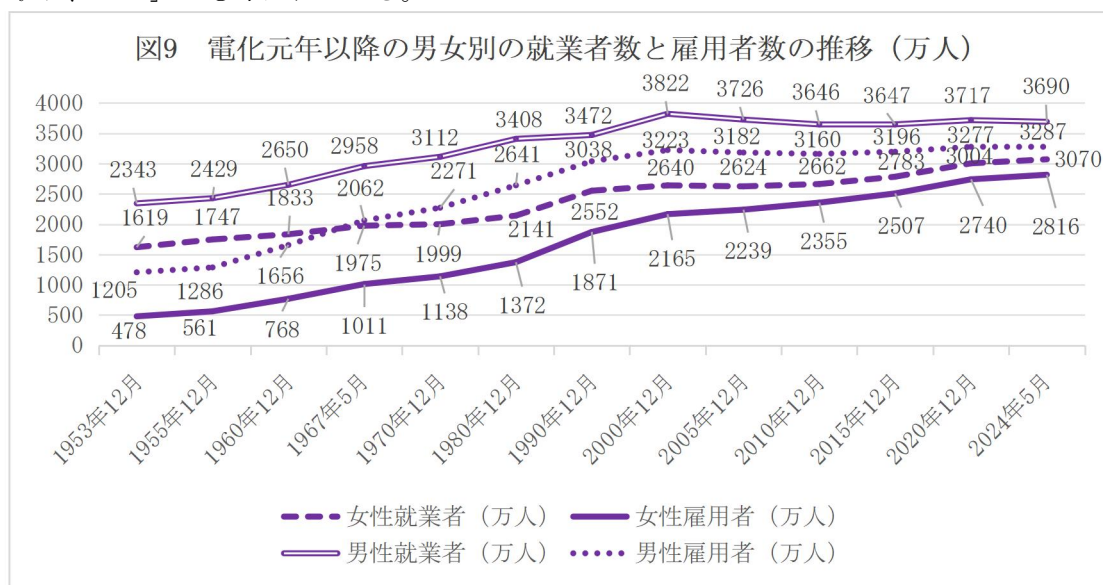
男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける」と明記されていた。さらに、学年別の学習内容について、男性は設計・製図、木材加工・金属加工、栽培、機械、電気に関する技術を学習の目標と内容とされたことに対して、女性は調理、被服製作、設計・製図、家庭機械・家庭工作、保育に関する技術を学習の目標と内容にされていた。

当時では、結婚を理由として女性を退職させられる結婚退職制は、1966の「住友セメント事件」までに存在していた。さらに男性が55歳、女性が30歳という男女別の定年年齢は1969年の「東急機関工業事件」までに存在していた。現行法律では、結婚退職制も男女別定年年齢（現在2024年では定年年齢が60歳を下回ることができないと定められている）はすでに存在していない<sup>423</sup>。しかし、戦後、日本国憲法の改正だけでなく、労働や教育に関する法律の完備、民法の改正により、家制度が廃止され、ある程度の性別平等を実現したとはいえ、数十年前の請願書や依然として維持している夫婦同姓制度や女軽男重という職工の割合、技術と家庭という男女別の必修科目、結婚退職制、男女別の定年年齢から、家制度や良妻賢母主義、「男は外、女は内」というステレオタイプを温存する慣習や規定が社会に根強く残され、家庭依存症の自然化に結びついている。

### 5.3 経済成長期における変化

#### (1) 特需景気と女性雇用者数の増加

1950年に、朝鮮戦争が勃発し、米軍から繊維製品などが大量に発注された。米軍の大量受注を機に日本は繊維産業や鉄鋼業をはじめ、産業化の進みが著しくなり、「糸へん景気」「金へん景気」と呼ばれている特需景気を体験し、それによる経済成長をもたらした。それと同時に、労働力の需要が急速に増加し、家に主婦として育児や家事を担った女性たちは、新たなアイデンティティを獲得し、社会参加の機会が訪れたのである。1950年の国勢調査によると、紡績工、事務員、販売員、女中が女性の四大職業となった<sup>424</sup>。当時、電気洗濯機、電気冷蔵庫、白黒テレビと呼ばれている「三種の神器」が市場に出て、電化元年という1953年から電化製品が急速に普及した。その後、経済成長の進行により、1960年代にカラーテレビ(color television)、クーラー(cooler)、カー・自家用乗用車(car)は新たな「三種の神器」に代わり、それぞれの頭文字を取り、「3C」とも呼ばれている。

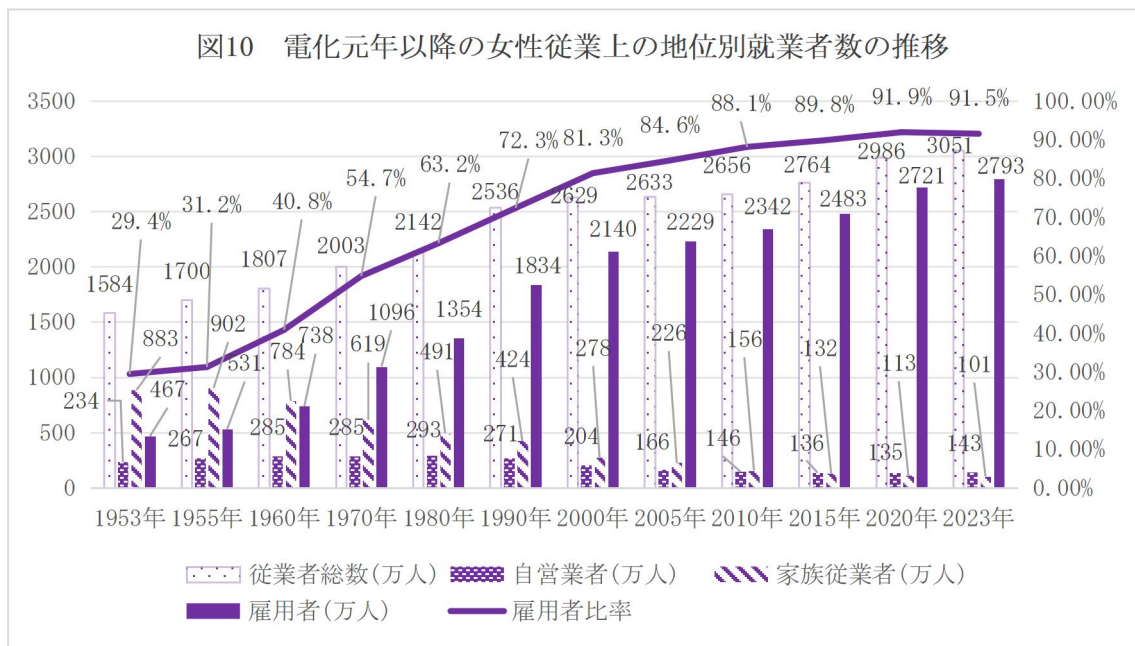


（出典：総務省「労働力調査」により作成<sup>425</sup>）

<sup>423</sup>厚生労働省「モデル就業規則」、67頁、<https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf>、最終閲覧日2024年7月23日。

<sup>424</sup>清水美知子「1950～60年代における〈女中〉イメージの変容：「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」をめぐって」『研究紀要』5（関西国際大学、2004年3月）、92頁。

<sup>425</sup>総務省「労働力調査 長期時系列表1 a-1 主要項目（労働力人口・就業者・雇用者・完全失業者・非労働力人口・完全失業率）－全国、月別結果、1953年1月～」。



(出典：総務省「労働力調査」により作成<sup>426)</sup>

戦後、主婦の役割に復帰した女性たちは、子育てや家事など、家庭内労働において中核的な役割を担うようになった。電化製品の急速な普及により、暇な時間が作られ、家事の負担が大きく軽減し、パートタイム労働が可能になり、女性雇用者数も上昇した。上記の図9と図10のデータから見られるように、電化元年以降の女性就業者数と雇用者数が大きく増加し、1953年から1960年までの女性雇用者数が10%上昇し、40.8%に達し、1967年に女性雇用者数が初めて1000万人を超えていた。このように、日本社会で産業化に大きく貢献した女性たちは、「職業婦人」として華やかなイメージを持ち、「BG (Business Girl)」と呼ばれるようになった。しかし、1963年頃、「Business Girl」という表現には「売春婦」という意味も含まれるとの指摘があり、同年9月にはNHKによって放送禁止用語とされた。<sup>427)</sup>その後、OL (Office Lady) という呼び方は雑誌『女性自身』で「東京オリンピックで来日する外国人の誤解を防ぐため」を理由として新たに選出した<sup>428)</sup>。社会進出を進んだ女性のアイデンティティーとして、新たなOLが誕生したのである。

経済成長期においては、職場で週6日朝から晩まで働かなければならないシステムが普及していたため、男性のサラリーマン化と、夫の勤務時間を支えて家で家事と育児を専念するための女性の主婦化が進んだ<sup>429)</sup>。産業化、工業化の発展に伴い、地元から都心へと移動し働き始めた若者が多く、核家族化が進んだ。さらに、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、1953年の世帯数は17180で、2022年に54310に増加し、1世帯あたりの平均世帯人員は5.00から2.25人へと半減すると減少している傾向と示されており、核家族化は現在までに継続している<sup>430)</sup>。また、主婦化が進んでいると同時に、経済成長期初期から増加しつつある女性雇用者数が、女性の短時間雇用者数が増加したことに関わっている。

<sup>426)</sup>総務省「労働力調査 従業上の地位別就業者数（自営業主、家族従業者、雇用者など），1953年1月～」。

<sup>427)</sup>濱口桂一郎『働く女子の運命』（文藝春秋、2015年12月）、60頁。

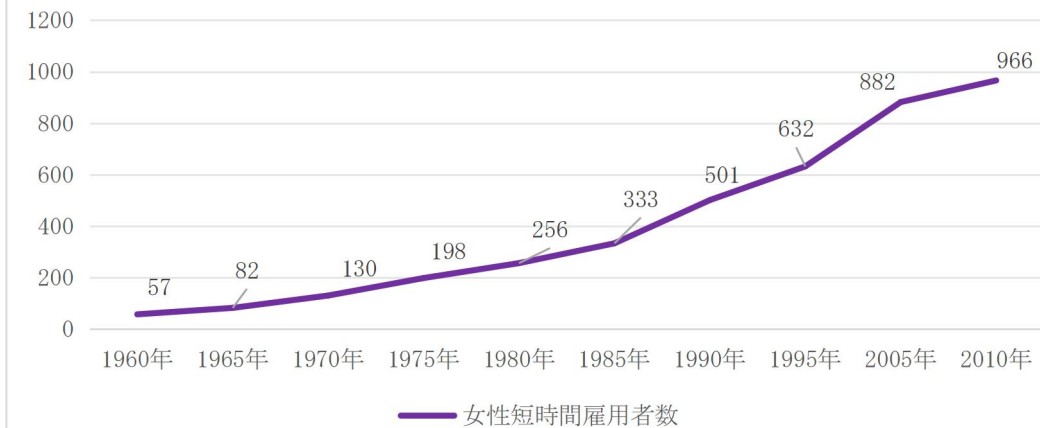
<sup>428)</sup>同上。

<sup>429)</sup>山田昌弘「男女共同参画は、日本の希望（2）大きな時代変化の中で」『共同参画』2013年6月号、  
[https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2013/201306/201306\\_08.html](https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2013/201306/201306_08.html)、最終閲覧日2024年7月23日。

<sup>430)</sup>厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年、3頁。



図11 女性短時間雇用者数（万人）



（出典：1960～2010年データの出典：厚生労働省「労働力調査」。1960年データと短時間雇用者定義の出典：『婦人実情の現状』、24頁。短時間雇用者数とは、週間就業時間が35時間未満の雇用者という。）

図11で示されているように、女性短時間雇用者数が増加しつつ、1960年から1965年には25万人増加、1965年から1970年から48万人増加、1970年から1975年から68万人増加、1975年から1980年から58万人増加、1980年から1985年から77万人増加、1985年から1990年から168万人増加、1990年から1995年から131万人増加、2000年から2005年から250万人増加、2005年から2010年から84万人増加となっており、1960年から、ほぼ5年ごとに短時間雇用者数が増加し、女性全体の雇用者数も増加していった<sup>431</sup>。女性の社会進出が進んでいるものの、長時間労働に基づく雇用制度に就きにくい女性にとっては、夫を補助するために短時間労働者として、家庭に依存し続けていった場合が多い。経済成長期は、このように1956年の『経済白書』の結語に「もはや戦後ではない」と書かれたように、1950年代後半から、戦争節約から消費型ライフスタイルへと変容が進み、日本社会は1973年の石油危機までに続けていった高度経済成長期に移行した。

## （2）「幸せ主婦」時代の出現

戦後、婦選3案の実現をはじめ、新憲法において人権や階級の平等、性差別の禁止などが定められ、勤労権の平等も法的に規定され、家制度が廃止されるなど、法的には男女平等の実現が進んだ。しかし、実際には社会においては性別役割分業が根強く残り、とくに家庭における女性の役割が強調される時期が続いた。この背景には、法的平等の実現と並行して、家庭における幸福感を重視する価値観が浸透し、女性が家庭内で幸福や満を感じることが社会的に求められたことがある。これにより、男女間の支配や隷属感は一時的に緩和されたが、その代わりに女性の自立が難しくなり、家庭に依存することで「幸福」を感じる価値観が再生産された。この時期について、金森トシエ、北村節子の先行研究には以下の内容を記している。

戦後の男女共学と職場の男女交際の歳月は、恋愛結婚組もふくめて夫婦の間に友だちのような一種の平等感をもちこんだ。少なくとも二〇代、三〇代の主婦たちは、その母の世代のように関白亭主の横暴さに泣かされる体験から

<sup>431</sup>1960年のデータの出典：労働省婦人局『婦人実情の現状』（1985年8月）、24頁。1960～2010年データの出典：厚生労働省「労働力調査」、

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001orbi-att/2r9852000001orfa.pdf>、最終閲覧日2024年7月23日。



も解放された。史上はじめての、大量なサラリーマン家庭の発生、そして大量の『幸せ主婦』出現の時代であった。〈平和と繁栄の城〉とタイトルを掲げた『読売新聞』社会面の連載記事（三七年一月）は、東京と大阪の団地の二〇〇〇世帯を対象にした調査では、夫の思いやりから性生活にわたって、妻たちの「まあ満足」という回答が上位を占めたと伝えた。従来の『やや不満』が上位、というパターンを破った点で日本女性史上初の『まあ満足夫人』の誕生と、調査を分析した社会学者はコメントを付している<sup>432</sup>。

この内容から示されているように、戦後の男女共学や職場での男女交際が進んだことによって、結婚した夫婦の間には、友達のような一種の平等感が生まれた。その結果として、20代、30代の主婦たちは、母親世代が経験したような横暴な夫婦関係から解放され、サラリーマン家庭が普及する中で「幸せ主婦」が登場した時代が到来した。また、当時の調査結果によると、妻たちは夫の思いやりから満足感を感じるようになり、従来の不満が上位を占めていた状況が変わり、初めて「まあ満足夫人」が誕生したことが報告されている。この時期、女性が「家庭」から幸福を感じ、主婦としての喜びを実感することが一般的な価値観となった。その価値観を反映した寄稿が雑誌に掲載されていた。

涼風が吹いてくると、俄然、食欲がわいてくる。それとともに料理の腕も、もぞもぞします。食べたいと思った物を自分で好きに料理できる幸せ、主婦の喜びを実感するのも、こんな時である<sup>433</sup>。

この掲載には「食欲がわいてきて、料理ができる幸せ」を感じる「主婦の喜び」が記されており、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が「自然なもの」として受け入れられていた。この価値観は、結婚を女性の幸福として位置づけ、主婦業を女性の重要な役割として肯定するものであった。このような価値観に対する肯定的な考え方について、先述の先行研究には以下のような内容が記されている。

結婚は女の幸せ、主婦業はやりがいのある女の役割——という日本の女の結婚観、主婦意識は、こうした時代背景のもとで多くの女性の中にしっかり根をおろし、あとに続く娘たちも結婚と主婦の座に未来の夢を託した。当時大阪の府立高校カウンセラーが、阪神間の女子高校三年生二〇〇〇人に『女性の幸福について』作文を書かせたことがある。その結果は——『肩を寄せ合う若い夫婦。夫の腕にはかわいい赤ちゃんが……ありふれた光景です。でも、その若い妻の笑顔は忘れられません。良き妻、良き母として生きることが、平凡でもどんなに女性の幸福であることでしょうか。』といった結婚観が全体の七割をしめており、『才能を生かして仕事をする』『私の母は離婚して苦労した。夫一人に自分の生涯の幸福を託すのは危険』『女性も自立を』などの意見はごく少数派にとどまっていた。（中略）多くの主婦は「男は仕事・女は家庭」という封建武士家庭を原型とする性別役割分業を肯定し、評価し、満足し、多くの未婚の若い娘たちがあとに続いた<sup>434</sup>。

<sup>432</sup> 金森トシエ、北村節子『専業主婦の消える日：男女共生の時代（いま家族を問う；1）』（有斐閣、1986年10月）、115～116頁。

<sup>433</sup> 国吉百合子「フラワー手作り教室 時に応じて選べるパスタ料理」『消費と生活：consumer magazine（158）』（消費と生活社、1987年11月）、94頁。

<sup>434</sup> 金森トシエ、北村節子、前掲書（1986年10月）、116～117頁。

阪神間の女子高校生への調査では、若い女性たちが「良き妻」「良き母」というアイデンティティを通じて「女性の幸福」を実現することを望んでいたことが明らかであった。とくに、「良き妻、良き母として生きること」が女性の幸福の象徴として広く認識されており、これが若い世代にも強く影響を与えていた。1976年の「婦人に関する世論調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成するか否かを尋ねる設問があり、当時の家庭に対する依存を支持する意識は約半数を占めていた。具体的には、「同感する（48.8%）」、「同感しない（39.9%）」、「不明（11.2%）」という結果となっている<sup>435</sup>。わずか3年後の1979年の調査では、賛成する意識が半数から7割に増加し、「賛成（29.1%）」、「どちらかといえば賛成（41.0%）」、「どちらかといえば反対（18.3%）」、「わからない（7.1%）」、「反対（4.1%）」という結果となった<sup>436</sup>。これにより、家庭内の女性の役割が自然なものとして受け入れられる背景には、社会全体で家庭依存を価値あるものとして評価する傾向が見て取れる。このような価値観の中で、女性たちは家庭に依存することが理想的な選択肢として認識され、社会的にもその役割が強調されていたことがうかがえる。さらに、この傾向は「家庭依存症」の自然化と密接に関連していると考えられる。

### （3）高度経済成長期以降の性別平等に関する国際的文書

#### （イ）国連と国際婦人年と母性保護の強化

女性の社会的地位の向上を目指して、社会や経済のあらゆる分野における女性に対する差別の撤廃やその分野に関する諸女性問題の解決、性別平等を実現するために、1975年から、いくつかのその後の数十年間に日本社会における性別平等に影響を与えた国際的変化が起こった。

まずは1975年6月19日から7月2日までに国連によってメキシコで開催された平等・発展・平和」をテーマとする国際婦人年世界会議である<sup>437</sup>。世界133ヶ国の他、PLO等の8つの民族解放団体、7つの国連機関、8つの政府間機関、オブザーヴァーとする98の非政府機関を参会者としていた<sup>438</sup>。婦人問題審議会会長である藤田たきは日本の首席代表として、特別顧問としての超党派女性議員10名を含め、総計25名が参加した<sup>439</sup>。その会議では、1975年を「国際婦人年」と指定し、「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年のメキシコ宣言」を宣言し、「男女平等の促進」「開発努力への婦人の全面的な参加の確保」「国際平和への婦人の貢献に関する行動を強化すること」を国際婦人年の10年の目標として定めた上、「国際婦人年の目標：現在の施策及び計画」「国際平和の強化及び人種差別撤廃等への婦人の参加」「男女の地位及び役割の変化、及び、平等の達成にとっての障害」「男性と対等な立場での、婦人の開発過程への参加」「世界行動計画」などの12項目が議題とされた<sup>440</sup>。また、母子への保護や高齢者の配慮を示す社会福祉に関しての議題が行われ、第2委員会によって「婦女子の搾取防止」「母親及び児童の健康の保護」「婦人による財政的援助の利用」「老人、身体障害者を含む婦人に対する社会保障及び家族保障」などの28の決議案が採択された<sup>441</sup>。そして、「世界行動計画」の101には「婦人のみを対象とする保護立法は、科学的、技術的な見地から再検討を加え、必要に応じ改訂、廃棄又は全ての労働者にその適用を拡大すべきである」と記され、さらに、16には従来の性別役割分業について疑問を提出し、以下のように明記されている。

<sup>435</sup>内閣府「婦人に関する世論調査（昭和51年8月調査）」、  
<https://survey.gov-online.go.jp/s51/S51-08-51-08.html>、最終閲覧日2024年12月3日。

<sup>436</sup>男女共同参画局『平成30年版男女共同参画白書』（男女共同参画局、2018年）、117頁。

<sup>437</sup>外務省国際連合局『国際婦人年世界会議報告：世界行動計画及び宣言』（大蔵省印刷局、1977年3月）、3頁、7頁。

<sup>438</sup>同上、4頁。

<sup>439</sup>同上。

<sup>440</sup>同上、3～5頁、65頁。

<sup>441</sup>同上、10～11頁。

男女平等の達成とは、両性とその才能及び能力を自己の充足と社会全体のために発展させる平等な権利、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭及び社会の中で両性に伝統的に割当てられてきた機能及び役割を再検討することが肝要である。男女の伝統的役割を変える必要性を認識しなければならない。婦人をあらゆる社会運動に同等に参加させるためには、家事の負担を軽減するような社会的に組織されたサービスが設立、維持され、特に子どものためのそれが提供されなければならない。家庭と子どもについて、男女の共同責任が受け入れられるためには、主に教育を通じ、社会通念を変えるためのあらゆる努力が、払われるべきである<sup>442</sup>。

このように、従来の性別役割分業による男女の機能と役割の再考と変革が求められた。当時は、家事が女性の役割の一つとして認識され、その負担を軽減するためのサービスの整備が必要とされた。さらに、女性を徹底的に家庭から解放するためには、意識改革が必要であり、家庭や子供に対する責任は、父親と母親の両方が負うべきものであるという認識が重要視された。そのため、教育制度の改正の必要性も指摘された。一方で、採択された 28 決議案の中には、母性に関するものや「世界行動計画」の中で「一個の人間としての婦人の人格の全的な発展」「婦人が母親として勤労者として及び市民として開発」に参加することなどが強調され、また「栄養改善、衛生、母親と子供の健康管理、母親教育を通じて、幼児、児童、母親の死亡率を低下させるための計画」も提案された<sup>443</sup>。このように、女性と母親という役割が密接に結びついており、母性への保護が強化されたことが強調されている。

女性が母親としての役割を果たすべきだという考えが示されているが、確かに生物学的には男女とも生殖機能を持っているものの、それを行わせるかどうかは本人の意思に基づいて決めるべきである。母親になりたい女性に対する保護は必要だが、それは法律上明記されるべきである。ただし、母親になることが女性の「義務」であるという考えは、国家の人口維持や家制度の存続のために女性に押し付けられた社会的役割の一部である。母親になるかどうかを自由に選択できる権利がなければ、女性の完全な解放とは言えない。法律が妻や母の役割を公然と求めているとしても、母性神話を維持する社会環境下では、女性は国家によって家庭内の役割を押し付けられ続けるだろう。

#### (ロ)国際労働機関の勧告と家庭的責任の提起

国際労働機関 (ILO, The International Labour Organization) は 1919 年に第一次大戦を終結させたヴェルサイユ条約の一部として 1919 年に創設され、1920 年の夏にスイスのジュネーブへ移転し、フランスのアルベール・トマス (Albert Thomas) が初代ディレクターに就任し、2 年未満の間に失業 (第 1 号 1919 年の失業勧告) や女性及び児童の保護 (第 4 号 1919 年の鉛中毒 (婦人及児童) 勧告)、労働時間 (第 7 号 1920 年の労働時間 (漁業) 勧告、第 8 号 1920 年の労働時間 (内水航行) 勧告)、出産保護 (第 3 号 1919 年の母性保護条約、第 12 号 1921 年の母性保護 (農業) 勧告)、女性の夜間労働 (第 13 号 1921 年の婦人夜業 (農業) 勧告)、最低年齢と若年者の夜間労働 (第 14 号 1921 年の児童及年少者夜業 (農業) 勧告) などの問題に関する国際労働条約と勧告が採択された<sup>444</sup>。その中では、第 3 号の出産保護について、12 週間の産前産後休暇やその

<sup>442</sup>同上、37 頁、20 頁。

<sup>443</sup>同上、22 頁、39 頁。

<sup>444</sup>英語の原文は以下の通りである。"It was created in 1919, as part of the Treaty of Versailles that ended World War I, to reflect the belief that universal and lasting peace can be accomplished only if it is based on social justice." "The ILO moved to Geneva in the summer of 1920, with France's Albert Thomas as its first Director. Nine International Labour Conventions and 10 Recommendations were adopted in less than two years. These standards covered key issues, including: hours of work, unemployment, maternity protection, night work for women, minimum age, and night work for young persons." "1920, ILO Assistant

間の金銭的給付、医療給付、解雇されない権利及び、労働時間中に1日2回30分の哺育時間などが定められた。その後、男女労働者に対する同一価値の労働に同一報酬を規定する条約（第90号、1951年）や母性保護に関する条約の補足も行われた。

1964年にILOの総会では、フィラデルフィア宣言に基づき、「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」とするILOの目的が再確認された<sup>445</sup>。1975年、ILOの総会では「女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言」および「女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議」が採択された<sup>446</sup>。1980年7月には、国連の「婦人の10年」の上半期の成果を確認し、下半期の方針を検討するために、145カ国の代表が集まり「雇用・健康・教育」をテーマとするコペンハーゲン会議が開催された<sup>447</sup>。これらに基づき、1951年の同一報酬条約や差別（雇用及び職業）条約（1958年）など、これまでに採択された関連条約や勧告が強化された。また、1981年には家族的責任に関する労働者条約（第156号）および勧告（第165号）が制定され、婚姻や家族的責任を理由とする直接・間接の差別を防ぐための措置が盛り込まれた。この条約では、子供や保護が必要な近親者に対する責任を有する男女労働者に対する平等な機会が求められ、家族の責任は男女双方が負うべきものとされた。しかし、社会通念や企業文化に根強い家父長制の影響から、こうした平等の実現には社会制度の根本的改善が必要である。そうでなければ、家族的責任に基づく平等な取り組みは困難である。女性が出産を通じて家庭内に役割を押し付けられるという固定観念や、育児が家庭内の義務とみなされる状況下では、女性の自由や人権が犠牲にされ、社会的役割が限定され続ける。

#### （ハ）女性差別撤廃条約

1979年12月に、第34回国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1981年に発効された。その条約は社会的や経済的あらゆる分野における両性間の差別の撤廃に関する条項を規定した他、社会機能としての母性を承認し、強調した。その条約の前文には、女子に対する差別が「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもの」「女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害」「社会及び家族の繁栄の増進を阻害するもの」「女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするもの」として認識し、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていること」「子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であること」「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であること」を認識し、女性差別の撤廃及び男女平等を実現することで、世界の平和と国家の発展、家庭の繁栄を実現し、女性の潜在能力を完全に開発できると主張した<sup>448</sup>。また、条約には女性の潜在能力を特定していたが、異なるコンセプトの出現や多様性の増加によって女性以外の人類の潜在能力も開発できると考えられる。

---

Director Harold Butler and Director Albert Thomas enjoy a moment of rest in front of the first ILO building, La Châtelaine (Pregny). This building now houses the Headquarters of the International Committee of the Red Cross.”（ILOの公式サイトの<https://www.ilo.org/ja/about-ilo/history-ilo>から筆者訳、勧告に関する内容はILOの公式サイトの<https://www.ilo.org/ja>から引用、最終閲覧日2024年7月20日）。

<sup>445</sup>同上、<https://www.ilo.org/ja>、1964年の雇用政策条約（第122号）。

<sup>446</sup>ILO、

<https://www.ilo.org/ja/resource/1981nian-no-jia-zu-de-ze-ren-wo-you-su-ru-lao-dong-zhe-tiao-yue-di-156hao-0>, accessed on July 20, 2024.

<sup>447</sup>軽部恵子「女性労働者に関する国際文書の国内適用：男女雇用機会均等法の事例研究(1)」『桃山学院大学社会学論集=ST. ANDREW'S UNIVERSITY SOCIOLOGICAL REVIEW』30（桃山学院大学総合研究所、1996年9月）、96頁。

<sup>448</sup>男女共同参画局「女性差別撤廃条約全文」、

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppei/joyaku.html](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppei/joyaku.html)、最終閲覧日2024年7月21日。



第1部の末尾には、締結国に対して、取るべきとする措置とその目的について、「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」「家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする」ことが記された<sup>449</sup>。第2部には母性と理由とする差別の防止と雇用分野における女性に対する差別の撤廃について、平等な労働の権利や同一の雇用機会、職業を自由に選択する権利、昇進の保障、労働の給付と条件、同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇、社会保障、作業条件に係る健康の保護、婚姻又は母性又は妊娠を理由とする女性に対する差別の禁止、親が両立できるための補助的な社会的サービスの提供と関連施設の設置と充実、保健サービスの確保、出産産後のサービスの確保などに細かく分けられた。

母性に関する内容は、前文、第1部、第2部に示されていた。特に、上述した第2部の内容では「社会的機能としての母性についての適正な理解」と記され、母性を社会的機能として断言し、前文にも「母性の社会的重要性」を強調した<sup>450</sup>。言い換えれば、母性は社会システムの維持と存続のために、作用し、働く機能として存在しているのである。子育ては女性の自由や人権を犠牲せずに、一人だけでは実現できないことであり、さらに言えば、それからの責任は親にあり、家庭という場所のみにあるのではなく、家族と言われる他の近親はもちろん、子供の成長に関わっている環境、知識、福祉の支援にも重要であるため、社会的問題とも言えるし、家庭は国家の縮図であるため、国家的な問題とも言えよう。日本は1985年7月1日に「女子差別撤廃条約」を批准した。これを受けて、社会制度の整備や国籍法の改正、男女雇用機会均等法などの取り組みが始まった。国籍法の改正によって、国際結婚における男女間の不平等な規定が是正され、国際結婚した女性も日本国籍を維持できるようになった。改正前は、女性が外国人と結婚すると日本国籍を失う一方、男性は外国人と結婚しても日本国籍を失うことがないと規定されていた。この規定には、家制度の影響が見られる。女性が他国に嫁ぐことは「日本」という「家」から離れることとみなされ、男性は亭主関白として他国からの嫁も「日本」という「家」に迎え入れると考えられていた。ところが、男女雇用機会均等法の施行は逆効果を引き起こした。

#### （4）男女平等に関する法律の施行

「男女雇用機会均等法」は1985年に公布されたが、実際1972年に制定された「勤労婦人福祉法」を改正し、1985年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」と改称され、略称は「男女雇用均等法」とされ、1999年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と改称されたのである。その法律は「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進すること」を目的とし、「労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすること」を基本の理念とされ、男女差別の禁止と、母性を強調した上、「事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない」と規定され、企業側の努力を義務付けられた<sup>451</sup>。具体的には「労働者の募集及び採用」「労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練」「住

<sup>449</sup>同上。

<sup>450</sup>同上。

<sup>451</sup>e-Gov 法令検索「昭和四十七年法律第百十三号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000113>、最終閲覧日 2024 年 7 月 21 日。



宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの」「労働者の職種及び雇用形態の変更」「退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新」について性別を理由とする差別の禁止、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止が規定された<sup>452</sup>。職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等、それに関する国、事業主及び労働者の責務、職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置とそれに関する国、事業主及び労働者の責務、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置などが詳しく定められた<sup>453</sup>。その後、1997年の改正によって、女性であることを理由とする差別的扱いが禁止され、セクシュアル・ハラスメントの防止、ポジションアクションにかかる規定も含まれている。2006年の改正によって、男性に対する差別的扱いが禁止された。

1999年に実施された男女共同参画社会基本法は「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」ことを「緊急な課題」とされ、「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある」男女共同参画社会の形成を目的とされた<sup>454</sup>。

第10条には国民の責務について、「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない」とされたように、具体的な条項が決められた<sup>455</sup>。第3条には男女の人権の尊重について「男女の個人としての尊厳」「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」「男女が個人として能力を発揮する機会の確保」をその旨とされた<sup>456</sup>。第4条には社会における制度又は慣行についての配慮について「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と社会通念を改正できなくても、できる限り中立な姿勢を維持することが規定された<sup>457</sup>。第6条には家庭生活における活動と他の活動の両立について「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と規定され、家庭生活における活動は家族を構成する男女の役割で果たしなければならないこととされた<sup>458</sup>。他には政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）や国際的協調（第7条）、国の責務（第8条）、地方公共団体の責務（第9条）、法制上の措置（第11条）などが規定された<sup>459</sup>。そして、1999年4月には、労働基準法における時間外労働の制限や休日・夜間労働の禁止という、「女子保護」規定が撤廃され、女性も長時間労働が可能となった。その一方、1日に8時間、1週間に40時間という原則労働時間、変形労働時間制（＝週40時間労働制）やフレックスタイム制の悪用によって男性の長時間労働や過労死問題は改善されていなかった<sup>460</sup>。雇用機会の平等は、男性も女性も長時間労働のもとで働

<sup>452</sup>同上、第6条。

<sup>453</sup>同上、第5～14条。

<sup>454</sup>男女共同参画局「男女共同参画社会基本法」、

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html)、最終閲覧日 2024年7月21日。

<sup>455</sup>同上。

<sup>456</sup>同上。

<sup>457</sup>同上。

<sup>458</sup>同上。

<sup>459</sup>同上。

<sup>460</sup>悪用について「一九八〇年代には、一日の労働時間が八時間を超えても、ひと月の平均で八時間以内なら構わない『変形労働時間』という制度も導入されました。仮に一日一時間の休憩だけで二三時間連続して働かせる日があっても、一カ月の平均労働時間が一日八時間以内になっていればOKとなってしまう制度です」と竹信三恵子が指摘されている。（竹信三恵子『しあわせに働ける社会へ』（岩波書店、2012年6月）、159～160頁。）

く機会が平等になったとも言えるだろう。

これらの職場における男女差別の禁止に関する法律の制定により、人権の平等及び尊重や、雇用機会の均等、同一労働同一賃金、男性に対する差別、セクシュアル・ハラスメントなどの法律が整備された。一方では、母性の尊重が法的に義務づけられ、家庭の機能を果たすために男女が家族としての役割を発揮すべきであることが定められた。これらの法律は、雇用における性差別を禁止し、女性の経済的自立を果たすための重要な改革であったものの、一方、導入後、過労死を引き起こす可能性のある労働時間時間が改善されず、女性も家庭における妻や母の役割を依然として求められ、その役割を家庭から家庭と仕事の二重負担に増加させた。結果として、過労労働者数の割合が高く<sup>461</sup>、女性の非正規雇用者数が高く、M字カーブが生じ、出産や育児といった家庭内業務が依然として女性に義務づけられ、男性の家庭参加が進まず、家庭依存症と強く結びつくようになった。その現象は、コース別雇用管理制度の導入にもつながっている。

#### (5) コース別雇用管理制度とその制度による変化

国連婦人会の10年の最終年である1985年に、業務内容や転勤の有無によって「総合職」「一般職」などのコースに分けられ、コースごとに異なる配置・昇進・教育訓練が設置されたコース別雇用管理制度が大企業を中心に普及していった。2014年に厚生労働省が配布された「平成26年コース別雇用管理制度の実施・指導状況」によると、コース形態は「総合職」「一般職」「準総合職」「専門職」「現業職」と分類されていた<sup>462</sup>。2023年の「雇用均等基本調査」によると、コース形態の分類は「総合職」「一般職」「限定総合職」と改正されている<sup>463</sup>。2014年の定義では「総合職」は「基幹的業務又は企画立案、対外折衝等総合的な判断を要する業務に従事し、原則転居を伴う転勤がある」と再定義され、2023年では「基幹的な業務や総合的な判断を行う業務に属し、勤務地の制限がない職種」と再定義され、転勤の有無の代わりに、勤務地の制限をなくすように、勤務地の範囲をさらに自由に制定された。「限定総合職」は「準総合職、専門職など基幹的な業務や総合的な判断を行う業務に属し、転居を伴う転勤がない又は一定地域内や一定職種内でのみ異動がある職種」と定義され、2014年の「準総合職」と「専門職」と統合して、転勤の条件を緩やかに改正された。「一般職」は2014年の「主に定型的業務に従事し、原則転居を伴う転勤がない」から2023年の「『総合職』『限定総合職』と比して基幹的な業務や総合的な判断を行う業務が少ない職種」と再定義されている。

コース別雇用管理制度は男女別で制定されていないが、実際のデータからみると、総合職と一般職採用比率には男女間の間接差別が大きく、男女雇用均等法に抵触する点があるため、法律違反によるコンプライアンス上の問題が存在している<sup>464</sup>。2011年総合職採用者の男性比率は88.37%、女性は11.6%、一般職採用者の女性比率は86.0%、男性は14.0%となっている<sup>465</sup>。2014年総合職採用者の男性比率は77.8%、女性は22.2%、一般職採用者の女性比率は82.1%、男性は17.9%となっている<sup>466</sup>。そのデータから見ると、コース別雇用管理制度には大きな男女差が存在していたことが明らかであるが、2023年のデータからみると、女性の正社員・正職員に占める各職種の

<sup>461</sup>週労働時間が49時間以上の日本人労働者の割合は15.1%（男性21.7%、女性6.9%）である（厚生労働省『令和4年版 過労死等防止対策白書』）。

<sup>462</sup>厚生労働省「平成26年度コース別雇用管理制度の実施・指導状況（確報版）」（2014年）、2頁。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101661.html>、最終閲覧日2024年7月23日。

<sup>463</sup>厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」（2023年）、168頁、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r04/07.pdf>、最終閲覧日2024年7月23日。

<sup>464</sup>コンプライアンス（compliance）とは、「法令遵守」を意味し、その概念から派生して、企業や個人が企業倫理や社会規範に従い、法令や社会的ルールを守ることを指す広い意味で使われる。

<sup>465</sup>厚生労働省「コース別雇用管理制度の実施・指導状況」（2011年）、

[https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/cource\\_joukyou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/cource_joukyou.pdf)、最終閲覧日2024年7月21日。

<sup>466</sup>厚生労働省（2014年）、前掲資料、3頁。

割合は、一般職 44.8%、総合職 36.4%、限定総合職 13.1 となっており、男性の正社員・正職員に占める各職種の割合は、総合職 49.7%、一般職 33.0%、限定総合職 9.7%となっており、男女差が依然として存在しているが、改善の傾向が示されている<sup>467</sup>。また、社会通念や企業文化、職場におけるジェンダーバイアスが依然として根強く、女性が管理職や正規雇用で自立することが難しい状況が続いており、家庭に依存せざるを得ない環境が続いている。一般職は家庭との両立がしやすいという理由で女性に選ばれることが多いが、昇進や賃金の上昇が限定され、経済的にも家庭に依存しやすい状況が生まれている。このような構造は、家庭内での女性の社会的役割を強化する一因となり、キャリアアップの機会も制限されることが多い。一方で、総合職は長時間労働や転勤が多く、家庭内の役割を担う女性にとっては選びにくい職種である。逆に、家庭外での活躍が期待される男性にとってはキャリア形成に有利であり、男性が総合職を選ぶ傾向が強い。こうした状況下で、男女雇用機会均等法やコース別雇用制度は女性の社会進出を支援する制度として導入されたが、実際には「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業を強化し、家制度の維持を目的とした側面が強い。結果として、女性を家庭内の妻や母の役割に縛り付ける制度となり、家庭依存症がさらに強化されてしまった。

おわりに

第二次世界大戦の終結後、日本国憲法の改正や家制度の廃止を通じて、女性参政権の実現をはじめとする女性の権利獲得運動は画期的な進展を遂げた。戦後の高度経済成長期において、女性には新たな社会進出の機会が与えられたものの、家制度に根ざした社会通念の影響は依然として強く、性別による役割分業が強調され続けた。学校教育では、必修科目には性差を前提としたカリキュラムが組まれ、女性には主婦としての役割、男性には一家の大黒柱としての役割が求められるなど、性別に基づく社会的役割が制度的に再生産された。このような背景から、家庭内の役割に疑問を持たず満足する「幸せ主婦」というイメージが広く普及し、社会に受容されていった。

その後、国際的な潮流を受け、日本においても女性の社会進出を促進するための改革を迫られ、男女雇用機会均等法が施行された。この法律は、女性の雇用機会を拡大することを目指したが、同時に導入されたコース別雇用管理制度が新たな課題を生んだ。この制度は、明治時代以来の良妻賢母教育や家制度の影響を色濃く残しており、女性には依然として家庭を優先する生き方が期待された。その結果、職場では性別役割分業やジェンダーバイアスが温存され、実質的には伝統的な家庭制度を補完する仕組みとして機能した。これにより、女性が経済的に自立することは困難となり、多くの女性が家庭に依存する以外に選択肢を持てない状況が生まれた。このように「家庭依存症」は、女性にとって自然な生き方とみなされるようになり、社会的にも暗黙のうちに正当化された。これを克服するためには、性別役割分業の見直しやジェンダー平等を前提とした社会・教育・雇用制度の改革が求められる。特に、女性が経済的・社会的に自立できる環境を整えるとともに、男性が家庭での役割を積極的に担う文化を醸成することが重要である。

<sup>467</sup>厚生労働省（2023 年）、前掲資料、1 頁。

## 第6章 「家出」意識の復活とフェミニズムの示唆

はじめに

近代フェミニズムの起源とされる英語圏では、21世紀に入りハッシュタグ運動などの新たなフェミニズムが盛り上がりを見せる一方で、「日本のフェミニズムは遅れている」という言説もしばしば見られる<sup>468</sup>。しかし、性差別が世界的な課題となる中、日本でも独自のフェミニズムが展開されてきた。これらの運動は、家庭依存症からの脱却と自立を目指す「家出」意識の形成に大いに貢献している。

1960年代以前のフェミニズムについては、本稿の第2章と第3章で述べた通りである。1868年の明治維新を機に日本は近代化と資本主義国家への道を進み、欧米の思想や文化が流入する中で、天賦人權論や男女同権論が唱えられ、自由民権運動が展開された。これに伴い、女性参政権運動や廃娼運動、女子留学生の米国派遣など、女性の権利や教育の必要性を訴える運動や提案が多く生まれた。しかし同時に、明治民法によって家制度が定められ、ジェンダー分断の社会構造が規範化され、家庭依存症が形成される土台が築かれた。これに対し、男女同権を訴え「同胞姉妹に告ぐ」を発表し女性差別を指摘した岸田俊子（中島湘煙）、女性問題に焦点を当てた雑誌『青鞥』を創刊した平塚らいてうや与謝野晶子、婦人参政権に尽力した市川房枝、婦人少年局初代局長として男女同一賃金や封建制度の廃止に取り組んだ山川菊栄など、数々の先駆者たちが大きな反響を示した。このようにして、日本におけるフェミニズムの幕が開かれたのである。

戦後、これらの先駆者たちの努力により、女性参政権が獲得され、フェミニズムは大きな前進を遂げた。しかしその後、さまざまな政策改正を経て、結果的に家庭依存症が自然化するに至った。この状況を受け、フェミニズムには新たな変化が生まれ、家庭依存症からの脱却を目指すための示唆がなされている。本章では3つの節に分けてこれを論じる。第1節では、1960年代以降のフェミニズムの歴史を概観し、フェミニズムのバッシングとその再興について考察する。第2節では、家庭依存症から脱却するためにフェミニズムが示す示唆を整理する。第3節では、家庭依存症からの脱却を可能にするための方策について論じる。

### 6.1 フェミニズムの発展とバッシングと再興

#### (1) ウーマン・リブの誕生とその背景

1960年代後半から1970年代前半にかけて、日本では「ウーマン・リブ（Women's liberation movement）」と呼ばれるフェミニズム運動が起こり、ヨーロッパやアメリカの動きと連動して世界中に大きな影響を与えた。この時期、戦時中に出征した男性による労働力不足を補うために国内の生産を支えた女性たちは、戦争終結後、帰還兵の雇用を確保するに家庭に戻るよう促され、家庭依存症を押し付けられたのである。家庭に戻った女性たちが再び主婦として変貌したが、これまでのフェミニズムの影響や先駆者たちの努力により、自分に置かれる状況に不満や、押し付けられる役割を演じることに違和感を感じた結果、各国に「個人的なことは政治的なことである（The personal is political）」といったスローガンのもと、ウーマン・リブが起こった。

主婦や妻、母としての女性の社会的役割をテーマとして問題に取り上げたベティ・フリーダンがその代表的な一人として挙げられる。1950年代から1960年代頃にかけて、社会から課された妻や母の役割により、アメリカの女性たちは、女らしさや保守的な伝統的家庭などの刷り込み教育のもと、心身ともに夫や家庭に依存することが社会通念となり、家庭回帰の社会傾向が示されていた。1962年に、雑誌『サタデー・イブニング・ポスト（The Saturday Evening Post）』の中で、専業主婦としての社会的役割を強調し、女性の「憂鬱」な気持ちが夫の料理や新しい髪型

<sup>468</sup>深澤真紀「女性視点の日本近現代史から見えるもの」『現代思想 2020年3月臨時増刊号 総特集＝フェミニズムの現在』（青土社、2020年2月）、320頁。

に対するいくつかの賛美に緩和されやすいと、女らしさのイデオロギーを示す内容があった<sup>469</sup>。この内容は、女性を家庭に位置づけ、夫に依存する役割として示されており、マスメディアがその役割を賛成する姿勢も示されている。それらの問題について、当期中産階級の主婦であったベティ・フリーダンは、社会から押し付けられた妻や母の役割に対して、虚しさや不安、自己喪失感を感じ、女性の自己実現や自立の重要性を認識した。1957年に、フリーダンはアメリカの女性たちが課された専業主婦という社会的役割をめぐる現象を「名前のない問題 (The Problem That Has No Name)」と指摘し、著書『女らしさの神話 (Feminine Mystique)』の中で詳しく論じていた<sup>470</sup>。

当時の日本社会も、男性のサラリーマン化と女性の主婦化の大衆化が進む中、女性が家庭に依存し、妻や母という社会的役割を押し付ける社会環境を備えていた。それが戦後、家庭回帰という女性への要請と、新たな長時間勤務を求められた雇用制度から内面化された状況であり、家庭制度を維持するための必要手段だと考えられる。このような背景のもと、1970年10月4日付『朝日新聞』でウーマン・リブに関して初回報道された<sup>471</sup>。ウーマン・リブを題して報道された記事であったが、タイトルは「超ミニ美人も勇ましく 『男性天国』に上陸 各地にグループ続々と」と書いていた<sup>472</sup>。そのタイトルから、「超ミニ」を女性の固有の特性、「勇ましい」を男性の固有の特性とするまなざしが見られ、女性の権利獲得に関する動きを「男性天国に上陸」と認識し、男女間における不平等の関係の自認が示され、この記事から「女性は家庭」を「自然で普通」として受け入れる姿勢が示されている。それは女性のあらゆる行動が男性との関係性を強調し、女性が個人としてアイデンティティを否定し、女性の従属性を強調したのである。このような記事は、国、家から押し付けられた家庭依存症の内面化が示しており、明治時代の家制度や良妻賢母主義から規範化されたいわゆる「伝統的家庭」の継承および、その「伝統的」な家庭制度に対する死守が見られる。

1965年2月7日の米軍からのベトナムへの空爆をきっかけに、学生をはじめとする反戦運動がアメリカ各地に起こり、公民権運動や労働問題とも連動して、反戦運動は全世界に広がった。日本は1966年以降、ベトナム反戦運動、日米安保闘争などの市民運動、学生運動によるデモや集会が行われ、国際反戦デーの1970年10月21日に「古い家族を解体」、「女の解放は人間の解放だ」を掲げた「ぐるーぷ・闘うおんな」というデモが東京銀座で行われた<sup>473</sup>。田中美津が先頭に立ち、「便所からの解放」という無署名のチラシをまき、ウーマン・リブの火蓋を切った<sup>474</sup>。1970年10月21日のデモが行われた後、同年11月14日に東京で「性差別への告発」を掲げたウーマン・リブ大会や1971年8月21日から24日に長野県飯山で開かれたウーマン・リブ大合宿など、さまざまなフェミニズム運動が起こった<sup>475</sup>。

また、チラシで用いた「便所」という言葉は、「女性の性器」と「男性の性欲処理器」であり、それが「『性の二重基準』を表しています。女を生殖向けの女(=妻、母)」と、快楽向けの女(=

<sup>469</sup>Stephanie Coontz, "Friedan Exposed 1950s Women's Emotional Core", *Women's eNews*, June 10, 2011) <https://womensenews.org/2011/06/friedan-exposed-1950s-womens-emotional-core/>, accessed on September 12, 2024. (ニュースの原文は "In 1962, the Saturday Evening Post was still assuring readers that few housewives even daydreamed about any life other than that of a full-time homemaker and that their occasional "blue" moods could easily be assuaged by a few words of praise for their cooking or their new hairdo." となる)。

<sup>470</sup>ベティ・フリーダ著、荻野美穂訳『女らしさの神話』(岩波書店、2024年9月)、53頁、463頁。

<sup>471</sup>加納実紀代「侵略=差別と闘うアジア婦人会議と第二波フェミニズム」『女性学研究』18(大阪府立大学女性学研究センター、2011年3月)、151頁。

<sup>472</sup>同上、152頁、写真1。

<sup>473</sup>鹿野政直『現代日本女性史—フェミニズムを軸として』(有斐閣、2004年6月)、59～60頁。上野千鶴子「フェミニズムが開いた道」(NHK出版、2022年5月30日)、8頁。

<sup>474</sup>上野千鶴子「田中美津さんがウーマンリブに「肉声」を与えた 上野千鶴子さん寄稿」(朝日新聞デジタル、2024年8月10日12時00分)、

<https://www.asahi.com/articles/ASS891T02S89UCVL01NM.html>、最終閲覧日2024年9月13日。

<sup>475</sup>鹿野政直、前掲書、(2004年6月)、59～60ページ。



娼婦) とに分断して支配する、男につごうのよい性道德の使い分けです」と上野千鶴子が指摘している<sup>476</sup>。さらに、上野は「『便所』こと、男の性欲処理機としての女性の搾取は、半世紀経った今日も、なくなっていない。妻・母と娼婦、軍神の母と「慰安婦」の分断と対立もなくなっていない」と現状を指摘した上、その現状を批判している<sup>477</sup>。その「便所からの解放」とウーマン・リブの活動は「男による性的搾取からの解放」であり、「女子の性の自立」とも指摘している<sup>478</sup>。明治時代の家制度の継承と法律の改悪により、歪んだ家庭制度に基づき、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が女性を家庭に位置づけ、妻や母の役割を果たす性別の分断化が求められている。ウーマン・リブの幕開きは、その性別の分断化を明白に示すと同時に、その分断化を実現するため、女子は個人としてのアイデンティティをなくし、個人としての欲望が抑えられ、欲望を実現する行為を貶して犯罪化する傾向が見られ、現行の家庭制度や社会環境が女性の個人としてのアイデンティティを否定し、それによる自己喪失感を「伝統」や「使命」として正当化する意図が明らかである。

## (2) ウーマン・リブと関連する活動

第二次世界大戦においては「本法ハ悪質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコト」を目的とする「国民優生法」が定められ、「優生思想」が戦時中に浸透していった<sup>479</sup>。終戦後の人口過剰や出生数の増加による人口急増、食糧不足などの問題が深刻になり、人口を抑制するために、「国民優生法」による「優生思想」を継承し、1948年に「優生保護法」が制定された。「優生保護法」は「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的として定められ、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする」優生手術を行う条件を定められた<sup>480</sup>。その優生手術(=人工妊娠中絶手術)を行う具体的な条件については以下のように規定されていた。

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- 三 本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの
- 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの<sup>481</sup>

上記の規定からみると、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇型、精神病、精神薄弱、遺

<sup>476</sup> 上野千鶴子、前掲書(2022年5月30日)、9頁。

<sup>477</sup> 上野千鶴子、前掲資料(2024年8月10日)。

<sup>478</sup> 上野千鶴子、前掲書(2022年5月30日)、35頁。

<sup>479</sup> 「国民優生法ノ一部施行期日ヲ定ム」、前掲資料、第一條。

<sup>480</sup> 「優生保護法(1948/07/13法律第156号)」(1948年7月13日)、第一章第一條、第二條、<http://www.arsvi.com/Oz/1948h156.htm>、最終閲覧日1月19日。

<sup>481</sup> 同上、第二章第三條、一〜五。

伝性畸形、癲疾患などの疾患や障害のある親を優生手術の該当者とみなされ、「国民優生法」からの継承が明らかである。また、この条項で「本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる」と本人および配偶者の同意が優生手術を行う前提条件と規定された一方、「強制優生手術」に関しては「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる」という条項があった<sup>482</sup>。この法律の実施により、親の疾患や障害で不良な次世代の増加を防止するため、優生上の理由で不妊手術を行うことや、審査によって当事者の同意なしに障害者の生殖機能を奪うことが正当化された。

優生保護法による人口抑制政策が効果的で、1955年の人工妊娠中絶件数は117万143件とピークとなり、1955年から1961年までの出生数は173万692人から158万9372人まで減少し、1947年から1960年の合計特殊出生率は4.54から2.00と減少した<sup>483</sup>。産児が過度に制限され、将来的に労働力不足の懸念が生じたゆえに、中絶防止の対策として参議院員は優生保護法の時限法化（1959年）を提案し、中絶防止活動と堕胎防止活動を行った宗教団体生長の家は第十四条の第四号（経済的理由）と第五号の悪用を理由とする請願（1960年～1967年）を繰り返して国会に提出したことがあった<sup>484</sup>。

1972年5月6日に「優生保護法」の改正案は国会に提出され、3つの改正点があった。まずは第十四条の第四号「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の条項から「身体的又は経済的理由」を削除し、「妊娠の継続又は分娩が母体の精神又は身体を著しく害するおそれのあるもの」と改正された<sup>485</sup>。次に、胎児に関する条項が導入され「胎児が重度の精神又は身体障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの」と定められた<sup>486</sup>。最後は、適正年齢の初回分娩に関する助言と指導を優生保護相談所の業務に加えた<sup>487</sup>。

この改正案に対し、「中絶禁止法」への改悪とみなされ、全国で優生保護法改悪阻止運動が一斉に展開された。ウーマン・リブの女性たちもその運動に加わり、「産む、産まないは女性の権利」と主張してデモや抗議運動を行い、改悪阻止運動を政治問題化させた<sup>488</sup>。その中で特に目立ったのは、中ピ連（中絶禁止法に反対しピル解禁を要求する女性解放連合）や青い芝の会の活動であった。中ピ連はピンクのヘルメット（ピンヘル）をかぶり、改悪阻止運動を行いながら、男性による性暴力への抗議や、不倫行為に関与した男性に対するデモを行った<sup>489</sup>。一方、脳性マヒ者（CP者）の福祉向上を目的とする青い芝の会は、胎児条項の導入に対し、中絶がCP者の存在そのものを否定する行為だとして強く批判し、反対運動を行った<sup>490</sup>。青い芝の会は、障害者が生まれること自体を否定的に捉える社会の考え方が問題だとし、障害のある子どもが生まれることを「悪いこと」や「不幸なこと」とする健全者の自己中心的な考え方（エゴイズム）と厳しく批判し、障害者も健全者も同じく尊重されるべきであるという立場から、中絶が障害者の命を否定する行為であると告発した<sup>491</sup>。この告発は、「産む、産まないは女性の自由である」という主張ももとに中絶の権利を守ろうとする女性団体との間で、根本的な対立を引き起こした<sup>492</sup>。このよ

<sup>482</sup>同上、第二章第四条。

<sup>483</sup>衆参両院「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」（2023年6月19日）、第四章、185頁。

<sup>484</sup>同上、186～187頁。

<sup>485</sup>同上、221頁。

<sup>486</sup>同上。

<sup>487</sup>同上。

<sup>488</sup>同上、222頁。上野千鶴子、前掲書（2022年5月30日）、38頁。

<sup>489</sup>上野千鶴子、前掲書（2022年5月30日）、37頁。

<sup>490</sup>衆参両院、前掲資料（2023年6月19日）、222頁。

<sup>491</sup>横田弘『障害者殺しの思想』（現代書館、2015年）、70～74頁。

<sup>492</sup>松原洋子ほか「第五章 日本—戦後の優生保護法という名の断種法—」『優生学と人間社会—生命科学の世紀は

うな対立を背景に、改悪阻止運動は変化し、胎児条項や羊水チェックといった視点を取り入れながら、優生思想の再考を含め、「産める社会を、産みたい社会を！」というスローガンのもとで、優生保護法改悪阻止運動が展開された<sup>493</sup>。このような経緯で、改悪阻止運動が成功し、女性の中絶自由が実現した。さらに、2024年に政府からの謝罪もあった。

2024年7月3日、元首相の岸田文雄は総理大臣官邸で旧優生保護法に関する判決などについて記者会見を行った<sup>494</sup>。最高裁大法廷の戸倉三郎裁判長は、「旧優生保護法の立法目的は当時の社会状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法13条に違反する」と判断した<sup>495</sup>。また、「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国の賠償責任を認めた<sup>496</sup>。この判決を受け、同月17日、岸田氏は総理大臣官邸で記者会見を行い、1948年から1996年の48年間に疾病や障害を理由に不妊手術を受けた「少なくとも2万5000人もの方々」に対し、「政府の責任は極めて重大だ。心から申し訳なく、政府を代表して謝罪を申し上げる」と謝罪した<sup>497</sup>。

中絶の自由を実現した後、ウーマン・リブ運動がピークに入り、次第に退潮期に入っていた。優生保護法改悪阻止運動の成功と中絶自由の実現は、女性解放と密接に関わっており、フェミニズムにおいての大きな成果として挙げられ、政府からの謝罪は優生保護法の否定を示した。一方、優生保護法は1996年に母体保護法に改正され、中絶を堕胎罪とされる刑法も依然として存続している。

### (3) 女性学の活性化

1975年の国際婦人年を経て、1977年から1979年にかけて、日本におけるフェミニズムの発展は女性学の創出へとつながった。1977年に日本女性学研究会と国際女性学会、1978年に女性学研究会、1979年に日本女性学会が相次いで結成された。これらの団体の結成により、女性学は民間の学問分野として日本に登場した。女性学を初めて提唱したのは、女性学研究会のメンバーであった井上輝子である。また、日本のフェミニズムを牽引した上野千鶴子も同会に所属していた。井上輝子は、1971年のウーマン・リブ大合宿を契機に、朝日新聞社の記者であった松井やよりからアメリカのウーマンズ・スタディーズの学問分野を知り、それを「女の、女による、女のための学問研究」として日本に提唱した<sup>498</sup>。

実際のところ、女性に関する研究は1970年代に始まったわけではなかった。明治維新以降、男女平等を唱える男性たちが多く存在していた<sup>499</sup>。男女平等に関する主張に加えて、中村正直が提唱した良妻賢母思想や、『女学雑誌』を創刊した巖本善治が主張した、女子は貞操を守るべきだという観点が挙げられる。これらの思想や観点からもわかるように、多くの主張は男性の視点から女性の存在を定義し、女性を個人としてではなく、家庭に依存する良妻賢母として捉え、家庭

---

どこへ向かうのかー』（講談社、2000年）、218頁。

<sup>493</sup>三木草子ほか編「優生保護法改悪阻止の運動（全国）」『資料 日本ウーマン・リブ史2』（松香堂書店、1994年）、168頁。

<sup>494</sup>内閣官房内閣広報室「旧優生保護法訴訟の判決等についての会見」2024年7月3日、

[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202407/03kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/03kaiken.html)、最終閲覧日2024年12月21日。

<sup>495</sup>NHKNEWS「旧優生保護法は憲法違反 国に賠償命じる判決 最高裁」2024年7月3日19時30分、

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240703/k10014499611000.html>、最終閲覧日2024年12月22日。

<sup>496</sup>同上。

<sup>497</sup>東京新聞「『遅すぎた謝罪』旧優生保護法訴訟の原告らは岸田首相の言葉をどう聞いたか 国が引き伸ばした長い闘いの末」2024年7月18日06時00分、

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/340695>、最終閲覧日2024年12月22日。

<sup>498</sup>大橋稔「女性学の視座について：女性学が拓いた地平と今後の課題」『城西大学語学教育センター研究年報9』（城西大学語学教育センター、2016年3月）、102～103頁。

<sup>499</sup>本稿第2章を参照。

制度を守る存在として位置づけていた。このような視点は従来の女性に関する研究においては大きな問題となっていたが、「女性の、女性による、女性のための学問」という定義は、従来の研究とは明確に一線を画し、女性学を当事者研究として再定義する役割を果たした。

1973年、井上輝子は初めて「女性学」という言葉を用い、アメリカのウーマンズ・スタディーズに関する調査を「アメリカ諸大学の女性学講座」と名付けた報告書としてまとめた<sup>500</sup>。翌年、勤めていた和光大学において、日本初の女性学の授業である「女性社会学特講」を開設した<sup>501</sup>。当時の学界では、女性学はもちろん、女性そのものも重視されていなかった。女性学を学問とすることに対しては疑問視されることが多く、これは上野千鶴子も経験していた<sup>502</sup>。こうした背景から、女性学は民間の学問として登場し、アカデミズムの場ではなく、自主的な学習サークルや、国際婦人年を契機に結成された学会、市民講座と連携して発展していったのである。女性学の発展により、女性に関するあらゆる研究が学問として体系化され、福祉政策や雇用制度、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止、性暴力防止などの社会制度や労働問題、家庭構造にまで研究範囲が拡大している。さらに、生物学的性別とは異なるジェンダー概念が普及し、生物学的宿命論を打破する社会構築論が広まることで、家制度に基づく性別役割分業の問題点が浮き彫りになり、アイデンティティの多様性や家庭依存症から脱出する方策が示唆されている。

#### （4）フェミニズム離れとフェミニズムの再興

1970年代から1980年代にかけて、3Cが普及し、テレビ以外、ラジオや新聞、CD、テープなどのメディアが多様化に変化した。1975年前後、ラジオの深夜放送が多く、若者に利用され、中年層の男性が新聞を多く利用していた<sup>503</sup>。1980年代、ラジオの利用がピークとなった当時に、CD・MD・テープが普及し、ラジオに代わるメディアとして若者層を中心に利用された<sup>504</sup>。この時代において、国際婦人年をきっかけに、男女雇用機会均等法や国籍法の改正が起こり、少女文化やヲタク文化が現れ、少女漫画でボーイズラブ（BL）の先駆である少年愛を描いた作品も現れた<sup>505</sup>。1990年代に入り、円高が進む中、若い世代への移行や社会環境の変化、パリ万国博覧会の開催により、漫画、アニメ、映画、ゲーム、ライトノベル、ポピュラー音楽、テレビなどが含まれるポップカルチャー（＝大衆文化＝ポピュラーカルチャー）が日本に流行っていた<sup>506</sup>。同時に、漫画、アニメ、ゲーム、コスプレなどに代表されるサブカルチャー（サブカル）というジャンルにおいて、コミックマーケット（コミケ）にBLに関する作品とBL作品を好む「腐女子」が大量に現れた。BL作品の出現は、女性の視点から男性の存在を捉えた作品として誕生した。それは若い世代の移行やこれまでのない大衆文化のブーム、法的に男女平等が求められる社会環境のもと、女性自身がこれまで体験していなかった自由を味わいながら、従来の制限から解放し、抑えられた意欲を充実に表し、新たなカルチャーを創り、個人を表現する姿を示した。

女性が自由に自己表現を追求する一方で、1990年代の若者層から生まれたポストフェミニズム、1991年のバブル崩壊に伴う景気不況、1997年の慰安婦に関する教科書改正問題などを背景に、伝

<sup>500</sup>大橋稔、前掲論文（2016年3月）、102頁。

<sup>501</sup>井上輝子「女性学の創出と和光大学の試み」『和光大学現代人間学部紀要』第4号（和光大学現代人間学部、2011年）、202頁。

<sup>502</sup>上野千鶴子、前掲書（2022年5月30日）、51頁。

<sup>503</sup>吉田理恵、中野佐知子「生活時間調査からみたメディア利用の変遷と現在～2005年国民生活時間調査より～」『放送研究と調査』（NHK、2006年）、68～69頁。

<sup>504</sup>同上、67、71頁。

<sup>505</sup>この時期、少年愛を描いた作品は、『風と木の詩』『トーマの心臓』『摩利と新吾』などが挙げられ、雑誌『JUNE』も創刊された。（東京新聞「＜サブカルWorld＞（35）日本発のBL文化 都内で国際シンポジウム」2023年12月26日07時29分、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/298189>、最終閲覧日2024年9月15日。）

<sup>506</sup>日本のポップカルチャーは、1960年代の『鉄腕アトム』などから世界中に広がり始めたが、1990年代頃から政府の政策のもと、『ドラえもん』『ポケットモンスター』『ドラゴンボール』などのアニメや漫画が国内外で流行ようになった。



統を主張する保守派の間で家庭制度の崩壊に対して危機感が浮上した。その影響で、一時的にフェミニズム不要と主張する女性たちによる「フェミニズム離れ」という現象が1990年代に見られた。この現象は2000年に入り、フェミニズムへのバックラッシュという深刻な形で表面化した。東京都女性財団の解散命令や、右翼の妨害による人権講座の中止（2005年）、福井県発のジェンダー関連書籍撤去という焚書坑儒事件（2006年）、フェミニストである大沢真理と上野千鶴子をA級戦犯として扱うことで個人宛の脅迫状の送付などが多く起こった<sup>507</sup>。

2017年、ジャーナリストの伊藤詩織が元TBS記者の山口敬之から性被害を受けたと告発した。翌年、複数の被害女性がフォトジャーナリストの広河隆一から受けた性暴力は週刊文春で報道され、公にされた。これらの性暴力に関わる事件はアメリカのフェミニズム運動「#Metoo」と連動して、性暴力に反対し抗議するフラワーデモと呼ばれる運動として日本全国で起こった。2019年、女優でフェミニストの石川優実は、「#Metoo」「靴（くつ）」「苦痛（くつう）」を掛け合わせた造語で、職場でのハイヒールやパンプスの着用義務付けへの反対運動「#KuToo」を発起した。こうして、フェミニズム再興の時代を迎え、女性の社会的・政治的・法的・性的な自己決定権を主張し、性差別からの解放や性別平等、個人として尊重を求める思想や運動が展開されていた。それにもかかわらず、2024年のジェンダーギャップ指数<sup>508</sup>（146カ国中118位<sup>509</sup>）や2021年の森喜朗による「女性が入ると会議に時間がかかる」の性差別発言<sup>510</sup>、2015年の菅義偉による「出産で国に貢献」の発言からも見られるように、家制度に基づく「伝統的家庭」を死守する保守派は、女性を家庭に依存する社会的役割として捉え、性別不平等を家庭構造、社会制度を築く土台として構築されることが依然として未解決な課題だと考えられる。

## 6.2 フェミニズムの示唆

カール・マルクスは『資本論』で、資本主義国家の形成について「アメリカ〔大陸〕における金銀産地の発見、先住民の絶滅と奴隷化および鉱山へのとじこめ、東インドの征服と略奪の開始、アフリカの商業的黒人狩猟場への転化」といった「本源的蓄積」が必要であり、資本家階級と労働者階級であるプロレタリアートの形成が不可欠であると述べている<sup>511</sup>。一方、シルヴィア・フェデリーチは、マルクスの論説が「労働の再生産と女性の社会的地位にもたらした甚大な変容を言及していなかった」と指摘し、3つの「本源的蓄積」として、魔女狩り（Witch-Hunt）による身体労働機械への転換および女性の労働力再生産への従属化、労働者階級内における人種とジェンダーとあらゆる差異との分断の構築によって形成された支配階級とプロレタリアートのヒエラルキー、男女とも含めていたあらゆるプロレタリアート階級を狡猾の奴隷化によって分断を生じて搾取することを補足した<sup>512</sup>。明治維新以降、資本主義国家へと進む日本でも、女性が本源的蓄積の一部として利用された。

女性はまず法的に家庭に依存する無能力者と位置づけられ、経済的に自立できない女性は家庭や夫に従属せざるを得ない状況が作り出された。無能力者とする女性は、家庭内の役割を担い、家事、育児、介護などの「無償労働」を担うことが当然なこととなった。同時に、男性は「自分

<sup>507</sup> 上野千鶴子、前掲書（2022年5月30日）、69頁。

<sup>508</sup> ジェンダーギャップ指数とは、2006年から非営利団体である世界経済フォーラム（World Economic Forum, WEF）が毎年発表する『世界ジェンダー・ギャップ報告書』において公表される指標である。この指数は、経済、教育、政治、健康の4つの分野における男女間の格差を測定し、各国のジェンダー平等の達成度を示すものとして活用されている。

<sup>509</sup> 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」ジェンダー・ギャップ指数（2024.6.12発表）  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)、最終閲覧日2025年1月26日。

<sup>510</sup> 伊木緑「森氏の発言に広がる怒り 性差別へ『もうわきまえない』（朝日新聞東京社会部、2021年2月24日11時00分）、<https://www.asahi.com/articles/ASP2N5VQRP2JUTIL062.html>、最終閲覧日2025年1月24日。

<sup>511</sup> カール・マルクス/日本共産党中央委員会社会科学研究所監修『新版資本論第1巻第4分冊』（新日本出版社、2020年3月）、1245頁、1310頁。

<sup>512</sup> シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳、前掲書、（2017年1月）、100頁。



より劣等で、家庭に依存するしかない女性を養うために働かなければならない」という状況に追い込まれた。このようにして「男性は仕事、女性は家庭」という二重制約が無形に構築されたのである。さらに、女性の性は国家による国民管理・監督の手段として商品化・奴隷化され、公娼制度が導入され、国家財政の一部として正当化された。戦時中は、愛国教育を通じて女性の従属感が一層強化され、慰安所が設置されるなど、性が政治的管理手段として引き続き利用された。人口政策の一環として、結婚や出産などの個人的な事情が旧民法 750 条に基づき戸主の管理下に置かれただけでなく、国家事業として捉えられ、国家によって管理され、男女ともに自己管理能力を奪われたが、特に女性は愛国教育と母性神話の影響を受け、子宮の奴隷化・機械化が進み、家庭に対する従属感が一層強まった。戦時中は、男女を問わず戦争協力が求められたため、男性も管理・監督対象となり、差別が単に性別だけではなく、階級などの複数の要因に基づいて生まれていることが明らかになった。特に階級に基づく差別は、資本家階級、男性労働者階級、そして女性労働者階級の間で生じ、女性労働者は最も下位に位置づけられていた。

戦後、GHQ によって公娼制度は廃止されたが、「性風俗関連特殊営業」は現在も存在している。性による管理は、男女間や女性間で女性嫌悪を引き起こし、女性を家庭に依存する社会的役割に固定化した。これにより性別役割分業が規範化され、女性の従属性からくる劣等感と、男性の支配者としての優越感が助長され、女性間の分裂が生じた。こうした分断は、国民を管理・監督するための残酷なシステムの一部となっている。男女間では、男性が支配者として娼妓を性的に服従させる権力を持ち、女性に対する嫌悪や軽蔑、優越感が生まれた。その結果、「家出」意識の高まりは、男性や「伝統的家庭」に崩壊の危機感をもたらし、社会構造の根幹を揺るがす要因となった。女性間でも、娼妓や貞操を選ばなかった女性に対して簡単に嫌悪感が生まれた。

しかし、娼妓を公的制度のもとでの性的奴隷と捉えるならば、「女性は家庭」という性別役割分業や、妻や母としての社会的役割も、母性神話のもとで私的な性的奴隷として構築されたと言えるだろう。また、墮胎罪の存在は、女性の身体的自由を奪い、身体の自己管理権を無効化した。家庭依存症は、資本主義国家の形成過程で徐々に根付いたものであり、女性の身体や心理の従属感を利用することで、性別や階級に基づく差別を助長し、国民を管理・監督する手段となった。その結果、女性の身体と精神の自由は家庭という狭い枠の中で縛られ、社会制度を維持するために女性が奴隷化・機械化され続けていると言えるだろう。家庭依存症が続く限り、格差は拡大し、不平等の解消は不可能である。家庭に過度に依存する女性は自己実現が難しく、社会においても十分な力を発揮できない一方で、男性は家庭以外の場で過剰に力を使うことになる。そのために、男性の自殺率が一貫して高い水準で移行し、女性の自殺者より遥かに多くなるだろう<sup>513</sup>。このよ

<sup>513</sup> 男性の自殺率については「男性は昭和 58 年に（10 万人あたり）29.1 の後、平成 2 年に最小の 21.6 となるまでおおむね低下傾向にあった。しかし、平成 10 年に前年の 26.6 から 37.1 と急上昇し、平成 15 年は最大の 40.0 となった。その後は低下が続いていたが、令和 4 年は前年の 22.8 から 24.3 と上昇した」と依然として高い水準で移行している。同資料によると、自殺原因・動機については「令和 4 年については、『健康問題』が 12,774 人、『家庭問題』が 4,775 人、『経済・生活問題』が 4,697 人、『勤務問題』が 2,968 人となった」と「健康問題」が「健康問題」に次いで 2 番目に多いことが示されている。（厚生労働省『令和 5 年版自殺対策白書』、1 頁、12～13 頁、<https://www.mhlw.go.jp/content/r5hs-1-1-01.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 15 日）。また、男女の自殺率を比較すると「厚労省が発表している 2022 年のデータによると、男性の自殺者は 1 万 4746 人で、女性（7135 人）の約 2.07 倍だ。自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）に直すと、男性は 24.3 人で、女性（11.1 人）の約 2.19 倍。データをさかのぼって見たところ、明治以降、男性の自殺率が女性のそれを下回ったことは一度もなく、1993 年からは毎年、女性の 2 倍超で推移していた」と男性の自殺率が女性より遥かに上回っている。同資料で、統計数理研究所特任准教授の岡田氏は「諸外国に比べ、日本は失業率と自殺率が非常に連動しやすい国です。そして、男性は女性よりも失業や破産といった経済的問題の当事者になりやすい。ただ、だからといって「女性が生きやすい」とは言えないでしょう。21 年に私が行った分析では、宿泊・飲食業の盛んな自治体で、女性の自殺率の上昇が顕著でした。新型コロナ禍で甚大な被害を受けた宿泊・飲食業は、女性の非正規雇用率が突出して高い。女性も経済的自立が求められる時代ですが、男女間の雇用格差が残っていることがうかがえます。背景に、「男は強くあれ」「稼ぐのは男の役目」といった保守的な価値観もあるのだと思います。誰でも、つらい時には弱音を吐ける社会が望ましいですね。「男性、女性のどちらが生きづらいか」とか、「どちらがより手厚い支援を受けるべきか」といった議論は近視眼的です。男性が生きやすい社会は、女性も生きやすい。その逆もまたしかり。そう信じています」と述べている。（太田宇律「『男は生きづらい』は本当か、自死をめぐるアンバラン

うにして、男女間のジェンダーバランスが崩れ、家庭内に性別や階級による矛盾や分裂が生まれ、それがさらに拡大していく。女性が妻や母を、男性が夫や父を唯一のライフゴールと考えることで、個々のアイデンティティーが曖昧になり、個性や多様性が失われていくのである。

このような家庭依存症に基づいて形成された社会の中、女性の権利を獲得するために、国際的な連動と時代性を持つフェミニズム運動が起こった。フェミニズムの進展により、「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念が可視化され、母性神話への批判が強まり、これらの問題を個人的な問題から政治的な問題へと昇華した。フェミニズムは、女性が家庭に依存することで生じる性別役割分業の問題を示し、家庭が唯一の幸せや成功の道ではなく、「女性は家庭」という固定化された役割から解放され、自由で多様な人生を築く可能性があることを示した。経済的自立が難しく、家庭への依存を求められることで、家庭外での自己実現や自己選択の自由が制限されている女性たちに「家出」意識を呼び覚ます運動が行われた。

ただし、「家出」意識とは、単に女性が家庭を離れて自立することを意味するのではなく、女性が家庭依存症や明治時代から続く家制度から意識的に脱出することを指す。それは、妻や母になるかどうか、家庭に依存して生きるかどうかを自由に選択できる権利である。習慣化した家庭モデルには経済格差が大きく、アイデンティティーの独自性を失わせ、家庭崩壊のリスクを高め、社会の発展可能性を制限する側面がある。従来の家庭構築は、一部の犠牲や不平等によって成り立っており、それが個人の尊重や意識の欠如を引き起こしている。女性の自立は、「家庭」そのものの廃止ではなく、より良い自分、より良い家庭、より良い社会を自由な意識で築くために不可欠である。「家出」意識が向上し、女性が家庭に依存せずに自立できることは、女性の社会的地位の向上、経済的自立と自己実現が可能となり、法的、社会的、経済的平等が推進され、フェミニズム運動の発展にも大きな意義があると考えられる。そして、少子高齢化による労働力不足、生産力の低迷などの社会問題が解消され、生産力が向上し、経済的成長を促進し、社会的平等を推進し、社会全体のワークライフバランスの改善も可能である。さらに、女性の異なる視点の介入による職場の多様性、より柔軟なフレックスタイム制の改善、より合理的な家庭モデルの促進、より公平な労働モデルは、ダイバーシティとイノベーションを促進することが可能となる。

このような女性が家庭に依存せずに生きられる社会を作るためには、「家出」意識の向上、社会構造の調整、雇用制度の改善、関連政策の整備、教育方針の見直し、家庭モデルの変革、多様なアイデンティティーの尊重、そしてメディアの役割など、あらゆる分野から合理的な革新が求められている。男女間のバランスを調整し、個々のアイデンティティーを尊重し、平等な権利のもとで性別や階級による格差を縮小していくべきではないだろうか。

### 6.3 家庭依存症から脱却するために

家制度のもと、国家を形成するのが個々のアイデンティティーではなく、家という単位であり、複数の家庭である。相対的に家庭は国家の縮図ともなっている。そして、家庭は国家の縮図とすれば、国家の形成は土地、人口、経済力、軍事力、影響力、主権、交渉力が必要という側面からみれば、個人のアイデンティティーとして自力で家庭という従属の場から離れて独り立ちすることを実現し、長期にわたって形成される家庭依存症から脱却するためには、内的に離巢性心理の構築と「家出」意識の向上が重要であり、そのための経済力、身体的自己保護能力、社会的影響力、他者に支配されず絶対服従を拒否する能力、自分を自由に支配する権利、意見相違を持つ他者との交渉力が必要だと考えられる。これらの要素は外的な整備された環境がなければ、実現できないため、女性が家庭に依存せずに生きられる環境を作ることが必要であり、学習と知識の獲得、自己と周囲の意識変化、法律と政策の改革、職場環境の改善、社会的・国際的影響力の増大、国際的な意識強化などを含め、制度や法律の改正による社会構造の変革、教育とメディアによる意識の改革、職場文化の複合的な取り組みが必要であり、「家出」意識の向上が必要であると考

えられる。

#### (1) 選択的夫婦別姓制度の導入と戸籍制度の廃止

歴史的背景を振り返ると、家庭依存症を形成する外部的な要因として、旧明治民法下の家制度、明治時代に推進された良妻賢母主義、そして戦後に根強く残った母性神話などが挙げられる。これらの要因は、内部的に吸い込まれ、女性が家庭に依存する傾向を「自然で普通」として受け入れる「自主性」を生み出し、性成熟期にある女性が「妻」や「母」としての役割を当然のライフコースとする価値観を育んだ。戦後、女性参政権の実現や家制度の廃止など、法的には男女平等が進展した一方で、性別役割分業に基づき「妻」や「母」としての役割がむしろ強化され続けた点も見逃せない。また、家制度廃止後も、夫婦同姓制度や戸籍制度が残されたことで、女性の家庭依存を助長される構造は今なお存在している。

近年、選択的夫婦別姓制度の導入、結婚適齢における性差別、婚外子の相続差別など、制度改革が議論されてきた。例えば、1947年の民法731条により、男女とも年齢が引き上げられ、「男が17歳、女が15歳」（旧民法765条）から「男が18歳、女が15歳」に改正したが、男女間における性差別は改正されていなかったことが明らかである。その規定が2022年4月1日より施行される改正民法によって改正され、男女両方とも結婚適齢が18歳となった。婚外子の相続差別に関しては、2013年に日本国憲法第14条に違反するとして民法900条第4号但し書きの規定が違憲とされ、差別が撤廃された。しかし、夫婦同姓制度の問題は依然として残されている。

世界的には、選択的夫婦別姓や結合姓を認める国が多い。例えば、アジアでは中国や韓国、欧米ではフランスやカナダ（ケベック州）が原則別姓であり、ロシア、アメリカ（ニューヨーク州の例）、ドイツ、イギリス、オーストラリアは選択的夫婦別姓制度を認めており、イタリアでは夫の姓に妻の姓に加える結合姓が認められているが、日本は民法750条により、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とされており、夫婦同姓が義務づけられている<sup>514</sup>。2024年7月18日のロイター企業調査によると、夫婦別姓について賛成が5割、反対が1割であった<sup>515</sup>。その上、共同通信社の5月と毎日新聞の6月の世論調査によると、選択的夫婦別姓制度の導入について、それぞれ賛成が76%と57%であった<sup>516</sup>。その結果からみると、婚姻関係にある夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認めるという選択的夫婦別姓制度の導入が一定程度以上期待されていることは事実である。このような期待が強まる中、「岸田文雄首相が慎重な姿勢を貫いている」という根拠のもとに、夫婦同姓が依然として維持している<sup>517</sup>。

選択的夫婦別姓制度の導入が反対された理由としては、2009年の第173国会に提出した「選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願」という請願書に示唆されている<sup>518</sup>。請願書には、夫婦同姓制度が「より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度」「何の不都合も感じない家族制度」と主張し、「結婚に際し同じ姓となり、新たな家庭を築くという喜びを持

<sup>514</sup>法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」、  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>、最終閲覧日2024年7月18日。

<sup>515</sup>浦中美穂「7月ロイター企業調査：選択的夫婦別姓に賛成半数、9割が『機運十分でない』」（ロイター、2024年7月18日9時2分）、  
<https://jp.reuters.com/economy/bank-of-japan/DBI4KQCJTNPNNBAIBWBXHTOUUE-2024-07-18/>、最終閲覧日2024年7月18日。

<sup>516</sup>毎日新聞「選択的夫婦別姓『賛成』57%、『反対』22% 毎日新聞世論調査」2024年6月23日、  
<https://mainichi.jp/articles/20240623/k00/00m/040/116000c>、最終閲覧日2024年12月21日。東京新聞「選択的夫婦別姓、自民が議論再開 『先送りできない最重要課題』と経団連に言われたが…『一朝一夕に結論出ない』」2024年7月18日、  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/340900>、最終閲覧日2024年12月21日。

<sup>517</sup>同上。

<sup>518</sup>参議院「第173回国会 請願の要旨 602『選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願』」、  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/seigan/173/yousi/yo1730602.htm>、最終閲覧日2024年7月18日。

つ夫婦の方が圧倒的多数である」というメリットがあると述べた。氏名変更による不都合についても「婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更しても、関係者知人に告知することにより何の問題も生じない」と説明した。それに対して、「少数者の意思」で導入を要望する夫婦別姓制度は「夫婦でありながら妻が夫の氏を名乗れない」制度であり、「一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度自体を危うくする」制度と主張した。その制度の導入はどのような影響をもたらすかについては、まず「氏を変えることにより自己喪失感を覚える」という観点が述べられた。次に夫婦別姓制度の導入は「家族や親族という共同体」を尊重せずに、「個人の嗜好や都合を優先する（中略）個人主義的な思想」と批判した。また、家族や親族、地域社会などを共同体と述べ、夫婦別姓制度の導入は、そのような「共同体の機能が損なわれ、けじめのないいい加減な結婚・離婚が増え、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちが増えている」と推測され、「共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、一般大衆にとって、結果としてこのような社会の風潮を助長する働きをする」と予想された。最後に、次世代の教育について、夫婦同姓は家庭の機能を発揮し、「一体感を持つ強い絆のある家庭」において、「健全な心を持つ子供が育つ」ことができることに対して、夫婦別姓は「家族がバラバラの姓である」ため、「家族の一体感を失う」ことで、「子供の都合については何も考慮に入れていない」と述べる。

夫婦別姓や結合姓を認める国家においても、家庭の一体感はないとは言えないし、そのような家庭教育で育った子供が、必ずしも健全な心を持っていないとは言えない。また、民法によって夫婦が同じ氏を名乗ることが規定されているが、結婚後に相手の氏に変更しなければならない規定から、自分自身がその相手に属する付属品のように感じられる可能性があり、その結果として自己喪失感を生じさせるのではないかという疑念がある。このような喪失感に関連して、夫婦同姓や婚姻契約において、妻が夫の姓を取るという慣習について、フェデリーチの著書では次のような記述がある。

悪魔は女性に自分の正体を明らかにした後、自分の家来になるよう要求した。その後につづくのは、主人/奴隷、夫/妻の関係の古典的な見本とでもいうべきものだ。悪魔は魔女となった女性に自分の徴をつけ、性交をおこない、その名前を変えることもあった<sup>519</sup>。

名前を変えるという行為は、夫を「主人」、妻を「奴隷」と位置づける関係を築く象徴であり、名前の変更を通じて、夫や家庭への従属が強化されることを示唆している。このような従属構造により、改姓した側、特に妻において自己喪失感をもたらす可能性が高まると考えられる。日本では夫婦同姓が法律で規定されているため、姓を変更するのは必ずしも女性に限定されないが、現実には改姓した側が自己喪失感を感じる可能性は否定できない。

さらに、厚生労働省による2019年の「人口動態統計」によると、夫の氏を選択する夫婦の割合は約95.5%に達しており、改姓するのが主に女性であることが統計的に示されている。この割合は、過去の統計（2015年約96.0%、2010年約96.3%、2005年約96.3%、2000年約97.0%、1995年約97.4%）と比較しても大差なく、長期間にわたる慣習が続いていることがわかる<sup>520</sup>。この背景には、日本社会に根強い性別役割分業の考え方があり、それが「家庭依存症」を助長する資本主義的なジェンダーヒエラルキーの歴史的構造と結びついていると考えられる。

また、性別にかかわらず改姓した側にとっては、生まれ育った家庭とのつながりが途絶えたように感じられる場合もある。結婚によって新しい家庭を形成するとき、親がいる家庭とは別姓となることで、自分のアイデンティティーや所属感が揺らぎ、喪失感が生じることがある。このよ

<sup>519</sup>シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳、前掲書（2017年1月）、302頁。

<sup>520</sup>法務省、前掲資料「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」。



うに、改姓の問題は単に法律上の選択や慣習にとどまらず、個人の心理的なアイデンティティーや社会的構造とも密接に関連している。

他にも、「日本の伝統を守るべき」という反対意見もある<sup>521</sup>。明治民法が改正される前には、存在していなかった「夫婦同姓」は伝統とは言えるかどうか、また検討する余地があると考えられるだろう。また、「選択的」であるため、同姓でも別姓でも選択可能で、賛成を期待する傾向が示されているものの、慎重な態度を取りつつある政府は、個人主義や伝統を守るべき、家族の一体感を失うなどの理由で導入されていなかった。「家庭」は、強制的に姓を変更することで、形成するものにはならないし、同姓であるから、強い絆や健全な家庭環境を持っているとは言えない。生まれてからの姓を変更したこと自体、すでに喪失感が生じ、何らかの犠牲が生まれている。姓を変えた夫か妻は、新しい家庭を作ったことで、「古い」家庭との関連性を無くし、昔の家庭からの一体感もなくなったのではないだろうか。また、一つの姓で家庭を作りたくないから、個人主義になるという考え方は、シングルマザーやLGBTQ+などの「伝統的家庭」以外の家族形態を否定し、不平等の圧力をもたらす可能性もある。政府は一体感のある家庭を伝統で普通と主張し、強制的に施行しようとすると同時に、それが国民を都合よく管理・監督する口実の一つになり、国民の服従性を強化する手段の一つにすぎない。結婚しない国民、出産しない女性、同姓でない家庭、すべては家庭制度を崩壊する導火線となる可能性があるからである。家庭制度が崩壊すると、家庭に依存せずに生きられると意識した女性は、社会進出の意欲が向上し、男性優位で維持してきた家庭モデルだけでなく、職場環境や政治的な場のバランスが揺るぎ、男性労働者の社会的地位が変化すると、上位に位置する階層の優位な立場が変化する可能性をもたらす。そのため、家庭制度を崩壊する可能性のある改正案はさまざまな理由で否定されるのも当然である。

戸籍制度は夫婦同姓制度のアップグレード版とも言えるだろう。個人を家庭に従属させ、個人のアイデンティティーを損ない、時代に即していない点や、個人の自由に対して制約をもたらす点がある。また、戸籍には住所、家族構成、出生、婚姻、嫡出子か非嫡出子などの個人情報が載せているため、戸籍謄本や抄本が必要な場合は、第三者に知られる可能性があり、プライバシー侵害のリスクが生じる<sup>522</sup>。マイナンバーカード制度が導入されたため、各種の煩雑な行政手続を効率化し、利便性を高める。結婚や離婚、縁組、離縁などの身分関係や家庭構成に関する情報をマイナンバーカードで各行政機関によって確認できるならば、戸籍制度の存在は、家長をトップにしたピラミッド家庭構造を維持し、それを維持するための手段だと考えられる<sup>523</sup>。夫婦同姓や戸籍制度は、階級分断のもとで、女性の家庭依存と女性嫌悪を中心とした社会構造を強化する役割を果たし、女性の身体的と精神的自由を家庭に依存させ、妻や母のアイデンティティーを制限させ、自立を妨害する可能性が高い。戸籍による出自情報に加えて家庭単位で行動すると、個人の自由や発展性を妨げ、社会的に不利な立場に置かれやすく、部落差別や出身などの差別や偏見の温床となる。また、戸籍上の性別を変更するには、性別変更の手術や生殖機能を失うという厳しい条件に伴うため、性同一性障害者にとっては、アイデンティティーの多様性を抑え、自己決定権が制約される側面がある<sup>524</sup>。夫婦同姓と戸籍制度のほか、第3号保険者政策と扶養内義務は、

<sup>521</sup>筒井淳也「夫婦同姓は日本の伝統ではないのに多くの不利益は無視、日本で『選択制夫婦別姓』が認められない本当の理由」(PRESIDENT WOMAN SOCIAL、2020年4月15日)、<https://president.jp/articles/-/34529?page=2>、最終閲覧日 2024年9月15日。

<sup>522</sup>法務省「戸籍のABC(Q1～Q5)」 「戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載の変更について」、<https://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html>、最終閲覧日 2024年9月18日。

<sup>523</sup>マイナンバー制度の導入のポイントは①国民の利便性の向上②行政の効率化③公平・公正な社会の実現である。マイナンバー制度の導入後は、市区町村役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関に行かずに、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になる。国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になるなどのメリットがあるという。(出典：総務省「マイナンバーとマイナンバーカード」、[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/01.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html)、最終閲覧日 2024年9月18日。)

<sup>524</sup>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において「性別の取扱いの変更の審判」に関しては、「家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。一、十八歳以上であること。二、現に婚姻をしていないこと。



家庭内のセフティネットを形成し、自立しなくても何のリスクも生じずに幸せに生きられる仮相を捏造し、家庭依存症を助長するため、廃止しない限り、就業性が強化される可能性が存在する。

家庭依存症は、女性の社会進出や自己実現を阻む要因として機能してきた。政府が「家族の一体感」を強調する背景には、国民の管理や「伝統的」家庭モデルの維持という政治的意図が含まれている可能性もある。しかし、家庭に依存しない生き方を選ぶ女性が増えることで、職場環境や社会全体の構造に新たなバランスが生まれる。家庭モデルや夫婦同姓制度の改正は、性別役割の固定化を解消し、女性の社会的地位向上や個人の自由を尊重する方向に進む重要な一歩となるだろう。

## (2) 教育とメディアによる意識の改革

### (イ) 教育による意識の改革

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業は長年にわたり社会に根付いてきた背景には、教育が極めて重要な位置を占めている。この性別役割分業から脱却し、家庭依存症から抜け出すためには、教育による意識の改革が不可欠である。明治維新以降、女性留学生の米国派遣や女性教育機関の新設は、女性に学問的知識を広げ、自己成長や必要なスキルの習得を促進することが期待された。一方で、良妻賢母主義教育や戦時中の愛国教育、母性神話の刷り込みなど、女性を家庭に位置づける教育が性別役割分業を固定化し、この影響は戦後も残り続けている。

1990 年度以降、家庭科が男女共修になり、カリキュラム上の男女差が廃止された。しかし、家庭生活や家族のあり方が教育の一環として取り込まれたことで、国家が理想とする家庭像が引き続き教育内容に反映されている。現行の小中学校、高等学校の「学習指導要領」には、「男女を異なる存在として区別する意識」と「家庭内で決まった役割」という 2 つの点が挙げられる。

まず、小中学校、高等学校の「学習指導要領」の中で、「男女を異なる存在として区別する意識」に関する条項が見られる。現行の「小学校学習指導要領（2017 年告示）」は、「男女の平等」と「教育の機会均等」の重要性を意識しつつ、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」ことを目的とし、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」と規定されている<sup>525</sup>。一方で、男女を意識的に異なる存在として扱う条項がしばしば見られる。例えば、第 2 章各教科、第 9 節体育、G 保健の (2) では以下のような内容が記されている。

体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達について理解すること。

(ア) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること。

(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。

---

三、現に未成年の子がいないこと。四、生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。五、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」と規定されているが、「四と五は事実上、手術が必要である」。(e-GOV 法令検索「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0100000111?tab=cited>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。NHK「性別変更の手術要件めぐり 特例法の規定は憲法違反 最高裁」(2023 年 10 月 25 日 21 時 25 分)、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231025/k10014236581000.html>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日)。

<sup>525</sup> 文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」、2～3 頁、[https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt\\_kyoiku02-100002604\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf)、最終閲覧日 1 月 26 日。

- (ウ) 体をよりよく発育・発達させるには、適切な運動、食事、休養及び睡眠が必要であること<sup>526</sup>。

上記の(ア)では、個人差を認めながらも、次の(イ)では個人差を考慮せず、大まかに男女を区別し、男女を異なる性別として認識した上で、「異性への関心」が思春期以降、「自然で普通」に生じたものとして示唆されている。また、この「異性への関心」という言葉は、「異性愛」と関連付けられやすいため、セクシュアリティの多様性に関する配慮が見られない。さらに、第3章特別の教科道徳では、以下のような内容が記されている。

「友情、信頼」

〔第1学年及び第2学年〕

友達と仲よくし、助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと<sup>527</sup>。

この「異性についても理解」という表現は、前半部分の「友達と互いに信頼し、学び合って友情を深める」という内容を同性に限定しているように受け取れる可能性がある。そのため、「異性についても理解」という記述が曖昧であり、先述の「異性への関心」と関連付けられることで、「異性愛」の規範性が暗に示されることが懸念される。

また、現行の「中学校学習指導要領（2017年3月告示）」では、「教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と規定されており、教育の目標として知識と教養の習得、情操と道徳心の培養、個人の価値の尊重、男女平等の意識、多様性の受容、伝統と文化の尊重などが挙げられる<sup>528</sup>。しかしそれと同時に、「男女を異なる存在として区別する意識」や多様性への配慮のない条項が存在している。例えば、第2章各教科、第2節社会、公民の分野、A 私たちと現代社会の(2)では、以下のような内容が記されている。

現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。

(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること<sup>529</sup>。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

<sup>526</sup>同上、148頁。

<sup>527</sup>同上、167頁。

<sup>528</sup>同上、226頁。

<sup>529</sup>同上、254～255頁。

(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること

この内容は、「人間は社会的な存在」と強調しつつ、男女を「本質的」に異なる存在と捉える前提に基づいて、「両性の本質的平等」への理解が求められている点を示している。続く箇所では、「契約を通した個人と社会との関係」に触れているものの、「契約」に関する具体的な説明が欠けており、その曖昧さが誤解を招く可能性がある。

具体的には、「人間は本来社会的存在であること」という前提を基に、個人が互いに尊重し合いながら共存するためのルールや約束事としての契約が挙げられる。この契約は、暗黙的または明示的な形で社会の一員として共有される価値観や責任、権利義務のことを表す「社会的契約としての契約」として解釈できる。また、「契約の重要性やそれを守ることの意義」とあるように、契約は単なる合意の形にとどまらず、それを履行することが社会的責任であり、個人としての信頼性を担保するものとして捉えられる「個人の責任と社会的責任に結びつく契約」または、「契約の履行を通じて個人と社会をつなぐ仕組み」という意味が含まれていると考えられる。

特に「両性の本質的平等」という文脈において、結婚やパートナーシップといった関係性における平等性や合意に基づく契約の重要性が示唆されていると考えられる。言い換えれば、夫婦間やパートナー間で互いの役割や義務を尊重しながら築く約束として「婚姻やパートナーシップにおける契約」が挙げられるだろう。このような解釈において、セクシュアリティへの配慮が示されている点も注目に値する。ただし、こうした解釈が検証することが難しい。加えて「異性」を強調する文脈や「きまりの役割」という表現からは、日本社会に内在する性別役割分業の影響が感じられる。そのため、ここで言及される「婚姻における契約」が、異性愛に限定された枠組みを前提としている可能性を完全に否定することはできない。「異性」に関する内容は、続く第2章各教科、第7節保健教育において、以下のように記されている。

妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする<sup>530</sup>。

また、第3章特別の教科道徳においても、「異性」に関する内容が引き続き扱われている。

[友情、信頼]

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと<sup>531</sup>。

さらに、高等学習指導要綱（2018年告示）には、家庭に関する内容として、育児、衣食住の生活の自立、子供や高齢者の福祉などが含まれている<sup>532</sup>。男女の平等が重視されているものの、「家庭」という教科には、「男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と記されており、「異性」に関する内容は、第2章各学科に共通

<sup>530</sup>同上、307頁。

<sup>531</sup>同上、325頁。

<sup>532</sup>文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」、181頁、[https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt\\_kyoiku02-100002604\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf)、最終閲覧日 2025年1月26日。

する各教科、第6節保健体育、第2款では以下のように記載されている<sup>533</sup>。

思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする<sup>534</sup>。

これらの内容は、個人差や男女平等を主張しているものの、男女を「異なる存在として認識する意識」を強く示しており、思春期における「異性への関心」を「自然で普通」な行為として教え込まれる傾向が見受けられる。また、社会的に「きまりの役割」の重要性が強調され、「異性愛」も「自然で普通」なものとして暗示していることには疑念が残る。さらに、セクシュアリティへの配慮が十分に示されていない点が問題として挙げられる。

「男女を異なる存在として区別する意識」の他に、「家庭内で決まった役割」という点が挙げられる。例えば、先述の中学校学習指導要領第2章には、「社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること」という内容が記されている<sup>535</sup>。また、第2章各教科、第8節技術・家庭、家庭分野では、以下のように記載されている。

#### 家族・家庭や地域との関わり

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。
- (イ) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり、高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。

イ 家族関係をよりよくする方法及び高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること<sup>536</sup>。

日本社会の現状を踏まえると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業を基盤となり、私的空間において女性が家事、育児、介護といった無償労働を担い、公的空間では男性が賃金労働を担うという「自然で普通」な家庭モデルが広く受け入れていることがわかる。こうした背景の下、「きまりの役割」という表現は、性別役割分業として理解されやすくなり、「家族のお互いの立場や役割」とは、家庭内の異なる役割を暗に示唆している。前述の「きまりの役割」からは、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業に結びつく可能性が高い。このような性別役割分業の強調には、家事労働の平等な分担に関する思考が見られず、異なる役割で協力することが強調されている。高等学習指導要綱（2018年告示）にもこのような性別役割分業に関する強調は見られ、以下のような内容が記載されている。

#### 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

<sup>533</sup>同上。

<sup>534</sup>同上、139頁。

<sup>535</sup>前掲資料、文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）」、254～255頁。

<sup>536</sup>同上、313頁。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること<sup>537</sup>。

この内容は、自己意思や責任を強調しつつも、家庭内の役割を男女として「自然で普通」に分けられている。また、家庭という概念を「異なる存在」としての男女が協力して築くものであると述べ、青年期の課題として、家族や家庭に関する重要性が示されている。

これらの「男女を異なる存在として区別する意識」と「家庭内で決まった役割」に関する条項は、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業を強調し、男女を異なる存在として認識することを前提にしている。また、異性愛や思春期における異性への関心を「自然で普通」とみなす一方で、アイデンティティの多様性やセクシュアリティへの配慮、平等な家事労働分担への意識も見られない。このような価値観や構造は、結果的に女性の従属性を強化し、家庭内での女性の奉仕的な役割を固定化し、「家庭依存症」を助長する社会的構造として機能していると考えられる。

しかし、家庭はジェンダー、家族構成、文化的背景により多様性を有しており、教え込むものではなく、実際に体験する中で理解されるべきものである。現行の小中学校、高等学校の学習指導要領に描かれているのは、家庭のあり方ではなく、国家が期待する家庭の形ともいえる。同性愛カップル、単独世帯、ひとり親世帯、国際結婚、ステップファミリー、拡張家庭など、多様な家庭モデルを取り入れることが科目の正当性を維持する鍵となるだろう。家庭を構成するのは人間であり、人間は家庭、さらに社会とつながっているため、多様なアイデンティティを受け入れられる社会を築くためには、まず多様性を尊重できる人間を育てることが重要である。ジェンダーやアイデンティティの多様性、それを受け入れる心の広さ、そして多様な社会での適応性や健全な身体・心を育むことが、教育において考慮すべき課題である。そのため、幼少期からジェンダー平等教育を推進する必要がある。男女で家庭を育むことだけを目的とするのが不十分であり、性別役割分業に基づく考え方を見直すことが求められる。家庭は女性の役割に限らず、男性も積極的に参加すべきだという認識を持たせる教育が重要である。また、家庭は男女だけで成り立つものではなく、家庭モデルの多様性やアイデンティティの独自性を伝えることも不可欠である。個々のアイデンティティに焦点を当てつつ、社会との関連性も踏まえた上で、教育方針を再考する必要がある。

アイデンティティの多様性と独自性を尊重する観点から、個人のプライバシーを尊重することも重要な教育課題である。プライバシーは大きく身体的プライバシーと心理的なプライバシーに分類できる。これまでの教育では、一般的に身体的プライバシーについて男性と女性の区別が強調されてきた。特に、男性が女性に対して、または女性が男性に対して行うプライバシー侵害、特に性暴力に関するプライバシー侵害は、犯罪として嚴重に取り扱われてきた。しかし、性別は二元的に分類することができない。生物学的性別としての男性と女性、社会的に構築された性別としてのジェンダー、さらに性的指向を含む LGBTQ+ といったカテゴリーは、いずれも曖昧な区分である。実際、染色体異常や両性器を持つ人々、また生物学的に性別が確認できない人々も存在している。このように、性別の概念は多様であり、固定的な枠に収められないため、より包括的な理解が求められる。そのため、特定の性別や性的指向に基づいてアイデンティティを区分しプライバシーを尊重するのではなく、個人として尊重し扱うべきである。同じ性別であっても、個人としてのプライバシーが異なるからだ。また、性別を理由として差別され、プライバシーが侵害される可能性がある場合には、性別が知られることをできるだけ避けることが重要である。性別や性的指向が多様化する現代では、履歴書の性別欄削除や、ユニセックストイレの設置および性犯罪や盗撮被害などの悪用防止への対策、セクハラ防止策を年齢や性別、階級にかかわらず

<sup>537</sup> 前掲資料、文部科学省「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」、182 頁。



個人を基にした取り組みとすることなど、さまざまな分野で改善の余地がある。また、幼少期からのプライバシー教育を実施し、心理的に個人としてのアイデンティティーとそのプライバシーを尊重し、平等な価値観を持つことを前提に、身体的プライバシーを尊重されるべきである。

なお、現在一般化された男女から形成する家庭モデルにおいては、家事の負担は女性に偏りがちであり、男性は仕事に多くの時間を費やしている。具体的には、育児や介護、家事などに費やす時間は、女性が男性の約5倍、仕事に費やす時間は男性が女性の約1.6倍となっている<sup>538</sup>。この不均衡を是正するためには、女性の家事負担を軽減し、経済的自由を実現するために、男女ともに家事や育児を共同で分担し、積極的に参加する意識を広める必要がある。内閣府の調査データから分析すると、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと上位6項目は「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること（66.7%）」「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること（61.8%）」「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと（60.7%）」「労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること（46.8%）」「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること（44.5%）」「社会の中で、男性による育児・家事などについても、その評価を高めること（44.5%）」となっている<sup>539</sup>。職場環境の整備や働き方の調整が必要であると同時に、周囲の理解を深めること、男性自身の抵抗感をなくすこと、当事者の考えを尊重すること、イクメンに対する評価の向上など、すべてが意識改革に関わる課題である。成人向けの教育や職場での職業訓練も一定の役割を果たすと考えられるが、メディアも重要な役割を果たすことができるだろう。

#### （ロ）メディアによる意識の改革

フェミニズムが発展する過程において、新聞や雑誌といったメディアは、女性の自己意識を目覚めさせる重要な役割を果たしてきたと考えられる。明治期以降、雑誌や新聞は女性の社会参加や権利意識の醸成を促す場として機能し、多くの女性が自身の声を発信する貴重な手段となった。例えば、『青鞥』や『婦人公論』のような出版物は、女性の権利や地位向上を訴える言論の場を提供し、フェミニズムの普及に大きく貢献した。一方で、戦時中のメディアは国家のプロパガンダを担う存在として利用され、女性を含む国民に対して特定のイデオロギーを植え付ける手段となり、女性を家庭内役割に固定しつつ、戦争遂行のために労働力へと動員する政策を正当化する手段として用いられた。このように、メディアが一種の「諸刃の剣」としての性質を持つことを示している。メディアの使い次第では社会的な進歩を促進する力となる一方で、特定の価値観やイデオロギーを強化する道具にもなり得る。近年では、広告やメディア表現における性差別やジェンダーバイアスが物議を醸す事例が多く見られる。例えば、2016年に資生堂インテグレートが放映したCM「25歳から女の子じゃない」や、2019年に小学館の女性誌『Domani』が掲げたキャッチコピー「働く女は、結局中身、オスである」、2021年のIKEAのトレイテーブル「グラドム（GLADOM）」に関するCMが挙げられる。

2021年に放映されたIKEAのCM（図12）では、母親役の女性が跪いてポップコーンを給仕する一方で、男性と子どもがソファに座ったままくつろいでいる描写が問題視された。このような表現は、依然として女性を従属的な役割に固定する社会的偏見を無意識のうちに再生産していると批判されている。この描写はX（旧Twitter）で大きな議論を呼び、「トレイ購入後、妻に全部準備させて跪いてお給仕させる夫。」「奴隷と親子が一緒に映画ですかね？」「典型的な『私作る人僕食べる人』」「女は女中ですか？」「ジェンダーバイアスやばい動画」など、図13で示されているように、多くの批判的コメントが寄せられた。

<sup>538</sup> 本稿第1章を参照。

<sup>539</sup> 内閣府、前掲資料、「男女共同参画社会に関する世論調査 令和4年11月調査」、25頁。



図 12 IKEA Japan (@IKEA\_Campaign) の X より

この CM は性別役割分業に基づいた性差別的な描写であると指摘され、多くの人々の不快感を与えた。一方で、一部の意見では、幸せな家庭への嫉妬やフェミニズムの過剰反応として反論する声も見られ、議論は多様な視点を含む形となった。ただし、ジェンダーバイアスを指摘したコメントの「いいね」の数やリポストの数が、反論的なコメントを大きく上回ったことから、この CM が多くの視聴者にとって問題視されたことが明らかである。批判的な反応が圧倒的に多かったことは、日本社会において従来の性別役割分業に対する不満や反感が広がっていること、また、女性が家庭内で担わされる不平等な役割に疑問を持つ人々が増えていることを示唆している。



図 13 IKEA Japan (@IKEA\_Campaign) の X より

さらに、同じ商品のオーストラリア版 CM (図 14) では、夫役の男性が飲み物を用意し、家族全員が平等にくつろいでいるシーンが描かれており、跪いて給仕する場面は一切描かれていなかった。この描写の違いに注目した投稿も共有され、「いいね」やリポストが多数寄せられたことから、男女平等に関する意識が国によって異なり、オーストラリアの広告がジェンダーバイアスのない家庭像を反映している点が肯定的に評価された。このような国際的な比較から、日本社会におけるジェンダー固定観念がメディアを通じて無意識のうちに再生産されている可能性が浮き彫りになっている。また、日本に根付いた性別役割分業が社会通念上の家庭モデルとしてメディアに浸透し、さりげなく表現される傾向を示している。この事例から、ジェンダーバイアスに敏感な視聴者の存在と、メディアや広告がいかに強力な影響力を持つかがうかがえる。合理的かつ批判的に活用することで、メディアは社会変革や個人の意識向上に寄与する可能性を秘めているが、一方でその偏向や影響力の危険性を慎重に見極める必要があるだろう。

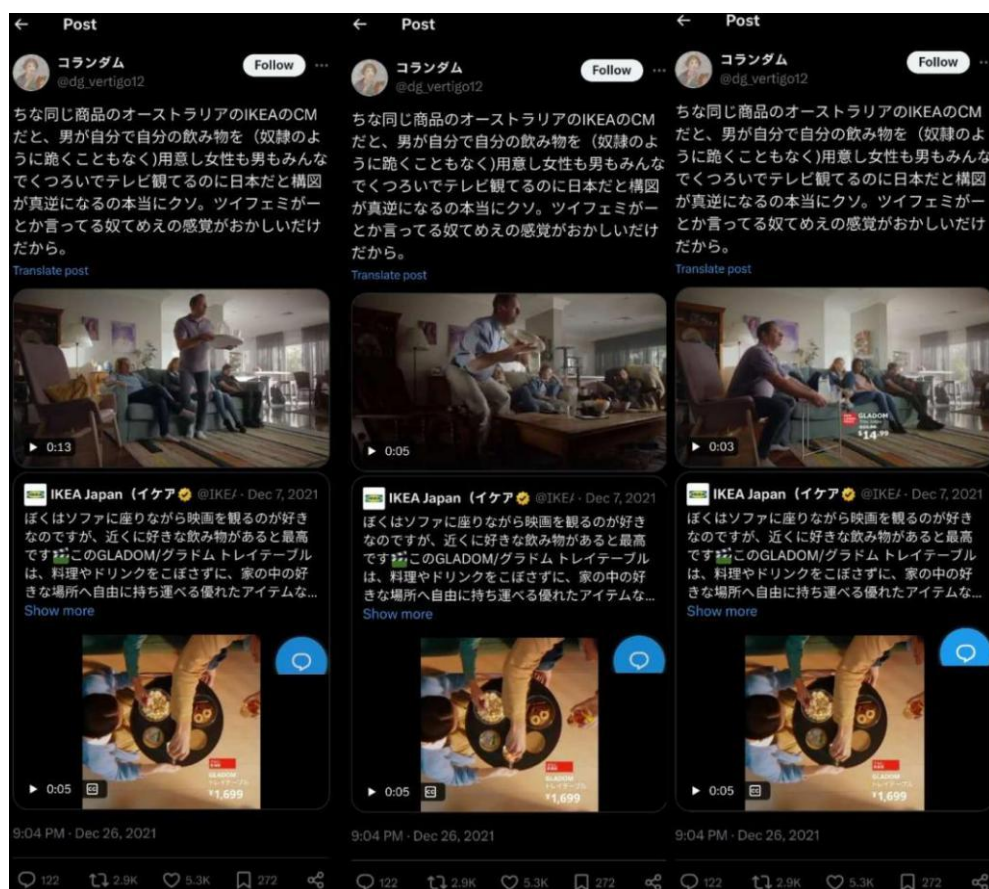


図 14 コランダム (@dg\_vertigo12) の X より

家庭依存症から脱却するにも、企業の社会的責任意識を喚起し、メディアや広告の中の性別に基づく偏見やジェンダースtereオタイプの撤廃を積極的に取り組む必要がある。実際、2017 年には、国連 (UN Women) により「Unstereotype Alliance (アンステレオタイプアライアンス)」は発足し、メディアと広告のジェンダーに関する固定観念を撤廃する世界的に取り組んでおり、2020 年 5 月に日本支部も設立された<sup>540</sup>。その他にも英広告標準化協会 (Advertising Standards Authority、ASA) が存在し、イギリスの広告業界の自主規制組織であり、ジェンダースtereオタ

<sup>540</sup>UN Women「アンステレオタイプアライアンス」、<https://japan.unwomen.org/ja/unstereotype-alliance>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。



イプを助長する広告表現の禁止に取り組んでいる<sup>541</sup>。日本も海外からの影響を受け、性差別用語の撤廃や慎重な報道、積極的な取り組みが必要だと考えられる。

これまでの研究では、Metoo 運動や広告炎上などの事例から、インターネットや SNS、メディアの活用で社会的、国際的影響力を増大する可能性が見られ、さらに、海外の動きと連動して、国際的な意識を強化する可能性が見られる。これらのメディアや SNS を活用して、家庭依存症や性別平等についての意識を高めるキャンペーンを行うことが重要だろう。意識の改革は、UN などの国際機関や NGO との連携によって SDGs のジェンダー平等を目指し、女性の人権保護とジェンダー平等の意識を強化する方法でもあると考える。一方、インターネットや SNS によるスラックティビズム（表面的な社会運動への参加）や信憑性の低さなどの問題点、メディアによるプロパガンダの危険性などの問題点も存在するため、これらに慎重な対応と適切な関連制約策を講じる必要がある。

### （3）職場文化の見直し

高度経済成長期に典型的だった専業主婦とサラリーマンから成る昭和的な家庭モデルは、時代の変遷や経済状況の変化により、もはや維持が困難になっている。最近のデータからは、家庭の収入を補うために兼業主婦として働く女性の就業者数が増加している傾向が見られる。この動きは、家庭モデルの変化が社会に広がり、共働き家庭が主流となる可能性を示唆している。しかし、職場環境や雇用制度が昭和的な家庭モデルを前提としている点が課題となっている。

このような状況に対応するためには、職場における長時間労働文化の見直しが必要不可欠である。また、国家による児童と高齢者ケアの制度整備も、家庭依存症からの脱却を促し、女性の経済的自立を支える重要な要素となる。これらの施策は、より持続可能な働き方と生活の実現に寄与するだろう。さらに、ワークライフバランスを尊重しながら、職業を持つことと家庭を大切にすることの両立を可能にする制度改革が求められる。コース別雇用管理に代わり、より柔軟な働き方を導入し、それを必要に応じて併用することが重要である。

長時間労働の見直しは、フランスの家庭と仕事を両立させる 35 時間労働制を基に、ジャーナリストの竹信三恵子は労働時間の総量制限を提案したことがある<sup>542</sup>。その上、在宅勤務と出勤勤務を併用するハイブリッドワークの導入も必要である。新型コロナウイルスが拡大する影響を受け、テレワーク<sup>543</sup>という柔軟な働き方は、急速に民間企業において導入していった<sup>544</sup>。その中で、「在宅勤務・テレワークのできる仕事は、限られるから」「緊急事態宣言が解除されたから」「報告・相談や社内調整・連携等、出勤した方が仕事がスムーズだから」「出勤抑制の会社指示が解除・緩和されたから」「コミュニケーション不足」のなど理由で実施しなくなった<sup>545</sup>。大手企業 Amazon も 2025 年 1 月から、リモートワークを廃止し、週 5 日のオフィス出勤が必要だと発表した<sup>546</sup>。ところが、令和 5 年度のテレワーク人口実態調査では、テレワーカーの割合が減少傾向にある一方、週 1～4 日でテレワークを実施する企業が増加しており、出勤と組み合わせるハイブリッドワークが拡大している傾向が示され、効率性と柔軟性を両立する働き方が拡大している<sup>547</sup>。

<sup>541</sup>内閣府「第 5 次基本計画策定専門調査会人材・意識 WG 第 2 回資料」、  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/sidai/pdf/jinzai/02/01.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

<sup>542</sup>上野千鶴子『女たちのサバイバル作戦』（文藝春秋、2013 年 9 月）、316 頁。やぎみね「竹信三恵子講演「ワーク・ライフ・バランス～女が働きやすい社会は男も幸せになれる!!」報告」（2009 年 7 月 28 日）、  
<https://wan.or.jp/article/show/2754>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

<sup>543</sup>テレワークはオフィスから離れ、情報通信技術（ICT）を活用して勤務する柔軟な働き方である。リモートワークとはほぼ同じ意味である。在宅勤務は自宅で勤務することを指す。いずれもオフィス離れの勤務形態である。なお、フレックスタイム制は労働時間を自分で決める制度であり、オフィス離れの勤務形態と併用する場合もある。

<sup>544</sup>総務省「令和 3 年版 情報通信白書 | テレワークの実施状況」、第一部第 2 章第 3 節。

<sup>545</sup>厚生労働省「第 3 節テレワーク定着に向けた課題について」『令和 3 年版 労働経済の分析 ―新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響―』（2021 年）、310 頁。

<sup>546</sup>日本経済新聞「Amazon、社員に週 5 日出社義務付け 米巨大テックで初」（日本経済新聞社、2024 年 9 月 17 日）、  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN163PROW4A910C2000000/>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

<sup>547</sup>国土交通省、「令和 5 年度のテレワーク人口実態調査」（2023 年）。

ハイブリッドワークの導入は、家庭と仕事の両立が必要な人々の負担を軽減し、全体的な満足度の向上、離職率の低下、生産力の向上、コストの軽減などをもたらす可能性がある。しかし、相対的に、コミュニケーション不足や、出勤回数によって業務評価に不平等が生じる可能性があり、情報漏洩のリスクが高まる可能性がある。これらの問題を解決し、より働きやすい環境を整えるためには、最低限の出勤日数や全員出社日の設定、情報漏洩に関する罰則の制定、セキュリティ対策、緊急事態の対応策が不可欠である。

その上で、男女問わず家庭への参加を促すためには、リーダーシップ育成、性差別のない職業教育、スキルアップを目指した職業訓練の充実が必要だ。これにより、公平なキャリアパスが確保され、女性の経済的自立が一層進むとともに、男性の家庭参加も推進されるだろう。また、長時間労働の削減とともに賃金改善も重要な課題である。同一労働同一賃金の原則を性別に限らず、正規・非正規雇用間でも適用することで、賃金格差を縮小することが求められる。これまで性別平等に基づいて同一労働・同一賃金を規定されているが、正規雇用と非正規雇用の賃金格差が大きい。そのため、その範囲を拡大し、性別だけでなく、あらゆる職業に同一労働・同一賃金を規定することが重要である<sup>548</sup>。

一方、仕事をしながら家事や育児に過度の負担がかからないようにするためには、育児支援や福祉施設の整備を国民任せにするのではなく、国家が主導して推進することが重要である<sup>549</sup>。家庭外での支援を充実させるためには、ワークショップやディスカッションを通じて意見交換を行えるコミュニティを形成し、家庭依存症に苦しむ人々を支援するためのネットワークを構築することが不可欠である。このネットワークを通じて、情報やリソースを共有し、相互にサポートし合う環境を整備することで、経済的支援やカウンセリングを受けられる関連サポートグループや専門施設の設置も可能となるだろう。これらの取り組みにより、家庭に縛られずに自分らしい生活を追求できる基盤が築かれることが期待される。しかしながら、国家による法整備や、支援ネットワークの構築、サポートグループや施設の設立といった取り組みは、あくまで理想論として描かれることが多いのが現状である。

現実的には、家庭内で経済的収入を得る力を持つ全員が家庭外を主な活動の場とする場合、家事や育児、介護といった家事労働やケア労働を担う存在が不足する可能性が高まる。このような場合には、家族全員が協力して平等に家事を分担することで一定の解決を図ることも可能ではあるが、現実には「犠牲」を強いられることも少なくない。また、「家庭依存症」が社会に深く内面化されている現状を踏まえると、従来家庭内の役割を担う存在として構築されてきた女性が、ケア労働を押し付けられやすく、その結果、犠牲者となる可能性が依然として高いと言える。さらに、家事負担を軽減するためにお手伝いさんを雇用するという選択肢も存在するが、それには他の生活費を圧迫するリスクが伴い、新たな問題を生じさせる恐れがある。また、ケア労働者不足の問題や、日本における外国人ケア労働者の受け入れに関する政策的課題も未解決のまま残されているため、包括的な支援体制の整備にはさらなる議論と具体的な取り組みが求められている。

おわりに

明治維新以降、欧米の思想や文化が流入し、男女同権などの思想が影響を与える中、日本のフェミニズムも活発化していった。同時に、日本は欧米資本主義国家へと歩み始めた。資本主義国家の形成に必要な「本源的蓄積」は、日本において女性が重要な役割を担うものとされた。家制度のもと、無能力者とみなされた女性たちは家庭に依存せざるを得ない状況に追い込まれ、家庭内で「無償労働」を担うようになったのである。それと同時に、男性は家庭外の役割を押し付けられ、家族を養うために働かざるを得なくなった。「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業は二重の制約として構築され、国家による国民の管理・監督の基盤となったのである。

<sup>548</sup>竹信三恵子、前掲書（2012年6月）、174頁。上野千鶴子、前掲書（2013年9月）、314頁。

<sup>549</sup>竹信三恵子は「国はケアに責任を持たない」と指摘している。（竹信三恵子、前掲書（2023年7月）、226頁。）



この基盤を強化し、固定化したのが、女性の性そのものである。公娼制度の導入は、男女間および女性間の階級や差別に基づく分断を生み出した。この分断は、戦時中の愛国教育のもとで正当化され、男女の自己管理能力を弱め、国家によって管理・監督された時期も存在した。長期にわたり家庭依存症が染みついた国民にとっては、戦後の政策改善や家制度の廃止は手遅れの呼びかけとも言える。さらに、家制度は戸籍制度として存続し、国民を家庭依存症のもとで引き続き国民管理・監督する手段となっている。

フェミニズムの進展により、家庭依存症の存在が顕在化し、性別役割分業に基づく社会構造の問題点が浮き彫りにされた。これにより、アイデンティティの多様性が示され、「家出」意識の形成にも大きく寄与した。その結果、女性は明治維新以前に比べて多くの権利を獲得し、社会進出の機会が増加したように見える。しかし、家庭依存症は依然として存在しており、兼業主婦が増加していることも事実である。家庭依存症から脱却するためには、「家出」意識の向上が不可欠である。そのためには、家制度を維持する夫婦同姓や戸籍制度の廃止を検討すべき課題とし、教育とメディアによる意識改革、さらに職場文化の見直しも不可欠な要素と考えられる。

明治維新以降、日本は近代化と産業化を推進し、資本主義国家としての道を歩み始めた。欧米の思想や文化の影響を受けて女性教育の改革が進み、芸娼妓の解放や女性の権利制限に対する抵抗が行われた。しかし、これらの変革は同時に「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が根強く定着する契機ともなり、女性を社会の最下層に位置づける新たな性別や階級に基づく社会構造の形成を促進した。特に、資本主義国家の基盤強化の過程で、女性は「本源的蓄積」の一環として搾取され、「性的かつ奉仕的な存在」として構築され、性別や階級による格差を生む役割を担わされることとなった。

明治民法の制定によって、家長を頂点とする家庭制度が確立され、夫と妻、親と子の間に階層的な関係が強調された。女性は家庭や夫に依存せざるを得ない立場に置かれ、法的にも社会的にも従属的な立場に押し込められた。このような家庭制度の下、女性は家庭や夫に依存するしか生きられない無能力者と見なされ、家事、育児、介護などの無償労働を担うことが当然視され、男性より劣った存在として扱われた。一方で、男性は家庭外で経済的支柱となることが求められ、女性に対する優越感と支配権を維持するために懸命に働くことが期待された。このようにして、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が社会全体に浸透し、男女双方に対するアイデンティティを拘束する無形の二重制約が生まれたのである。

さらに、明治維新後の法律による社会的役割の構築は、国民を効率的に管理・監督する手段として一定の成果を挙げたが、国家への服従を国民に内面化させる過程で、特に女性の性が重要な役割を果たすこととなった。新たに導入された公娼制度により、女性の性は国家の管理手段として位置づけられ、尊厳を奪われた女性たちは娼妓として商品化・奴隷化されていった。このことにより、男性は法的に保護された性欲のはけ口として女性を利用し、責任を負うことなく彼女たちを蹂躪し、支配することが可能となった。娼妓でない一般の女性たちも、国への忠誠心を求められる一方で、娼妓を「国辱」と見なし、蔑視する風潮が広がり、女性間の分断や女性嫌悪が生まれた。また、この過程で女性に対する歪んだ貞操観も形成され、女性は自らの欲望を抑え込まれ、性的に自由な夫に従順であることが求められた。その結果、女性は家庭内においても「家庭の娼妓」としての役割を強いられ、家庭の中でも抑圧される存在となったのである。

戦時中、家制度と良妻賢母主義によって培われてきた国民意識は、愛国教育の影響でさらなる強化が図られ、国と家が押し付ける社会的役割が一層深化した。国家は人口政策を目的として、個人的な選択であるはずの結婚や出産までも管理・監督し、男女双方の身体的な自己管理能力を奪い去った。特に女性は、母性神話のもとで「子宮」が国家の管理下に置かれ、奴隷化や機械化が進行していった。また、慰安所の設置によって女性の身体的・心理的従属感はさらに強化され、女性の尊厳は損なわれただけでなく、彼女たちが国家の道具として扱われる状況に追い込まれた。こうした政策の中で、女性の身体は国家に従属する「性的な存在」として位置づけられ、戦争のために利用されることで、女性の自立や尊厳は著しく抑圧されたのである。

戦後、国家はその体面を維持しつつ、「性」を国民管理の手段として引き続き利用し、「性風俗関連特殊営業」が施行された。高度経済成長期における急速な社会変化に適応するため、サラリーマンが経済的に家庭を支え、専業主婦が家庭を維持するという家庭モデルが形成され、都市化や核家族化の進行とともに一般化していった。このように、国や家から押し付けられる家庭依存症は、女性を最下位に位置づける基盤の上に構築され、女性は家庭や夫に依存せざるを得ない状況に追い込まれる社会環境が生まれた。その結果、性や貞操に関する歪んだ観念が刷り込まれ、女性の従属感や劣等感が増大した一方で、男性の支配感や優越感が強化された。この構造は、性別や階級に基づく差別が助長され、国民を管理・監督する手段としてこの構造が定着していった。同時に、女性が家庭に依存する傾向を「自然で普通」として受け入れる一種の「自主性」を形成し、これにより、性成熟期にある女性が「妻」や「母」としての役割を当然のライフコースと捉える価値観が醸成された。この価値観は、家族制度や教育を通じてさらに強化され、社会的な規

範として広く共有されるようになった。結果として、女性の選択肢が家庭内の役割に制限される状況が助長され、性別による役割分業が固定され、家庭依存症が自然化される要因となったと考えられる。

近年、根強い「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業に対する反対の意識が高まり、共働き世帯が専業主婦世帯を上回るようになった。しかし、その裏には「女性不況の罟」が潜んでいる。兼業主婦世帯の実態を見つめると、就労性の心理が家庭依存症を助長する要因として働いていることがわかる。この心理は、無意識のうちに扶養内義務や第3者保険者制度などの法律のもとで内面化されていく。結果として、「家出」意識の形成を妨げ、家庭依存症を破壊するための防御線として機能してしまう。このような状況は、女性が経済的自立を果たすことを難しくし、依然として従属的な立場に置かれる要因となっている。

フェミニズムは、長年にわたり「家出」意識を呼び覚ます役割を果たしてきた。これにより、女性の権利獲得や社会進出の状況改善、アイデンティティーの多様性の促進など、さまざまな示唆が生まれた。その結果、「家出」意識の高まりは、ジェンダー化された階級構造の崩壊を引き起こし、男性優位の「伝統的家庭」に対する危機感をもたらした。この変化は、社会構造の根幹を揺るがすものであり、職場環境や政治の場におけるバランスの崩壊を引き起こす可能性を秘めている。同時に、このような変化は階級や制度に基づく家庭制度を死守しようとする保守派にとっての脅威ともなり、彼らの反発を招く要因となっている。フェミニズムの提唱する価値観が広まる中、家庭や性別に関する伝統的な役割を維持しようとする抵抗が強まることが予想され、今後の社会変革の過程において重要な課題となるだろう。

長期にわたる家庭依存症の浸透により、家庭に依存して生きることを幸せな道と考える人々も多いかもしれない。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は、単なる経済的な役割の決定にとどまらず、生物学的な性別に基づく社会的役割が人生を縛る原因となっている。女性として認められた人間は、生まれてから妻や母などの役割に運命づけられ、性別によって社会的に役割が無意識に分けられていく。幼少期から「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業に従い、子どもたちは性差別を意識する環境で「男らしく」「女らしく」育てられる。男性は理性的で運動能力が高く、女性は感性的で家庭的であるといった、社会的に定義された「固有の特性」が内面化され、成人後には無意識に父や夫、母や妻の役割が「自然で普通」として刷り込まれる。これにより、身体的な振る舞いや趣味、進路が限定され、範囲外に外れた場合には異類と見なされることが、惨めな人生の一因となっている。

区別が存在することは自然であり、誰もが唯一無二の存在であるはずだ。身体や環境、経歴、出会った他者など、各個人は異なる人生を歩んでいる。したがって、これらの区別が階級や差別を生み出す基盤となるべきではない。現状において、家庭依存症から脱却するための「家出」意識が存在しているものの、同時に家庭依存症そのものも根強く残っている。「家出」は、扶養内勤務や第3号保険者制度を利用して、家庭内での補助的な役割に甘んじることを意味するのではない。真に家庭依存症から解放されるためには、完全に自立し、家庭から離れる必要がある。この必要性は、家庭依存症を助長し、容認する社会的環境が整っているために強調される。長年にわたって「男性は仕事、女性は家庭」という状況が「普通」として受け入れられているため、家庭に依存せずに自立することが難しくなっている。しかし、階級や差別に基づく社会は、アイデンティティーや家庭の多様性を抑制し、社会の発展を制限している。このような状況を打破するためには、家庭依存症からの脱却を促進し、個人の多様性を尊重する社会の仕組みを構築する必要がある。個々の価値を認め、さまざまな生き方や家庭のあり方が共存できる社会を目指すことが重要である。これにより、性別や階級に基づく差別を減少させ、より豊かで多様性に富んだ社会が実現できるだろう。

時代の変遷に伴い、これまで隠されていた新たなアイデンティティーを発見し、より良い社会を変革するためには、「家出」意識が不可欠である。そのためには、内面的には「離巢性」の心理が必要であり、外面的には家庭に依存せずに生きられる環境を整えることが重要である。具体

的には、まず、夫婦同姓制度や戸籍制度、第3号保険者制度、扶養内義務など、家庭依存症を助長する制度や法律の改正による社会構造の変革が求められる。次に、教育やメディアにおける性差別を助長する内容の撤廃や修正が必要である。最後に、職場における長時間労働文化の見直しや、より柔軟な雇用制度の整備が不可欠である。なお、コロナ禍によって可視化された女性不況や、非正規雇用で働きながら家庭に依存する兼業主婦世帯の増加に対して、積極的な改善が求められている。時代に即した家庭モデルや雇用制度を変革する取り組みが急務となっている。

本稿では、明治維新以降の歴史とフェミニズムの発展史を概観し、近年コロナ禍によって顕在化した「女性不況」から浮上した「経済的に自立できず、家庭や夫に依存せざるを得ない状況に追い込まれた女性たち」という状況を「家庭依存症」と名づける。また、この現象を助長する「経済的に自立できなくても、法律や制度により家庭や夫に依存して生活を維持できるため、収入を自力で得なくてもよい」という心理状態を「就巢性」と呼ぶ。そして、「家庭依存症」から脱却するために行われた動きを「家出」意識に基づく行為として捉える。家庭依存症の形成は、家制度と良妻賢母教育の進行とつながり、戦時中において強化され、戦後は長時間労働を基幹とする雇用制度によって定着し、現代まで深く根付いている。フェミニズム運動の進展や国際的な影響によって「家出」意識が次第に向上しているものの、法律や制度の改正による社会構造の変革、教育とメディアによる意識の改革、職場文化の見直しが必要であり、急務であることが明らかである。

しかし、家庭依存症は長年にわたって形成され、社会の隅々までに深く根付いているため、脱却するには短時間で簡単に解決できる課題ではない。また、脱却後には、母や妻というアイデンティティーから解放され「家出」する女性や、長時間労働から解放される男性の存在を考慮する必要がある。これにより、より自由で複雑なアイデンティティーが生まれる可能性がある。このような可能性を踏まえ、新たな労働モデル、より合理的な家庭モデル、そして適切な社会構造について考えることが今後の重要な課題となる。さらに、女性の「家庭依存症」に対して、男性側には仕事に過度に依存する「仕事依存症」が存在すると思われる。これによる影響や変化、制約を研究することで、性別や階級による不平等や差別に関してはさらなる改善策が見えてくるだろう。加えて、男性が仕事に過度に依存することで生じる精神的・身体的負担、家庭での役割が軽視されることによる家庭内の葛藤、そして男性の自殺率が高い原因とその改善策も今後の課題となる。

また、性別の平等やアイデンティティーの多様性に対する尊重とは、男性、女性、性別が確認できない人々、LGBTQ+など、異なる性的指向を持つすべての人々が同じ権利を持つことを意味するわけではない。平等とは、明らかに異なる個体に同じ権利を与えるのではなく、異なる個体が差別されることなく、平等に生きる権利を保障することだと考えられる。尊重も同様に、異なるアイデンティティーを持つ者同士が、それぞれの独自のプライバシーを尊重し、平等に扱うことを意味する。同時に、階級問題が解消されない限り、高位の階級にある者が弱者に対する配慮や保護を求めることは不可欠であり、単に平等を口実にすることで新たな階級を生み出す理由にはならない。さらに、これらの課題は、AIやロボット技術の発展による革命的な変化や、その変化が今後の労働市場や各産業に及ぼす影響、加えてメディアの変化に伴うフェミニズムの今後の発展など、さまざまな要素を考慮に入れる必要がある。

## 参考文献一覧

### 一次資料

- 愛国婦人会『愛国婦人 (85)』 (1938 年 5 月、愛国婦人会)、30 頁。
- 愛国婦人会『愛国婦人 (92)』 (1938 年 11 月、愛国婦人会)、12 頁。
- ◎愛国婦人会『愛国婦人会四十年史』 (愛国婦人会、1941 年)、33～34 頁、166 頁、370 頁、426～427 頁、841 頁。
- ◎愛国婦人会隣保館編『愛国婦人会隣保館概要 第 2 輯』 (愛国婦人会隣保館、1926 年)、1 頁。
- 簿書 10697「稟裁録 自明治四年至同五年」件名番号 9 女子ヲ撰ヒ欧米之内江留学差遣シノ件 (北海道立文書館、1871 年 10 月)。
- 開国百年記念文化事業会編『明治文化史 第 4 巻』 (原書房、1980 年 6 月)、73 頁。
- 外務省『在米加総領事館・領事館管内概況 (欧米一資料; 第 110 号)』 (外務省欧米局第一課、1956 年)、168 頁。
- 外務省国際連合局『国際婦人年世界会議報告: 世界行動計画及び宣言』 (大蔵省印刷局、1977 年 3 月)、3～7 頁、20～22 頁、37～39 頁、65 頁。
- 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集 第 1 巻 基本篇』 (外務省政務局特別資料課、1950 年 9 月)、7 頁。
- 近代日本教育制度史料編纂会「緊急学徒動員方策要綱」『近代日本教育制度史料』第 7 巻 (大日本雄弁会講談社、1956 年)、29～30 頁。
- 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第 1 巻 (大日本雄弁会講談社、1956 年)、62 頁。
- ◎厚生省予防局編『国民優生図解』 (国民優生聯盟、1941 年)、63 頁。
- 厚生労働省「国民生活基礎調査」2022 年、3 頁。
- 厚生労働省『令和 4 年版 過労死等防止対策白書』。
- 厚生労働省「第 3 節テレワーク定着に向けた課題について」『令和 3 年版 労働経済の分析 ―新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響―』 (2021 年)、310 頁。
- 国土交通省、「令和 5 年度のテレワーク人口実態調査」 (2023 年)。
- 国立公文書館「衆議院議員選挙法中改正法律・御署名原本・昭和二十年・法律第四二号 (御 28670)」 (国立公文書館、1945 年 11 月)、3 頁。
- 衆院憲法審査会事務局『「日本国憲法の制定過程」に関する資料』 (衆院憲法審査会事務局、2016 年 11 月)、2 頁、5～8 頁。
- ◎「衆議院議員選挙制度改正要綱」 (1945 年 10 月 23 日)。
- 衆参両院「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書」 (2023 年 6 月 19 日)、185～187 頁、221～222 頁。
- 商工省調査統計局『昭和二十年 工業統計調査 上巻』 (商工省調査統計局、1947 年 9 月)、2～7 頁。
- 『女学雑誌 (65)』 (女学雑誌社、1887 年 5 月)、81～88 頁、98 頁。
- 『女学雑誌 (124)』 (女学雑誌社、1888 年 8 月)、97 頁。
- ◎『女学雑誌 (183)』 (女学雑誌社、1889 年 10 月)、219 頁。
- 『女学雑誌 (191)』 (女学雑誌社、1889 年 12 月)、付録 9 頁。
- ◎『女学雑誌 (198)』 (女学雑誌社、1890 年 2 月)、655 頁。
- 『女学雑誌 (199)』 (女学雑誌社、1890 年 2 月)、682 頁。
- ◎『女学雑誌 (228)』 (女学雑誌社、1890 年 8 月)、61 頁。
- ◎『女学雑誌 (389)』 (女学雑誌社、1894 年 7 月)、752 頁。
- ◎『青鞥 1(1)』 (青鞥社、1911 年 9 月 1 日)、1 頁、37 頁。
- ◎『青鞥 (12 月號)』 (青鞥社、1914 年 12 月)、2～3 頁、9 頁。
- 『青鞥 第 3 年 (1)』 (青鞥社、1913 年 1 月)、20～32 頁。
- 『青鞥 第 3 年 (2)』 (青鞥社、1913 年 2 月)、付録 1～7 頁。
- 総務省「労働力調査 従業上の地位別就業者数 (自営業主、家族従業者、雇用者など) , 1953 年 1



月～」。

総務省「令和 3 年版 情報通信白書 | テレワークの実施状況」、第一部第 2 章第 3 節。

総務省「労働力調査 長期時系列表 1 a-1 主要項目（労働力人口・就業者・雇用者・完全失業者・非労働力人口・完全失業率）－全国，月別結果，1953 年 1 月～」。

◎大日本国防婦人会『大日本婦人会十年史』（大日本国防婦人会、1943 年）、26～29 頁、36～37 頁、138 頁、476 頁。

◎大日本婦人会『大日本婦人会概況』（大日本婦人会、1943 年 7 月）、1 頁、15～20 頁。

東京市役所編『婦人職業戦線の展望』（白鳳社、1932 年）、付録 1～4 頁。

◎東京都教育庁生涯学習部文化課編『東京の民謡：東京都民謡緊急調査報告 区部・多摩地区編』（東京都教育庁生涯学習部文化課、1999 年 3 月）、21 頁。

東京都都政史料館『東京の英学（東京都史紀要；第 16）』（東京都都政史料館、1959 年 3 月）、121 頁。

◎婦選獲得同盟『女性展望』1937 年 9 月号（婦選獲得同盟、1937 年）、22 頁。

◎婦選獲得同盟『婦選』1931 年 10 月号（婦選獲得同盟、1931 年）、7 頁。

◎婦選獲得同盟『婦選』1932 年 10 月号（婦選獲得同盟、1932 年）、15 頁。

◎文部省教育調査部編『[文部省教育調査部]調査資料 第 3 輯（集団勤労作業の概況 昭和 16 年 3 月）』（文部省教育調査部、1941 年）、252～255 頁。

◎文部省教育調査部編『[文部省教育調査部]調査資料 第 6 輯（実業教育関係法令の沿革）』（文部省教育調査部、1942 年）、506 頁。

◎文部省『国体の本義』（文部省、1937 年 3 月 30 日）。

◎文部省『臣民の道』（文部省、1941 年）。

◎文部省『戦時家庭教育指導要項』（文部省、1942 年）、三、母性ノ教養訓練。

## 二次資料

- ◎阿部又郎編『集会条例釈明:和仏対照』（報告社、1882年1月）、15頁。  
荒木詳二「1920年代の「新しい女たち」について:「モダンガール」の日独比較」『群馬大学社会情報学部研究論集』14号（群馬大学社会情報学部、2007年3月）、248～253頁。  
アン・オークレ/岡島茅花訳『主婦の誕生』（三省堂、1986年5月）、15頁。
- ◎生田花世『恋愛巡礼』（紫鳳閣、1915年）、235頁、242～244頁、255～258頁。  
池内靖子「近代日本における『オセロ』の翻案劇」（立命館大学アート・リサーチセンター、2003年3月）、142～143頁。  
石井良助編『体系日本史叢書 第4』（山川出版社、1964年）、32頁。  
市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（上）」『女性同盟』第1号（1920年11月6日）、25頁。  
◎市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（下）」『女性同盟』第3号、1920年12月1日、29頁。  
市川房枝『婦人界の動向（婦人年報:第1輯）』（文松堂、1944年）、12頁。  
市川房枝編集・解説『日本婦人問題資料集成』第1巻（ドメス、1978年8月）、202頁、213～214頁、822頁。  
市川房枝『私の婦人運動』（秋元書房、1972年）、19頁、37～41頁。  
◎市村久八郎編『衛生法令類纂』（岡島真七、1881年2月）、126頁。  
◎『伊藤野枝全集下』（学芸書林、1970年）、116～118頁。  
◎伊藤秀吉『日本娼婦運動史』（廓清会婦人矯風会娼婦聯盟、1931年）、88～89頁。  
井上恵子「愛国婦人会の施設に於ける教育活動:大正中期から昭和初期を中心として」『教育學雑誌』17（1983年）、237～241頁。  
◎井上高聡「開拓使による海外留学生派遣意図の変遷」『北海道大学大学文書館年報』第14号（北海道大学大学文書館、2019年3月）、10頁。  
井上輝子『岩波女性学事典』（岩波書店、2002年6月）。  
井上輝子「女性学の創出と和光大学の試み」『和光大学現代人間学部紀要』第4号（和光大学現代人間学部、2011年）、202頁。  
◎井上輝子『日本のフェミニズム——150年の人と思想』（有斐閣、2021年12月）40頁、71～75頁、93頁、102～110頁。  
◎植木枝盛著、外崎光広編『維新後道德の頹廢せしことを論ず:教育論・道德論・娼婦論』（法政大学出版局、1982年3月）、281～296頁。  
◎上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波書店、1990年10月）、31～34頁、38頁。  
上野千鶴子『女たちのサバイバル作戦』（文藝春秋、2013年9月）、314～316頁。  
◎上野千鶴子「フェミニズムが開いた道」（NHK出版、2022年5月30日）、8～9頁、35～38頁、51頁、69頁。  
上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）、24頁。  
大橋稔「女性学の視座について:女性学が拓いた地平と今後の課題」『城西大学語学教育センター研究年報9』（城西大学語学教育センター、2016年3月）、102～103頁。  
◎岡山市『岡山市史第5』（岡山市、1975年）、3878頁。  
奥むめお「婦人界の新運動—新婦人協会の創立」『労働世界』5（2）、1920年2月1日、47頁。  
◎尾佐竹猛『明治文化叢説』（学芸社、1934年）、48～49頁。  
尾崎（井内）智子「日中戦時下の女性運動:日本婦人団体連盟による「白米食廃止運動」」『社会科学』第45巻第3号（同志社大学人文科学研究所、2015年11月）、110～111頁。  
◎尾竹親『尾竹竹坡伝:その反骨と挫折』（東京出版センター、1968年）、217～218頁。  
◎落合恵美子『近代家族とフェミニズム【増補新版】』（有斐閣、2022年）、8頁、359頁。

- 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』（「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会、1984年5月）、3～4頁。
- 影山昇「大正期・臨時教育会議「女子教育」審議・答申と与謝野晶子の女子教育論—人間平等主義と男女共学制」『成城文藝』172号（成城大学文芸学部、2000年10月）、108頁。
- ◎金森トシエ、北村節子『専業主婦の消える日：男女共生の時代（いま家族を問う；1）』（有斐閣、1986年10月）、115～117頁。
- 鹿野政直『現代日本女性史—フェミニズムを軸として』（有斐閣、2004年6月）、59～60頁。
- 加納実紀代「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議と第二波フェミニズム」『女性学研究』18（大阪府立大学女性学研究センター、2011年3月）、151頁。
- ◎加納実紀代『女たちの銃後増補新版』（インパクト出版会、1995年8月）、82頁。
- カール・マルクス/日本共産党中央委員会社会科学研究所監修『新版資本論第1巻第4分冊』（新日本出版社、2020年3日）、1245頁、1310頁。
- 神辺靖光「学徒勤労動員の行政措置：中等学校を中心に」『明星大学教育学研究紀要』第11巻（明星大学教育学研究室、1996年3月）、16頁。
- 軽部恵子「女性労働者に関する国際文書の国内適用：男女雇用機会均等法の事例研究(1)」『桃山学院大学社会学論集=ST. ANDREW'S UNIVERSITY SOCIOLOGICAL REVIEW』30（桃山学院大学総合研究所、1996年9月）、96頁。
- 河合雅司『日本の少子化 百年の迷走』（新潮社、2015年12月22日）、85～86頁。
- 菊地利奈「生田花世の作品と人生にみるフェミニズム思想—理念と現実の狭間で—」Shiga University Working Paper Series 264（滋賀大学、2017年）、9頁。
- ◎北原みのり、佐藤優『性と国家』（河出書房新社、2016年11月）、166頁、192頁。
- 衣笠安喜編著『京都府の教育史（都道府県教育史）』（岩思文閣出版、1983年7月）、270頁。
- 木村敦夫「女優・松井須磨子と女性の地位向上」『コミュニケーション文化=Communication in culture』14巻（跡見学園女子大学文学部コミュニケーション文化学科、2020年3月）、31～34頁。
- ◎国吉百合子「フラワー手作り教室 時に応じて選べるパスタ料理」『消費と生活：consumer magazine (158)』（消費と生活社、1987年11月）、94頁。
- ◎群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編 21（近代現代 5 政治・社会 政治・社会運動・社会生活・統計）』（群馬県、1987年12月）、666頁。
- 『現代思想 2020年3月臨時増刊号 総特集＝フェミニズムの現在』（青土社、2020年2月）、320頁。
- ◎国立国会図書館憲政資料室所蔵「女子ノ政社並政談集会参加ニ関スル制限撤廃ニ付テ」（小橋一太文書 228号、「政治運動団体調綴」所収）。
- ◎国立書院編集部編、中川善之助監修『新旧民法正文：対照』（国立書院、1948年）、3頁、23頁、35～42頁、89頁。
- 古関彰一『日本国憲法の誕生』（岩波書店、2015年）、91頁。
- ◎小山静子『家庭の生成と女性の国民化』（勁草書房、1999年10月）、256～258頁、264頁。
- ◎小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2022年6月）、238頁。
- ◎最高裁判所『最高裁判所裁判集 刑事第一〇二号（昭和三〇年一月一二月）』（最高裁判所、1955年）、14頁。
- ◎斉藤泰雄「初等義務教育制度の確立と女子の就学奨励—日本の経験」『国際教育協力論集』第13巻第1号（広島大学教育開発国際協力研究センター、2010年4月）、45～46頁。
- ◎佐藤卓己『「キング」の時代：国民大衆雑誌の公共性』（岩波書店、2020年1月）、487頁。
- 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第2巻』（有斐閣、1964年）、647～659頁。
- 志賀祐紀「黒田チカと牧田らく—日本初の女子大学生誕生と東京女子高等師範学校・東北帝国大学」『東北大学史料館だより=Tohoku University archives newsletter』巻19（東北大学学術資源研究公開センター史料館、2013年9月）、4頁。
- ◎史官編纂『明治九年 法例彙纂 懲罰則之部 第一巻～第二巻 自明治元年至明治九年六月』（博

- 聞本社、1876 年）、19～20 頁、35～64 頁。
- 資生堂『資生堂社史：資生堂と銀座のあゆみ八十五年』（資生堂、1957 年）、386 頁。
- ◎澁谷知美『日本の童貞』（文春新書、2003 年 5 月 20 日）、53～63 頁。
- 清水美知子「1950～60 年代におけるく女中>イメージの変容：「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」をめぐって」『研究紀要』5（関西国際大学、2004 年 3 月）、92 頁。
- 『新修石部町史』編さん委員会編『新修石部町史史料篇』（石部町、1990 年 3 月）、668 頁。
- ◎『新定公布条例規則大全 明治 26 年』（東雲堂、1893 年）、392～394 頁。
- 『新編日本のフェミニズム 3 性役割』（岩波書店、2009 年 7 月）、37～38 頁。
- 『図説日本歴史 第 8 巻』（中央公論社、1961 年）、50 頁。
- ◎『社会科年鑑：学生図説 昭和 31 年版』（和光書房、1955 年）、93～94 頁。
- ◎『社会主義 (1) (333)』（社会主義協会、1992 年 1 月）、110～111 頁。
- ◎『袖珍集會及政社法』（早速社、1890 年 7 月）、2 頁。
- ◎『女性学年報 (19)』（日本女性学研究会『女性学年報』編集委員会、1998 年 11 月）、35 頁。
- ◎シルヴィア・フェデリーチ/小田原琳、後藤あゆみ訳『キャリバンと魔女：資本主義に抗する女性の身体』（以文社、2017 年 1 月）、100 頁。
- ◎鈴木安蔵「未亡人のすくいー幸福をどこに求めるかー」『婦人生活 1(8)』（婦人生活社、1947 年 12 月）、4～5 頁。
- 「性差の日本史」展示プロジェクト/国立歴史民俗博物館監修『新書版 性差の日本史』（集英社インターナショナル、2021 年 10 月）、153～154 頁、161～170 頁。
- 創価学会婦人平和委員会（編集）『かっぽう着の銃後』（第三文明社、1987 年）、28 頁。
- 高根沢町史編さん委員会『高根沢町史 通史編Ⅱ 近現代』（高根沢町、1999 年 03 月）、574～577 頁。
- 高橋喜久江「『慰安婦』問題うごき——二〇〇〇年女性国際戦犯法廷『婦人新報 11 月(1190)』（日本キリスト教婦人矯風会、1999 年 11 月）、26 頁。
- 竹信三恵子『家事労働ハラスメント』（岩波書店、2013 年 10 月）。
- ◎竹信三恵子『しあわせに働ける社会へ』（岩波書店、2012 年 6 月）、159～160 頁、174 頁。
- ◎竹信三恵子『女性不況サバイバル』（岩波書店、2023 年 7 月）、10 頁、226 頁。
- ◎田中彰『北海道と明治維新』（北海道大学図書刊行会、2000 年 12 月）、63 頁。
- 多摩市史編集委員会編『多摩市史 通史編 2』（多摩市、1999 年 3 月）、665～667 頁。
- 男女共同参画局「共同参画」2014 年 8 月号（男女共同参画局、2014 年 8 月）、11 頁。
- 男女共同参画局『平成 16 年版男女共同参画白書』（男女共同参画局、2004 年）、103 頁。
- 男女共同参画局『平成 30 年版男女共同参画白書』（男女共同参画局、2018 年）、117 頁。
- 中央公論社『中央公論社の八十年』（中央公論社、1965 年）、387 頁。
- ◎津田塾大学編『津田梅子文書』（津田塾大学、1980 年 10 月）、78 頁。
- ◎寺沢龍『明治の女子留学生——最初に海を渡った五人の少女——』（2009 年 1 月、平凡社）、56 頁。
- 東京都品川区編『品川区史 通史編 下巻』（東京都品川区、1974 年 8 月）、733～742 頁。
- ◎東京都編『東京市史稿 市街編 55』（東京都、1964 年）、758 頁。
- ◎徳島地方本部編『国防銃後の花』（大日本国防婦人会徳島地方本部、1942 年）、6 頁、17 頁、73 頁。
- 豊島区史編纂委員会編纂『豊島区史 通史編 3』（東京都豊島区、1992 年 3 月）、37 頁。
- ◎外崎光広『明治前期婦人解放論史（市民叢書；19）』（高知市民図書館、1963 年）、180～181 頁。
- 富田洋三「産業革命と女性労働」『実践女子大学生生活科学部紀要』第 46 号（実践女子大学、2009 年 3 月）、91 頁。
- 豊田真穂「女性労働行政の原点アメリカ占領下日本における労働省婦人少年局の設立」『アメリカ研究/2004 巻 (2004) 38 号』（アメリカ学会、2004 年）、160 頁、171～174 頁。
- 中島湘烟『湘烟日記』（育成会、1903 年）、23 頁。

- ◎中村吉蔵『最近欧米劇壇』（博文館、1911年6月）、48～52頁。
- ◎中山泰昌編『新聞集成明治編年史 第2巻』（本邦書籍、1982年11月）、423～424頁。
- 中路ちか子『三人の姉妹』（愛国婦人会、1936年）、付録13～15頁。
- 長柄町史編纂委員会『続長柄町史』（長柄町史編纂委員会、1981年10月）、452～453頁。
- ◎長野県編『長野県史 近代史料編 第9巻（教育）』（長野県史刊行会、1985年10月）、118頁。
- 日外アソシエーツ編集部編『日本女性史事典』（紀伊國屋書店、2016年4月）、97頁。
- 西村茂樹編『婦女鑑宮内省藏版』（吉川弘文館、1906年5月）、序1頁。
- ◎農商務省商工局工務課『綿糸紡績職工事情』（農商務省商工局、1903年）、第二章・第三章・第七章。
- 博文館編輯局編『明治節用大全：伝家宝典』（東博文館、1894年4月）、678頁。
- 橋本富記子「婦人参政権獲得運動から戦後初の女性議員誕生まで：女性の政治活動について」『千葉大学人文公共学研究論集 = Journal of Studies on Humanities and Public Affairs of Chiba University』第43巻（千葉大学大学院人文公共学府、2021年9月）、4～5頁。
- 濱口桂一郎『働く女子の運命』（文藝春秋、2015年12月）、60頁。
- ◎八丈三原会委員会編『若き日の防人たち』（八丈三原会、1981年7月）、172頁、191頁。
- 林茂『日本の歴史 25 太平洋戦争』（中央公論社、1967年）、352～353頁。
- 林茂等編『日本終戦史 上巻』（読売新聞社、1962年）、225頁。
- ◎林葉子「女たち／男たちの娼婦運動：日本における性の近代化とジェンダー」2007年度博士論文（大阪大学、2008年）、36～37頁、53頁。
- ◎原田実『森有礼（世界思想家全書）』（牧書店、1966年）、120～122頁。
- ◎平塚らいてう『女性の言葉』（教文社、1926年）、65頁。
- 平塚らいてう「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議会へ請願せんとする二件（1）」『大阪朝日新聞』（1920年1月7日）朝刊。
- ◎平沼騏一郎「國民ノ徴用ニ關スル勅令制定ノ件」（内閣府、1939年6月23日）。
- ◎福沢諭吉著作編纂会編『福沢諭吉選集 第5巻』（岩波書店、1952年）、29頁、302頁、311頁、291頁、296頁、325頁。
- ◎福沢諭吉著、中上川彦次郎記『品行論』（時事新報社、1885年）、29頁、35～36頁。
- 福地重孝『近代日本女性史』（雪華社、1963年）、104～105頁。
- 藤井忠俊『国防婦人会』（岩波新書、1985年）、40頁。
- 藤倉修一『マイク人生うらおもて』（エイジ出版、1982年5月）、67頁。
- 福田英子『妾の半生涯』（東京堂、1904年10月25日）、6頁、94～96頁、113頁、151～152頁。
- 藤田浪人、水谷憲風『社会問題大観』（共有出版協会、1922年）、307頁。
- ベティ・フリーダン著、荻野美穂訳『女らしさの神話』（岩波書店、2024年9月）、53頁、463頁。
- ◎法人財団大日本聯合婦人会『沿革史』（法人財団大日本聯合婦人会、1942年）、5～8頁、65～66頁、86～87頁。
- ◎細井和喜蔵『女工哀史』（改造社、1925年）、107～108頁、144頁、158頁、336～338頁、349頁、383～394頁。
- 松尾尊允「〈論説〉友愛会の発展過程：第一次大戦下における内的転換と成長（特集：文化交流）」『史林』40巻6号（京都大学、1957年11月）、146頁。
- 松原洋子ほか「第五章 日本一戦後の優生保護法という名の断種法—『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか—』（講談社、2000年）、218頁。
- ◎丸岡秀子編集・解説『日本婦人問題資料集成』第8巻（ドメス、1976年6月）、87頁。
- 三木草子ほか編「優生保護法改悪阻止の運動（全国）」『資料 日本ウーマン・リブ史2』（松香堂書店、1994年）、168頁。
- ◎宮沢俊義教授講「「ポツダム」宣言ニ基ク憲法、同附属法令改正要点」の（6）（外務省、1945年9月28日）、17頁。
- ◎宮原誠一ほか編『資料日本現代教育史』（三省堂、1974年3月）、23～24頁、338～339頁。



- ◎『民法 訂15版』（有斐閣、1908年9月）、299頁。
- 牟田和恵「戦略としての女—明治・大正の「女の言説」を巡って—」『新編日本のフェミニズム 3 性役割』（岩波書店、2009年7月）、37～38頁。
- 『明治大正史談1』（明治大正史談会、1937年2月）、4頁。
- ◎元田永孚編『幼学綱要』（文教会、1912年）、1～2頁、21頁、170頁。
- 守屋東編『日本基督教婦人矯風会五十年史』（日本基督教婦人矯風会、1936年）、3～5頁。
- 山崎貴子「戦前期日本の大衆婦人雑誌にみる職業婦人イメージの変容」『教育社会学研究第85集』巻19（日本教育社会学会、2009年）、93頁。
- 山崎ひろみ「二〇〇〇年一二月、女性国際戦犯法廷の成功に向けて」『月刊状況と主体（271）』（谷沢書房、1998年7月）、90～91頁。
- ◎山中仁吉「新婦人協会の成立：第一次世界大戦後における女性参政権要求の論理と運動戦略」『北大法学論集』74巻3号（北海道大学大学院法学研究科、2023年9月30日）、301頁、323～326頁。
- 横田弘『障害者殺しの思想』（現代書館、2015年）、70～74頁。
- 与謝野晶子『定本与謝野晶子全集 第8巻』（講談社、1981年12月）、416頁。
- 吉田理恵、中野佐知子「生活時間調査からみたメディア利用の変遷と現在～ 2005 年国民生活時間調査より～」『放送研究と調査』（NHK、2006年）、67～71頁。
- 読売新聞社社史編纂室編『読売新聞八十年史』（読売新聞社、1955年）、691頁。
- 歴史学研究会編『日本史年表』第5版（岩波書店、2017年10月）、236～238頁。
- ◎労働行政調査研究会編『労働省二十五年史』（労働行政調査研究会、1973年6月19日）、157頁。
- ◎労働経済研究会編『日本労働年報 第8集(1955年)』（労働経済社、1955年）、169頁。
- 労働省婦人局『婦人実情の現状』（1985年8月）、24頁。
- 和歌森太郎、山本藤枝『日本の女性史 第6巻』（集英社、1975年）、223頁。
- 渡辺友美「戦う少女のユニフォーム—戦時中におけるセーラー服表象—」『表象・メディア研究』13巻（早稲田表象・メディア論学会、2023年3月）、91頁。
- ◎亙理章三郎『婦女鑑——学ぐさ』（蛍雪書院、1941年）、58頁。
- NHK「NHK スペシャル銃後の女性たち～戦争にのめり込んだ“普通の人々”～」(NHK、2021年8月14日)。
- Tomida Hiroko, "The legacy of the Japanese bluestocking society : its influence upon literature, culture and women's status", *Language, culture and communication, No. 48* (The Hiyoshi review of natural science Keio University, 2016), pp133.

## URL リスト

◎上野千鶴子「田中美津さんがウーマンリブに「肉声」を与えた 上野千鶴子さん寄稿」（朝日新聞デジタル、2024年8月10日 12時00分）、  
<https://www.asahi.com/articles/ASS891T02S89UCVL01NM.html>、最終閲覧日 2024年9月13日。  
伊木緑「森氏の発言に広がる怒り 性差別へ『もうわきまえない』（朝日新聞東京社会部、2021年2月24日 11時00分）、<https://www.asahi.com/articles/ASP2N5VQRP2JUTIL062.html>、最終閲覧日 2025年1月24日。  
浦中美穂「7月ロイター企業調査：選択的夫婦別姓に賛成半数、9割が『機運十分でない』（ロイター、2024年7月18日 9時2分）、  
<https://jp.reuters.com/economy/bank-of-japan/DBI4KQCJTNPNNBAIBWBXHTOUUE-2024-07-18/>、最終閲覧日 2024年7月18日。  
太田宇律「『男は生きづらい』は本当か、自死をめぐるアンバランス◆『女性の方が深刻』の指摘も#データの深層」（時事通信社、2023年07月30日 08時00分）、  
<https://www.jiji.com/jc/v8?id=202307jishiritu-team>、最終閲覧日 2024年9月15日。  
公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「運営福祉施設・関連施設」、  
<https://kyofukai.jp/aboutus/inst>、最終閲覧日 2023年2月22日。  
厚生労働省『厚生白書平成8版』、  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/03.pdf)、第一章第3節の1、最終閲覧日 2024年5月20日。  
厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022年）、3頁、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>、最終閲覧日 2024年11月25日。  
厚生労働省「コース別雇用管理制度の実施・指導状況」（2011年）、  
[https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/cource\\_joukyou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/cource_joukyou.pdf)、最終閲覧日 2024年7月21日。  
厚生労働省『人口動態調査』「全婚姻一初婚別にみた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411844>、最終閲覧日 2024年11月15日。  
厚生労働省「平成26年度コース別雇用管理制度の実施・指導状況（確報版）」（2014年）、2頁。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101661.html>、最終閲覧日 2024年7月23日。  
厚生労働省「モデル就業規則」、67頁、<https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf>、最終閲覧日 2024年7月23日。  
厚生労働省「令和2年版 厚生労働白書－令和時代の社会保障と働き方を考える－」、図表1-8-1 世帯所得（実質）の推移、  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-08-01.html>、最終閲覧日 2024年8月12日。  
厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」（2023年）、168頁、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r04/07.pdf>、最終閲覧日 2024年7月23日。  
厚生労働省「令和5年雇用均等基本調査」、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/07.pdf>、最終閲覧日 2024年9月29日。  
厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/01.pdf>、最終閲覧日 2024年8月14日。  
厚生労働省『令和5年版厚生労働白書－つながり・支え合いのある地域共生社会』、8頁、  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>、最終閲覧日 2025年1月19日。  
厚生労働省『令和5年版自殺対策白書』、1頁、12～13頁、  
<https://www.mhlw.go.jp/content/r5hs-1-1-01.pdf>、最終閲覧日 2024年9月15日。

厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計」、第5表、  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/dl/09\\_h5.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/dl/09_h5.pdf)、最終閲覧日2025年1月15日。

◎厚生労働省「労働基準法」（1947年4月7日）、  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=73022000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=73022000&dataType=0&pageNo=1)、最終閲覧日2024年12月22日。

厚生労働省「労働力調査」、  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001orbi-att/2r9852000001orfa.pdf>、最終閲覧日2024年7月23日。

厚生労働省「2023（令和5）年 国民生活基礎調査の概況」、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/dl/03.pdf>、最終閲覧日2024年8月12日。

◎「国家総動員法ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A02030075800、公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第七十一巻・軍事・陸軍・海軍・国家総動員・雑載（国立公文書館）、1頁、<https://www.digital.archives.go.jp/img/1729181>、最終閲覧日2024年10月9日。

◎国立国会図書館「憲法問題調査委員会設置の趣旨」（1945年10月27日）、  
<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/039a/039atx.html>、最終閲覧日2025年1月19日。

国立公文書館「国民職業能力申告令・御署名原本・昭和十四年・勅令第五号」（1939年1月6日）、  
<https://www.digital.archives.go.jp/img/139484>、最終閲覧日2025年1月19日。

国立公文書館「『国民職業能力申告令中ヲ改正ス』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03010199900、公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第六十九巻・軍事三・国家総動員一」（1944年2月12日）、  
<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/A03010199900>、最終閲覧日2024年12月22日。

国立公文書館「『御署名原本・昭和十九年・勅令第五一九号・女子挺身勤労令』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03022306600、御署名原本・昭和十九年・勅令第五一九号・女子挺身勤労令」、  
<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/A03022306600>、最終閲覧日2024年12月22日。

◎国立公文書館「治安警察法ヲ定ム」（1900年3月）、  
[https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m33\\_1900\\_01.html](https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m33_1900_01.html)、最終閲覧日2023年4月30日。

◎国立国会図書館「資料名[Three basic points stated by Supreme Commander to be "musts" in constitutional revision]」（1946年2月4日）、  
<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/072/072tx.html>、最終閲覧日2025年1月19日。

◎国立公文書館「衆議院議員選挙制度改正要綱」（1945年10月23日）、「一、選挙権及被選挙権ニ関する事項」の2より、  
<https://www.digital.archives.go.jp/img/1756401>、最終閲覧日2025年1月19日。

◎国立国会図書館デジタルコレクション『元老院会議筆記』自第百六十七号至第百九十五号明治10-22年、  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1367159>、最終閲覧日2024年12月21日。

◎国立国会図書館デジタルコレクション『衆議院議事速記録』第14回明23-45、  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/784120>、最終閲覧日2024年12月21日。

国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（2021年6月）、  
[https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16\\_Report03.pdf](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_Report03.pdf)、最終閲覧日2024年8月17日、33～34頁。

◎「国民優生法ノ一部施行期日ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100958200、公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第二百九十九巻・衛生・人類衛生（国立公文書館）、第一條、第三條

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1700048>、最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。  
齊藤涼子「国立公文書館アジア歴史資料センター コラム 参政権をめぐる女性と政治」、  
<https://www.jacar.go.jp/universalsuffrage/column/detail/?key=4>、最終閲覧日 2024 年 12 月 5 日。  
参議院「第 173 回国会 請願の要旨 602『選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願』」、  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/seigan/173/yousi/yol730602.htm>、最終閲覧日 2024 年 7 月 18 日。  
◎衆議院会議録「第 83 回帝国議会 衆議院 予算委員会 第 2 号 昭和 18 年 10 月 27 日」（衆議院、1943 年 10 月 27 日）、037、  
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/detail?minId=008313242X00219431027&spkNum=7#s7>、最終閲覧日 2025 年 1 月 20 日。  
衆議院「衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する再質問に対する答弁書」、  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b192136.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b192136.htm)、最終閲覧日 2024 年 6 月 28 日。  
衆議院「法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書」、  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a192136.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a192136.htm)、最終閲覧日 2024 年 6 月 28 日。  
清野貴幸「『民権ばあさん』没後 100 年 高知の記念館で企画展」（朝日新聞デジタル記事、2020 年 10 月 10 日 10 時 00 分）、  
<https://www.asahi.com/articles/ASNB97DWGNB8PTLC020.html>、最終閲覧日 2023 年 3 月 14 日。  
「人口政策確立要綱ニ関スル件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03023595500、公文別録・内閣（企画院上申書類）・昭和十五年～昭和十八年・第二巻・昭和十六年（国立公文書館）、第四人口増加ノ方策の一、出生増加ノ方策の(ホ)、10～11 頁、  
<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/632364>、最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。  
総務省『国勢調査』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員－全国\*，都道府県 その 2 普通世帯及び準世帯（大正 9 年～平成 12 年）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003389840>、最終閲覧日 2024 年 11 月 26 日。  
総務省『国勢調査 時系列データ 世帯』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員－全国，都道府県（大正 9 年～令和 2 年） その 2 普通世帯及び準世帯（大正 9 年，昭和 5 年～令和 2 年）」、  
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410421>、最終閲覧日 2025 年 1 月 18 日。  
総務省統計局統計調査部国勢統計課「男女別人口及び人口性比 － 全国，都道府県（大正 9 年～令和 2 年）」、<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410379>、最終閲覧日 2024 年 6 月 16 日。  
総務省「マイナンバーとマイナンバーカード」、  
[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/01.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html)、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。  
総務省「労働力調査（基本集計） 2023 年（令和 5 年）平均結果」、表 I－4 年齢階級別就業率の推移、<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/gaiyou.pdf>、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日。  
総務省「労働力調査 令和 2 年」、  
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2020/pdf/summary2.pdf>、4 頁、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。  
男女共同参画局「加藤大臣からのメッセージ『女性参政権行使 70 年』に寄せて」、  
<https://www.gender.go.jp/policy/sanseiken70/index.html>、最終閲覧日 2024 年 6 月 28 日。  
男女共同参画局「女性議員数の推移」、  
[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankaku\\_jokyo/2001/1-1-2.html](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankaku_jokyo/2001/1-1-2.html)、最終閲覧日 2024 年 6 月 28 日。  
男女共同参画局「女性差別撤廃条約全文」、

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/joyaku.html](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html)、最終閲覧日 2024 年 7 月 21 日。

男女共同参画局「男女共同参画社会基本法」、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html)、最終閲覧日 2024 年 7 月 21 日。

男女共同参画局「男女共同参画社会基本法制定のあゆみ 執務提要」、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/situmul-1.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/situmul-1.html)、最終閲覧日 2024 年 6 月 28 日。

男女共同参画局「夫の姓・妻の姓別にみた婚姻件数」、  
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/pdf/01.pdf>、最終閲覧日 2023 年 4 月 23 日。

中央公論新社「会社概要」、<https://www.chuko.co.jp/profile/>、最終閲覧日 2022 年 6 月 4 日。

「中学校学習指導要綱」（1958 年）、<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s33j/chap2-8.htm>、最終閲覧日 2024 年 9 月 30 日。

張馨筑「働きと産み」『コミュニケーション科学』第 61 号、東京経済大学、2025 年）。

筒井淳也「夫婦同姓は日本の伝統ではないのに多くの不利益は無視、日本で『選択制夫婦別姓』が認められない本当の理由」（PRESIDENT WOMAN SOCIAL、2020 年 4 月 15 日）、  
<https://president.jp/articles/-/34529?page=2>、最終閲覧日 2024 年 9 月 15 日。

帝国データバンク「女性登用に対する企業の意識調査（2022 年）」、  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220813.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 26 日。

東京新聞「『遅すぎた謝罪』旧優生保護法訴訟の原告らは岸田首相の言葉をどう聞いたか 国が引き伸ばした長い闘いの末」2024 年 7 月 18 日 06 時 00 分、  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/340695>、最終閲覧日 2024 年 12 月 22 日。

東京新聞「＜サブカル World＞（35）日本発の BL 文化 都内で国際シンポジウム」2023 年 12 月 26 日 07 時 29 分、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/298189>、最終閲覧日 2024 年 9 月 15 日。

東京新聞「選択制夫婦別姓、自民が議論再開 『先送りできない最重要課題』と経団連に言われたが…『一朝一夕に結論出ない』」2024 年 7 月 18 日、  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/340900>、最終閲覧日 2024 年 12 月 21 日。

東京大学男女共同参画室「資料 1：日本の女子高等教育の歴史」、  
[https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/model-program/library/UTW\\_History/Page05.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/model-program/library/UTW_History/Page05.html)、最終閲覧日 2022 年 4 月 1 日。

内閣官房内閣広報室「旧優生保護法訴訟の判決等についての会見」2024 年 7 月 3 日、  
[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202407/03kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/03kaiken.html)、最終閲覧日 2024 年 12 月 21 日。

◎内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」、  
<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuvaku/zh/z13.html>、最終閲覧日 2024 年 8 月 8 日。

内閣府「第 5 次基本計画策定専門調査会人材・意識 WG 第 2 回資料」、  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/sidai/pdf/jinzai/02/01.pdf>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」ジェンダー・ギャップ指数（2024.6.12 発表）、  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)、最終閲覧日 2025 年 1 月 26 日。

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査 令和 4 年 11 年調査」、  
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/gairyaku.pdf>、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日、18 頁。

内閣府「男女共同参画に関するデータ集」、



[https://www.gender.go.jp/research/weekly\\_data/04.html](https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/04.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。

内閣府『男女共同参画白書 平成 29 年版』、I-特-1 図 就業率の推移、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-01.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日。

内閣府『男女共同参画白書 令和 5 年版』、特-45 表 生活の中の時間増減希望、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-45.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-45.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 23 日。

内閣府『男女共同参画白書 令和 3 年版』「特集 コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1\\_s00\\_00.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s00_00.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 17 日。

内閣府『男女共同参画白書 令和 4 年版』、  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1\\_s00\\_01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html)、最終閲覧日 2024 年 8 月 13 日。

内閣府「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～」、10 頁、  
[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kurashikata\\_ishikihenkaku/pdf/0310honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kurashikata_ishikihenkaku/pdf/0310honbun.pdf)、最終閲覧日 2024 年 8 月 12 日。

内閣府「婦人に関する世論調査（昭和 51 年 8 月調査）」、  
<https://survey.gov-online.go.jp/s51/S51-08-51-08.html>、最終閲覧日 2024 年 12 月 3 日。

内閣府「世論調査（男女共同参画に関するもの）」、  
<https://www.gender.go.jp/research/yoron/index.html>、最終閲覧日 2024 年 8 月 8 日。

日本経済新聞『菅官房長官「出産で国に貢献」 福山雅治さん結婚で』『Yahoo!ニュース』、2015 年 9 月 30 日 00 時 39 分、  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLASFS29H6D\\_Z20C15A9PP8000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASFS29H6D_Z20C15A9PP8000/)、最終閲覧日 2024 年 6 月 20 日。

日本経済新聞「Amazon、社員に週 5 日出社義務付け 米巨大テックで初」（日本経済新聞社、2024 年 9 月 17 日）、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN163PROW4A910C2000000/>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

法務省「戸籍の ABC（Q1～Q5）」「戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載の変更に ついて」、<https://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

法務省「諸外国における身分関係登録制度等に関する調査報告書（大韓民国編）」、  
<https://www.moj.go.jp/content/001203264.pdf>、最終閲覧日 2025 年 1 月 25 日。

法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」、  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>、最終閲覧日 2024 年 7 月 18 日。

毎日新聞「選択的夫婦別姓『賛成』57%、『反対』22% 毎日新聞世論調査」2024 年 6 月 23 日、  
<https://mainichi.jp/articles/20240623/k00/00m/040/116000c>、最終閲覧日 2024 年 12 月 21 日。

文部科学省『学制百年史』「一 社会教化活動の強化」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm)、最終閲覧日 2024 年 9 月 6 日。

文部科学省『学制百年史』「一 終戦直後の高等教育」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317750.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317750.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 6 日。

◎文部科学省『学制百年史』「学制」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 7 日。

文部科学省「学徒勤労令（抄）（昭和十九年八月二十三日勅令第五百十八号）」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317983.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317983.htm)、最終閲覧日 2024 年 9 月 29 日。

文部科学省『学制百年史』「高等女学校令施行規則」 第一条、第十六条  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318041.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318041.htm)、最終閲覧日 2023 年 4 月 25 日。

文部科学省『学制百年史』「五 幼稚園の創設」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 6 日。

文部科学省『学制百年史』「三 戦時教育体制の進行」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm)、最終閲覧日 2023 年 11 月 15 日。

文部科学省『学制百年史』「三 義務教育年限の延長」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 8 日。

文部科学省『学制百年史』「三 明治初期の女子教育」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317595.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317595.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 7 日。

◎文部科学省『学制百年史 資料編』「(一) 臨時教育会議(抄)」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm)、最終閲覧日 2023 年 6 月 5 日。

文部科学省『学制百年史』「女子師範学校の設立」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317603.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317603.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 6 日。

文部科学省『学制百年史』「四 海外留学生と雇外国人教師」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317601.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317601.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 4 日。

◎文部科学省『学制百年史』「四 小学校の普及と就学状況」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317590.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317590.htm)、最終閲覧日 2022 年 9 月 7 日。

文部科学省『学制百年史』「二 高等教育の戦時体制化」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317703.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317703.htm)、最終閲覧日 2024 年 9 月 29 日。

◎文部科学省『学制百年史』「二 高等女学校令の制定」、  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm)、最終閲覧日 2023 年 4 月 23 日。

◎文部科学省「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)」、181～182 頁、139 頁、  
[https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt\\_kyoiku02-100002604\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf)、最終閲覧日 2025 年 1 月 26 日。

◎文部科学省「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)」、2～3 頁、148 頁、167 頁、226 頁、254～255 頁、307 頁、313 頁、325 頁、  
[https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt\\_kyoiku02-100002604\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf)、最終閲覧日 1 月 26 日。

やぎみね「竹信三恵子講演「ワーク・ライフ・バランス～女が働きやすい社会は男も幸せになれる!!」報告」(2009 年 7 月 28 日)、<https://wan.or.jp/article/show/2754>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。

山田昌弘「男女共同参画は、日本の希望(2) 大きな時代変化の中で」『共同参画』2013 年 6 月号、  
[https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2013/201306/201306\\_08.html](https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2013/201306/201306_08.html)、最終閲覧日 2024 年 7 月 23 日。

「優生保護法（1948/07/13 法律第 156 号）」（1948 年 7 月 13 日）、第一章第一条、第二条、  
<http://www.arsvi.com/0z/1948h156.htm>、最終閲覧日 1 月 19 日。  
 吉崎洋夫「医学部入試の女子差別問題 東京医大以外でも男女の合格率に格差」（朝日新聞デジタル、2018 年 9 月 7 日 19 時 03 分）、  
<https://dot.asahi.com/wa/2018090700082.html?page=1>、最終閲覧日 2023 年 5 月 27 日。  
 理科学研究所『理科学研究所百年史』「女性科学者の 100 年」、  
<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/pr/publications/anniv/riken100/digest/riken100-digest-1-2.pdf>、45 頁、最終閲覧日 2022 年 4 月 1 日。  
 e-Gov 法令検索「昭和四十七年法律第百十三号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000113>、最終閲覧日 2024 年 7 月 21 日。  
 e-GOV 法令検索「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0100000111?tab=cited>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。  
 ◎e-GOV 法令検索「日本国憲法（昭和二十一年憲法）」、  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>、最終閲覧日 2025 年 1 月 19 日。  
 e-Stat 政府統計の総合窓口「人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生（年次別にみた出生数・出生率（人口千対）・出生性比及び合計特殊出生率）」、  
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411595>、最終閲覧日 2025 年 1 月 15 日。  
 ILO、  
<https://www.ilo.org/ja/resource/1981nian-no-jia-zu-de-ze-ren-wo-you-su-ru-lao-dong-zhe-tiao-yue-di-156hao-0>, accessed on July 20, 2024.  
 ILO, HP, <https://www.ilo.org/ja>, accessed on July 20, 2024.  
 NHK「女性と戦争 知られざる陸軍・女子通信隊」（2022 年 8 月 26 日）、  
<https://www.nhk.or.jp/minplus/0029/topic083.html>、最終閲覧日 2024 年 12 月 1 日。  
 NHK「性別変更の手術要件めぐり 特例法の規定は憲法違反 最高裁」（2023 年 10 月 25 日 21 時 25 分）、  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231025/k10014236581000.html>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。  
 NHK 放送史「女子挺身隊 兵器生産へ」（NHK、1944 年）、  
[https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062\\_00000](https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062_00000)、最終閲覧日 2024 年 12 月 2 日。  
 NHKNEWS「旧優生保護法は憲法違反 国に賠償命じる判決 最高裁」2024 年 7 月 3 日 19 時 30 分、  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240703/k10014499611000.html>、最終閲覧日 2024 年 12 月 22 日。  
 UN Women「アンステレオタイプアライアンス」、  
<https://japan.unwomen.org/ja/unstereotype-alliance>、最終閲覧日 2024 年 9 月 18 日。  
 Stephanie Coontz, "Friedan Exposed 1950s Women's Emotional Core", *Women's eNews*, June 10, 2011,  
<https://womensenews.org/2011/06/friedan-exposed-1950s-womens-emotional-core/>,  
 accessed on September 12, 2024.  
 TIMES, "NAZIS ISSUE RULES ON CHOICE OF WIFE; 'Ten Commandments' Enjoin Men to Wed Eugenically for Children and Nation. NORDIC PURITY STRESSED Germans Told to Seek Mates, Not Playmates, and to Shun Non-Europeans.", *The New York Times*, August 25, 1934,  
<https://www.nytimes.com/1934/08/25/archives/nazis-issue-rules-on-choice-of-wife-ten-commandments-enjoin-men-to.html>, accessed on December 22, 2024.